昭和四十二年三月
文化財調査報告第十七集

南部伊達両藩藩境塚

―北上川以西の部―

岩手県教育委員会

南部伊達両藩藩境塚　正誤表

頁	行	誤	正
序	13	保・進され	促・進され
″	15	お引受やくださつた	お引受けくださつた
図版挿入目次		第6図　大塚形状写真	第6図　大塚形状写真(1)・5・(2)・
″		第7図　小塚形状実測図、写真	第7図　小塚形状実測図及び写真(1)・5・(3)・
6	11	高橋一見教育委員長	高橋一見教育長
41		「塚の名称」の項目中　街道枡張	街道枡形
42		表の末尾に	備考　表の「塚の大いさ」の項目のうちの△印は塚が欠削されていることを示す。 もとは表示した数値よりも大きかつたはずである。
48	8	宮崎新田	岩崎新田
68	4	板倉書房	校倉書房
″	6	岩手史学研	岩手史学研究

70	第4図	14	菊地境・太郎
	第5図		202八天坂沖大 188和田
	第6図		(23)図版は(23)図版のみ入香る。説明文は原位置のまま) (23)図版は(23)図版と図版のみ入香る。 説明文は原位置のまま)
	第7図		(24)図版は(24)図版と図版のみ入香る。 説明文は原位置のまま)
	第7図		小塚形状実測図 備考釜理の通し番号は267
270	第7図(2)	15	ボールの右・ 折井・嘉兵衛
			小塚形状実測図および写真。備考(1)は釜理の通し番号267の小塚形状実測図、(2)は釜理の通し番号267の小塚形状写真、(3)は村上沖大塚、正覚寺沖大塚間にある小塚列。 ボールの左・ 折居・嘉兵衛
			菊地悦・太郎 202八天坂沖大塚。 186和田沖。

南部伊達両藩藩境塚

―北上川以西の部―

板橋源
司東真雄

序

最近、「文化財保護か開発か」の問題が大きくとりあげられているが、本県においても多くの問題をかかえている。

その一例として、西は奥羽山脈の和賀駒ケ岳より東は太平洋岸の唐丹湾まで延々一三〇キロにわたって南部伊達両藩の藩境塚が存在するが、昭和三七年五月から同三八年三月までの間に、三五カ所（大塚七、小塚二八）が道路建設のため破壊され、さらに開田工事により破壊されることが憂慮されている状態である。

この藩境塚は、いまでは我が国において現存唯一の藩境塚といわれるもので、その保護対策は各方面から望まれているところである。

本教育委員会では、おくればせながら昭和三九年三月、同年一〇月、四一年一一月の三次にわたり、文化財専門委員板橋源、司東真雄の両先生に依頼し、北上川以西の南部伊達両藩藩境塚の実測調査を実施した。

調査は、あるときは雪、みぞれに降られ、あるときは、木枯し吹く悪天候をおかし、雑木や灌木が密生して視界の全くきかない歩行困難な山中を踏みわけ、藩境塚の探索、実測がすすめられた。その労苦はなみなみならぬものがあったと推測され、心から敬意と謝意を表する次第である。

いまここに、約百点におよぶ南部伊達両藩藩境塚関係資料もあわせ集録し、本調査報告の刊行をみ、ともかくも藩境塚の記録保存が図られたことは、調査にあたられた先生方とともに喜びに堪えないところであるが、これにより藩境塚の保護対策が保進されることを念じて止まない。

なお、末尾であるが、調査にあたり地元において御手配いただいた北上市教育委員会、和賀町教育委員会の方々をはじめ、道案内をお引受やくださった盛合弥、小野進一、浅水末男、金田助蔵、高橋兵吉、高橋孫治、菊池英雄の諸氏に対し、厚く御礼申し上

げる次第である。

昭和四二年三月一日

岩手県教育委員会教育長　工藤巌

目次

第一章　調査にいたるまでの経緯……一
第二章　調査経過の概要……二
(一)　昭和三十八年度（第一次）……二
(二)　昭和三十九年度（第二次）……四
(三)　昭和四十一年度（第三次）……六
第三章　藩境塚の現況……九
(一)　資料にみえる藩境塚……九
(二)　大塚・小塚の現況……三五
第四章　南部伊達両藩の接壌……四三
(一)　北上平野における郡界の特性……四三
(二)　伊達南部両氏の接触……四四
第五章　南部伊達両藩の藩境塚の築造……四五
(一)　藩境決定にまつわる伝承説話……四五
(二)　藩境争論……四九
(三)　藩境塚築造……五〇
(四)　小塚の築造……五五

(五) 藩境塚の修補保全……五七
(六) 塚補修経費……六一
付記 御境古人と境の施設並びに神社……六三
(一) 御境古人……六三
(二) 足軽百二人の配置と相去及び川口御番所……六四
(三) 鬼柳・煤孫御番所と三十人町の設置……六六
(四) 神社……六七
付録
南部伊達両藩々境塚関係資料集録……一〇九

執筆分担　第一章～第五章　板橋　源
附記・付録　司東　真雄
図版　佐々木博康

図版・挿図目次

第1図　南部伊達両藩境地図（五〇万分の一）
第2図　北上川以西藩境地図（五万分の一）
第3図　北上平野の郡境図
第4図　藩境塚配置図
第5図　大塚形状実測図(1)・(2)・(3)
第6図　大塚形状写真
第7図　小塚形状実測図・写真
第8図　相去及び鬼柳御番所図
第9図　嘉永三年絵図の鬼柳御番所
第10図　相去町の三十人町図

表目次

第1表　資料にみえる藩境塚（大塚・小塚）一覧表
第2表　資料にみえる大塚数と小塚数の表
第3表　大塚・小塚形状計測数値表
第4表　藩境塚刈払・上置年次表
第5表　三十人町説明表

南部伊達両藩藩境塚関係資料目次

一　ローマ・パチカン博物館蔵　カルワーリュの旅行記　一六二〇年
二　「相去村郷土誌」所載　御境通用留写　元和元年
三　水沢市千田勝男文書　御領地相去村境目上代より伝候所々之覚　寛永一七年
四　盛岡市公民館所蔵　仙台境之事並諸事之次第　寛永一八年
五　江刺市岩野謙文書　上伊沢西根村南部御境目塚数並塚間間数覚　寛永一九年
六　金ヶ崎町伊藤重男文書
七　和賀町高橋兵七文書（仙台側より南部側へ交換の境絵図記載文）寛永一九年
八　南部叢書巻一所収「奥々風土記」駒形ノ神社
九～一一　江刺市菊池悦太郎文書　三通
一二　「金ヶ崎町誌」所収　長志田文書　御境踏ミ

一三～一七　江刺市菊池悦太郎文書　五通

一八　江刺市三瓶正次文書　同役中可申合神文

一九　金ヶ崎町六原桑島弁治文書　上胆沢相去村之内六原東西南北間数並御日除松ヶ所付御拵御野場間数の道法改帳

二〇　金ヶ崎町六原桑島弁治文書

二一　「水沢町誌」所収　元和元年留守文書

二二　「相去村誌」所収　南部藩吉野四兵衛筆、御境奉行遠藤六兵衛重判の絵図所載　寛永一九年

二三　北上市門脇定治文書　乍憚口上之覚書を以御訴訟申上候御事　元禄九年

二四　北上市柏葉庄一文書　仙台市南部領境書留覚

二五　江刺市菅野謙文書　境塚之覚

二六　金ヶ崎町六原桑島弁治文書　端郷相去村六原村境見通並間数古控写共ニ申上候

二七　金ヶ崎町六原桑島弁治蔵絵図（書き込み）

二八　北上市門脇定治文書　乍恐奉願御事

二九　盛岡市公民館蔵　陸奥国南部領変地其外相改之候目録

三〇　金ヶ崎町六原桑島弁治文書

三一　金ヶ崎町六原高橋定義文書　宝永八年

三二　金ヶ崎町高橋定義文書　享保一〇年

三三　北上市千田良吉文書　留書覚附帳　享保一三年

三四～三五　金ヶ崎町高橋定義文書　乍恐奉願候御事　享保一七年　二通

三六　和賀町高橋武夫文書　御駒堂御材木受取申帳　享保二〇年

三七　和賀町高橋武夫文書　御境小塚繕築直・新規塚数改申覚帳

三八　和賀町高橋兵吉文書　御境塚近所田畑塚より弐間宛他領御当地共荒所に仕候覚　享保七年

三九　「相去村郷土誌」所載　通路写　享保一一年

四〇　北上市浅水宋男文書　鬼柳黒沢尻通御代官所之内御両国御境夏油山御境ニ往古より御据被指置候御趣意旧記並ニ申伝書覚

四一　水沢市日高神社蔵　元禄十二年五月生江助内図せる絵図貼紙

四二　金ヶ崎町高橋定義文書　御境通埒之覚

四三～四四　金ヶ崎町高橋定義文書　二通

四五　和賀町高橋武夫文書　御境小塚繕築直シ並新規上置等他領御当地古人出会相立申覚、延享三年

四六　和賀町高橋武夫文書　御境塚数並諸用覚帳　延享三年

四七　和賀町高橋武夫文書　夏油御山之内山沢並諸木方角間数書上仕候覚帳　宝暦四年

四八　金ヶ崎町高橋定義文書　乍恐口上書を以奉願候御事　明和二年

四九　金ヶ崎町高橋定義文書　乍恐奉願御事　明和五年

五〇　金ヶ崎町高橋定義文書　明和四年

五一　和賀町高橋武夫文書　南部仙台領御境之巻

五二　「相去村郷土誌」所載　村の旧家並に御境古人

五三　和賀町高橋武夫文書　御当領仙台御領御境筋駒嶽与赤石鼻下北上川端迄諸面帳　安永八年

五四　江刺市岩野謙文書　南部境塚数覚

五五　「相去村郷土誌」所載　御境目定　天明九年

五六　金ヶ崎町高橋定義文書

五七　北上市菊池秀雄文書　御境目御定　寛政三年

五八～五九　金ヶ崎町高橋定義文書　二通

六〇　和賀町折居協二文書　御境御不断御用留帳　寛政七年

六一～六三　金ヶ崎町高橋定義文書三通

六四　和賀町高橋武夫文書　御境駒ヶ嶽参詣道苅払御用留帳　文政四年

六五　北上市須川一郎文書　仙台領南部領御境覚

六六　和賀町高橋武夫文書　御境切通し之節内々小払入料並賄方控覚左之通

六七　和賀町高橋武夫文書　御境煎通し御普請之節内々入用書留　天保五年

六八　和賀町高橋兵吉文書　御境筋山中苅払並御境塚上置御普請御用ニ付他領古人出会八月廿七日より九月十日迄日数十四日昼弁当隔日七度相出申候入料書上候　天保八年

六九　和賀町高橋兵吉文書　御境筋山中苅払並御塚上置御普請御用ニ付他領古人出会八月廿九日より九月十一日

迄日数十三日昼弁当隔日六度相出申候入料書上帳　天保十一年

七〇　和賀町高橋武夫文書　御当領仙台領御境駒ヶ嶽御堂御建替御用中諸品取物書上帳　天保十二年

七一　和賀町高橋武夫文書　御当領仙台領御境御駒堂御建替御用ニ付他領出会昼弁当並酒肴振舞入料書上料　天保十二年

七二　和賀町高橋武夫文書　御境筋山中苅払並御境塚上置御普請御用ニ付他領古人出会九月廿二日より閏九月五日迄数十五日昼弁当隔日六度相出申候入料書上帳　天保十四年

七三　和賀町高橋武夫文書　夏油御山御境役預り御山ニ被仰付置候一件書上帳　弘化二年

七四　和賀町高橋兵吉文書　山中御境小鱒沢論所之節懸合品々書留帳　弘化四年

七五　和賀町高橋武夫文書　夏油御山御境役領り御山ニ被仰付置候一件書上帳　嘉永二年

七六　和賀町高橋正吉文書　絵図面奥書　嘉永三年

七七　和賀町高橋兵吉文書　諸書留控帳　嘉永元年～慶応三年

七八　和賀町高橋兵吉文書　御当領仙台領御境古来並嶽湯元古来写帳　嘉永六年

七九　和賀町高橋武夫文書　御境御駒堂御建替御普請他領出会向諸下物萬留帳　安政六年

八〇　金ヶ崎町桑島弁治文書　南仙御境里前御刈方の留覚牒　萬延元年

八一　北上市菊池秀雄文書　御境古人諸役諸郡御免被成下度願并御下知書　元治甲子年

八二　和賀町高橋兵吉文書　御境平場通御苅払御普請御用ニ付他領古人出会隔日弁当相出諸入用留帳　慶応元年

八三　金ヶ崎町桑島弁治文書　御境古人勤方御用筋諸達并ニ御下知留控　明治元年

八四　金ヶ崎町桑島弁治文書

八五　金ヶ崎町高橋義文書

八六　北上市菊池秀雄文書　乍恐書附を以奉上申候

八七　北上市菊池秀雄文書　御尋ニ付御答奉申上候

八八　金ヶ崎町高橋定義文書　夏油御境駒ヶ嶽馬頭観音由来

第一章　調査にいたるまでの経緯

幕藩体制の社会においては各藩が分立し、かつ拮抗した。封建社会の基本はそういうものであった。たとえば「津軽の盗人」・「佐竹の火付け」・「南部の人殺し」などという当時の俚言などは、藩境を接していた北奥三藩相互の反目を端的に表明している。境界を互に接しあっているが故に、親しく交歓協調するというのではなくて、かえってその逆であった。分立抗争からは、飛躍的な進歩はなかなか望みがたい。封建社会は停滞性社会であるといわれるのも、ここにある。

各藩の分立抗争、相互敵視の具体的所産は藩境決定の際のモノマニヤック（偏執狂的）な我執であった。ながいあいだ境域問題を研究している岩田孝三氏をして「今にして、こんなに見事な境塚の列が、長い距離にわたって、続いているところは日本中のどこにもみられない」[註1]といわしめた藩境塚の長大な列が、南部藩と伊達藩との間に残存している。西は奥羽山脈の駒ヶ岳（一一二九・八メートル）頂上から東は太平洋岸の唐丹湾（町村合併により釜石市となった。釜石市街の南方）まで、東北地方最大の長江北上川を横断して延々一三〇キロにわたって藩境塚が築かれたのである（第1図）。

明治維新の廃藩置県によって新しく岩手県が成立した。岩手県は旧南部領の南半八郡（九戸・二戸・岩手・紫波・稗貫・和賀・下閉伊・上閉伊）と旧伊達領の北部五郡（胆沢・江刺・東磐井・西磐井・気仙）をあわせて成立したために、旧藩境はまったくその存在意義を喪失するにいたったのは当然であった。したがって藩境塚は補修されることもなく放置され、その間に開墾等により人為的に破壊されるものもあり、近年にいたり特にその湮滅がいちじるしく、憂慮されるようになった。昭和三七年五月から同三八年三月までの間に境塚が三五カ所（大塚七、小塚二八）も破壊されたなどはその例である。

そこで、史跡保全のために左記要項により藩境塚の現況実態の調査を実施することとなったのである。

第二章　調査経過の概要

調査経過の概要を年次ごとに順を追って摘記すれば次のごとくである。

(一)　昭和三八年度（第一次）

1　調査の主体

岩手県教育委員会（代表者　工藤厳教育長）
北上市教育委員会（代表者　佐々木修教育長）

2　調査期間

昭和三九年三月二五日より同三一日までの七日間

3　調査の主旨と調査地域

北上川を起点として、これより東方唐丹湾までと、北上川以西駒ヶ岳までとの二つの区域に分割し、まず最初に北上川以西駒ヶ岳にいたるまでの区域から着手することにした。そして本年度は北上川河岸から西に向って、できるだけ調査を進めることにした。駒ヶ岳山頂や山麓にはまだ雪があるので、その部分は次年度の調査にゆだねることにする（第2図）。

4　調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員　板橋源
県文化財専門委員　司東真雄
補助員

岩手大学文部技官　　佐々木博康
岩手大学飯橋研究室卒業生　　鈴木温子
同　所属学生　　高村嘉夫
同　同　　田口光昭
同　同　　山口了紀

5　調査経過の概要

三月二五日　雪、みぞれ、やがて雨。午後三時より雨止む。調査員および補助員一同、北上市役所に集合し午前中、地もと関係者と調査事務のうち合せをなす。

北上川以西藩境塚のうち最も北上川河畔に近く存在し「此岩森、赤石鼻と申候、御両国御境目印之森に御座候」（安永八年六月南部仙台御境諸面帳）と記されている赤石鼻から調査を開始。平板実測（一〇〇分の一）をし、赤石鼻より北上川岸までの間にあるべきはずの小塚四個を探索する。探索の結果、小塚四個はすでに消滅し存在していないことが明らかとなる。

班を二つにわけ、実測班は国鉄東北本線を西に越えてすぐの挟塚の実測（一〇〇分の一）をなす。他の探索班は盛合弥（北上市役所建設課技師）、小野進一（相去郵便局長）、浅水末男、金田助蔵（相去町下組、当時七七歳）諸氏の案内をえて共に新道路（幅員五・五メートル）建設によって湮滅した境塚と、残存している境塚とを探索して北上市立南中学校の下まで行く。

二六日　晴。昨日探索した藩境塚の計測と撮影をなす。

二七日　雨、午後雨止む。柳上沖大塚まで計測と撮影。

二八日　晴。善知鳥坂沖大塚と五大坂沖大塚の中ごろまで計測と撮影。
二九日　晴。石名坂沖大塚まで計測と撮影。
三〇日　晴。上和田大塚より西へ数えて三番目の小塚まで計測撮影。
三一日　晴。北上川河岸まで戻り、赤石鼻の実測を終了し、その後北上川を渡り男山に登り撮影。午後、今回の調査をひとまず終了ということにする。

(二)　昭和三十九年度（第二次）

1　調査の主体
岩手県教育委員会（代表者　工藤厳教育長）

2　協力者
岩手県和賀郡和賀町教育委員会（代表者　藤枝テルコ教育委員長）

3　調査期間
昭和三十九年十月十七日より同二十四日までの八日間

4　調査地域
前回の調査では北上川西岸赤石鼻より西に向って上和田沖大塚まで済ますことができたので、今回は上和田沖大塚以西駒ケ岳山頂（一一二九・八メートル）までの間を可能な限り調査することにした。

5　調査員
岩手大学教授・県文化財専門委員　板橋源
県文化財専門委員　司東真雄

補助員　佐々木博康
岩手大学文部技官　熊谷久
岩手大学板橋研究室所属学生
同　新沼武秀
同　早川邦武
同　小笠原文保

6　調査経過の概要

十月十七日　くもり午後雨、和賀町地もとの方々を交えて調査手順の打合せをとげ午前十時宿舎を出発、水沢森大塚にいたり御境塚古人の子孫である高橋兵吉氏（和賀町字上夏油）の案内により駒ヶ岳へ向って西進し大平大塚まで探索する。午後一時半より雨。午後三時半作業を中止するのやむなきにいたり下山。

十月十八日　くもり、大平大塚より郷東大塚（安永八年古絵図の第四）までの大小塚を探索し同時に測量をなす。案内は高橋孫治氏。

十月十九日　快晴、昨日にひき続き駒ヶ岳頂上に向って探索と計測をなし土倉山大塚辺まで進む。案内は高橋孫治氏。

十月二十日　くもり、鞍懸東大塚（安永八年古絵図第五）と水沢森大塚間の計測作業。この日案内人なし。

十月二十一日　朝より雨、そのため現地調査を中止し、高橋兵吉氏所蔵の嘉永三年御境筋絵図面と寛永十九年御境絵図の透写作業をする。

十月二十二日　晴ときどき曇、高橋兵吉氏の案内で十八番上和田沖大塚より西進し十七番内野上大塚、十六番白掛上大塚、十五番下平袋上大塚、十四番平袋上大塚、十三番手洗大塚、十二番前懸山大塚まで調査したが、十二番大塚に達した

とき日が没してしまったので、次回には手洗大塚から以西を再調査する必要がある。

十月二十三日　くもりのち雨。午前中に五番腰懸東大塚を測量。午後、駒ヶ岳山頂にいたり藩境塚の起点となっている『一の塚石』を探索したが見あたらなかった。山頂にある駒堂はコンクリートの土台に改築されてあったので、その際に心なくも破壊されたのであろうか。下山の途中、二番土倉大塚を測量。

十月二十四日　晴のち曇。最終日なので器材整理と前掛山・椛峠などの写真撮影。宿舎を正午に出て鬼柳町にいたり、第一次調査の際に撮りかねていた白鬚神社付近の撮影をなし午後四時一六分北上駅発の列車で帰る。

(三)　昭和四十一年度（第三次）

1　調査の主体

岩手県教育委員会（代表者　工藤巌教育長）

2　協力者

岩手県和賀郡和賀町教育委員会（代表者高橋一見教育委員長）

3　調査期間

昭和四十一年十一月五日より同八日までの四日間

4　第二次調査の際、実施できなかった十二番前懸山大塚と七番水沢森大塚との間に主力を注ぎ、かねて十三番手洗大塚と十二番前懸山大塚との間を吟味する。

5　調査員

岩手大学教授・県文化財専門委員　板橋源

岩手大学文部技官　佐々木博康

補助員　八重樫　良宏
岩手大学板橋研究室所属学生　高橋　均
同　加藤　邦忠
同　久保　泰
同　斎藤　哲

6　調査経過の概要

十一月五日　曇、午前中陽光も射したが午後は時々雨。調査員一同は和賀町教育委員会に集結し、直ちに宿舎瀬美温泉にいたる。地もとの高橋兵吉・菊池英雄の両氏と調査手順をうち合せて午後より調査開始。十二番前懸山大塚にいたり、それより西に向って小塚と大塚の探索をなす。

十一月六日　晴のち曇。十一番鍋割大塚より西方に向って小塚七基をみいだし十番柳瀬大塚に達する。午後は柳瀬大塚からさらに西進し小塚十一基をみいだし九番日影山大塚に達し帰る。天候に恵まれたので、身のたけを没する雑木草叢を泳ぐようにしてかきわける作業も楽しかった。小塚の数は古記録に一致し、すべて存在していたことも嬉しかった。

十一月七日　くもり。昭和三十九年度に実施未了の前掛大塚の測量と前掛大塚から鍋割大塚までの小塚相互間の間隔測量とをなす。午後、鍋割大塚より柳瀬大塚までの小塚相互間の間隔測量と鍋割大塚の測量をなす。

十一月八日　晴。柳瀬大塚の測量と、柳瀬大塚より日影山大塚までの小塚相互間の間隔測量ならびに日影山大塚の測量を実施。

午後は日影山大塚よりさらに西に向って小塚を六カ所確認しながら宿舎に帰り、器材を整備し、午後五時五〇分発のバ

スにて北上駅に向い盛岡に帰る。

三次にわたる調査経過の概要は前述のごとく、日影山大塚や桂峠大塚以西は現今まったく放置され、歩行も困難なほど雑木や潅木が密生していて視界はきかず且つ地形は山岳であったため（第二次調査直前に登山者一名、第三次調査期間中一名の茸狩者が山中で凍死している）、調査をしかねた区間もあるし、調査も簡易にながれた区間もあったことを付記しておかねばならない結果となった。

第三章　藩境塚の現況

(一)　資料にみえる藩境塚

伊達藩と南部藩との藩境を確定し、それを明示するために築造された藩境塚は、第一章においても略述しておいたように、西は奥羽脊梁山脈中の駒ケ岳頂上を起点として延々と東にのび、北上川を越えてさらに東に向い、ついに太平洋岸の唐丹湾に達していたのであった。昭和三九年三月以来、三次にわたって調査したのは、駒ケ岳頂上から北上川の河岸までの部分についてだけであるから（第二章(一)参照）、東西方向にのびている藩境塚全体からいえば、西半分だけということになるのである。

さて、藩境塚のうちここにいう西半分の藩境塚に関する古記録や古絵図は民間に案外多く退蔵されているのである。その主なるものを年代順に列挙すれば次のごとくである。

(1)　寛永十九年（一六四二）六月十日、遠藤六兵衛重判、相去村肝入久四郎宛のもの
同年同月同日付古絵図（和賀町高橋兵吉氏所蔵）
寛永十九年境界塚古絵図（胆沢村千田則勝氏所蔵）

(2)　元禄十一年（一六九八）「六月六日より同九日迄相改ル」際のもの

(3)　享保九年（一七二四）――元文二年（一七三七）の「御境小塚繕築直新規塚数改申覚帳」

(4)　「延享三年（一七四六）寅ノ四月吉日、御境小塚繕築直并新規上置等、他領御当地古人出会相立申覚、外諸伝記」

(5)　「安永八年（一七七九）六月二三日、南部仙台御境諸面帳」

(6)　天明二年（一七八二）「南部境塚数覚」

(7)　嘉永三年（一八五〇）六月の奥書ある古絵図（同上高橋兵吉氏所蔵）

以上列挙した資料に準拠して北上川以西の藩境塚の概要を摘記すれば次表のごとくである。

第1表　資料にみえる藩境塚一覧表

通し整理番号	現在の情況	(7) 嘉永3(一八五〇)年	(6) 天明2(一七八二)年	(5) 安永8(一七七九)年	(4) 延享3(一七四六)年	(3) 享保9(一七二四)年より元文二(一七三七)年	(2) 元禄11(一六九八)年	(1) 寛永19(一六四二)年
1	この石、現在行衛不明	三ツ森 岳湯元より三ツ森迄 大道六里位 間ツ森 三ツ森より間森迄三里半位 かつち森 間森よりかつち森迄二里半位 経塚 かつち森より経塚迄三里半位 ◉駒ケ岳、立石、経塚より駒ケ岳迄三里位。	◉駒岳駒堂 石、此石壱ノ塚ニ御座				◉駒ケ岳、但土倉山より駒ケ岳えたつ	

	◉一番塚 土倉山之下 沢頭						
み方、駒ケ岳より土倉山えいぬいの方、水沼より土倉山えさるとりの方、土倉山より駒ケ岳迄五七五間	◉八番塚 土倉山東沢より同山之下迄五五〇間	小塚①	〃②	〃③			
	◉大塚一の塚 土倉東の沢	小塚①	〃②	〃③			
	◉大塚一番 土倉之東沢	小塚①	〃②	〃③			
候	◉二番土倉大塚	小塚①	〃②				
	◉一番大塚 土倉山東沢道渕	小塚①	〃②	〃③			
	◉二番	小塚①	〃②	〃③			
2	3	4	5				

◉二番塚 同山沢そで							
◉七番塚 水沼より土倉山の東沢迄五三〇間	◉大塚二番の塚 とつさか東沢、たけより三番め	小塚①					
◉大塚二番 とつさかの東之沢	小塚①						
◉三番塚 とつか沢東沢	小塚①						
◉二番大塚	小塚①						
◉三番	小塚①						
6	7						

	◉三番塚 鞍懸山之下 水沼之沢頭	◉四番塚 大平山嶺下り		
	◉六番塚 大平山より 水沼之東迄 九二〇間	◉五番塚 大平山嶺崎 より岡山迄 五〇五間		
8	〃 ②	小塚 ①	◉大塚三番 ぬまの東	〃 ②
9	〃 ③	〃 ②	小塚 ①	〃 ③
10	◉四番	小塚 ①	◉大塚三番	〃 ②
		〃 ②		〃 ③
11	小塚 ①	〃 ③	◉四番郷東大塚	〃 ②
		〃 ④	小塚 ①	〃 ③
12	◉五番高森 駒ヶ岳より高森迄一里位	〃 ⑤	◉三番大塚	〃 ②
		〃 ⑥	小塚 ①	〃 ③
13	小塚 ①	〃 ⑦	◉四番大塚 倉懸山の東 沢高森	〃 ②
		〃 ⑧	小塚 ①	〃 ③
14	〃 ②	〃 ⑨	◉五番腰懸(こしかけ)東 大塚	〃 ②
		〃 ⑩	小塚 ①	〃 ③
15	〃 ③	〃 ⑪	◉大塚四番 くらかけの 東	〃 ②
		〃 ⑫	小塚 ①	〃 ③
16	〃 ④	〃 ⑬	◉大塚四番 くらかけの 東	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
17	〃 ⑤		◉五番腰懸(こしかけ)東 大塚	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
18	〃 ⑥		◉四番郷東大塚	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
19	〃 ⑦		◉三番大塚	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
20	〃 ⑧		◉四番大塚 倉懸山の東 沢高森	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
21	〃 ⑨		◉五番腰懸(こしかけ)東 大塚	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
22	〃 ⑩		◉大塚四番 くらかけの 東	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
23	〃 ⑪		◉大塚四番 くらかけの 東	〃 ②
			小塚 ①	〃 ③
24	〃 ⑫			
25	〃 ⑬			

◉五番塚 同山嶺	◉四番塚 是より岳之内	◉大塚五番 大平	小塚	①	②	③	④	◉六番大平大塚	小塚	①	②	③	④	◉五番大塚 大平山	小塚	①	②	③	④
			〃						〃						〃				
		◉大塚五番 大平	小塚	①	②	③	④	◉六番大平 高森より大平迄一里半位 （板橋註、小塚数不見、恐脱漏歟）											
			〃																
26	27	28	29	30															

◉六番塚 同山北之嶺崎	◉三番塚	◉水沢森大塚	小塚	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	◉七番水沢森大塚	小塚	①	②	③	④
			〃												〃				
		◉水沢森大塚	小塚	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	◉六番大塚 三ツ沢森	小塚	①	②	③	④
			〃												〃				
		◉七番水沢森 大平より半里位	小塚	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩						
			〃																
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41						

◉七番塚 かば峠嶺	◉二番塚 一番塚より	◉桃峠大塚	小塚	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	◉八番桃峠大塚	小塚	①	②	③	④
			〃												〃				
		◉桃峠大塚	小塚	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	◉八番桃峠 水沢森より一里半位	小塚	①	②	③	④
			〃												〃				
		◉八番桃峠大塚	小塚	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	◉七番大塚 かば峠	小塚	①	②	③	④
			〃												〃				
42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32						

番号								
43		二五四間	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	
44			〃②	〃②	〃②	〃②	〃②	
45			〃③	〃③	〃③	〃③	〃③	
46			〃④	〃④	〃④	〃④	〃④	実在
47			〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃
48			〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃
49			〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃
50			〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃
51			〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃
52	◉八番塚 同山嶺下り、以上は山之内境塚	◉一番塚 是より以西は山之内に有り。以下原分御塚也。	◉日影山大塚	◉日影山大塚	◉九番日影山大塚	◉八番大塚 日影山	◉九番日影山 椛峠より半里余。是より鬼柳通下鬼柳村	実在
53			小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	実在
54			〃②	〃②	〃②	〃②	〃②	〃
55			〃③	〃③	〃③	〃③	〃③	〃
56			〃④	〃④	〃④	〃④	〃④	〃
57			〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃
58			〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃
59			〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃
60			〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃
61			〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃
62			〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃

63			〃 ⑪	〃 ⑪	〃 ⑪	〃 ⑪	〃 ⑪	〃
64	◉壱番 かば峠之下山道北わき。これより原之分。	◉九番塚 此間三四五間	◉柳瀬大塚	◉柳瀬大塚	◉十番柳瀬上 大塚	◉九番大塚 柳瀬之南沿	◉十番柳瀬 日影山よりここまで半里余	実在
65			小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	実在
66			〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃
67			〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃
68			〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃
69			〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃
70			〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃
71			〃 ⑦	〃 ⑦	〃 ⑦	〃 ⑦	〃 ⑦	〃
72	◉弐番 なべ割坂山道東脇	◉八番塚 此間五六八間	◉大塚 鐺わり用水つつみの上	◉鍋割大塚	◉十一番鍋わり用水堰上 大塚	◉十番大塚 なべわり上 堤南	◉十一番鍋割 柳瀬大塚より五丁位	実在
73			小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	実在
74			〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃
75			〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃
76			〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃
77			〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃
78			〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃
79	◉三番 前かけ山登こし	◉七番塚 此間四三七間	◉大塚 鐺わり林東はつれ	◉前欠山大塚	◉十二番同所 前魁山大塚	◉十一番大塚 なべわり	◉十二番（板橋註、「前掛山」脱カ）	実在

80			小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	実在
81			〃②	〃②	〃②	〃②	〃②	〃
82			〃③	〃③	〃③	〃③	〃③	〃
83			〃④	〃④	〃④	〃④	〃④	〃
84			〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃
85			〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃
86			〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃
87			〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃
88			〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃
89			〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃
90			〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃
91			〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃
92			〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃
93			〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃
94			〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃
95			〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃
96			〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃
97			〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃
98			〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃
99			〃⑳	〃⑳	〃⑳	〃⑳	〃⑳	〃
100	●四番 手あらい沢の東山道北わき	●六番塚 此間二五四間	●大塚 手あらいの東山道端	●手洗大塚	●十三番手洗 大塚 原の内	●十二番大塚	●十三番手洗	実在
101			小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	実在

102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121
										●五番 にしね原									
										●五番塚 此間二〇八間半									
〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨	〃 ⑩	〃 ⑪	●大塚	小塚 ①	〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨
〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨	〃 ⑩	〃 ⑪	●大塚 手洗より下、平野通り、段々大塚に名無之候	小塚 ①	〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨
〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨	〃 ⑩	〃 ⑪	●十四番平袋 上大塚	小塚 ①	〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨
〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨	〃 ⑩	〃 ⑪	●十三番大塚	小塚 ①	〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨
〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨	〃 ⑩	〃 ⑪	●十四番上平袋	小塚 ①	〃 ②	〃 ③	〃 ④	〃 ⑤	〃 ⑥	〃 ⑦	〃 ⑧	〃 ⑨
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	実在	実在	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

番号								
122	◉六番にしね原	◉四番塚 此間四四〇間	◉大塚	◉大塚	◉十五番下平袋大塚	◉十四番大塚	◉十五番下平袋	実在
123			小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	実在
124			〃②	〃②	〃②	〃②	〃②	〃
125			〃③	〃③	〃③	〃③	〃③	〃
126			〃④	〃④	〃④	〃④	〃④	〃
127			〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃
128			〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃
129			〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃
130			〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃
131			〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃
132			〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃
133			〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃
134			〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃
135			〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃
136			〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃
137			〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃
138			〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃
139			〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃
140			〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃
141			〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃
142	◉七番にしね原	◉三番塚 此間四一二間	◉大塚	◉大塚	◉十六番白掛上大塚	◉十五番大塚	◉十六番白掛沖	実在

143			小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	実在
144			〃②	〃②	〃②	〃②	〃②	〃
145			〃③	〃③	〃③	〃③	〃③	〃
146			〃④	〃④	〃④	〃④	〃④	〃
147			〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃
148			〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃
149			〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃
150			〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃
151			〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃
152			〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃
153			〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃
154			〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃⑫	〃
155			〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃⑬	〃
156			〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃⑭	〃
157			〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃⑮	〃
158			〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃⑯	〃
159			〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃⑰	〃
160			〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃⑱	〃
161			〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃⑲	〃
162			〃⑳	〃⑳	〃⑳	〃⑳	〃⑳	〃
163	◉八番 にしね原	◉二番塚 此間二二六間	◉大塚	◉大塚	◉十七番内野 上大塚	◉十六番大塚	◉十七番内野沖	実在
164			小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	実在
165			〃②	〃②	〃②	〃②	〃②	〃

166			〃③	〃③	〃③	〃③	〃③	〃
167			〃④	〃④	〃④	〃④	〃④	〃
168			〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃⑤	〃
169			〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃⑥	〃
170			〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃⑦	〃
171			〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃⑧	〃
172			〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃⑨	〃
173			〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃⑩	〃
174			〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃⑪	〃
175	◉九番 いしな坂之山道南わき	◉一番塚 六原御足軽三弥西。〆間数七千七百七拾八間半、此里数大図本道三里弐拾弐丁程ニ有之候事。	◉大塚 石名坂沖横打也。	◉大塚	◉十八番	◉十七番大塚 横落迄小塚四つ	◉十八番横打	実在
176			小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	小塚①	実在
177			〃②	〃②	〃②	〃②	〃②	〃
178			〃③	〃③	〃③	〃③	〃③	〃
179			〃④	〃④	〃④	〃④	〃④	〃
180			〃⑤	此間より下は相去六原之古人出会築直し申候	〃⑤		〃⑤	〃
181			〃⑥		〃⑥	合大塚拾七。内六つ岳山之内。五つ加ば峠よりなべわり迄。六つ原之内。小塚百六拾	〃⑥	〃
182			〃⑦		〃⑦		〃⑦	〃
183			〃⑧		〃⑧		〃⑧	〃
184					〃⑨		〃⑨	〃
185					〃⑩		〃⑩	〃
186					〃⑪		〃⑪	〃
187					〃⑫		〃⑫	〃

●十九番和田沖	小塚	①	実在	189	柳瀬より此大塚迄小道七里位。	
	〃	②	〃	190		
	〃	③	〃	191		
	〃	④	〃	192		
	〃	⑤	〃	193		
	〃	⑥	〃	194		
●二十番石名坂沖	小塚	①	実在	195		
	〃	②	〃	196		
	〃	③	〃	197		
	〃	④	〃	198		
	〃	⑤	〃	199		
	〃	⑥	〃	200		
●二十一番八天沖	小塚	①	実在	202		
	〃	②	〃	203		
	〃			204		

老。

●十九番和田沖大塚	小塚	①				
	〃	②				
	〃	③				
	〃	④				
	〃	⑤				
	〃	⑥				
●二十番石名坂沖小塚	小塚	①				
	〃	②				
	〃	③				
	〃	④				
	〃	⑤				
	〃	⑥				
●二十一番八天坂沖大塚	小塚	①				
	〃	②				

●十番横打西原						
●十一番横打西原						
●十二番三ツ坂之南						
●大塚和田坂沖	小塚	①				
	〃	②				
	〃	③				
	〃	④				
	〃	⑤				
	〃	⑥				
●和田坂峠大塚	小塚	①				
	〃	②				
	〃	③				
	〃	④				
	〃	⑤				
	〃	⑥				
	〃	⑦				
●大塚小岩沖	小塚	①				
	〃	②				
	〃	③				
	〃	④				
	〃	⑤				
	〃	⑥				
●石名坂沖大塚	小塚	①				
	〃	②				
	〃	③				
	〃	④				
	〃	⑤				
	〃	⑥				
●大塚八天坂沖	小塚	①				
	〃	②				
●小岩沖大塚	小塚	①				
	〃	②				
●二十一番八天坂沖大塚	小塚	①				
	〃	②				

	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃	205
	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃	206
		〃 ⑤	●白森にて御塚に無之候			
	〃 ⑤	〃 ⑥	小塚 ⑤	〃 ⑤	〃	207
●十三番 三ツ坂之南	●大塚仙徳寺沖	●八天坂沖大塚	●二十二番泉徳寺沖大塚	●二十二番泉徳寺沖	実在	208
	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	実在	209
	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃	210
	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃	211
	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃	212
	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃	213
●十四番 五代坂南原	●大塚五代坂沖	●仙徳寺沖大塚	●二十三番五代坂沖大塚	●二十三番五代坂沖	実在	214
●十五番 采女屋敷の前	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	実在	215
	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃	216
	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃	217
	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃	218
	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃	219
	〃 ⑥	●五代坂沖	〃 ⑥	〃 ⑥	〃	220
	〃 ⑦		〃 ⑦	〃 ⑦	〃	221
	〃 ⑧	小塚 ①	〃 ⑧	〃 ⑧	〃	222
	〃 ⑨	〃 ②	〃 ⑨	〃 ⑨	〃	223

●十六番 成沢新田之西原	
●十七番 上古城の南原	

〃	⑩	
〃	⑪	
〃	⑫	
〃	⑬	
〃	⑭	
●大塚うとし（っこ）坂沖		
小塚	①	
〃	②	
〃	③	
〃	④	
〃	⑤	
●大塚羽々屋敷沖		
小塚	①	
〃	②	
〃	③	

〃	③
〃	④
〃	⑤
〃	⑥
〃	⑦
〃	⑧
〃	⑨
〃	⑩
〃	⑪
〃	⑫
〃	⑬
〃	⑭
●うとう坂沖 大塚	
小塚	①
〃	②
〃	③
〃	④
〃	⑤
●羽々屋敷沖 大塚	
小塚	①
〃	②
〃	③

〃	⑩
〃	⑪
〃	⑫
〃	⑬
〃	⑭
●二十四番うとう坂沖	
小塚	①
〃	②
〃	③
〃	④
〃	⑤
〃	⑥
●二十五番羽々沖大塚	
小塚	①
〃	②
〃	③

〃 ⑩	〃	224
〃 ⑪	〃	225
〃 ⑫	〃	226
〃 ⑬	〃	227
〃 ⑭	〃	228
●二十四番うとう坂沖	実在	229
小塚 ①	実在	230
〃 ②	〃	231
〃 ③	〃	232
〃 ④	〃	233
〃 ⑤	〃	234
〃 ⑥	〃	235
●二十五番羽場沖	実在	236
小塚 ①	実在	237
〃 ②	〃	238
〃 ③	〃	239

	●十八番 上古城の南原		●十九番 上古城と下古城之間林之南
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 11 10 ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④	●大塚成沢東向柳上之沖	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 小塚 ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①	●大塚正覚寺沖
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 11 10 ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④	●成沢東向柳上之沖大塚	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 小塚 ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①	●正覚寺沖大塚
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 10 ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④	●二十六番柳上沖大塚	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 小塚 ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①	●二十七番正覚寺沖大塚

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 10 ⑨ ⑧ ⑦ ⑥ ⑤ ④	●二十六番柳上沖	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 小塚 ⑦ ⑥ ⑤ ④ ③ ② ①	●二十七番正覚寺沖
〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 実在	実在	消滅 〃 〃 〃 〃 〃 〃 実在	実在
240 241 242 243 244 245 246	247	248 249 250 251 252 253 254	255

260		〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃
261		〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃
262		〃 ⑦	〃 ⑦	〃 ⑦	〃 ⑦	〃
263	◉二十番 ぴくに沢	◉大塚宿坂沖	◉宿坂沖大塚	◉二十八番宿坂沖大塚	◉二十八番宿坂沖	実在
264		小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	実在
265		〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃
266		〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃
267		〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃 ④	〃
268		〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃 ⑤	〃
269		〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃 ⑥	〃
270		〃 ⑦	〃 ⑦	〃 ⑦	〃 ⑦	〃
271		〃 ⑧	〃 ⑧	〃 ⑧	〃 ⑧	〃
272		〃 ⑨	〃 ⑨	〃 ⑨	〃 ⑨	〃
273		〃 ⑩	〃 ⑩	〃 ⑩	〃 ⑩	〃
274		〃 ⑪	〃 ⑪	〃 ⑪	〃 ⑪	〃
275		〃 ⑫	〃 ⑫	〃 ⑫	〃 ⑫	〃
		〃 ⑬	〃 ⑬			
276	◉二十一番 うの木坂	◉大塚卯ノ木林東はづれ滝ノ沢南ふち	◉卯の木林東はづれ滝の沢南向大塚	◉二十九番滝沢東大塚 ●	◉二十九番滝沢沖	実在
277		小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚 ①	小塚一個
278		〃 ②	〃 ②	〃 ②	〃 ②	
279		〃 ③	〃 ③	〃 ③	〃 ③	

●二十二番
さるふち

〃④　〃⑤　〃⑥　〃⑦　〃⑧　〃⑨　〃⑩　〃⑪　〃⑫

●大塚荒測館
沖

小塚①　〃②　〃③　〃④　〃⑤　〃⑥　〃⑦　〃⑧

〃④　〃⑤　〃⑥　〃⑦　〃⑧　〃⑨　〃⑩　〃⑪　〃⑫

●荒測館沖大
塚

小塚①　〃②　〃③　〃④　〃⑤　〃⑥　〃⑦　〃⑧

〃④　〃⑤　●　〃⑥　〃⑦　〃⑧　〃⑨　〃⑩　●　〃⑪　〃⑫　〃⑬　〃⑭　〃⑮　〃⑯

●三十番荒測
館大塚

小塚①　〃②　〃③　〃④　〃⑤　〃⑥　〃⑦

〃④　〃⑤　〃⑥　〃⑦　〃⑧　〃⑨　〃⑩　〃⑪

●三十番荒測館沖

小塚①　〃②　〃③　〃④　〃⑤　〃⑥　〃⑦　〃⑧

280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296
半壊一個残存								消滅	実在	消滅	〃	〃	〃	〃	〃	〃

●二十三番
とやばの東
新田畑

●二十四番
同東新田畑

●大塚川原田
くわんおん
堂沖

小塚	①	297	消滅
〃	②	298	
〃	③	299	
〃	④	300	小塚一つ残存、他は消滅
〃	⑤	301	
〃	⑥	302	
〃	⑦	303	
		304	

●川原田観音
沖大塚

小塚	①	305	消滅炭屑残存
〃	②	306	消滅
〃	③	307	
〃	④	308	
〃	⑤	309	
〃	⑥	310	
〃	⑦	311	

●三十一番川
原田沖大塚

小塚	①	312	消滅
〃	②	313	半壊
〃	③	314	消滅
		315	半壊

●大塚ぬかつか西高はし上羽々

小塚	①		
〃	②		
〃	③		
〃	④		
〃	⑤		
〃	⑥		

●ぬかつか西
高はし沖大
塚

小塚	①		
〃	②		
〃	③		
〃	④		
〃	⑤		
〃	⑥		

●三十二番八
幡堂沖大塚

〃	⑧		
〃	⑨		
〃	⑩		
〃	⑪		
〃	⑫		
〃	⑬		

●大塚八まん
堂南上羽々

小塚	①		
〃	②		
〃	③		

●八まん堂南
上羽々

小塚	①		
〃	②		
〃	③		

●三十二番八幡堂沖

小塚	①	305	消滅炭屑残存
〃	②	306	消滅
〃	③	307	
〃	④	308	
〃	⑤	309	
〃	⑥	310	
〃	⑦	311	

●三十三番熊塚沖

小塚	①	312	消滅
〃	②	313	半壊
〃	③	314	消滅
		315	半壊

316	〃	④		
317	消滅	●三十四番打越沖 小塚	①	
318	〃	〃	②	
319	〃	〃	③	
320	〃	〃	④	
321	消滅	●三十五番金鳴沖 小塚	①	
322	〃	〃	②	
323	〃	〃	③	
324	〃	〃	④	
325	南側半分残存	●三十六番堀切上 小塚	①	
326	半壊	〃	②	
327	〃	〃	③	
328	〃	〃	④	
329	北方扶塚ほぼ残存、南方扶塚半壊			

		●二十五番 同		
		●二十六番 もんかく塚北		
		●二十七番 同		
		●二十八番 ほり切		
	〃	④		
	●大塚打越小日戸洛屋敷上羽々 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	〃	④		
	●打越小日戸屋敷之上羽々大塚 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	〃	④		
	●三十三番横越沖大塚 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	〃	④		
	●大塚金鳴屋敷南上羽々 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	●同金鳴屋敷南羽々大塚 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	●三十四番金沢沖大塚 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	〃	④		
	●大塚堀切屋敷上羽々 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	〃	④		
	●堀切屋敷少し東の上羽々大塚 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	〃	④		
	●三十五番堀切上大塚 小塚	①		
	〃	②		
	〃	③		
	〃	④		
	●大塚捨塚堀切の上			
	●堀切坂之上大塚			
	●三十六番捨塚			

					●二十九番 南部大海道東脇															
	小塚①	〃②	〃③		●大塚四つ塚 相去久保道行当り、はさみ塚也		小塚①	〃②	〃③	〃④	〃⑤	〃⑥	〃⑦	〃⑧	〃⑨	〃⑩	〃⑪	〃⑫	〃⑬	〃⑭
	小塚①	〃②	〃③		●大塚是挟塚也、但四つ塚之内		小塚①	〃②	〃③	〃④	〃⑤	〃⑥	〃⑦	〃⑧	〃⑨	〃⑩	〃⑪	〃⑫	〃⑬	〃⑭
●三十七番挟塚	小塚①	〃②	〃③	街道	●三十八番挟塚	●三十九番挟塚	小塚①	〃②	〃③	〃④	〃⑤	〃⑥	〃⑦	〃⑧	〃⑨	〃⑩	〃⑪	〃⑫	〃⑬	〃⑭
●三十七番堀切坂脇	小塚①	〃②	〃③	街道耕形	●三十八番挟塚	●三十九番挟塚	小塚①	〃②	〃③	〃④	〃⑤	〃⑥	〃⑦	〃⑧	〃⑨	〃⑩	〃⑪	〃⑫	〃⑬	〃⑭
	消滅	〃	〃	耕形・消滅	消滅	消滅	消滅	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
330	331	332	333		334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349

356	赤石鼻	現存			●三十番赤石がはな。 右合三拾八ヶ所也
354	小塚 ④	消滅			
353	〃 ③	〃			
352	〃 ②	〃			
351	小塚 ①	〃			
	北上川				

	赤石鼻 是は大塚には無之				
	小塚 ①				●大塚、四つ塚の内、捽塚。
	〃 ②				
	〃 ③				
	〃 ④				
	●大塚 赤石鼻也	此岩森赤石鼻与申候、御両国御境目印之森ニ御座候	此所川端挟塚二ツ先年より有之候得共、元文元年八月洪水にて川欠に罷成		
	小塚 ①				●川端に有捽塚大塚。 駒ヶ岳御堂之前より赤石鼻東川端捽塚共に此挟塚今は無之、四十。 捽塚四つに勘定仕候へば四十二也。小塚数、山中より赤石鼻東迄、三百十五。
	〃 ②				
	〃 ③				
	〃 ④				
	小塚 ⑮				
	〃 16				
	〃 17				
	〃 18				
	北上川				

注　数多くの大塚・小塚を整理するために本表の最下段に駒ヶ岳を起点として北上川へりまで「整理上の通し番号」欄を設け、各々の塚に番号を附した。この番号は、第4図　藩境塚配置図、第5図　大塚形状実測図、第6図　大塚形状写真、第7図　小塚形状実測図・写真、第3表　大塚・小塚形状計測数値表にみえる「整理上の通し番号」の番号と一致するようにしてある。

第1表から次のようなことを要約できる。

1、藩境塚はすべて同一形状に築かれたものではなくて、基準となる大塚と、大塚相互間を見透す指標となる補助的な小塚と、この二種類があった。

2、大塚相互間の間隔は一定基準にしたがって均一等間隔に築造されたのではなく、自然地形に対応し不等であった。

3、従って、大塚相互の間に築造された小塚の数も自然地形に応じてまちまちである。

4、小塚にはもとよりのこと、大塚にも固有固定した名称が付けられていたのではなかった。たとえば駒ヶ岳から一番・二番というように東に向って大塚を数えている場合もあれば(1)寛永十九年、(3)享保九年より元文二年、(4)延享三年、(5)安永八年、(6)天明二年、(7)嘉永三年）、それとは逆に(2)元禄十一年のもののように東から西方駒ヶ岳に向って番号をうっている場合もある。

また、駒ヶ岳から東に向って大塚を数える場合であっても、駒ヶ岳を基点第一とするものもあるが（(5)安永八年、(7)嘉永三年）、駒ヶ岳を除外し土倉大塚を基点第一としているものもあって（(1)寛永十九年、(3)享保九年から元文二年、(4)延享三年、(6)天明二年）これまた一定していないのである。

とはいうものの、時代が降るにつれて駒ヶ岳の方から東に向って数えるようになっているという傾向、これは認めてよい。

5、第1表に明らかなように大塚相互間の小塚数は、同一区間についてみても一致していない場合がある。たとえば駒ケ岳のすぐ下の土倉大塚と鳥坂大塚との区間にある小塚数は、資料によって二とか三とかあって一致していない。上平袋大塚と下平袋大塚との区間においても小塚数は九とあったり八とみえていたりしている。

実際に時代によって小塚は増築されたり取消したりという変遷があったのであろうか。それとも資料の誤記とか誤字、または誤算によって生じた不一致なのであろうか。平地の場合と異って山中の境塚は「拾ケ年上置（板橋註、塚に土積み し補修を加えること）不仕、塚形見無之様ニ相成ニ付、品々申達」（元文四年六月）しなければならぬほどに崩れやすく、そのため大塚でさえ「牛つなぎ沢山先に有之といへとも、いつのころか、かけ今は無之」「大塚高森（中略）塚数しれ不申候」（享保七年六月二日文書）とか、「山中御境塚壱ケ所見得不申候」（延宝七年十二月十二日付文書）ということもあったのであるから、まして や小塚となると見落しによる誤算もあったであろうことは充分推量できるのである。であるから「山中塚は二ケ年置き三ケ年目、里前は四ケ年置き五ケ年目」ごとに刈払しなければならなかったのである（金ケ崎町誌所載文書）。

6、大塚と小塚数については前項にのべておいたような事情があって、年代を異にした資料にみえる塚数の不一致を、あれこれあげつらうことは如何かと考えられる。今回の調査は年代の最も新しい嘉永の記録を手がかりとして実施したのであるが、参考までに前掲資料によって大塚と小塚の数を集計してみれば第2表のごとくである。

このように第2表についてみれば、大塚数は三九、小塚数は三一四とみなしてよいであろう。

7、第1表とは関係ないが、便宜上ここに資料にみえている小塚と大塚の形状についてのべておくことにする。

④まず小塚の形状は(4)延享三年文書によれば、桃峠大塚と日影山大塚との区間にあるものは「小塚敷壱間半四方、高サ四尺くらい」、前欠山大塚以東では「小塚敷壱間四方、高サ三尺五六寸ツツ也」とあるから、山中の小塚は大きく高く、

第2表　資料にみえる大塚数と小塚数の表

項目 / 資料・年次	大塚数	小塚数	備考
(1)寛永91	山之内8 原之分30 38	記載なし	駒ヶ岳頂上を計上していない大塚数である。但し高橋兵吉氏所蔵寛永十九年古絵図には大塚四十一と二カ所に書いてある。この数字は北上川河岸の挟塚二個をも計上したもので。挟塚二個を除けば、大塚三十九となる。
(2)元禄11	山之内8 原之分記載なし	記載なし	
(3)享保9～元文2	38	311	駒ヶ岳頂上と赤石鼻を除いた大塚数である。小塚数には明らかに脱漏があるものと考えられる。
(4)延享3	40	315	赤石鼻を計上し駒ヶ岳頂上を除いた大塚数であるから、赤石鼻を除けば三九となる。
(5)安永8	39	314	駒ヶ岳頂上を計上し、赤石鼻を除いた大塚数である。
(6)天明2	途中までしか記載していないので、この表にはのせないことにする	同上	
(7)嘉永3	39	310	駒ヶ岳頂上を計上し、赤石鼻を除いた大塚数である。この点は(5)安永8年の場合と同し数え方である。また小塚数は大平大塚と水沢森大塚との区間の小塚四個を脱漏している。脱漏の四個を加算すると三一四となり、(5)安永8年の場合と同し数になる。

平坦部の小塚はそれよりもやや小さく築かれたのであった。小塚はしばしば補修されているから、残存小塚の形状は或は多少当時と異っているかも知れないが、この記録は小塚を探索する場合の有力な指針となった。

㈡　小塚は前述のごとく方形底面に築造されたものであった。

㈠　大塚の形状について「高さ六尺、周五間」[註2]とか「直径五間、高さ六尺」[註3]などといわれたこともある。おそらくこの論拠は、安永五年七月に伊達藩へ書上げた相去村の「風土記御用書出」に

「御境塚　十三　高　六尺
　　廻り五間

右ハ南部御領通境塚ニ而端郷六原境比丘尼沢より当村北上川端迄引続、寛永十九年六月十日御築立罷成申候事」（宮城県史二八巻一二九頁）

また相去村端郷六原の安永五年七月「風土記御用書出」にも

「古塚　八ツ　高六尺　廻り五間

右は南部領江之御境塚ニ而当郡西根村横落道より本郷相去村御境迄引続有之候事」（同上一三三頁）

とみえている記事から想定しての立論であったと思われる。

ところが、現地について実地踏査をし、大小の塚を計測してみると、すべてが方形に造成されたものであって、円形と確認されるものは一つもなかった。それで、周五間とか直径五間というのは正確な記述ではないし、且つ誤解されやすい記述であるといわざるをえない。小塚でさえ方形底面に築かれたのであるから、まして基準となる大塚も底面方形に築かれたのは当然である。

(二) 大塚・小塚の現況

大塚と小塚の現況調査にあたっては年代の最も新しい嘉永三年の記録に準拠し、さらにそれよりも直前の(6)天明二年、(5)安永八年の資料を勘案しながら実施したのである。その結果を図示したのが第4・5・6・7図であり、第3表である。

第3表　大塚・小塚形状計測数値表

整理上の通し番号	塚の名称		現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
				間・尺	尺	CM
27	小塚	1	この間に2個所現存	110.0		
28		2		88.0		
29		3				
30		4				
					EW 10.0	
31	水沢森大塚		現存		NS 10.0	57.0
32	小塚	1				
33		2				
34		3				
35		4				
36		5				
37		6				
38		7				
39		8				
40		9				
41		10				
42	桃峠大塚					
43	小塚	1	この間のうち6個所の現存を確認，あとは未調査			
44		2				
45		3				
46		4				
47		5				
48		6				
49		7				
50		8				
51		9				
					EW 10.0	
52	日影山大塚		現存		SN 11.0	61.0
				42.0		
53	小塚	1	〃			
				36.3		
54		2	〃			
				29.1		
55		3	〃			
				36.0		
56		4	〃			
				31.4		
57		5	〃			
				39.0		
58		6	〃			
				63.5		
59		7	〃			

整理上の通し番号	塚の名称		現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
				間・尺	尺	CM
1	駒ケ岳山頂		不見			
2	一番大塚		現存			
3	小塚	1				
4		2				
5		3				
					EW 22.3	
6	二番大塚		現存		NS 23.0	150.0
				150.0		
7	小塚	1	〃			
				90.0		
8		2	〃			
				110.0		
9		3	〃			
				70.0	EW 21.3	
10	三番大塚		現存		NS 27.6	234.0
				215.0		
11	小塚	1	〃			
				64.0	EW 20.0	
12	高森大塚		現存		NS 19.0	62.0
				56.0		
13	小塚	1	この間に5個所現存	359.0		
14		2		120.0		
15		3		140.0		
16		4		216.0		
17		5		57.0		
18		6		59.0		
19		7				
20		8				
21		9				
22		10				
23		11				
24		12				
25		13				
					EW 15.0	
26	大平大塚		現存		NS 16.0	87.0
				160.0		

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
86	7	現存	24.0		
87	8	〃	23.0		
88	9	〃	24.0		
89	10	〃	21.3		
90	11	〃	23.0		
91	12	〃	23.0		
92	13	〃	23.0		
93	14	〃	22.3		
94	15	〃	28.0		
95	16	〃	16.0		
96	17	〃	24.0		
97	18	〃	23.0		
98	19	〃	23.0		
99	20	〃	24.3	EW 16.0	
100	手洗大塚	現存		NS 15.0	91.5
101	小塚 1	この間に10個所現存	22.0		
102	2		42.3		
103	3		25.3		
104	4		22.3		
105	5		23.3		
106	6		24.0		
107	7		25.0		
108	8		23.0		
109	9		24.3		
110	10		26.3		
111	11		26.0		
112	上平袋大塚	現存		EW 12.0 NS 13.0	101.0

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
60	8	現存	19.5		
61	9	〃	40.4		
62	10	〃	27.4		
63	11	〃	19.3		
64	柳瀬大塚	現存	15.4	EW 9.5 SN 10.0	107.0
65	小塚 1	〃	27.3		
66	2	〃	37.0		
67	3	〃	96.4		
68	4	〃	34.3		
69	5	〃	56.0		
70	6	〃	94.4		
71	7	〃	57.3		
72	鍋割大塚	現存	28.0	EW 14.7 SN 14.5	64.5
73	小塚 1	〃	39.3		
74	2	〃	50.0		
75	3	〃	26.0		
76	4	〃	46.4		
77	5	〃	80.3		
78	6	〃	29.3		
79	前掛山大塚	現存	32.3	EW 14.0 SN 15.0	88.0
80	小塚 1	〃	24.0		
81	2	〃	24.3		
82	3	〃	23.0		
83	4	〃	24.3		
84	5	〃	22.3		
85	6	〃	22.3		
			24.0		

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
140	18	現存	27.3		
141	19	〃	26.3		
142	白掛沖大塚	現存	26.0	EW 13.0 SN 12.5	109.0
143	小塚 1	この間に17個所現存	16.3		
144	2		42.3		
145	3		23.3		
146	4		44.3		
147	5		45.3		
148	6		22.0		
149	7		23.0		
150	8		21.3		
151	9		23.0		
152	10		20.3		
153	11		21.0		
154	12		24.0		
155	13		20.0		
156	14		21.0		
157	15		22.0		
158	16		23.0		
159	17		22.3		
160	18		23.3		
161	19				
162	20				
163	内野沖大塚	現存		EW 15.0 SN 14.0	145.0
164	小塚 1	〃	31.3		
165	2	〃	3.3		
166	3	〃	22.0		

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
113	小塚 1	現存	12.0		
114	2	〃	20.3		
115	3	〃	23.0		
116	4	〃	24.3		
117	5	〃	11.3		
118	6	〃	14.3		
119	7	〃	30.0		
120	8	〃	25.0		
121	9	〃	25.0		
122	下平袋大塚	現存	48.3	EW 12.5 SN 13.0	115.5
123	小塚 1	〃	14.3		
124	2	〃	26.3		
125	3	〃	24.3		
126	4	〃	26.0		
127	5	〃	24.0		
128	6	〃	23.3		
129	7	〃	26.0		
130	8	〃	27.0		
131	9	〃	25.0		
132	10	〃	26.3		
133	11	〃	24.3		
134	12	〃	26.0		
135	13	〃	26.3		
136	14	〃	24.0		
137	15	〃	24.0		
138	16	〃	24.0		
139	17	〃	24.0		

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
			55.0		
193	5	現存			
			31.0		
194	6	〃			
			40.0	EW 14.5	
195	石名坂沖大塚	現存		SN 15.5	72.0
			42.0		
196	小塚 1	〃			
			45.0		
197	2	〃			
			41.0		
198	3	〃			
			48.0		
199	4	〃			
			50.0		
200	5	〃			
			40.0		
201	6	〃			
			36.0	EW 18.0	
202	八天坂沖大塚	現存		SN 16.0	84.0
			44.0		
203	小塚 1	〃			
			40.0		
204	2	〃			
			42.0		
205	3	〃			
			49.0		
206	4	〃			
			43.0		
207	5	〃			
			31.3	EW 16.0	
208	泉徳寺沖大塚	現存		SN 18.0	94.0
			20.3		
209	小塚 1	〃			
			39.3		
210	2	〃			
			38.0		
211	3	〃			
			34.0		
212	4	〃			
			33.3		
213	5	〃			
			39.0	EW 17.5	
214	五代坂沖大塚	現存		SN 18.0	97.0
			44.0		
215	小塚 1	〃			
			53.3		
216	2	〃			
			37.0		
217	3	〃			
			37.0		
218	4	〃			
			29.0		

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
			5.3		
167	4	現存			
			44.0		
168	5	〃			
			10.3		
169	6	〃			
			29.0		
170	7	〃			
			14.0		
171	8	〃			
			43.3		
172	9	〃			
			22.0		
173	10	〃			
			22.0		
174	11	〃			
			23.0	EW 18.0	
175	横打大塚	現存		SN 15.0	90.0
			10.3		
176	小塚 1	〃			
			20.3		
177	2	〃			
			21.0		
178	3	〃			
			21.3		
179	4	〃			
			24.3		
180	5	〃			
			38.3		
181	6	〃			
			18.0		
182	7	〃			
			31.3		
183	8	〃			
			26.0		
184	9	〃			
			29.0		
185	10	〃			
			42.3		
186	11	〃			
			41.0		
187	12	〃			
			24.3	EW 14.0	
188	和田沖大塚	現存		SN 12.0	97.0
			37.3		
189	小塚 1	〃			
			43.3		
190	2	〃			
			36.0		
191	3	〃			
			38.0		
192	4	〃			

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
245	9	現存	15.3		
246	10	〃	14.0	EW 18.0	
247	柳上沖大塚	現存		SN 18.0	101.5
248	小塚 1	この間に6個所現存	13.4		
249	2		16.0		
250	3		17.3		
251	4		23.0		
252	5		16.3		
253	6		20.0		
254	7		48.0		
255	正覚寺沖大塚	現存		EW 18.0 SN 23.0	123.0
256	小塚 1	〃	19.0		
257	2	〃	20.1		
258	3	〃	17.0		
259	4	〃	23.0		
260	5	〃	21.3		
261	6	〃	13.3		
262	7	〃	16.3		
263	宿坂沖大塚	現存	13.3	EW 17.0 △ NS 15.0	79.0
264	小塚 1	この間に13個所現存	36.0		
265	2		51.3		
266	3		15.3		
267	4		26.3	EW 4.5 SN 4.5	37.5
268	5		25.3		
269	6		20.3		
270	7		25.0		
			41.0		
			75.0		
			27.0		

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺のさ長	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
219	5	現存	32.0		
220	6	〃	29.3		
221	7	〃	28.3		
222	8	〃	31.0		
223	9	〃	23.3		
224	10	〃	33.0		
225	11	〃	38.3		
226	12	〃	33.0		
227	13	〃	32.0		
228	14	〃	42.0	EW 16.0 SN 19.0	98.0
22	うとう坂沖大塚	現存	21.0		
230	小塚 1	この間に11個所現存	21.0		
231	2		17.0		
232	3		17.0		
233	4		20.0		
234	5		14.0		
235	6		18.3		
236	羽場沖大塚	現存	23.3	EW 16.0 SN 17.0	104.5
237	小塚 1	〃	17.0		
238	2	〃	19.0		
239	3	〃	12.0		
240	4	〃	38.3		
241	5	〃	25.0		
242	6	〃	20.0		
243	7	〃	18.0		
244	8	〃	18.3		
			24.3		
			22.3		
			37.0		
			44.0		
			12.3		

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
312	糠塚沖大塚	消滅			
			11.0		
313	小塚 1	この間に			
			24.0		
314	2	3個所現存			
			19.0		
315	3				
			26.0		
316	4				
317	打越沖大塚	消滅			
			51.0		
318	小塚 1	〃			
319	2	〃			
320	3	〃			
321	金鳧沖大塚	消滅			
			48.0		
322	小塚 1	〃			
323	2	〃			
324	3	〃			
325	堀切上大塚	現存			
			8.3		
326	小塚 1	〃			
			2.3		
327	2	〃			
			4.3		
328	3	〃			
			6.3		
329	4	〃			
		北方はほぼ残存、南方は半壊	19.0	北方 EW 52.0 △ NS 15.0	760.0
330	堀切坂脇大塚				
			160.0		
331	小塚 1	消滅			
332	2	〃			
333	3	〃			
	街道枡蛋	枡形消滅			
334	挟塚	消滅			
			108.0		
335	挟塚	消滅			
336	小塚 1	〃			
337	2	〃			
338	3	〃			
339	4	〃			
340	5	〃			
341	6	〃			
342	7	〃			
343	8	〃			

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
			25.0		
271	8		23.0		
			56.0		
272	9		19.0		
273	10				
274	11				
275	12				
276	滝沢沖大塚	現存			
			19.0		
277	小塚 1	この間に			
			163.3		
278	2	2個所現存			
			50.0		
279	3				
280	4				
281	5				
282	6				
283	7				
284	8				
285	9				
286	10				
287	11				
288	荒淵館沖大塚	消滅			
			20.0		
289	小塚 1	この間に			
			100.0		
290	2	1個所現存			
291	3				
292	4				
293	5				
294	6				
295	7				
296	8				
297	川原沖大塚	消滅			
			65.0		
298	小塚 1	この間に			
			64.0		
299	2	1個所現存			
300	3				
301	4				
302	5				
303	6				
304	7				
305	八幡堂沖大塚	消滅			
			101.0		
306	小塚 1	〃			
307	2	〃			
308	3	〃			
309	4	〃			
310	5	〃			
311	6	〃			

整理上の通し番号	塚の名称	現状	塚間の距離	塚の大いさ 一辺の長さ	塚の大いさ 高さ
			間・尺	尺	CM
344	9	消滅			
345	10	〃			
346	11	〃			
347	12	〃			
348	13	〃			
349	14	〃			
				EW 64.0	△
350	赤石鼻	現存		NS106.0	300.0
			50.0		
351	小塚 1	消滅			
352	2	〃			
353	3	〃			
354	4	〃			
	北上川				

第四章　南部伊達両藩の接壌

(一)　北上平野における郡界の特性

北上川は岩手県内陸中央部の中山峠から南流し宮城県石巻で太平洋にそそぐわが国第五の長江で、流域面積は第四位の大河であるが、狐禅寺(こぜんじ)狭谷によって上流と下流とに区分されている。この狭谷部がいまも岩手・宮城両県の境界となっている。地形上、狭谷部以北が北上平野（岩手県）であり、以南が仙台平野（宮城県）である。

このような地形的制約が、古代陸奥辺境征夷開拓史上においても一時期を劃す条件ともなって、仙台平野の開拓は奈良時代でほぼ落着したが、北上平野の開拓は奈良時代の末から平安初期にかけてであった。[註4]

もともと古代陸奥は征夷開拓が進むにつれて、境域が北へ北へと拡大するという特殊な性格をもっていた。北へ向って成長することを至上命題としていた特殊な国である。征夷開拓の成果は新郡建置で具体化する。新郡建置こそ征夷開拓の究極目的であった。

さて、山嶺とか河川というような明確な自然地形によって設定された郡界であれば、境界の変更は容易におこらずに踏襲されるであろうが、第3図にみるように、北上平野におけるいまの郡界と北上川との関係は、串（北上川）ざしの団子（郡）のように、郡域は北上川を南北軸にして東西にひろがっている。岩手・紫波・稗貫・和賀・磐井[註5]の五郡は、まさにそのとおりである。

もう一つ、北上平野の郡界にみられる特徴は、北上川を脊骨にみたてるならば、肋骨のように北上川に東や西から流入している支流河川は、郡界をなしていないで、それぞれの郡域の基幹となっているということである。たとえば第3図につい

て北から指摘してみると雫石川と簗川は岩手・紫波両郡の郡界にはならずに岩手郡南部地域の基幹となっている。紫波郡でもっとも大きい滝名川（東流）とこれに次ぐ赤沢川（西流）とは、紫波・稗貫二郡の郡界とはならずに、紫波平野の中心となっている。

稗貫郡においては、豊沢川（東流）はもっとも大きい川であるが、この川も稗貫・和賀両郡の郡界とはならずに、稗貫平野西部の基幹となっている。

和賀川（東流）と猿ケ石川（西流）も和賀稗貫両郡の郡界とはならずに、和賀平野の基幹となっている。

東流する胆沢川と西流する広瀬・人首・伊手三川も郡界をなさずに胆江平野の基幹となっている。

北上平野の最南端である磐井郡においても磐井川（東流）と砂鉄川（西流）とで磐井平野の基幹とこそなれ、郡界とはなっていないのである。

このようにみてくると、北上平野において征夷開拓がすすみ新郡を建設するに際しては、川をバウンダリーとするのではなしに、北上川を南北中軸とし、これに東西両方面から、あたかも肋骨のように流入する支流河川の造成した平野ごとに着目して置郡したものであったことが推知できるのである。

このように、北上平野部における郡界は人為的なものであったがために、ここに相拮抗する勢力が介入し、それぞれに自己利益を主張するようになった場合には、境界紛争をおこしやすいということになる。天正の末、南部藩と伊達藩が、このような素因をもっていた北上平野部において藩領を接するようになり、ここに藩境争論がおこったのは、当然といわなければならない。

(二)　南部伊達両氏の接触

北上平野に南進した南部氏と、北上平野に向って北進した伊達氏とが境界を初めて接したのは天正十九年（一五九一）であった。

南部氏は頼朝の平泉征伐に従軍した功労によって、糠部（ぬかのぶ）を与えられた旧族である。糠部というのは、だいたい北郡・三戸郡（以上青森県東半部）・鹿角郡（秋田県）・九戸郡・二戸郡あたりの広大な地域の汎称であった。南部氏はこれを基盤として盛衰・伸縮をくりかえしていたのであったが、秀吉の諒解をえて南下し紫波・稗貫・和賀・閉伊五郡を加えて表高十万石の近世大名になることに成功した。

南部氏の南下に対して、伊達政宗は北進し気仙・磐井・胆沢・江刺の四郡を領有し、東北地方最大の表高六二万石の大名となったので、両藩は境界を接することとなり、ここにいわゆる御境争論がおこるにいたった。御境争論が寛永十九年にいたって藩境塚を築造し解決するまでに約半世紀もかかっている。詳しくいえば五二年である。末梢的な争論はその後も継起し、そのような小争論が一応落着した元禄十一年までを計算すれば約一〇〇年、これは幕藩体制分立拮抗社会を考えるうえでは注目しなければならぬことである。

第五章　南部伊達両藩の藩境塚築造

(一)　藩境決定にまつわる伝承説話

藩境塚が築造されるためには、まず藩境が両藩によって承認されることが先決要件である。両藩の境界妥結にまつわる伝承として、次のようなことがある。真偽のほどは別として、それらを挙げてみることにする。

伝承の一つは、こうである。藩境決定にあたって伊達公から南部公に対して書状が送られてきた。書状にしたがって南部

公は牛に乗り南をさして進発した。相去村と鬼柳村との間付近で伊達公とバッタリ会った。南部公は吃驚した。見れば伊達公は馬に乗っていたからである。南部公が吃驚したのは、書状によれば「互に牛に乗り歩み寄った所を両藩の境界にしよう」とあったからである。そこで南部公は伊達公の違約を論難したというのである。ところが、この論難に対して伊達公は「書状には牛といわずに午と書いたはずである。それを牛と見たのは貴殿の粗忽であって、当方の関知せぬところである。事前の談合どおり、両者会見したこの場所を藩境と決定すべきである」と抗弁した。それで、そのまま藩境が決定されてしまった、というのである。この伝承には、藩境決定にあたり南部側が伊達側の策謀に負けたという、南部側の悔しさと、伊達側の奸智を指弾する意味がこめられてあるので、この伝承はおそらく南部領側の観測であろう。

伝承の第二は、旧伊達領の餅搗歌として今でも胆沢・江刺両郡地方の年中祝行事には「南部様弓矢に負けて、牛に乗る。牛も牛、鼻かけ牛におのりやる」と、まるで勝祝唄らしくうたわれているという。[註6] 南部公の愚鈍、伊達公の敏捷、他方を揶揄嘲笑し、当方を是認賞讃する意味が歴然としている。

伝承の第三は、両公とも出発は徒歩であったが、伊達公は途上で、この速度では胆沢川が両者会合の地点となり不利となると考えたので馬に乗って駈足した。その事が南部側の派遣していた忍びの者によって南部公に報告された。南部公もあわてて馬に乗り駈けだした。それで和賀川を西藩境としょうと意図していた伊達公の思わくが挫折し、自然地形的には明確でない場所、和賀川と胆沢川との中間地域に藩境が決定してしまった、というのである。この伝承には、南部公の指向した境界は胆沢川であり、伊達公の指向した境界は和賀川であった、それなのに両河川の中間地帯が藩境に決定してしまった理由を説話的にのべた意味がこめられている。

第四の説話は、天正十九年に浅野長政が両藩の境界を現地帯に決定したのであったから、この裁定はうごかすべからざる既成事実であるという権威に依存する伝統的肯定主張である。天正十九年に南部領において九戸政実の乱があった。困惑し

た南部公は援助を秀吉に求めた。秀吉は征軍を派遣する。その征軍部将の一人に浅野長政があった。長政が秀吉の勢威をバックとして、いろいろ統治方針を指示する。両藩境界も、そのとき既に秀吉の権威の代行者の一人である長政によって決定されていたのであるからという既成事実肯定にもとづく考え方である。果して事実はそうであったのか、どうかを確証できる史料はないが、そういった伝承は地方文書には散見している。たとえば、寛永十七年十月五日相去村肝煎久四郎文書（水沢市勝手町千田勝男氏所蔵）に「浅野弾正様御仕置ニ御下向之時、境目ニ御札被相立候所、御当地之内、㈠五代坂戸折（杉カ）目ニ壱本、㈡鬼柳古城大堀之東ニ壱本、㈢堀切と申所ニ壱本、右三本御立被成候事」とあり、三ヶ所に境界を標示したというのである。書写年次は未詳であるが古人高橋孫左ヱ門文書（岩崎新田高橋武夫氏所蔵）にも「浅野弾正様御下向、則我等先祖孫右（伯台古人）ヱ門修理茂右ヱ門親越後右四人者共、御尋之上申上候事、夫より三ヶ所之御札之立所、堀切・鬼柳岩前二ノ折目・五代坂二折目、陸奥国南部領之御札立所之覚」とか「浅野弾正様御下向刻、肝入久四郎先祖・組者共祖父四人罷出、御案内仕候。東ハ江刺郡国見山より北ノ山、西ハ駒ヶ岳迄、大塚被相極」[註7]、三ヶ所御境札相立候ニ付、御境古人ニ被仰付候儀、隠レ無御座候事」とみえている。以上のほかにも、書写年代不明の文書ではあるが「浅野弾正様御下向之節（中略）三ヶ所へ御札相立てられ候由、申伝候也。国見堂一ヶ所、男山一ヶ所、駒ヶ岳一ヶ所」（金ヶ崎町西根坂水伊藤重男氏所蔵）とか「寛永十九年ニ浅野弾正様御下向ナシ」[註8]藩境を決定したとある（金ヶ崎町誌所収文書）。ここにあげた古文書には訛伝も含まれているし、一致しない点もあるが、とにかく浅野長政が境界決定につき指命したのであるという所伝は、かなりひろく伝えられていたものらしく、明治九年明治天皇の東北御巡幸に供奉しその見聞を記した近藤芳樹の「十符の菅薦（すがごも）」にも「天正十九年に浅野長政、九戸（板橋註、九戸政実の乱）の討手のさき手にてうち入しとき、この所にて胆沢和賀の境をとひしに、里人そは瘤木（板橋註、三ヶ尻村のうち）とてはるかにあとなりといひしを、そこに立かへらんもむやく（無益）なり、ここを境にせんとて、榜示を今の所に建させしとぞ」とある。

第四の説話の冒頭に、この説話は秀吉の権勢をバックとした浅野長政が、すでに天正十九年に境界を指示決定したのであるから、という権威に依存し既成事実肯定的主張であろうか、とのべておいたが、事実そうであったとすれば、長政の仲介的配慮にもかかわらず、境界決定はその後約半世紀にもわたって紛糾したことになるし、長政仲介裁決が後世の仮託説話であったとしても、そのようにまで捏造仮託しなければならなかったほどまでに境界問題が難行したとみなければならない。であるから、長政云々という話は、事実であったとしても、また後世の仮託捏造であったとしても、いずれにもせよ境界決定問題については両藩が容易に妥結せず難行した問題であったことには変りないのである。

説話の第五は白狐が御幣を口にくわえて踏みわけ境藩を定めたというのである。筆書年次をいずれも欠いているものであるが「南部仙台領御境之巻」（宮崎新田高橋武夫氏所蔵）に「仙台御領肝入久右ヱ門、漆田屋敷孫右ヱ門、小関屋敷修理、雲南田屋敷茂右ヱ門、御境之一儀申様ニは、江刺之内門岡国見山之北、立花神宮之森より白狐出、御幣を加へ、東ハ稲荷之瀬西向キハ赤石鼻南方ハ境通り駒か嶽迄、白狐御幣を加（くわ）へふみ分け候事」とあり、金ケ崎町西根坂水伊藤重男氏文書にも「昔、江刺・和賀の境踏分候時は、白狐白幣をくわえて門岡国見山より駒ケ嶽を踏分（た脱カ）ける由なり。その以後南部領伊達領罷成、浅野弾正様御下向之節も、右白狐踏分申候通り、三ケ所へ御札相立てられ候由、申伝候也」とみえている。白狐は神意というほどの意味であろう。

説話の第六も、第一・第二・第三と同様、南部公の迂闊と伊達公の巧智をいいあらわしたものである。平袋上大塚から以西の藩境方向は正しく駒ケ岳の方角に向かわずに不自然なほど北に偏している。南部領が不利に狭くなっているということである。何故、こんな不審な境界になったかといえば、境目決定の際、両公は共に馬に乗って現地を巡検していたのであるが、長途の疲労からであろうか南部公は馬上で居睡りしたという。その隙に乗じて伊達公は南部公の馬の向きを北方に変え、そのまま進んだので、境界はいまのように定まってしまったというのであって、南部領側の御境古人の子孫である高橋

兵吉氏（和賀町字上夏油）の語るところである。

この説話は果してどこまで真実であるのか、はなはだ疑問であるが、南部領民からみて不利な条件で藩境がきまったことに対する南部領民の不満から、南部公の弱腰を指摘した意味がこめられてあるのかも知れない。六十二万石の伊達に対し南部は一〇万石であった。六と一の比率では、境目談義が公正にいかなかったこともあったのであろう。

(二) 藩境争論

藩境塚が築造されたのは寛永十九年であるが、伊達南部両藩が藩領を接するようになった天正十九年からこのときまでの五二年間、藩境争論がくりかえされている。争論の経緯や藩境決定の詳細については既に及川大渓・司東真雄の研究があるので[註9]、以下要約してかかげることにする。

南部伊達両藩が境界を接するようになったのは天正十九年である。その翌年は文禄元年。争論は早くも文禄年中から起った。それから数年もたたない元和二年四月、伊達領から内ヶ崎越後と猪狩下野、南部領から夏井勘解由・新渡部内膳・熊谷太郎左エ門・柏山平左エ門の四人の役人、古人としては伊達領の河東田露月・御駒別当、南部領の新右エ門・高屋五右エ門・折居嘉兵エ等が代表となり和賀郡岩崎村において合議したが不調におわった。伊達側は浅野長政の牓示と夏油温泉の線を境界と主張し、南部側は夏油温泉の東の山の前と三角沼の線を境界と主唱したためであったらしい。

元和七年三月にも仙台領から二人の役人が検地竿をもって岩崎・鬼柳方面にきた。南部側では柏山平左エ門・折居嘉兵エ等をつかわし詰問している。寛永四年にも争論があり、翌五年には南部遠野境で鉱山発掘をめぐりやはり境界争論がおこっている。

寛永八年には駒ヶ岳頂上にある駒堂をめぐって争論がおこった。もともと駒堂は境界の基点であった。これには次のような伝説がある。嘉祥三年の昔、慈覚大師が馬頭観音を草創開基したので駒ヶ岳と称するようになり、その際、これを末世ま

で郡境の指標とせよと教示したというのである。さて、駒堂は東向きで、その建替にあたっては南側二本の柱は江刺と胆沢、北側二本の柱は和賀で分担し合議のうえで建築する慣行であった。それなのに寛永八年、無断で胆沢別当だけで建てた。それを知った和賀別当は、胆沢の独断行為を花巻城代に告げた。城代は折居嘉兵ェに命じて、堂をうち破らせた。花巻城代花崎甚兵ェは、これを機会に境の絵図面を持参し幕府に訴えた。争論は紛糾をかさね、寛永十五年、御上意による御尋ねとなり、相去村肝入雅楽之亟・古人の小関沢屋敷修理・雲南田屋敷茂右ェ門・漆田屋敷孫右ェ門の四人が仙台まで御境目覚の証文差上げとなった。ところが、これは南部側からの御境目覚書と一致せず、争論がますます紛糾するだけとなる。そこで同十七年に再び御上意により、肝入久右ェ門・古人源次郎・孫右ェ門・茂右ェ門らが上仙し、御境目についての証言をおこなったのである。

㈢　藩境塚築造

寛永十八年、ついに妥結の時期がきた。仙台藩からは川島豊前・笹町七郎右ェ門・伊木安右ェ門、南部藩からは小枝指権兵ェ・石亀庄兵ェ・儀俄十右ェ門・御郡代織笠庄助・古人折居嘉兵ェが会談し、十二月三日、絵図面に点をうち、申合覚を交換した。「遠野古事記」（南部叢書第四巻所収）は南部側からみた資料であるが、これによれば申合覚は次のようなものであった。

境目申合覚

一、田瀬かくま沢すりこは屋敷通境に申分候事
一、人首（ひとかべ）境は、五輪峠切に申合候事
一、立花境は、土橋切に申合候事
此三ヵ所は御領分の者如申候、境目申合相立申候

一、気仙赤坂山は、陸奥守領分の者如申候、峰切に境目申合相立申候事

一、相去・鬼柳境は、原の分御領分よりはまたなかねすみ塚の境を、陸奥守領分の者は原切境の由申候を、互に前代の差置半分づつに仕、新境相立可申との申合候事

附、

鬼柳・相去境山中え入候ては御領分の者は駒ケ嶽北半分、下は八森峰切と申候、陸奥守領分の者は、げとう川切と申候、是も前代の境を互に差置半分づつに仕、新境を相立可申と申合候、但堂の北半分は御当方、南半分は陸奥守領分に堂計を申合候、駒ケ嶽より落申水は御領分に仕候共、陸奥守領分に罷成候共、用水の時分は申合半分づつ水ひかせ可申由申合候、以上

寛永十八年十二月三日

松平陸奥守内

河島豊前

小枝指　権兵衛殿

石　亀　庄兵衛殿

儀　俄　重右衛門殿

この申合覚にもとづいて実地に「御境踏み」[註10]をなし塚を築くことになる。早速翌年五月下旬、両藩から役人がでて境踏みをし塚を築いた。今回調査した北上川以西の築塚は六月十日で完了、北上川以東では二一日に終了している。二二日に絵図面と申合覚をとりかわした。

これは大事業であったらしい。北上川以西の藩境塚については、伊達方からは川嶋豊前・笹町七郎右エ門・伊木安右エ

門・星平右エ門・沼部甚左エ門・後藤主馬その他久四郎等の古人、御境奉行遠藤六兵エ合せて三五人。南部方からは小枝指権兵エ・重茂与惣右エ門・石亀庄兵エ・高屋八右エ門・乳井与惣右エ門・石上庄助・織笠庄助・御足軽十人その他折居嘉兵エ等の古人。以上大勢が出会して論議をかさねて決定したのであった。「其所々の論は多く候間、書付られず候」とあるから、論議はいかに激しかったか想像されるのである。

築造した藩境塚は絵図面にした。描いたのは仙台の吉野四兵衛である。絵図面の余白には

「和賀之内鬼柳村、伊沢之内相去村境、去年申合候如書納之、此度双方より相合、中通ニ新境相立申候。山中之分者駒ケ嶽堂半分より土倉山之東之沢鞍掛森之東之沢みつ沼之東大平山加ば峠者峰切、原之分者炭塚また長根葛西壇迄ハほば迄之半分宛堀切之上より赤石ケ鼻迄は本境に相立、山中原共に境塚為築新境三所絵図に朱引仕印判致候通、自今以後相互に相違有間敷者也

寛永十九年六月十日」

と誓約文を記し、南部方では小枝指・重茂・石亀の三氏連署して伊達方の伊木・笹町・川嶋の三名へあて、伊達にてはその反対にあててとりかわしている。

さらに御境奉行は藩境塚の番号所在場所を列記した文書を各肝入に渡している。このとき築いた塚は大塚だけであって、小塚は築かなかったのであろう（本章四参照）。

ここに一言しておかなければならないことがある。駒ケ岳を起点にして藩境が築かれたと今までのべてきたが、そしてそれは事実であるが、藩境決定という観点からいえば、駒ケ岳のさらに西方の山岳地帯においても境目を定めなければならなかったのである。駒ケ岳のさらに西方には、駒ケ岳よりも二四二・八メートル高い標高一、三七二・六メートルの経塚山があり、境目はこの経塚山と駒ケ岳との間にも決定されなければならないのであるが、ここの境目は問題なく妥結している。

それは「是（駒ケ岳）より山中には（経塚山までの意味）人馬通路無之由、左候ハバ出羽境ハ三四十里印塚築候ハバ廿日三十日も懸り可申候間、塚築申ニ不及候間、互ニ目出度相済」[註11]んだからであった。

北上川以東の境については、南部方から小枝指権兵エ・石亀庄兵エ・重茂与二右エ門のほかに遠野からの松崎大学・福田蔵人・菊池孫右エ門・小笠原九右エ門・新谷帯刀・新谷久右エ門・及川善右エ門・及川内記・水越藤兵エ。伊達方からは川嶋豊前・富田四郎兵エ・伊木安右エ門・千葉十右エ門・笹町七郎右エ門のほか人首の鈴木勘兵エ・川村嘉左エ門などが検者として出会い、これに両藩の古人が参加して御境踏みをした。

五輪峠では、遠野の古人外山采女と人首の古人大内沢内匠と一日争っても結着せず、双方引取り、翌日に采女のかわりに与三右エ門が出て鷹清水を中心に争論した。結局、遠野古人の主張がみとめられた。板橋近所の堀切では、遠野の右馬之亟と人首（ひとかべ）の古人四郎兵エとが争論し、これも結局のところ遠野古人の主張どおりに結着した。赤坂境では遠野の古人源五郎と気仙の古人小股内膳とが争論し、これは気仙の古人の主張どおりに結着した。この方面でも御境踏みが、ひどく難行したのである。

妥結の要旨は

「一、六月十七日、学間沢より五輪峠右方の塚は江刺勘ケ由（解）殿役人高屋左馬之亟・歌垣勘右エ門。遠野より小笠原九右エ門及河内記立合、遠野より一つ、江刺殿より一つ、人首より一つ為築申候

一、五輪峠左方の塚は人首より沼辺殿役人鈴木勘兵エ・川村嘉左エ門両人出て、為築。是より段々一つ宛、双方より入違為築申候

一、物見より赤坂笹森新谷境迄、遠野より奉行新谷帯刀罷出候」

というのである。

北上川以東の塚数は総数未詳であるが、「板橋より笹之輪迄」は一〇で、その内訳は「板橋に一つ、遠野より大森に一つ、人首より同所一つ、遠野より箱石に一つ、人首より物見の下に一つ、遠呂よりたうせ長根道より上に一つ、遠野よりたうせ長根の上に二つ、人首よりせき取場に一つ、人首よりみのわに一つ」であった。笹之輪より似沢野までは一〇で、その内訳は「みのわ向ふちに一つ、上あつさ川長根に一つ、赤坂洞頭に一つ、すり鉢峠に一つ、きわた沢ノ峠に一つ、野山（山なし沢共云）の頭に一つ、似沢野に二つ、笹森峠に一つ、狼岩の長根に一つ」であり、それからは坂長根に一つ、同所の中頭に二つあり、次に板橋から五輪峠まで八つと記してあるが、その内訳は「御仮屋場に一つ、川下し峠に一つ、同所に一つ、くきの柴長根に一つ、種ヶ沢に一つ、板橋の手前長根の笹森に一つ、とちう長根の右方けなし森の峠に一つ、板橋の渡り向に一つ、人首領とちう村へ下る道の左脇也、五輪峠方よりの左方に一つ」とあって塚数は八よりも一つ多い。

以上のように境塚を築き終って絵図面にし、絵図面には誓約文を書いた。誓約文は、五輪峠のものには

「和賀郡之内鮎貝村、江刺郡之内人首村の山境、御領分よりは五輪峠、当領よりは鷹清水境の由申候を去年始申合候、双方出合御領分の者申口次第、五輪峠を境に相究、五輪峠より板橋迄は五輪峠より続中山の峰通り境相定、境塚為築申候、板橋より気仙の内関屋場迄は去年申合候外に候得共、双方罷出相談の上境相立申候、関屋場より笹輪迄は本境に境塚為築、絵図に朱印判仕候通、自今以後相違有間敷者也

寛永十九年六月廿二日」

と書き、赤坂分のものには

「遠野之内荒谷村、気仙世田米村の内小股山境、当領よりは赤坂山の峰切に、東は篠森の通、西は笹輪の道切境の由申候、御領分よりは笹輪のもちが滝を境の由申候得共、去年如申分候、双方罷出当領之古人申口次第に赤坂山の峰通に相究、境塚為築申候、絵図に朱引印判仕候通、自今以後相違有間敷者也」

と書き、両方の誓約文とともに、伊達方は富田四郎兵衛元顕・伊木安右エ門吉重・笹町七郎右エ門重俊・河島豊前頼泰、南部方は小枝指権兵エ・重茂与三エ門・石亀庄兵エ、相互にとりかわした。

かくして五〇余年にわたった争論が一応終結したのであった。藩境塚は、当時「御境塚」、「御塚」、「境塚」、「御境目塚」または単に「塚」などと多様によばれていた。

四　小塚の築造

小塚は、大塚が初めて築造された寛永十九年に大塚と同時に築造されたものであったのか、それともまた寛永十九年以後に築造されたものであったのか、この点を明確に記した資料はいまのところ発見されていないようであるが、「嘉永六年丑正月、御当領仙台領御境古来並繰湯元古来書写帳、利蔵控」という表紙のある文書によれば「御境塚築初メハ寛永十九年たり。但し大塚斗り其節は築候。小塚ハ其後双方古人共御手入、度毎ニ間遠之所江築候由」、とある。この文書の筆書年代は、嘉永も六年というのであるから信憑性にやや難色があるように思われる。ところで飯豊町柏葉庄一氏所蔵元禄十年書写の「仙台南部領境書留覚」に小塚一八九とみえている。元禄十年、すでに小塚があったのである。いまのところ、これが小塚の存在を示す最も古い年代である。元禄十年は寛永十九年の五五年後である。小塚は大塚と同時に寛永十九年に築造されたのかも知れないが、立証する資料がまだ知られていないので、ここでは、寛永十九年以後元禄十年までの間に築造されたもの、とこのように幅をもたせておくことにせざるをえない。[註12]

境塚は前述しておいたように、ひどい山中にも築造されたのであったから、「拾ケ年（も）上置（板橋註、土を補充して補修すること）不仕（れば）見分無之様に相成」（元禄十二年生江助内図貼付紙墨書・水沢市日高神社所蔵元文四年六月文書）、雑木草叢の繁茂がひどかったため塚を見失うこともあったほどであったのである。そのほかに豪雪雨により「御境

塚崩落」（岩崎新田高橋武夫氏所蔵「南部仙台領御境之巻」筆書年次未詳）することもあったし、そのため「山中御境塚老ケ所見得不申」ざることもあったのである（同上）。なにせ、平野部の境塚はともかくとして、山岳部に築造された境塚となると、もともと人為的に政略上から築造されたものであったから、人跡のおよびがたい不便不毛の場所が多かったし、そのため両藩が協定して策定した絵図面にすら「塚壱ツ此絵図面に印落」することもあり（水沢市日高神所蔵元文四年六月文書）、南部藩の塚数計上と伊達藩のそれとでは必々にして「塚数不足ニ見得候」て一致を欠くこともあったのである（同上）。

以上の記述にみてきたように、小塚に関するかぎり、大塚にくらべれば軽くみられたせいもあって、その詳細を知るに足る資料はまことに少ない。

しかし、大塚はもとよりのこと、小塚についても度々補修が加えられていたのである。たとえば元文元年六月十四日より同二十日までに石名坂沖から和田坂沖大塚の間に小塚四を築いたり、享保九年（一七二四）六月二日からは小塚七を築直したりしている。さらに元文元年（一七三六）九月二五日より同年十月四日まで土倉山大塚から大平大塚までの「御境小塚繕築直」をなし、翌年五月十四日から大平大塚と水沢森大塚との間に小塚四を築し始めている。また水沢森大塚から椛峠大塚までの小塚十は元文二年「五月十日より同二三日迄ニ仕舞申候」とあるように修築している。「御境塚拾ケ年上置不仕（つかまつらざれば）塚形、見分（みわけ）無之様に相成」（水沢市日高神社所蔵、元禄十二年五月生江助内絵図貼付紙）るような人煙から遠い山中に築かれた塚のことであるから、「いつのころか、かけ今は無之、然共前代より御境に究也」（享保七年文書）とあるように、はっきりしないようなことになってしまうこともあったのであろう。

そこで、前述しておいたように、今回の調査は最下限記録である嘉永三年に基準をおき、それ以前の記録を参照しつつ実施したのであった。

(五) 藩境塚の修補保全

藩境塚は「拾カ年、上置不仕、塚形見分無之様ニ相成」るので、「山中塚ハ二ケ年置キ三ケ年目、里前ハ四ケ年置キ五ケ年目」ごとに刈払をし「上置」しなければならなかった。上置とは崩れかかった塚に土を置き補修することである。山中にある塚は三年目ごとに、里にある塚は五年目ごとに補修するというルールは何時頃から始まったのか、それを明確に記した文書はみあたらないのであるが、第4表から推測すれば元文以後であるらしく、天保八年以後は補修年限が、まもられている。

さて、第4表を作製した手順について若干説明しておきたい。「弘化四年未正月、山中御境小鱒沢論所之節懸合品々書留帳」に「天保十四年卯とし山中御境剪通之年ニ相当候」とあり、明治二年十月十八日付の古人勝四郎の写文書には「明年ハ御刈払候年ニも相見得」とあるので、明治三年と天保十四年を指標とし、山中所在塚が三年目ごとに補修されるべき年には口印を記入し、里所在塚が五年目ごとに補修さるべきの年には○印を記入してみた。そして資料に散見し実際に補修がなされた年にはそれぞれ山(里)とで示してみたのである。

第4表　藩境塚刈払・上置年次表

年代	山中塚	里前塚	備考	年代	山中塚	里前塚	備考
元禄 元年				七			
二				八			
三	□			九	□		
四		○		一〇			
五				一一			
六	□			一二	□		
							六月六日より同九日迄相改ム

	一三		○	
	一四			
	一五	□		
	一六			
宝永	元			
	二	□	○	
	三			
	四			
	五	□		
	六			
	七		○	
正徳	元	□		
	二			
	三			
	四	□		
	五		○	
享保	元			
	二	□		
	三			
	四			
	五	□	○	
	六			
	七			
	八	□		
	九			六月二日より取付、石名坂沖大塚間小塚七つ築直。

	一〇		○	
	一一	□		
	一二			
	一三			
	一四	□		
	一五		○	
	一六			
	一七	□		
	一八			
	一九			
	二〇	□	○	
元文	元			大平大塚迄九月二五日取付、十月四日迄。
	二			五月(夏)築直申候。
	三	□		
	四			
	五		○	
寛保	元	㊥		八月五日より御境見分剪払、横村より始駒ケ岳下迄同十四日に仕新申候。
	二			
	三			
延享	元	□		
	二		○	
	三			
	四	□		
寛延	元			
	二			

	宝暦																								
	三	元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	元	二	三	四	五	六	七	八	九	元	二
	□		□		□		□		□		□		□		□		□		□		□		□		□
	○			○			○			○			○			○			○			○			

	寛政																								享和
	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	元	二	三	四	五	六	七	八	九	元	二	三	四	五	六	七	元
	□		□		□		□		□		□		□		□		□		□		□		□		□
		○				○				○				○				○				○			

塚築直

文化元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	文政元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇
□			□		□		□		□			□		□			□		□		□		
	○					○					○				○					○			

天保元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	弘化元	二	三	四	嘉永元	二	三	四	五	六
□		□		□			山		山				山		□			□		□			□
○					○				㊦						○					㊦			

御境筋山中荷払並御塚上置。

八月二九日より九月十一日迄荷払上置。

山中御境普請之年ニ相当候。

六月、御境筋御廻村。

年			
安政元			
二	□	○	
三			
四			
五	□		
六			
万延元		○	
文久元	□		
二			
三			
元治元	□		十月、御境平場通御苅払並御塚上置御普請。
慶応元		[illegible]	
二			
三	□		
明治元			
二			
三	□	[illegible]	御刈払候年ニも相見得

(六) 塚補修経費

藩境塚の補修には、かなりの人手と経費を必要とした。安永八年の場合を例にとれば、大塚三九小塚三一四の補修に要した人手は

「塚築直御人足〆四九一人

内半分は他領より出人足

木剪通御人足〆一三九〇人

内六九五人、他領より出ル」

であった。これは延人員であろう。元文三年の例であるが「御境廻」をするだけでも八月十七日から同二二日まで六日間を要している。寛保元年の「御境見分苅払」は横打大塚から着手し駒ケ岳まで進むのに八月五日より同十四日までかかっている。天保十一年の「御境筋山中苅払並御塚上置御普請」は八月二九日より九月十一日まで日数十三日間。その経費は、

「一、拾六貫七拾八文　入料代

一、九貫文　　御賄代
一、七貫弐百文　　六人江被下（古人六人のこと）
一、壱貫四百文　　飯炊分
一、弐百文　　山古人三人荷物背賃
〆三拾三貫八百七拾八文受取
　　手前自分町
一、弐貫六百七拾弐文　振舞町
一、八百弐拾五文　　賄着」

であった。十六貫七八文の入料代の内訳も詳細に記載されてあるが、長文にわたるので省略する。付録資料について参照されたい。なお、慶応元年の「御境平場通御対払御普請」の際の経費資料もあるが、やはり、付録資料に収めてあるので、ここには省略する。

付記　御境古人と境の施設並びに神社

藩境塚に直接関係ないが、藩境に関連して、古人・関所・御番所などを参考として付記しておこう。

㈠　御境古人

古人は拠人の音仮借字で証拠人のことであり、和賀氏が和賀郡、稲山氏が六原方面を領有していた頃もこの役はあったが、あまり活用されていなかった。

南部藩と仙台藩とが境界を接し、五十年間も境論が続くようになってから、両藩より証拠人として引合いに出されるようになって重要度を加えてきた。

藩境決定後も引続いて古人を申付けられた人々に、北上川以西部としては仙台藩では西根村は源内、八兵衛、四郎左ヱ門、相去村は茂右ヱ門、孫右ヱ門、源次郎等であり、南部藩では御駒別当河原田露月とその子若狭、岩崎村は折居喜兵衛、折居次郎八、鬼柳村は采女、筑前等が任命された。

（なお、相去に足軽が配置されるようになると、相去は肝入の久四郎、六原は大吉の二人だけに減じられた。）

その役目は、代官からの口上の覚書[註13]によって概観すれば

一、常に境目の諸事心付き油断してはならない。

一、境目へ月に二、三度宛も見巡り、疑わしきは其所の年寄などに聞き、御境目の様子は委細覚えておかなければならない。

一、御境塚等を損じたり、新堀を掘ったり、新田畑を起したりする者があったなら検断と肝入へ申出られたい。

一、領内の山林へ入られたり他領の山林へ入ったりする者があったなら直ちに知らせよ。
一、古人の役目は子孫は相伝える様にするのだから、長男は勿論、二、三男にも御境目の事は細大教えておき、何時どんなことがあっても支障ないようにしておけ。
一、他領分にかわり事があったなら、それも聞かせよ。
一、御境廻りの役人や足軽等で不都合があったなら、遠慮なく聞かせよ。
一、他国の乞食には五百文から三百文も恵んで境目まで送り届けよ。
一、自国の乞食であったなら、所縁の者を呼ぶなり、本所へ帰らせる様、路銭を恵むなり、肝入へ渡すなりせよ。
一、寛永十九年の御境目御絵図やその後の記録も紛失しないようにして代々の古人へ譲り渡せ。
一、境塚は山中塚は二年おいて三年目に、里前塚は四年おいて五年目ごとに、両藩から一日交代で払刈うこと、昼弁当と酒肴代等の入用料は御上様から御下渡しする。

などであった。

この役目に対しての給料は、壱人に付、壱歩判弐切と定まっていた。

以上の資料は、仙台藩側の資料であるが、南部藩においてもおそらく同様であったろう。

(二)　足軽百二人の配置と相去及び川口御番所

藩境は決定した。しかし、あれほど問題が続出し、また、しつつあった相去に警備はなかった。治府の仙台へはいくつかの山と川とを越えて三十五里、それに引かえ南部藩は平野のまま十三里、問題が起きれば仙台藩は代官所へ連絡する程度では不安であった。

この時、旧葛西の臣で水沢在見分村の地頭だった三宅織部尉が浪人して相去に落居していた。また、やはり旧葛西の臣で下門岡村斎羽場城主であった及川若狭も相去に隠棲していた。この二人がこの情況を嘆き、度々上仙して境界警備の必要性を上申した。

これによって、郡代官馬淵隼人の実地検証となり、明暦二年、漸く藩の制度として相去へ藩直属の足軽百二人を配置することになった。

この場所は、慶長九年に台命によって新しく切替えられた奥州街道で、相去本郷よりも半里ほど北で、全く南部藩境鬼柳に接した地点であった。鉄砲組四十八人、弓組三十二人、槍組三十二人の構成で、新しい町作りでもあった。上(かみ)の両側へ四十一軒を配し上組足軽町と称し、中の両側へ二十八軒を配し仲組足軽町と称し、下(しも)の両側へ三十三軒を配し、下組足軽町と称し、他からは百人町と称せられるようになった。

記録された資料では見当らないが、昭和三十六年度国道改修のとき発見されたのによると道路上の藩境の線は、六尺も掘り下げて三尺巾位に炭を敷いて、もし論争が出たときの最後の証拠挙げの手段としていたらしいことが判った。ここを中心に何間かづつ緩衝地帯として両藩お互いに家を建てないで関門としたようだ。寛延四年に南部藩清水秋全が写生した道中図[註14]がよくこれを伝えている（第8図）。

御番所は、境目御番所とも称した。武頭一人、組頭二人、足軽四人を常詰とし、チクモ、サシマタ、コガラミ、鉄砲十挺、弓十張、槍十本を常備していた。給料は、武頭は仙台藩大番組二百五十石級の武芸の勝れた士が交替で勤務、及川若狭と三宅織部は組頭一貫文と役料と抱地、その他の足軽は一ヶ年五百文。のちの事と思うが、通行銭人馬共に十五文を中受け、半分は武頭、残りの半分の二分の一は組頭二人へ、またその残りの半分を床頭十人へ、残金は、積立をした。[註15]

一方、南部藩においては、黒沢尻川岸に設置した御駄船所の関係で、北上川を石巻への船運が急激に盛んになり、それに

伴って相去側から南部藩船舶の取締りの必要がおこり、遂に中組足軽町二十八人を川口通りの両側に六軒と二十二軒に分けて移し、川口に川前御番所を設置するに至った。ここの備品には町の御番所よりも更に拾匁砲を一門加えた。

そして、中町には商人三十人を配し、商人町とした。

(二)　鬼柳・煤孫御番所と三十人町の設置

南部藩としては、鬼柳に御番所（第9図）と藩主の御仮屋と伝馬所を設けた。江戸からの下り路に和賀川が増水したとき還帰を余儀なくされることがあったためであった。上り路のとき和賀川増水なれば常の宿泊地黒沢尻御本陣であった。

鬼柳御番所は関所とも称し、すこぶる厳重を極めていたが、旧来の奥州街道であった六原野から岩崎村方面への道が無警備に近いものであった。

岩崎村にも中番所が設けられた。

仙台藩分には何も設けられていなかった。

そこで、貞享三年、藩許のもとに、三宅織部が見分村領主時代の旧家臣の二、三男三十五人を足軽の身分として仙台藩直轄として六原野へ配置した（第10図）。屋敷の奥行は場所により七十間乃至八十間で多少の差があったが、間口は五十間とし、藩境塚の両側に一列に散兵線的に構えさせた。旧見分の分村であったので、この地三十五軒だけは六原村であっても、北下葉場村端郷として、見分村の薬師祭礼のときは警固の名目で祖先の地に帰らせ、常には屯田兵式に開拓で生計を維持させた。宝永五年には十八軒減じたが、これ等の子孫は当時のままの屋敷割で、現在も生計を立てていて、集落史蹟としても注目すべき地帯となっている。[註16]

これは、正保年代に伊達政宗の子の宗勝をこの地に三万石で封じようとして道所森に城を築き、町割も碁盤目式に済ませ

たのであったが、準備だけに終って、遂に移らなかったための第二の手段として選ばれた藩境堅めの新方式でもあった。

何故に、六原をこれほど重要視したかといえば、単に藩境というばかりでなく、六原の数百町歩の原野へ、夏油川の水を引いて、やがて美田化しようとの仙台藩側の底意があったからであった。即ち、寛永十九年の両藩の取り決めにも、「夏油川の水は半々のこと」と契約していた。寛文年間に、水利について仙台藩から南部藩へ申入れしたとき、南部藩ではこれを断って、にわかにその続きの台地に開田をし、夏油川の水を引き岩崎新田村という一カ村を新設したという経緯にもつながるのである。この事も、今回和賀中部改良区の事業として、境なく岩崎六原一帯の大開墾が進められている。

四　神社

決め手になる資料が、現在のところ発見されていないが、鬼柳の町はずれの高台で鬼柳台地の東の突端に白髭神社がある。祭神は白髭大明神である。ここは天正十八年まで鬼柳氏の居城であったので少なくもこの神社は天正十八年以前のものではない。

また、相去の町はずれ、丁切というところに白山姫神社がある。もとは上の台地にあったというが、やはりいまも町端れの小高い所にある。明暦二年に相去百人町ができてから、この神社が町はずれの現地へ下って祀られるようになったのだという。この神社も慶長九年にここを奥州街道として開くまでは無かった筈のものである。

南部側は男神の白髭大明神で、仙台側は女神の白山姫神である。

恐らく、寛永十九年に両藩から出て御境塚が築かれたとき、境の神として営まれたものではなかったろうか。中部地方から関東や東北地方には、いまでも境にあたる峠や坂道に、境の明神とか単に明神という名を残しているところがあるし、陸奥と下野の国境をはさんで住吉（男神中筒男、下野側）と玉津島（女神衣通姫、陸奥側）の男女両神がまつられているし、

相模と伊豆の境界神である伊豆山神社も男女二神を合祀しているので伊豆二所権現と称されている例証などがあるからである。

註

1　岩田孝三、「関址と藩界――その歴史地理的解明」一六二頁。昭和三七年九月十五日刊、桜倉書房。

2　及川大渓、南部と仙台との藩境一、奥羽史談三五号五頁、昭和三六年六月。

3　司亜真雄、伊達・南部の藩境決定、昭和廿七年八月岩手民声新聞所載。改めて岩手史学研四四号四六頁、昭三九年九月号に掲載。

4　「日本後紀」弘仁二年（八一一）正月十一日条に「於陸奥国、置和我・葮縫・斯波三郡」とあり、同様のことが「日本紀略」や「日本逸史」にもみえているので、この記事は信ずべきである。和我は後の和賀、葮縫はいまの稗貫、斯波は紫波の三郡のことであるとみなされ、異説はまったくない。そうであるならば、これら三郡よりも南にある磐井、胆沢、江刺の三郡は弘仁二年以前に成立していたことは、疑う余地がない。和我・葮縫・斯波以南の地域に三郡が成立したのでないとしても、二郡か一郡ぐらいは成立していたはずである。ところが、それらの郡名も成立年代も正史には明記されていないのは、現存の「日本後紀」に欠落があるからであると考えざるをえない。「日本後紀」の欠落している期間に磐井、胆沢、江刺にあたる地域の郡が成立したのである。それで、胆沢城が築造された延暦二一年（八〇二）から、和我・葮縫・斯波の三郡が建置された弘仁二年までの間における「日本後紀」の欠落部分をあげれば次のごとくである。故に、磐井・胆沢・江刺にあたる地域に郡が成立した年代は大同元年十月から同三年三月までの期間であったと推定される。「延喜式」にも「倭名類聚鈔」にもこれら三郡の名がみえている。

欠落期間	備考	欠落期間	備考
延暦十九（八〇〇）正月 二〇（八〇一） 二一（八〇二） 二二（八〇三）十二月 二三（八〇四） 二四（八〇五）	胆沢城築造 志波城築造	大同元（八〇六）十月 二（八〇七） 三（八〇八）三月 四（八〇九） 弘仁元（八一〇） 二（八一一）	正月三郡新置

5　北上平野にある岩手・紫波・稗貫・和賀・江刺・胆沢・磐井の七郡のうち、磐井郡だけは現在、東磐井・西磐井の二郡にわかれているが、このように東西二郡に分割されたのは明治十二年一月四日付岩手県甲第一号公布以後のことである。それまでは磐井郡は単一の郡であった。

6　註3

7　浅野弾正長政が下向した天正十九年に塚が築されたのではなくて、大塚築造は寛永十九年のことである。本稿第五章参照。

8　浅野弾正は慶長十六年（一六一一）四月七日、年六五で死亡しているから、寛永十九年（一六四二）云々というのは、明らかに誤りである。おそらく「寛永」は「天正」であろう。しかし、浅野弾正が下向し境界を指示したという所伝だけに着目して、この資料をあげておくことにしたのである。

9　註2、註3。

「岩手県史」第四巻一三五頁以下、昭和三八年三月。

10　藩境塚を実地踏査することを「御境踏み」（金ケ崎町誌所収年次欠落文書）とか「境踏分け」（金ケ崎町西根坂水伊藤

重男氏所蔵年次欠落文書)、「御境見分け」(享保九年より元文二年までの境塚数改申覚帳)といっている。

11　「万治三年十月廿一日、折居嘉兵衛より折居次郎八宛文書」、岩崎新田高橋武夫氏所蔵「南部仙台領御境之巻」所収。

12　「嘉永六年五月写申候」という嘉永六年正月「御当領仙台領御境古来并嶽湯元古来書写帳、利蔵控」によれば「御境塚築初メハ寛永十九年なり。但し大塚斗り其節は築候。小塚は其後双方古人共御手入、度毎ニ間遠之所江築候」とみえている。

そこで、最下限年次である嘉永三年資料の小塚数に、それより以前に築いた小塚数は合致するか、どうかということは不問に付するとしても、とにかく、ここにかかげた資料によれば、寛永十九年大塚築造後に小塚が築かれたということになる。

この記録は嘉永六年のもので、はるか後世のものであるが、「利蔵控」のために書残したものであるし、利蔵は御境古人であったから、捏造作為したことを記録したと考えるよりも、古人代々の所伝を備忘録として書き留めたという性格が強いように思われる。そうであるとすれば、この記録には信憑すべき真実があるように思われるのである。ということから推測すれば、やはり小塚は大塚が築造された寛永十九年以後、元禄十年までの間に築造されたとみておくのが、いまの段階では穏当かと思う。

13　菊地境太郎文書、定式留帳、元禄三年の条「御境目古人共申渡候口上書之覚」

14　清水秋全道中写生図、盛岡公民館蔵、寛延四年

15　相去村郷土誌　昭和十五年

16　三十人町の見取略図は第10図の如くであるが、東から西に向って1・2と番号を付し、簡単に説明を表示してみよう。

第5表　三十人町説明表

番号	現在世帯主氏名および沿革	明治維新時の戸主氏名
1	宝永五年減員のため廃止	
2	右同	
3	右同	
4	維新後他へ移住	阿部
5	右同	松田　勇之亟
6	宝永五年減員のため廃止	
7	右同	
8	維新当時（藩政以来）から現存。当主小原幾之進	菅原金右ェ門
9	右同、当主菊池房吉	菊池　軍太
10	右同、当主石川健蔵	石川　啓五郎
11	右同、当主菊池清之助	菊池　右藤治
12	右同、当主後藤貞治	後藤　嘉藤治
13	右同、当主小原近之助	小原　清蔵
14	右同、当主菊池末雄（浅水性）	菊池　友吉
15	右同、当主松田精一	松田　善蔵
16	右同、当主高橋辰三郎	高橋　庄蔵
17	宝永五年減員のため廃止	
18	右同	
19	右同	
20	右同	
21	右同	
22	維新後他へ移住	小原幸左ェ門
23	維新当時（藩政以来）から現存。当主石川弘司	石川　軍之亟
24	宝永五年減員のため廃止	
25	維新当時（藩政以来）から現存。当主斎藤民雄	斎藤　太民治
26	右同、当主千田善四郎	小原　丑松
27	右同、当主松田秀興	松田　繁蔵
28	右同、当主千田菊松	千田　周之助
29	宝永五年減員のため廃止	
30	右同	

31	右同	
32	右同	
33	右同	
34	右同	
35	右同	

第１図　南部伊達両藩境地図

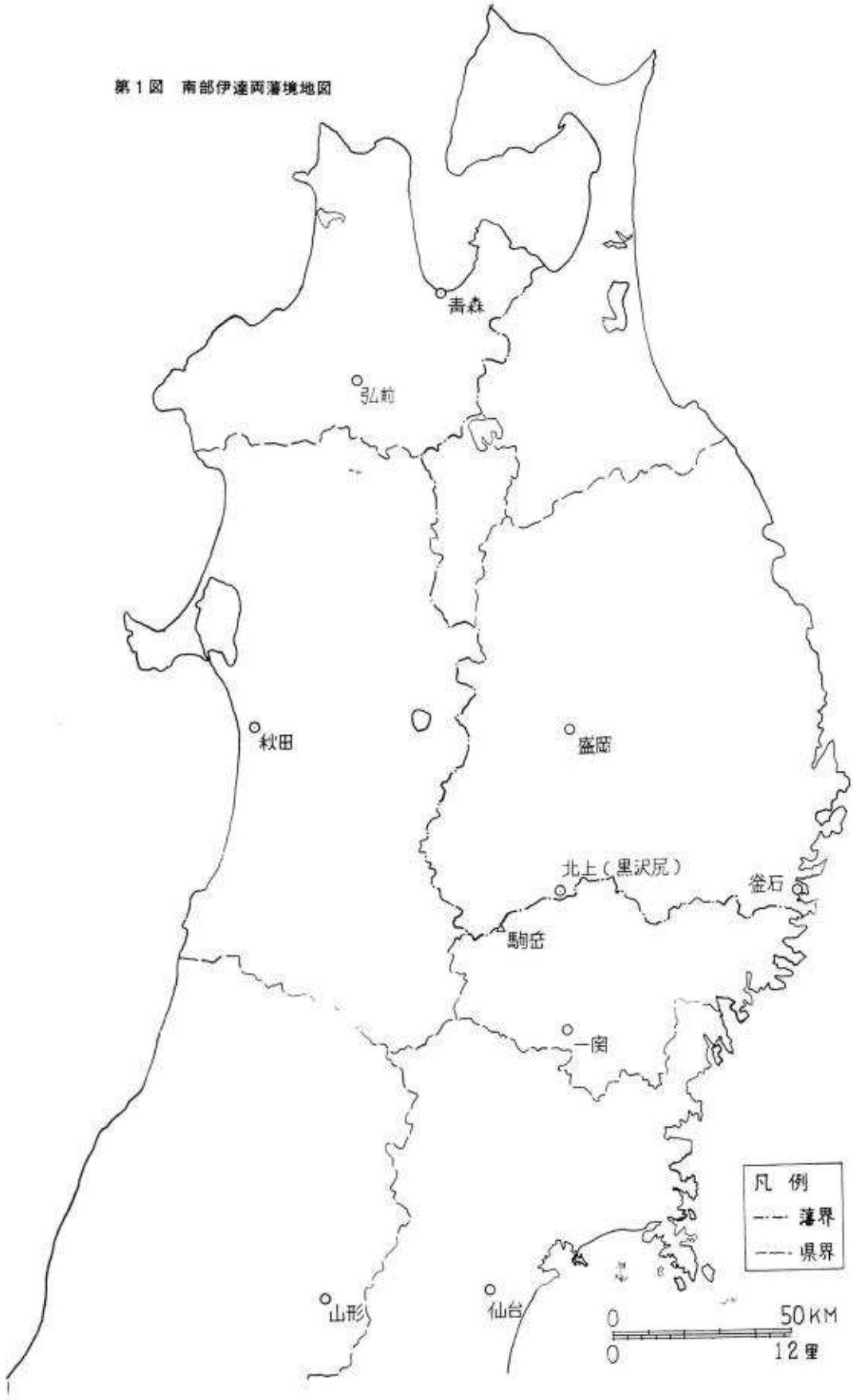

第２図　北上川以西藩境地図，駒ヶ岳より夏油川の南をへて鬼柳・相去にいたる黒線が藩境である。

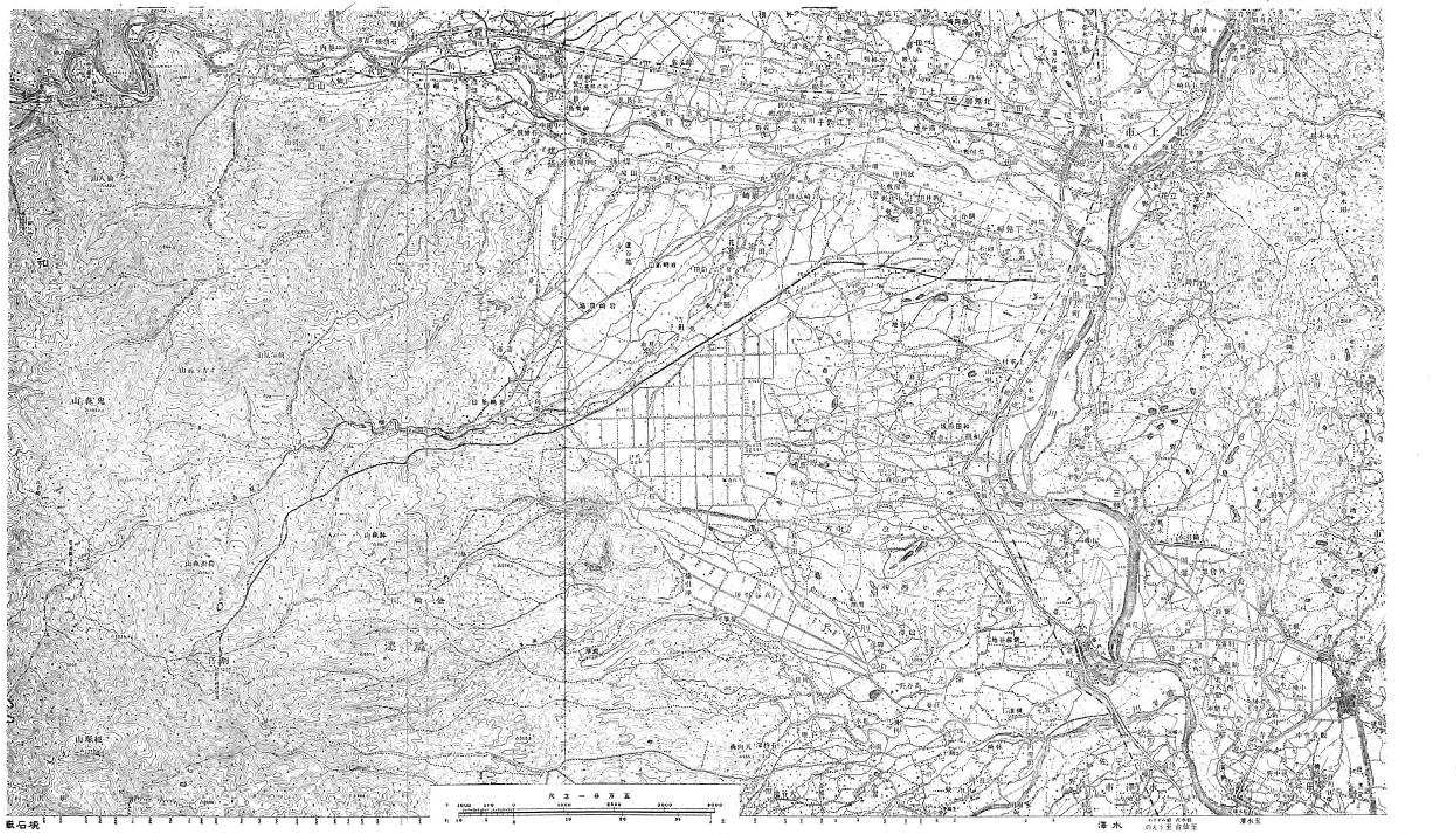

第３図　北上平野の郡境図　（—··—··—）

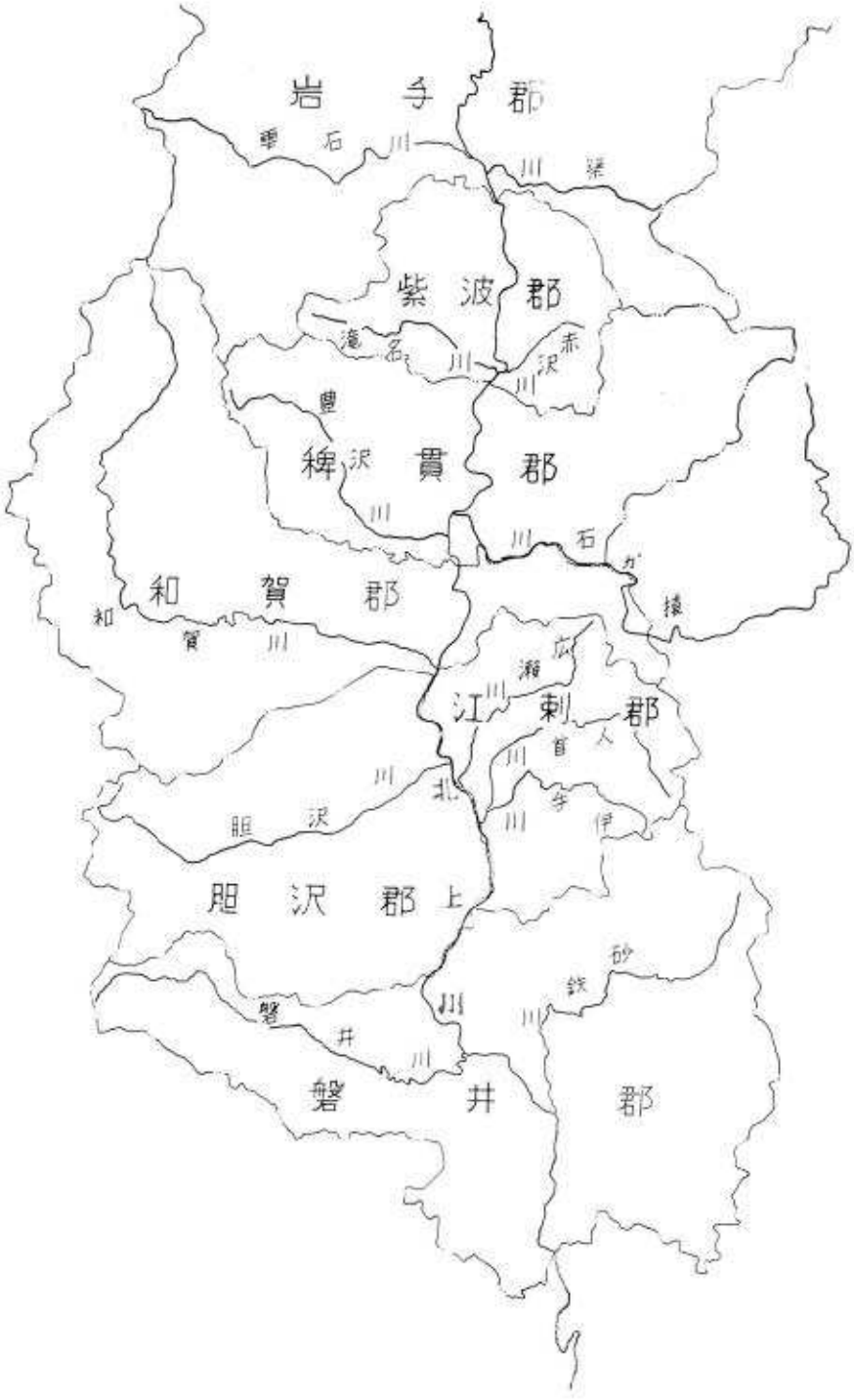

第4図　藩境塚配置図

備考
○は大塚を示し、塚名の上にある数字は整理上の通し番号。
十は小塚を示す。
×は塚位置不明のもの。
尚、大塚の間にある数字は大塚と大塚との間単位の距離を示す。

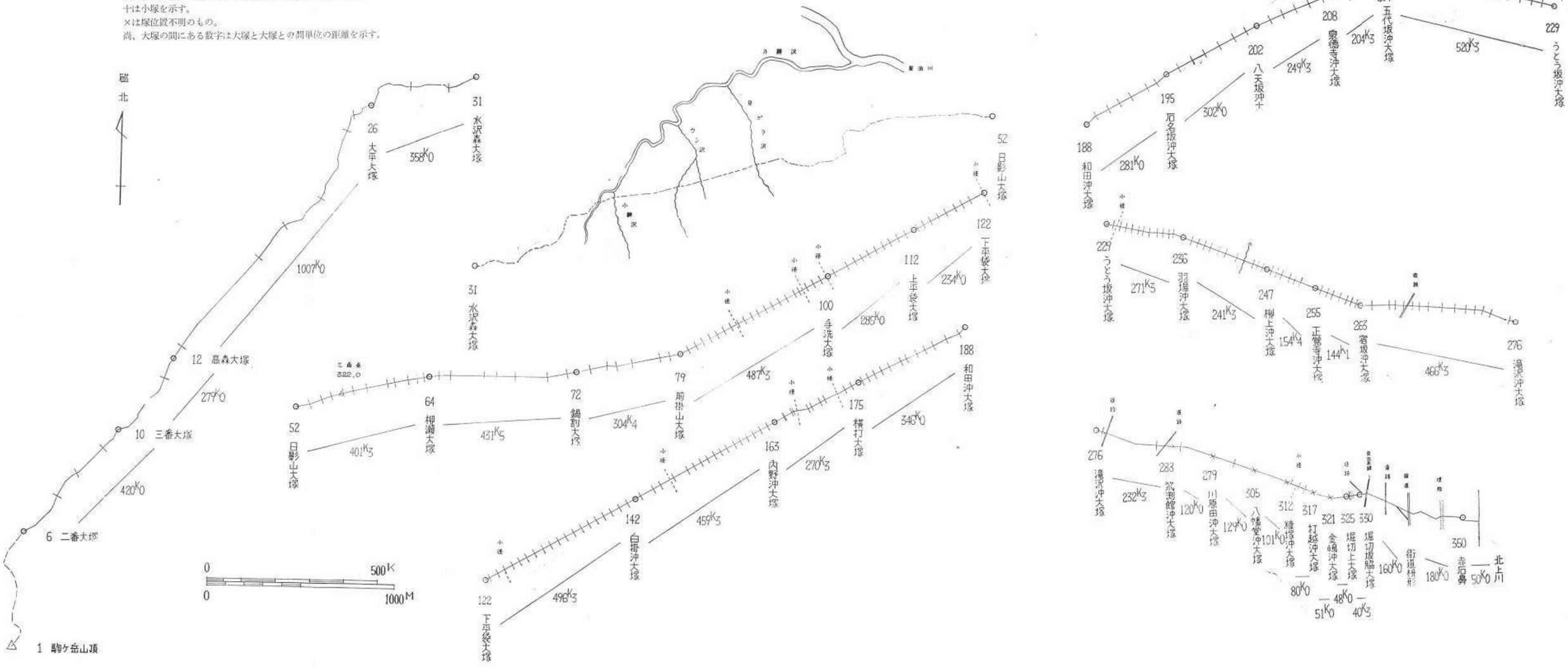

第5図—(1)　大塚形状実測図　　備考　塚名の上にある数字は整理上の通し番号

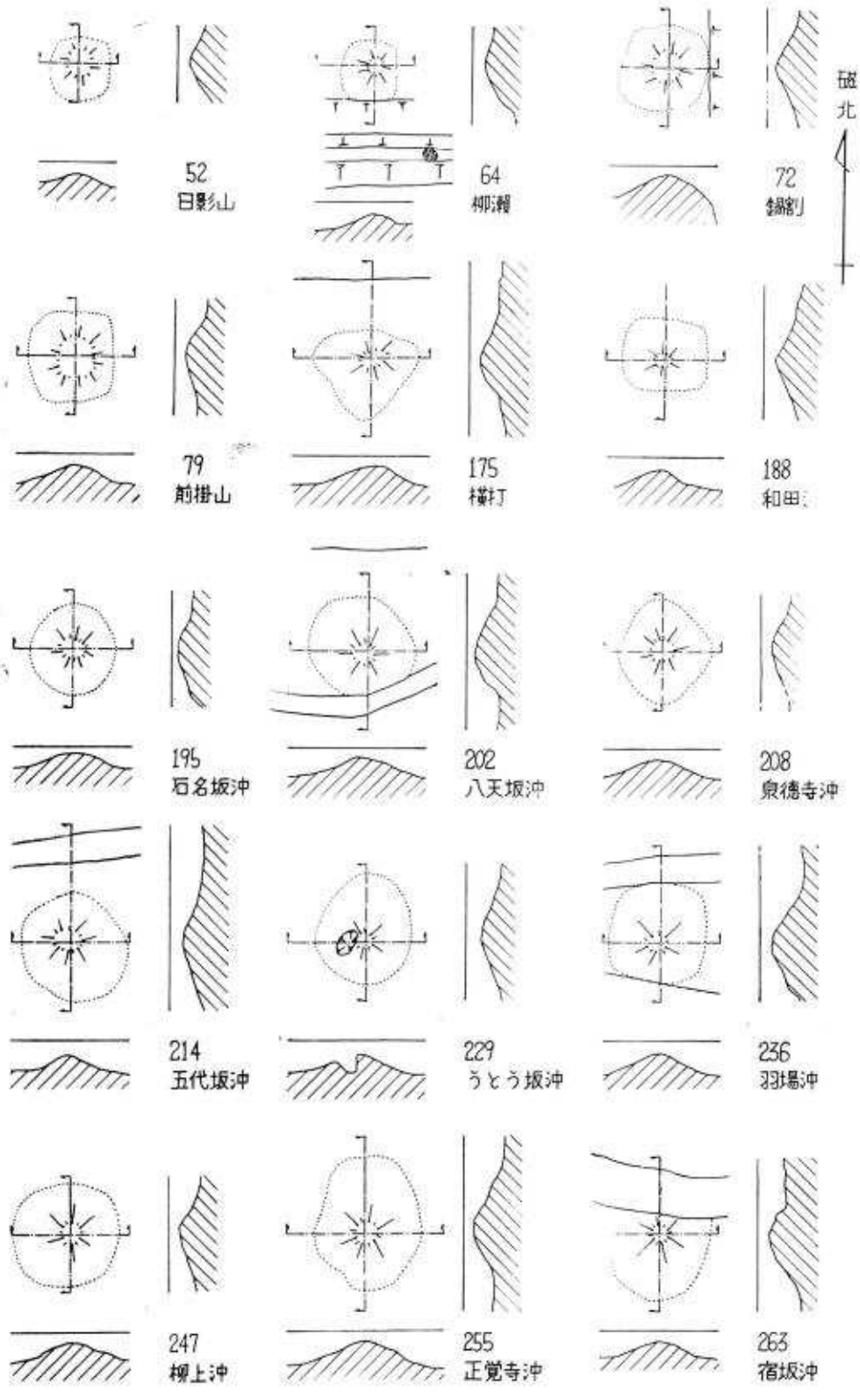

第5図―2　大塚形状実測図　330堀切坂腺大塚

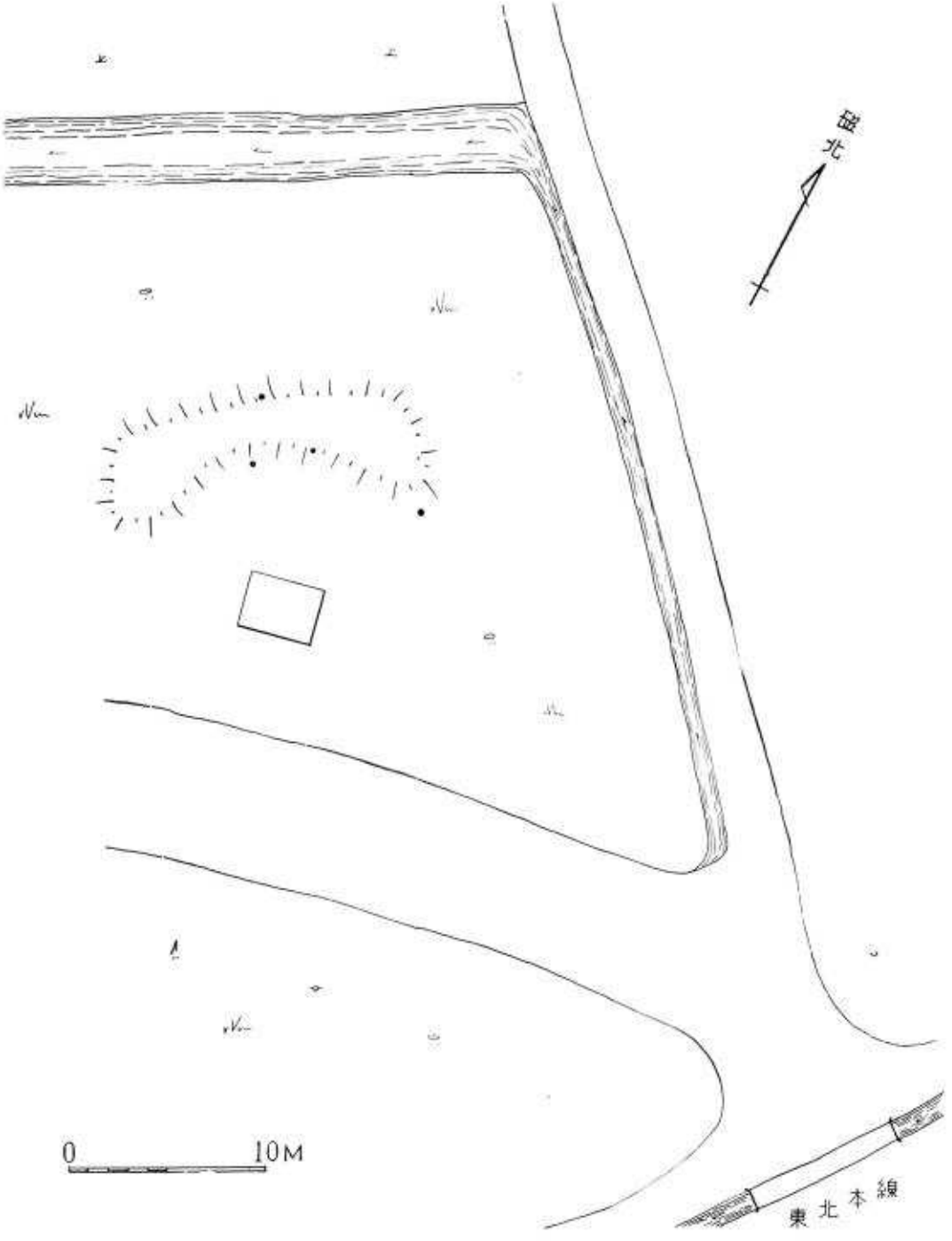

第5図—3　大塚形状実測図　350赤石鼻

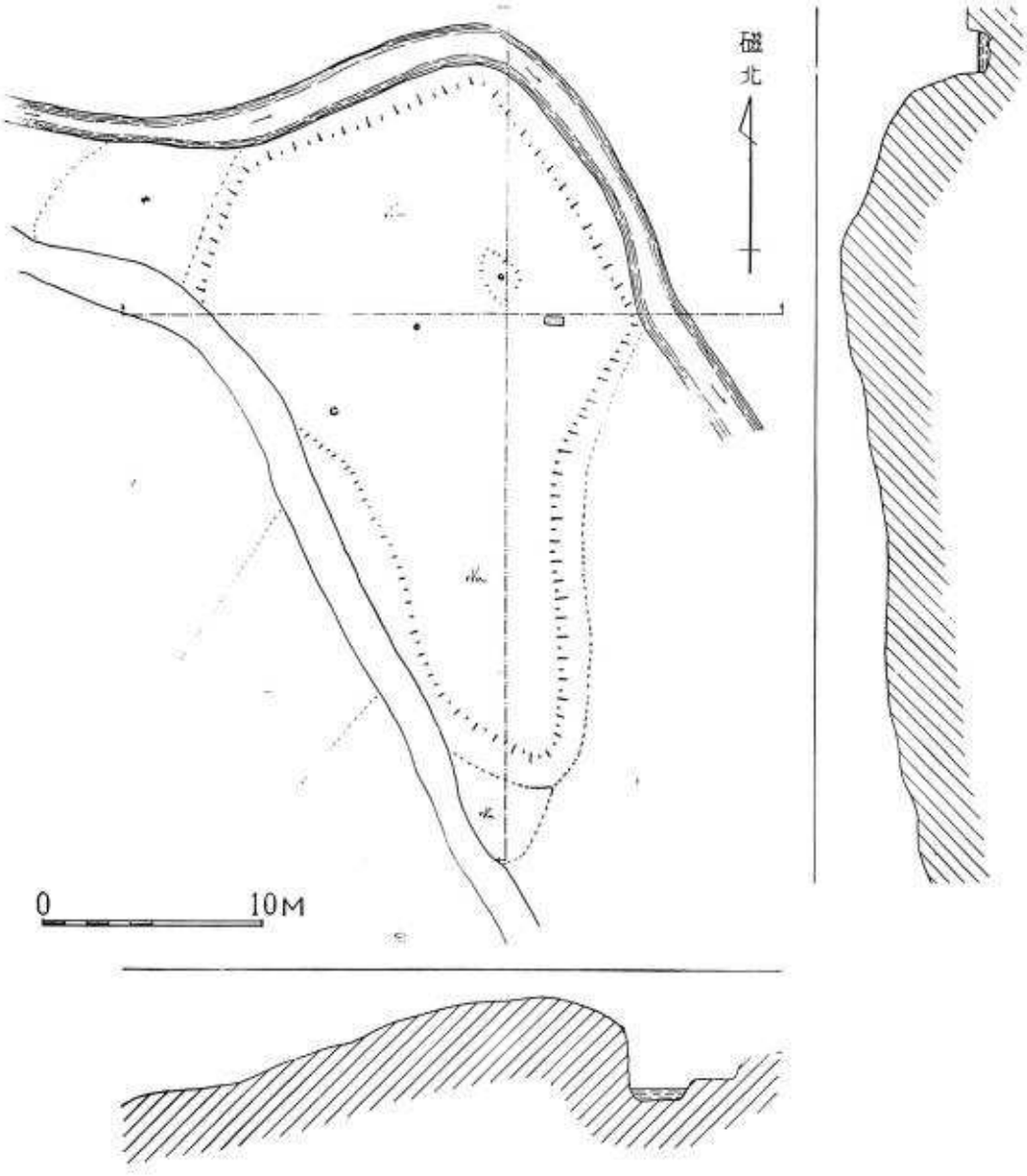

第6図　大塚形状写真

(1)

1　駒ヶ岳山頂，左手に三角点がみえている。南よりみる。（塚の名称の前にある数字は整理上の通し番号，以下同様

(2)

2　一番大塚，人物の右が塚である。北よりみる。

(3)

6　二番大塚，中央のポールの直立個所が塚頂，東よりみる。

(4)

10　三番大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西よりみる。

(5)

12　高森大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。南よりみる。

(6)

26　大平大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西よりみる。

(7)

31　水沢森大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西よりみる。

(8)

25　日影山大塚，人物の左が塚である。西南よりみる。

(9)

64　柳瀬大塚，人物の右が塚である。南よりみる。

(10)

72　鍋割大塚，中央に高くみえているのが塚である。南よりみる。

(11)

79　前掛山大塚，中央に高くみえているのが塚である。南よりみる。

(12)

100　手洗大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西北よりみる。

(13)

112　上平袋大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西北よりみる。

(14)

122　下平袋大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西北よりみる。

(15)

142　白掛沖大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西北よりみる。

(16)

163　内野沖大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西北よりみる。

(17)

175　横打大塚，中央に高くみえているのが塚である。西南よりみる。

(18)

188　和田沖大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。北よりみる。

(19)

195　石名坂沖大塚，中央のポールの直立個所が塚頂，南よりみる。

(20)

202　八天坂沖大塚，中央のポールの直立個所が塚頂，南よりみる。

(21)

208　泉徳寺沖大塚，中央のポールの直立個所が塚頂，南よりみる。

22

214　五代坂大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。南よりみる。

23

229　うとう坂大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。南よりみる。

24

236　大平大塚，中央のポールの直立個所が塚頂。西よりみる。

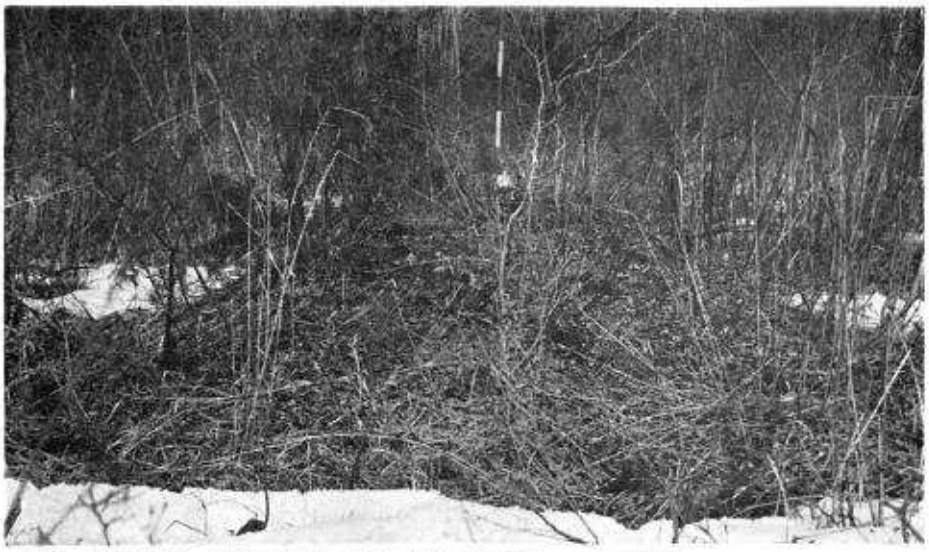

247　柳生神大塚。中央に高くみえているのが塚である。南よりみる。

255　正覚寺神大塚。中央に高くみえているのが塚である。南よりみる。

263　宮坂神大塚。中央のポールの直立個所が塚である。南よりみる。

28

330　堀切坂騎大塚，道路の両側に存在し，右(北方)はほぼ残存，左(南方)は半壊している。東北より見る。

29

街道併形附近現状，北よりみる。

30

350　赤石鼻，中央杉の独立樹のある場所が赤石鼻である。遠景は男山。西よりみる。

第7図　小塚形状実測図　備考整理の通し番号は267

(1)

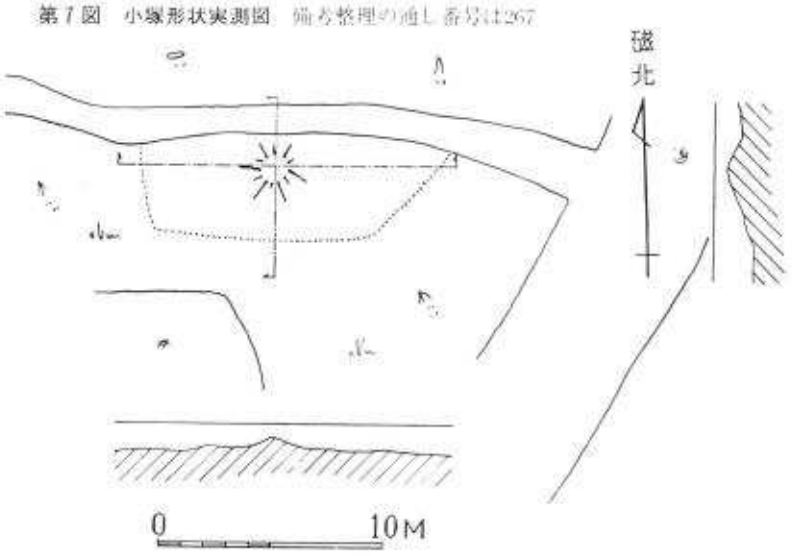

(2)

267　小塚，官坂沖大塚・鏡沢沖大塚間にある小塚のうち北上市立南中学校にいたる道路の西側にあるもの，ポールの右方にみえる小杭が塚頂，南よりみる。

(3)

小塚，柳上沖大塚・正覚寺沖大塚間にある小塚列で，ポールの直立個所が各々の小塚の塚頂，西（柳上沖大塚の方）よりみる。

第８図　相去及び鬼柳御番所図

第９図　嘉永三年絵図魂卯御番所（司東真雄蔵）

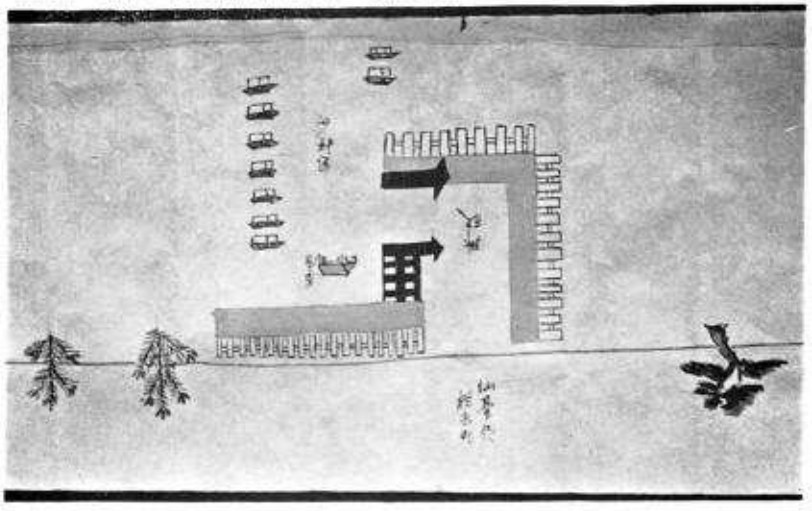

第10図　相去町の三十人町図

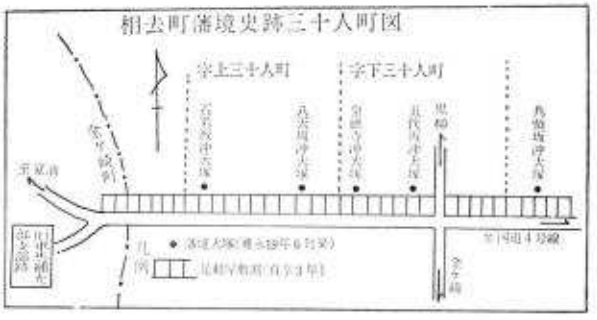

付録

南部伊達両藩藩境塚関係資料集録

一　ローマ・バチカン博物館蔵
　カルワーリユの旅行記（H・チースリク氏の訳文に拠る）

――南部には、日本で最も豊産する金の諸鉱山があり、最良の馬と鷹が出、また優良な木材の潤沢な土地であります。南部信濃殿という南部の領主は政宗の最も有力な敵でございます。それ故に、政宗の領土から彼の領土へ行くのはとても厳しく取り締られています。それだけで足りなくて、彼は南部のどの町でも部落でも疑しい人物または禁制品を扱う商人がいるかどうかを調査せよと幾度も容赦ない検と詮議とを命じます。これこそは、パードレ・アンジェリスも小生も、その領内に信者がいるにかかわらず、今まで南部へ入らなかった理由でございます。というのは、若し小生等がその「領内」で見付けられると、信者達だけでなく、あの政宗にも禍いを及ぼすからであって、その領内にパードレを置いていると南部殿が天下へ自侭に訴え出るかも知れない故であります。その上そこ「南部領」へどうでも行かねばならないという程でもありません。そのわけは、その領内にいる多数という程でもない信者達がその領土境にある後藤寿安の知行地「見分」へそれぞれの都合の時に告解に赴く慣わしがあるからでございます。
　然しただ今小生の聞くところでは、天下の命令で南部殿が隠居し「隣国との間の道」は将来自由になることが確かだとのことです。若しそうなればその領内の人が「後生の願い」を好みますから、キリスト教信者も多くなることでありましょう。

一六二〇年十月二十一日
デイオゴ・カルワーリュ

二　「相去村郷土誌」所載
　御境通用留写

一所々御境目にて欠落者於古捕候報礼金一人に弐切づつ主人より可相出拾歳より内は相除之並欠落者の持尻等兼而如御定可被下之取逃の者ならば其の主人より相返之質物男女欠落報礼金は先以主人方より相出首尾仕以後人主口入手前より質物本金へ報礼金相加置主取口へ返済可仕候御境目の外脇々にて召捕候共準右旨相斗之主人無之者欠落仕召捕之報礼金出所無之候間御境目脇共に品により御褒美金弐切宛可被下置候乍然兼而致覚悟持置候者有之候ハバ穿鑿之上是又品により其者手前より可相出事

二欠落者捕置候還留中ハはたご代一人泊りに代百文宛主人可相出質物の男女に候ハバ主口入方より置主方へ重而返済可仕候附欠落

物壱人に番の者弐人宛相付手間代一日一夜六十文右同前に可相斗
之主人も無之者欠落候ハヽ従上意被下置御褒美金斗にて入料は被
下間敷候欠落者大勢に候へば其所之者仕事困窮に成候従は三人に
候ハヽ弐人者手斧首かけを相かけ番不仕一人者縄相懸け番之弐人
相付手間代は可準前書薪油等宿仕候者可有之但欠落者大勢にて宿
油薪等相出候儀不罷成候ハヽ番仕候者一人一日一夜二百文宛為取
薪油等番之者可相出候はたご代六拾文宛可取之尤質者に候ハヽ右
手間代旅籠代本金に指添重而人主口入方より置主所へ可返済之因
茲御境目一ヶ所に手斧弐つ首かけ弐つ受取置自今以後首尾可被申
候三欠落者召捕せの手間代一人に一日に百文宛主人方より為相出
可右同之事
右三ヶ条之通被相定之法所々御境横目殿中へ此旨可被申渡者也

天和弐年十月

壱岐
伊賀
内匠
中務

松林仲左エ門殿
大町清九郎殿
川村孫兵衛殿

三　水沢市　千田勝男文書（古留写）

御領地相去村境目上代より伝候所々之覚

一　上代より相去金ヶ崎宿江刺之内に御座候其故江刺ニはは有和賀ニはばなしと申候下藤はば境と申伝候

一　岩崎之内ニ下三田大蔵と申者罷在候而如何様之訳と御座候哉欠落仕御当領内五大坂番はばと申に新屋敷相立居申候得とも御他領内に御座候故御かまへ無之被指置候其屋敷之跡於只今ニ御座候右之大蔵と申者は相去村之内田屋水工と申御百姓之まゝおやニ而御座候而きこ申覚候と承候

一　浅野弾正様御仕置ニ御下向之時境目ニ御札被相立候所御当地之内

一五代坂戸折目に壱本
一鬼柳古城大堀之東に壱本
一堀切と申所に壱本
右三本御立被成候事

一　御上使大谷刑部少輔様御下向之時五代坂札所より御道作申時罷出候人足相去村之内うんなん田孫右ニ門高屋敷右京深田孫右ニ門右三人之者共唯今ニいき残り罷在候

一　相去金ヶ崎上胆沢之内に罷成候ハ唯今之御代ニ罷成候而北上

川切ニ被仰付候事

一　御当領ニ罷成候以後御竿通之砌はばに為成御座候を本永壱メ文余里ニ罷成二番子御竿ニ八百文あまりニ罷成三番之御竿ニ七百四十八文ニ罷成候処を南部之内小原田栄女ト申御百姓を其所江御越候而知行ニ被下奉公人ニ被成下被持置候事

一　堀切西之ニ従南部鳥屋を津きさせ候而打越縫殿助と申者ニ御まかせ候又たてばなの西ニとや壱ケ所くきらせ候而とり助三郎ト申者を御まかせ候右弐ケ所之とや桑折新左衛門様御知行之時分より如此ニ御座候と承伝候

一　寛永十五年ニ御当地之内成沢之水上ニ田五畝歩程右之栄女起預申候其迄同十六年右之沢成之水上ニ堤二ケ所佐蔵申候以上

寛永十七年十月五日　　相去村肝煎　久四郎

四　盛岡市公民館所蔵

仙台境之事並諸事之次第

（古書付之内）

一　丹瀬かくま沢すりこは屋敷通りを境ニ申合候事

一　人首境ハ五輪峠切ニ申合候事

一　立花土橋切ニ境申合候事

此三ケ所ハ御領分之者如申合相立申候

一　気仙赤坂山者陸奥守領分之者如申嶺切ニ境目申合相立申候

一　相去鬼柳者原之分ハ御領分よりは満たたかねすこ塚境陸奥守領分之者ハはゞ切境之由申候を東ニ前代之境ハ差置申分宛ニ仕新境を相立可申と申合候事

附鬼柳相去境は山中江入候而ハ御領分之者ハ駒ケたけ常北半分ハ八森屋切境之由申候陸奥守領分之者ハ汗とり川切境と申候を是も前代境を東ニ差置半分宛仕新境を相立と申合候

但堂北半分ハ御当方南半分ハ陸奥守領分ニ堂斗を申合候又駒ケたけより落申候水ハ縦御領分ニ付候共陸奥守領分ニ罷成候共用水之時分ハ申合半分宛水ひかせ可申由申合候以上

寛永十八年極月二日

川嶋豊前　重判

小技指権兵衛殿

申合候境目之覚

一　鬼柳相去境原之儀者御領分よりハはゞ切境之由由域守領分之者はまた長根炭塚境と申候を東ニ先代之境を差置半分宛之仕新境を相立不申と申合候事

付鬼柳相去境ハ山中江入候而ハ山城守領分者ハ駒ヶ嶽堂北半分下ハ八森嵜切と申候御領分之者中ハ境ハげとう川切之由申候を是も前代之境を東ニ差置半分宛ニ仕新境相立可申と申合候但堂南半分ハ御当方北半分ハ山城守領分ニ申合候又駒ヶ嶽より落申水ハ縦御領分ニ御座候共山城守領分ニ罷成候共用水之時分ハ申合半分宛水為引申由申合候気仙赤坂山者御領分之者如申候嵜切ニ境申合相立申候事

一　丹瀬かくま沢すりこは屋敷之通を境ニ申合候事

一　遠野境者五輪峠切ニ申合候事

一　立花境ハ土橋切申合候事以上

寛永十八年　　石井伊賀守重判
十二月二日　　楢山五左衛門重判
　　石亀七左ヱ門重判
川嶋豊前殿

五　江刺市　菅野謙文書

上伊沢西根村南部御境目塚数並塚間間数覚

山之内境塚之所

一　壱番塚　土倉山之下沢頭
一　弐番塚　同山沢そこ
一　三番塚　鞍懸山之下水沼之沢頭
一　四番塚　大平山嵜下り
一　五番塚　同山嵜
一　六番塚　同山北之嵜崎
一　七番塚　かば峠嶺
一　八番塚　同山嶺下り

　原之分境塚よりけとう川方幅間数

かば峠之下山道北わき

一　壱番　百間
　なべ割坂山道東脇
一　弐番　七拾八間
　前かけ山登こし
一　三番　百九拾八間
　手あらい沢ノ東山道北わき
一　四番　六拾壱間
　にしね原
一　五番　七拾六間
同

一　六番　五拾四間
　同
一　七番　六拾間
　同
一　八番　九拾間
　いしな坂之山道南わき
一　九番　百拾四間
　横折西原
一　拾番　弐百四拾八間
　同
一　拾壱番　三百閏拾四間
　三右ヱ門坂之南
一　拾弐番　五百三拾間
　同
一　拾三番　同間
　五代坂南原
一　拾四番　五百九拾四間
　宋女屋敷ノ前
一　拾五番　三百九拾弐間
　成沢新田之西原

一　拾六番　三百六拾間
　上古城ノ南原
一　拾七番　弐百七拾八間
　同
一　拾八番　四拾八間
　上古城と下古城之間林之南
一　拾九番　百九間
　ひくに沢
一　弐拾番　百六拾七間
　うの木坂
一　弐拾壱番　五拾四間
　さるふち
一　弐拾弐番　弐拾六間
　とやはの東新田畑
一　弐拾三番　拾弐間
　同東新田畑
一　弐拾四番　同間
　同
一　弐拾五番　同間
　もんかくかはらの北

一　弐拾六番　六間
同
一　弐拾七番　同間
　ほり切
一　弐拾八番　七間
一　弐拾九番　南部大海道東脇
一　三拾番　赤石かはな
右塚合三拾八ヶ所也

遠藤六兵衛　重判

寛永拾九年
六月十日

相去村肝入
久四郎殿

六　金ケ崎町　伊藤重男文書

昔江刺和賀の境踏分候時は白狐白幣をくわえて門岡国見山より駒ケ嶽を踏分ける由なりその以後南部領伊達領罷成浅野弾正様御下向之節も右白狐踏分申候通り三ケ所へ御札相立てられ候由申伝候也

国見堂　一ケ所
男山　一ケ所
駒ケ嶽　一ケ所

七　和賀町　高橋兵吉文書

（仙台側より南部側へ交換の境絵図記載文）

和賀之内鬼柳村伊沢之内相去村境去年中合候如書物之此度双方より出合中通ニ新境立申候山中之分者駒ケ嶽堂平分より北倉山之東之沢鞍掛森之東之沢三つ沼之東大平山かは峠者早切原之分者炭塚きた長根為西境迄へはゝ迄之半分堀切之上より赤石ケ品迄へ本境に相立山中原共に境塚為築新境三所絵図に案引仕申判致候通自今付後相互に相違有間敷者也

松平陸奥守内
寛永十九壬午年六月十日　伊木安右衛門

吉重　重判
笹町七右衛門
重俊　重判

川嶋豊前

頼泰　重判

小枝指権兵衛殿

重茂与惣右衛門殿

石亀正兵衛殿

（高橋兵吉所蔵寛永境絵図貼紙）

此塊切之塚元来捍塚ニ無之所享保九辰年御境塚悉ク掘中ニ付双方古人共相談之上御上様江申上築直シ之節他領古人中捍塚之由申出候付此方よりハ元来より捍塚ニ無之申出候へ共承知無之ニ付惣兵衛申出候ハ如何様ニ被仰共捍塚ニ無之段先祖より伝置候得ハ相違有之間敷捍塚ハ升形東川端迄二ヶ所有之外ニハ無之由申上候へ共猶以承知不仕候依之又候惣兵衛申出候ハ、各内見分之節も右之相談致候所御承知之御挨拶被成候所此度違変相聞得不申其上升形東二ヶ所之塚則是を四つ塚と相究置候事相違無之全捍塚ニハ不被成と抛身命申切面詰懸候得者六原之古人徳兵衛相談を入其元覚之通相違無之升形東二ヶ所四つ塚と指者共方ニ面も相心得塚有塚唯今捍塚と申子細其領若崎村嘉左衛門殿捍塚と出会之節被申候付右之通申出候其元之覚之通相究可申併嘉左衛門殿申出候節上々江相通絵候間塚之形を立置可給由申ニ付左之通相究塚之形あらわし絵

申候捍塚無之証拠ハ南ノ方出先之大塚江直ク小塚築申候右の塚半分ハ御当領之内ニ相究置間末世ニ至右之通相心得可被申者也

塚築直之出会他領ハ当地古人面付

他領古人相去町甚六郎同村谷地小や七郎兵衛同村六原徳兵衛同太右ニ門御当領古人鬼柳村惣兵衛上鬼柳村助作後ニ四郎右ニ門成岩崎村夏油市兵衛

干時宝暦十辰年七月吉日此絵図並此断り書置者也

八　南部叢書巻一所収「奥々風土記」

駒形ノ神社

駒形嶽の山上にあり。延喜ノ神名式に陸奥ノ国胆沢ノ郡駒形ノ神社と載られたる則此神社なり。又駒形根ノ神ト云へるも同神にや。同書に、同国、栗原ノ郡駒形根ノ神社と見えたる、こは元来同神社にて、栗原ノ郡にも安置奉るに就て、負せたる御名なるべし。駒形根の根は宰てふ言の略にて嶽と云つも同義なり、さればこの駒形ノ神を、今土人（ひと）は駒形嶽ノ神ともいへり。扨御社は、和賀郡と、胆沢ノ郡との堺にありて、其宮、修復時は我南部と伊達と双方にて、半持分て、二十年に一遍、新に必造立奉りしなり。

其し古へよりの定例なれば今も然り。

九　江刺市　菊池悦太郎文書

定式留牒

他領神社仏閣参詣之者

願書付之案紙

拙者儀之願之儀御座候而何国何社参詣仕度奉存候私儀御蔵入給人前共御年貢御諸役ハ不及申不寄何ニ懸り不申脇々より借金等も無之且又此度参詣仕候ニ付賃合力も相受不申以来とても御年貢諸役ハ勿論何ニよらす上納金之分少も滞申間敷間何方御境目罷通候様被御上可被下候以上

年号月日　何郡何村何屋敷　誰

真立元年　同村組頭　誰

同村肝煎　誰

大肝煎　誰殿

（代官衆、御郡司衆への上申は略す）

一〇　江刺市　菊池悦太郎文書

定式留牒

一他国より身売人相入不申様ニ御境目御横目衆へ急度御首尾可有之候且又於在々他国者抱置当座宿等も不仕候様ニ可被御申渡候近年最上より売人多ク相入一両年居候而ハ欠落仕由ニ而且又御国之者身売人有之ニ付御国之者指支ニも罷成候ニ付各并御町奉行衆へも令相談内匠伊賀へ相懸如此候勿論跡々より指置候者ハ各別自今以後他国者を不存指置候ハヽ人主請人方へ相返候様首尾可有之候以上

天和二年八月廿二日

川村孫兵衛

大町清九郎

松林仲左衛門

河東田長兵衛殿

右之通申来候間如前書之急度御首尾可有之候以上

河東田長兵衛

右之通被御渡候間自今以後急度相守候様ニ村々肝煎検断方へ相触可被申候各承届判形相返可被申候　以上

同廿九日　　我妻甚之允

牧野孫六

大肝煎　又右衛門殿
　　三郎兵衛殿

一一　江刺市　菊池悦太郎文書

定式留帳

一最前も申渡候近年馬類他領江密々ニ相通候ニ付於御当地商売候馬御用馬も相支候条於在々ニ活馬ヲ買調候者共外馬大分ニ相求候者於有之ニハ其宿之五人組相改之肝煎方江相達右之馬買調候者相糺疑敷儀有之候ハヽ急度御代官衆へ可申達若隠置脇より露顕仕候ハヽ其宿ハ不及申ニ肝煎五人組等迄曲事可被仰付候若又所犯之者於有之ニハ訴人ニ可出御褒美被下之百姓之下人等之候ハヽ身ニ代被相免あたを不成様ニ可被付且又活馬馬附ニ而持参並しめ馬ニ候共荷作り運送仕者於有之ニハ宿之馬継之所ニ而抑置検断肝煎ニ申聞糺相糺シ疑敷訳於有之ニハ御代官衆へ可相達抑置候荷物抑人ニ可被下之不時ニ相目被相通可被相改候間此旨在々肝煎検断百姓等ニ糺申付候様御代官衆へ可被申渡事

一　在々肝煎手前へ御代官衆継目判之本帳相渡置百姓手前より諸色納金代御村徴代共ニ右本帳へ相付其百姓ニ印判為突受取納方之首尾仕様ニ被申付可然事

孫兵衛
清九郎
仲左衛門

（天和三年）
正月廿三日

御郡司衆中

右之通被仰渡候間馬類之儀御村中江急度可被申渡候並肝煎手前本帳之事面々帳支度致我等共継目判調右帳諸色金代相付受払之首尾申様可被申渡候　以上

牧野孫六
我妻甚之允

亥ノ二月十九日

又右衛門殿
三郎兵衛殿

一二　「金ケ崎町誌」所収　長志田文書

御境踏ミ

右境往古ハ和賀江刺郡トノ境ニテ踏分ケノ儀ハ白狐御幣ヲクハヒ門岡国見峠ノ山ヨリ駒ケ嶽マデ踏分ケ申候由其後和賀殿並ニ葛

西殿大崎三人大閤様天下ニ相預ラレ候御目見ニ相上ラズ候ニ付右三人相頼サレ右ノ中和賀殿ノ分ハ南部御領ト相成葛西大崎両人ノ分ハ伊達御領ト混成り政宗様御領ト混成り候由江刺殿並ニ柏山伊勢守殿ハ葛西氏ノ一族ノ由ニテ相頼サレ皆百姓ニ組成候由申伝候又作古西根村ニケ尻村相去村ハ江刺郡ノ内ニ候由追々南部領仙台領ト混成り候以後寛永十五年ヨリ両御領ニテ御境論ト相成古人共ノ内ヨリ仙台表へ両三度召登セラレ路銀等ハ水沢御住居伊達武蔵様ヨリ下渡被遣り品々御吟味御聞届ラレ候処相明リ申サズ罷在候所段々右御沙汰ノ様子御聞ニ及ハレ寛永十九年ニ浅野弾正様御下向ナシ右御立入外双方ヨリ御代官三人ヅツ南部ヨリ小鹿指権兵ニ慥勢右ニ門石亀正兵ニ仙台ヨリ川嶋豊前伊木安右ニ門筒町七郎右ニ門、六人御立合御相談ノ上九年目ニ測ク御境塚相立ラレ其レヨリ双方ヨリ古人共立合御境通刈払ヒ塚上置共ニ仕塚様御セ渡サレ此ノ末々ハ山中候ハ二ケ年置キ三ケ年置目里前ハ四年置キ五ケ年目刈払ノヨト右刈払日数中ハ双方ヨリ一日置キノ様ニ屋弁当並ニ酒肴相互ニ取遣ハシ様御セ渡サレ候御入用料ハ御上様ヨリ御下渡相成候事

長志田屋敷御境古人組頭源内
細田屋敷御境古人組頭八兵ヱ
坂本屋敷御境古人組頭清水ヱ門

一三　江刺市　菊池悦太郎文書

定式留牒

一南部仙北方より御領内江売人日用取松大勢相入候由申唱候他領之者召抱候儀ハ先年より御停止ニ在之候条弥以其段可申付由御家老衆御断之段出入司衆被仰渡候間賃物不及申当座扶持喰等ニも召抱不申候様ニ各御役所中急度御首尾可有之候　以上

（元禄元年）
三月四日　　河東田長兵衛

牧野孫六郎殿
佐々木市之丸殿

右之通被仰渡候条他領之者賃物等ハ不及申当座扶持喰日用取ニも堅召抱不申様急度御村中ハ可被申渡候就中御境目近所之村々心ヲ相付可被申候　以上

三月六日

牧野孫六郎
佐々木市之丸

大肝煎　菊池又右衛門殿
小松原三郎兵衛殿

一四　江刺市　菊池悦太郎文書

定弐留牒

一　江刺中ニ居候乞食共穿鑿仕他国之者候ハ、以宿次御境目迄追放可被申候他郡之乞食候ハ、其村江送届可被申候江刺之者ニ有之候ハ、其村へ送届可申由被仰渡候間右之通無相違首尾可被申候尤来ル廿五日より晦日まて之内相改可被申旨右乞食人数年付居肝所等村々肝煎方より被承届覚書指越可被申候　以上

（元録元年）
七月廿日　　佐々木市之允

大肝煎　菊池又右衛門殿

小松原三郎兵衛殿

一五　江刺市　菊池悦太郎文書

定式留帳

一　在々乞食共以之外奢諸百姓令迷惑由訴申出候も有之候乞食ニ相二紛他国一　徒者相越致悪事申儀と相見得候条村々乞食共壱人切ニ肝煎方ニ而相改他国より相越候乞食之分ハ段々宿送ニ而他領へ相払勿論其所素生之乞食も徒事堅不仕様稠申付且又他国より乞食相越候歟或其所肝煎相改候乞食之内ニも致悪事候乞食有之候ハ、中間ニ而令吟味早速肝煎方へ申出候様可申含候若違背他国乞食隠置候歟奢かましき儀も候ハ、縦其所素生之乞食ニ候共其郡追放可申候尤其村ニ兼而乞食之住居候所ヲ能々致吟味少も怪敷乞食之分ハ不指置様ニ村々肝煎組頭共ニ急度可被申渡候

（元録元年）
二月十五日　　松林仲左衛門

只木惣左衛門

大町清九郎

河東田長兵衛殿

右之通申来候間各御役所急度御首尾可有之候

同日　　河東田長兵衛

牧野孫六郎殿

佐々木市之允殿

右之通被仰渡候間御前書之通少も相違無之様村肝煎五人組共ニ稠申付毎月乞食共穿鑿可被申候此廻文写置受判仕相返可被申候　以上

二月十七日

佐々木市之允

牧野孫六郎

菊池又左衛門殿

大肝煎

小松原三郎兵衛殿

一六　江刺市　菊池悦太郎文書

定式留帳

一捨馬御制禁之儀公儀被仰付去々年被相触候仍而所々於御境目他領之捨馬御領内へ翔入候ハヽ、見当次第養置他領ニ候共近所之村々廻文相通馬主在之候ハヽ、則可相返若馬主無之候ハヽ、其段御代官衆へ相達候様可被申付候若又他領より翔入候捨馬追返候ハヽ、可為越度候於関馬主不相知捨馬参候節他村江追遣候ニ付其村之名主組頭等召被召捕籠舎被戒置由候条其心得仕様御境目通之村々江急度相触候様ニ首尾可被申候乍勿論捨馬ニ無之放馬逃来候節ハ前々之通本所江相返候様可被申付事

一何方之者ニ候共不用立馬率参捨置候ヲ見当候ハヽ、馬主共ニ抑置早速御代官衆へ可相達事

一従公儀依召他領より宿継ニ而囚人被為相登候節宿継之馬等少も無滞相出宿継割印等無相違様記置証文取返諸事大切ニ相勤候様急度可被申付候於他領公儀御宿継之御判紙囚人より先へ為相登

御穿鑿之上曲事被仰付者有之由ニ候間其心得仕様往還之宿々肝煎組頭等ニ可被申付事

右之通所々御代官衆へ可被申渡候御奉行衆依指図如斯候以上

（元禄元年）
十一月七日　　歳人
　　清九郎
　　仲左衛門

前書之通被仰候間其心得御首尾可被成候但囚人之儀ハ其所之領主より被召捕被相登囚人ニ候得共其所より警固被指添事候間左様之節ハ宿々夫馬等無滞様右囚人罷通候道中宿々ニ而ハ検断肝煎其宿之町外迄出向前後ニ相立夜ニ入候ハヽ、面々町中より灯相出町外迄見送相通且又其宿ニ留候ハヽ、不寝番相付夜廻為仕弥以火之用心稠敷而不作法無之様ニ申付乍勿論従公儀依召他領より御宿次之御判紙を以被登囚人も弥右之首尾ハ不及申人馬等少も無遅々相出尤宿次刻限等相違様配置証文取通公儀宿継判紙ヲ囚人より先江不遣囚人ニ相添指遣諸事大切ニ相勤候様可申渡旨出入可衆直々も被仰渡候条其心得急度御首尾可被成候月番ニハ無之候得共拙者ニ被仰付候故如斯候　以上

霜月七日　　柳生権右衛門

河東田長兵衛殿

右之通申来候間宿々肝煎検断組頭共右被仰渡段書立を以御申渡急度相守候様可有之候尤前書之通被仰渡委細承届候由右之者共より証文御取置可有之候大切之儀候間急度御首尾尤候勿論此廻文面々名本へ御判形候而早々被相廻留より可被返候　以上

霜月十二日　　河東田長兵衛

牧野孫六郎殿
佐々木市之允殿

右之通捨馬並他領より被為相登囚人之儀此度委細被仰渡候間宿々検断肝煎組頭且又他領御境目之村々肝煎組頭共右被仰渡献書立を以直々申渡急度相守候様可被申付候尤右被仰渡品々前書ニ仕承届候段別紙案紙之通末書ニ仕判突帳取集早々我等共方へ相出可被申候　以上

辰ノ十二月十六日

大肝煎　菊池又右衛門殿
小松原三郎兵衛殿

右御書立之通別紙に書写御境目無之村々へハ廻文を以相触可被申候捨馬之儀弥以穿鑿仕候ため如斯候　以上

御伝馬町検断肝煎組頭末書案紙

右之通他領より被為相登囚人之儀書立を以委細被仰渡趣具奉承知候自今以後右被仰渡通急度相守可申候勿論御町中へも無油断可申付候若違背仕候ハヽ其者ハ不及申検断組頭迄如何様之曲事ニも可被仰付候　以上

十一月十六日　江刺郡何町組頭　誰
牧野孫六郎殿　　同　誰
佐々木市之允殿　検断　誰

肝入有之候ハヽ　誰

他領御境目之村々肝煎組頭末書一村切案紙

右之通捨馬之儀委細御書立を以被仰渡趣具奉承知候何御村中五人組ニ申渡人頭ハ不及申名子水呑下人等迄委細申含右被仰渡通急度相守可申候若相背申者御座候ハヽ其者ハ不及申肝煎検断組頭迄如何様之曲事ニも可被仰付候為其判突牒指上申候　以上

十一月十六日　江刺郡何村　誰

組頭　誰
肝煎　誰
検断　誰

牧野孫六郎殿
佐々木市之允殿

一七　江刺市　菊池悦太郎文書

定式留牒

一御分領中在々より博労他国へ参候ハヽ、其品肝煎検断方へ申断勿論於他国万掛金等仕間敷候若懸金有之候ハヽ、弁無滞相済可申請人相立証文肝入検断方へ相出置末々差支無之様令首尾御代官衆へ其品申出御郡司衆へも相達候上他国へ可参候若違背之者於有之ハ御吟味之上御仕置ヲも可被仰付事但博労共他国へ参候ハヽ御郡司衆へ申達参筈ニ先年被仰渡候処無其儀他国へ参候段粗相聞江候条御吟味之上改而如此候

右之通御村江御申渡可有之候前書之趣を以同役中対談之上出入司衆へ相達如此候　以上

（元禄四年）
十月六日

河東田長四郎

牧野孫六郎殿

佐々木市之允殿

一八　江刺市　三瓶正次文書

同役中可申合神文

一於両御境御役所御定目之通縦及嫌義事候共稠敷相勤可申候若はつれたる諸行有之候ハヽ、同役急度披露申筈ニ相定候勿論商人並諸切之輩方人仕御越境之通判相出し申間敷事

一作頼仕勤番相除申間敷事

一何ソ出入之義ニ付心中ニ過り無之候共愚案ニ而不及了簡不届之義候ハヽ、無親疎申談吟味相究事

一同役中及論争事ニ候ハヽ、双方道理次第ニ相済可申候右吟味随多分ニ可申事

一対他及論争候ハヽ、其理承届尤成事候ハヽ、縦同罪ニ罷成候共何方迄茂一同可申候且不儀ニ候ハヽ、同役諫言次第ニ相背申間敷候若及実儀候ハヽ、披露之上組相除可申事

右五ヶ条於相背ハ

梵天帝釈四大天王惣テ日本国中六十余州之大小之神祇殊ニハ伊豆箱根両所之権現三島大明神八幡大菩薩天満大自在天神奥州塩竈十八社之大明神部類眷属神罰冥罰罷蒙於現在弓矢之冥加永廃於未来ハ無間地獄堕浮世更ニ不可在之者仍起証文如件

元禄六年正月吉日　　鈴木左太郎重立花押

猪狩市郎兵衛重満花押
猪狩儀太夫時満花押
猪狩権右衛門信能花押
猪狩忠左衛門武満花押
猪狩甚右衛門満明花押
小原善助
三瓶藤蔵
可隆花押

口上之覚

江刺郡南部御境人首村口内村両所之御横目寛永拾壱年より被仰付只今迄年久敷代々相務罷在候重キ御役目被仰付有難仕合奉存候就中人首御境之儀者本道相去通同前往還繁所ニ御座候而諸商人様々之謀計を以御法度物等出入仕候間吟味不足無之様ニ仲間中神文を以申合只今迄無恙相務罷在候併年久敷役所之儀御座候得は所之者共も身頼仕何ソ此末御為不宜儀も罷出候者至而無奥儀奉存候条両所之何方御境成共御役所替被仰付被下置候様奉願候　以上

元禄七年三月　猪狩市郎兵衛重満花押
鈴木左太郎重立　花押
猪狩儀太夫時満　花押

猪狩忠左衛門武満花押
猪狩甚右衛門満明花押
小原善助利実　花押
三瓶藤蔵可蔵　花押
猪狩権右衛門信能花押

河東田長兵衛殿　矢内半十郎重門　花押

一九　金ヶ崎町六原　桑島弁治文書

上胆沢相去村之内六原東西南北間数並御日除松ケ所付御指御野場間数の道法改帳

六原丁数覚

南北江三拾六丁此間数弐千百六拾間
東西江拾七丁此間数千弐拾間

右は田奈辺養助様神社御改節書上申候事

御日除松ケ所覚

一　横落堤上御日除松壱ケ所　本松九本
一　二ツ森前岡　壱ケ所　〃　八本
一　三拾人町前　〃　壱ケ所　〃　弐拾本

一　成沢前　〃　壱ヶ所　〃　拾七本
一　五兵衛堤南　〃　壱ヶ所　〃　拾九本
一　半五郎北　〃　壱ヶ所　〃　拾八本
一　喜右衛門塚ノ北〃壱ヶ所　〃　拾五本
　合七ヶ所
　外ニ弐ヶ所相去村分
一　かさへたん堤南　同壱ヶ所　本松拾七本
一　笊淵之南　同壱ヶ所　〃　弐拾本
　合拾ヶ所
　文化四年八月六日書上

二〇　金ヶ崎町六原　桑島弁治文書

御野場方半沢多右衛門様御野方板橋庄右衛門様御植次方御人足又助与八新左衛門源太郎
六原並相去村新堤北土手馳より南部御領鹿島堰見通シ
一　新堤北之土手馳より南部御境塚まで百五拾間在り
　但シ六拾間目ニ笊淵用水堤在夫より御境塚迄九拾間夫より南部鹿島堤まで五十間

一　右境より南江弐百拾間右之所より東西ニ御日除松有り東御日除松より六拾五間西ノ御日除松江壱百間
一　同所より大揚場上ノ同北迄弐百間但し八拾間目ニ東西ノ道有り夫より田淵まで百弐拾間同所より西ニ喜右衛門塚在り夫より弐百六拾間ノ所江見通し
一　同所より南ニ寺沢道迄弐百拾間夫より寺沢屋敷林右衛門北屋敷角見通し
一　同所より南江供養塚迄百八拾七間但し右屋敷之西通り南江八拾間目ニ川有り
一　供養塚より下土井屋敷西道伊三郎屋敷南西道十文字まで弐百七拾間
一　十文字より南江山道縄引上ヶ雛森西沢見通し南田淵まで弐百弐拾間
一　田淵より辰巳ニ当りて高長根之東江見通し和田屋敷万太郎西北角迄百間和田屋敷万太郎西北角より和田前庚申塚百間
一　供養塚より川ノ南鮎貝谷地北迄四百間
一　右谷地北より野通り小倉沢笹長根道上り西ノ塚見通し東西此間数弐千弐百弐間
一　右塚より五兵衛屋敷丑寅之通り塚在り七拾間
一　右塚より五兵衛屋敷辰巳角ニ塚有り三拾間

一 右塚より西江繩引笹長根丈四郎屋敷迄百間
一 丈四郎屋敷より前久根ニ西根北方三ヶ尻村六原等三ヶ村三方塚在り九拾間
一 三方塚より島田堤土手下ニ塚在り六拾間
一 右塚より西江堤ノ土手迄弐拾間土手前江四拾間右堤西北之鳥寄ノ根ニ塚有り
一 右塚より北西土橋之東ニ塚在り百間
一 右塚より戌亥ニ東西道在り其所ニ塚在り百弐拾間
一 右塚より西南ニ北方御百姓太兵衛塔ノ後ニ先年塚在り百間
一 右塔ヒより六原東町幸八田地之内ニ塚在り百間
一 幸八田ノ中塚より鍛冶上場下堰迄六拾間御伊勢堂北角塔迄百三拾間
一 右御社西南田ノ中ニ塚在り三拾間
一 右塚より東西通り南町屋敷勘左衛門前清水迄九拾間
一 右清水より南西水沢御足軽用助屋敷東見通し同人屋敷西南角迄七十五間
一 右用助西南角より道通り北方御百姓兵右衛門屋敷西北ノ角ニ大塚在り百間
一 右大塚より御林東南北通り道ノ十文字ニ塚在り四十六間
一 右塚より西ニ広塚在り六原御百姓栄左エ門畑当荒三角ニ在り御林通り北之田百六間
一 右塚より西ニ南北ノ道在り北田南ニ而藤塚有り九十間
一 同所塚より見通し水沢御足軽十太郎屋敷南東ニ角まで七十間
一 右屋敷辰巳角より見通し六原弥太郎前北方より夫馬継合道十文字迄見通し三百拾間
一 右十文字より西江御林西北角道之北ニ塚在り百七十五間
一 右塚より南江御林西際通り坤角まで百間
一 御林角より川田堰北方東北道通り長志田建野北ニ庚申供養六原北方角塚在り三百七拾間
一 右塚より北横落道通り一ツ金森百寄塚東南ニ塚在り百三拾七間
一 右塚より道通り御拵御野場西南角塚在り百拾五間
一 同塚より横落道通り穴持前百ノ石まて山道十文字ニ六原北方境塚在り百七拾五間
一 右塚より北方江遠谷幅堰百九拾五間
一 右堰より渡小鳥留御建野西北ノ角迄百五拾五間
一 渡小鳥留御建野西北より上二ツ森北千ノ道十文字迄横落道通り三百五間
一 右十文字より道通り三拾人町前御野場御拵除塚まで四百四拾間

一　右塚より北江南部境六原御足軽庄右衛門屋敷西北大塚まで見通し百五十八間

一　右大塚より西南北之方間数弐千五十間

右之内

一　五百七間　南部除分　千三百八拾五間

御拵御野場分百五拾八間北ニて御除分

一　三十人町御足軽庄右衛門前御拵野場北角塚より見通し弐百七間

一　右塚より成沢大堤南土手先年塚迄三百七拾間御日除松見通し

相去村境渡堤土手まて千四百五十間東西間数合弐千弐百七間

一　東ノ南北間数弐千弐百弐間

一　西ノ南北間数弐千五拾間

一　南ノ東西間数（書欠）

一　北ノ東西間数弐千弐拾弐間

一　三拾人町より大清水上ノ町二ノ町七り堤土手通り島田堤ノ上橋まて弐千九百四拾間

一　西根村北方境横落道より二ツ森前上ノ町通り寺沢東迄此間数弐千七百七拾壱間

一　平沢御林東西江間数拾四丁在り

一　水沢町御札場より六原三十人町迄

一　金ケ崎町より同所まで弐里弐拾四丁三十六間

一　道所森より上ノ町まて拾三丁三十八間

一　上ノ町より大清水まで拾三丁五十間

一　相去町御札場より三十人町御足軽東居留まて三十丁十八間

一　三十人町東居留より西居留まで弐十五丁五十間

一　千〆石より駒ケ嶽迄四里三十壱間

一　上ノ町より西根北方境横落迄拾八丁

一　上ノ町より同村島田堤迄拾六丁四十六間

一　上ノ町より相去村奈良山迄三十丁十間

一　上ノ町より二ツ森大明神江拾三丁三十間

右之通御尋被成置候節書上仕候已上

元禄八年三月

六原肝入り左衛門

大肝入松元七右衛門殿

二一　「水沢町誌」所収　元和元年留守文書

急度令ニ啓候今度大坂表御無事相済候得共共年より被ニ置ニ候浪人以下一人も不レ被ニ相廃ニ其上種々弓箭之用意於大坂有レ之候処両御

所様被二聞召届一大坂江以二御使者一被二仰届一分は大和か伊勢邪両国間を可進候間大坂迄速に可レ被二申渡一候其儀無二御合点一大坂に今之程にて有二御座一度に付ては被二抱置一候牢人共悉被二相払一本之御家中迄にて可レ有二御座一候由被二仰出一候此儀一ヶ条茂於レ無二御合点一者則可レ被二取掛一之御詫に候仍レ之大御所様来二日駿河を御立屋敷名護屋之御城迄被レ成二御座一相近に大坂よりの御返答可レ被二聞届一之旨に候将軍様も少御跡より可レ被レ成二御上一に相究候我等事も是より直に御供可レ申候其方事は南部境与言其許に留主居に置可レ申候条金ヶ崎に相移南部境自然之儀も候はゞ堅固之御分別尤もに候　恐々謹言

政宗　花押

三月廿九日

追而大坂相済候はゞ早飛脚を以重而可二申入一候　以上

二二　南部藩吉野四兵衛筆、御境奉行遠藤六兵衛重判の絵図所載「相去村誌」所収

伊沢の内相去村和賀の内鬼柳村境去年申合如書物此度双方より差出通新境相立申候山中の分駒ヶ嶽堂半分より土倉山の東沢鞍懸森の東沢三つ沼の東大平山かば峠は峯切原の分は蔵塚また長根かさいだんまでは半分づゝ堀切の上より赤石が鼻までは本境山中原共に境塚為築新境の処絵図朱引仕印判致候通り自今以後相違在間敷者也

寛永十九年六月十日

南部山城守の内

石亀正兵衛　重判

重茂与惣右ヱ門　重判

小枝指権兵衛　重判

川島豊前殿

笹町七郎右ヱ門殿

伊木安右ヱ門殿

二三　北上市　門脇定治文書

乍憚口上之覚書を以御訴訟申上候御事

上胆沢相去村並六原畑石御新田之儀ニ付右村之共不埒申上御穿鑿之上拾三人仙台被召登候内六原之助十郎ト申者其節仙台より欠落仕候得共妻子無御構跡地形被下置相続仕罷在候残拾弐人年久敷御

籠江被相入被指置候所元禄七年四月右拾弐人之内六原之長吉義ハ御法度被仰付候同所之清右衛門市郎兵衛左次右衛門ハ籠ニ而死去仕候相去村正右衛門五兵衛六原之源内清八加左衛門長治郎此六人ハ上伊沢江刺磐井郡被相払六原之長甚坊次郎兵衛此弐人ハ他国御追放妻子好（共カ）ニ被仰付候然所ニ当春御悦之赦ニ何そ願之縁御座候ハヽ可申上旨御触之趣奉拝見正左衛門五兵源内清八加左ニ門長治郎右六人之者本郷江返し被下度旨当春願申上候其節次郎兵衛長甚坊も本郷へ返被下候様ニ申上度奉存候然所来月八日御法事被遊候儀及承申候間右御慈悲之ため次郎兵衛長甚坊勘十郎も本郷へ返し被下候様ニ申上度奉存候右三人之者於他国乞食仕候而在命ニ而罷在候段貝田町より便を以親類方へ申遣候ニ付承知仕親類共方より右之段奉願候儀恐入捌僧相頼申ニ付苦斯ニ御座候御慈悲を以御赦免被成下候様ニ申上度奉存候以上

元禄九年四月十八日

上胆沢相去村

洞泉寺

信解院御中

二四　北上市　柏葉庄一文書

仙台南部領境書留覚

覚

一　御境論ハ元和二年四月二日仙召御役人内ケ崎越後伊苅下野御当領より夏井勘解由新渡部内膳熊谷太郎左ニ門右三人柏山平左ニ門方江被仰付高屋八右ニ門折居嘉兵衛罷出ル

一　古人ハ仙台領より相去村肝入新右ニ門御当領より川原田露月罷出前代より之申伝とも双方より申聞候処内ケ崎も伊苅も如何存候哉聞分ケ無之様ニ而双方江罷帰ル由

一　其已来元和七年三月十六日ニ金ケ崎城主伊達武蔵守岩崎村上羽々五大坂鬼柳村上羽々検地打申候を柏山平左ニ門家中之侍預り御同心五拾人折居嘉兵衛ニ添差越被申候ニ付相去之上迄追懸ケ何とて手前領分江竿打申候哉何と申仁ニ候哉と嘉兵衛相尋候へハ右之者共申候ハ仙台領より参候山崎平太左ニ門武蔵守家来高橋隠岐鈴木長門と申者ニ北仙台領竿打候ニハ無御座候武蔵守度々境論仕候処何程之処ニ候哉見届候様ニと被申付候間参候由申候ニ付左候ハヽ検地竿壱本相渡候様ニと申則竿一本取参候其已後検地なと通候とハ不申出候

一　其已来御境究無御座候ニ付寛永四年ニ御境之絵図江戸江花崎

伊木安右ヱ門

吉重判

笹町七郎方ヱ門

重俊判

川島豊前

頼泰判

南部山城守　重信様

御代

小枝指権兵衛殿

重茂与惣右ヱ門殿

石亀庄兵衛殿

御境覚

一　赤石鼻之下小塚有他領よりハ川通番処ニ当ル

一　枡形より東ニはさみ塚有他領ハ川口町ニ当ル

一　同枡形より東ニ大松六本小松四本有

一　同枡形より大松弐本小松七本有

一　堀切ニはさミ塚有此間八間余

一　堀切之西ニ大塚有他領ハ門覚堺ニ当ル

一　大塚小ひとろの西ニ有他領ハ相去之西羽々ニ当ル

一　大塚打越之上ニ有小塚三ツ有

蔵兵衛ニ為持為御登被成候又御老中様より柏山伊勢方へ被仰付候ハ御境之様子委細存候間右蔵兵衛ニ折居嘉兵衛指添江戸ニ而御前江被召出御絵図之品々御両館様御直々ニ御尋被遊候

一　駒ケ嶽堂ハ東向ニ而南之柱弐本ハ仙台領胆沢郡北弐本ハ御当領和賀郡より両別当相談して堂相立申候筈前代より相究候然ル処今度寛永八年八月拾四日伊達武蔵守当領江相談も無之堂相立候を柏山伊勢聞届家来之侍並預御同心四五拾人折居嘉兵衛へ指添遣し則北弐本之柱御堂打破取参候柱花巻御城代織笠庄助殿江指上申候得ハ即時御披露被成候由右之柱花巻御城弁天堂之前ニ御座候

一　其已後寛永十九年六月御境相究御境塚築朱引之絵図外書付取替し仕其後御境出入無御座候右書付文ニ曰

和賀郡之内鬼柳村伊沢郡之内相去村境去年申合候如書面今度双方より出合中通ニ新境相立申候山中之分ハ駒ケ嶽半分より出倉山之東之沢角盛之東沢三ツ沼之東大平かば峠嶺切平之分ハ炭塚また長根葛西野迄ハ羽々迄之平分苑堀切之上より赤石鼻迄ハ本境相立山中平共ニ境塚為築新境三ケ所絵図とも朱引仕致印判候通自今以後相互ニ相違有間敷者也

寛永十九年六月十日

伊達陸奥守内

一大塚同打越之上ニ有他領ハ一ツ屋之東ニ当る小塚八ツ有
一大塚大畑の上ニ有他領ハ一ツ屋ニ当ル小塚六ツ有
一大塚さる淵の館の上ニ有他領ハ葛西だんニ当ル小塚十二有
一大塚滝沢南ふちニ有他領ハ葛西だんニ当ル小塚弐つ有
一大塚卯ノ森ノ上ニ有他領ハひし沢ニ当ル小塚三ツ有
一大塚正覚寺南ニ有他領ハ菱沢ニ当ル小塚七ツ有
一大塚なる沢ノ東向ニ有小塚九ツ有
一大塚羽々の八之坂南ニ当る他領ハ六左エ門処ニ当ル小塚十一有
一大塚手代森之下ニ有他領ハ三拾人足軽之下ノ居留に当ル小塚十六有
一大塚岩沢ノ南ニ有小塚十一有
一大塚五大坂ノ南ニ有小塚六つ有
一大塚高田向ニ有小十六有
一大塚小岩ノ上ニ有小塚十一有
一大塚石名坂ニ有小塚八ツ有
一大塚和田坂ニ有小塚十有
一大塚宇津野ノ上ニ有小塚九ツ有
一大塚大清水道違ニ有小塚十有
一塚遍屋の袋ノ上ニ有他領ハ千貫石ニ当ル小塚十六有

一大塚遍屋の袋ノ上ニ有他領ハ千貫石ニ当ル小塚なし
一大塚手あらひに有他領ハ千貫石ニ当ル小塚十有
一大塚立石御番所之向ニ有他領ハ前懸山の下ニ当ル小塚三ツ有
一大塚柳瀬の上ニ有小塚なし
一大塚日影山の上平ニ有小塚なし
一大塚かば峠ニ有是より斗蝶沢ハ西ノ方より南ニ当る
一大塚斗蝶沢ニ有是より前長根ハ申西ニ当ル
一大塚水沢森ニ有是より大平ハ申ノ方に当ル
一大塚ハ大平ニ有是より大深沢未申ニ当ル
一大塚大深沢東ニ有是より沼けた東森ハ午ノ方ニ当ル
一大塚沼けた東森ニ有是より駒ケ嶽ハ午ノ方ニ当ル
一大塚駒ケ嶽ニ有是より土倉ハ西ノ方ニ当ル長根有
一天句森是よりきよう塚ハ未ノ方ニ当ル
一きよう塚ひつしの方ニ当ル是より上森ハ酉ノ方ニ当ル
大塚〆三十九有
小塚〆百八拾九有

山中沢数之覚

一増沢　一水沢　一四郎坂沢　一大深沢　一わさび沢　一仏ケ沢
一また沢　一小鹿ケ代沢　一大鹿ケ代沢　一湯沢　一枯松沢

一うし代沢

〆拾弐沢　夏油川かつち三又也

岩崎古城

一北ノ長サ四拾間余　同高サ弐拾間

一土手長サ拾八間半横羽々弐間弐尺

一西ノ高サ拾間深サ八間南ノ高サ拾三間

但し夏油川原迄

一東ノ高サ九間半幅拾間半

岩崎野西東北南法

一古城西ノ端より奥瀬治助殿新田宮沢迄弐千間余也丁ニ〆三拾三丁弐拾間

一下梅下坂より御新田御せき野江引出し迄三千百八十間丁ニ〆五拾三丁八間

一和賀城主主馬ハ薩摩守子也

一岩崎籠城ハ慶長五年落城ハ同六年四月也

一柏山伊勢守岩崎之城ニ被指置候事慶長六七年之頃か

一柏山伊勢守寛永十四年五月廿日死去

一子息平左エ門寛永十六年ニ死去

一平左エ門弟兵蔵被召出百石被下置候処江戸ニ而病死是柏山家断絶也

一岩崎城寛永十六年八月の頃なめさり申候和賀川両端より御境迄間数改申候書付

下鬼柳村

一百八拾八間水の上より北川原北又之両端之間数也
但し荒関屋敷之東より打越彦惣西久根添道ニ而打

一和賀川南端より羽々迄四百六拾弐間

一拾六間　同所欠平の分

一拾弐間　羽々の上御境塚迄

〆六百七十八間

上鬼柳村

一和賀川両端より羽々迄八百廿四間
但し川原迄

一弐拾五間ハ欠平ノ分

一三百三拾六間欠ノ上よりハ境塚迄

〆千百八拾五間

岩崎村

一和賀川両端より五代坂迄百九拾間程

一五代坂より御境迄五百九拾七間半程

一夏油川より和田坂迄三拾六間程

一　和田坂より御境迄九拾八間程

　　煤孫村

一　和賀川両端より羽々迄三百九拾九間六尺

　但し高寺屋敷之西角ニ而打

　　山口村

一　和賀川両端より羽々迄弐百九拾間

　但し六尺五寸竿ニて

　　鬼柳より和賀沢内迄ノ道法

一　鬼柳より岩崎古城ノ下ニ一里塚有

一　煤孫村宿田ニ塚あり

一　山口村片沢ニ塚あり

一　同村切留ニ塚あり

一　同村仙人ニ塚あり

一　沢内小繋ニ塚あり

一　おい石ニ塚あり

　　鬼柳より岩崎迄羽々通小坂改覚

　　下鬼柳村分

一　赤石鼻　一鬼柳升形　一打越坂　一さる淵坂　一館ノ西坂

一　卯ノ木坂　一宿坂

　　上鬼柳村

一　鹿島坂　一寺坂　一館ノ鼻坂但しトヤノハナトモ　一柳上坂

一　羽々坂　一うとう坂　一めわたり坂　一のうとう坂

　　岩崎村

一　杉ノ下坂　一五代坂　一かに沢坂　一三右ヱ門坂　一寺坂

一　八大坂　一石名坂　一下和田坂　一上和田坂　一下宇津野坂

一　上宇津野坂　一夏油坂　一遍屋の袋坂　一手洗坂　一盗人坂

一　上り巻坂　一柳瀬坂　一手ほい坂　一外升沢坂

　　〆三ケ村合テ三十四坂

　　覚

一　鬼柳町ハ寛永九年壬申元禄十年まで六十六年ニ成ル

一　同所御仮屋立申候ハ寛永十年癸酉同年迄六十五年ニ成ル

一　同所新田立申候ハ寛永十一年甲戌同年迄六十四年ニ成ル

一　御境升形上下之植松ハ寛永十二年乙亥同年迄六十三年

一　黒沢尻川岸御蔵立申候ハ慶安四年辛卯同年迄四十七年

一　海道之松御植被成候ハ万治弐年己亥ノとし元禄十年迄三十九年ニ成ル

一　重信公様江戸御発足被遊候節和賀川洪水ニ而留□岡田与左ヱ門処ニ御一宿被遊候ハ寛文十一年辛亥元禄十年まで廿七年に成ル

一　和賀川□往来渡り候ハ寛文四年甲辰元禄十年迄三十四年

一　正月赤キ雪降候ハ延宝五年丁巳同年まで弐十一年に我ル
一　六原新足軽被指置候ハ貞享三丙寅同年まで十二年成ル
一　仙台領之内江刺江門岡関堀ハ承応元年壬辰同年迄四十六年
一　同相去町百人足軽被差置候ハ貞享三丙寅元禄十年迄十二歳ニ成ル
一　岩崎陣之節仙台之加勢鈴木討死ハ慶長六年辛丑四月四日也法名万遍陽峰居士ト号並安達内蔵助弟之源蔵庄三郎大内蔵ノ子也盛岡平蔵殿郎等也
一　登米之城主伊達大内蔵ハ綱宗公之御子四男也伊達式部子無之ニ付為家督被仰付其頃綱宗公より為後先鈴木将監御附知行高七拾貫文已前ハ仙台之直衆也

元禄十年写之

柏葉庄之助

二五　江刺市　菅野　謙文書

境塚之覚

壱番塚〇六原御足軽三弥西
此間弐百弐拾間
弐番塚〇
此間四百拾弐間
三番塚〇
此間四百四拾間
四番塚〇
此間弐百八間半
五番塚〇
此間弐百五拾四間
六番塚〇
此間四百参拾七間
七番塚〇
此間五百六拾八間
八番塚〇
此間三百四拾五間
九番塚〇是迄原分御塚也
此間四百九拾四間
是より山之内ニ有り
壱番塚〇
此間弐百四拾四間
弐番塚〇加は峠より大平山北の嶺下迄

此間九百間
三番塚○是より嶽之内也
此間百六拾間大平山北ノ嶺下より同山三年崎迄
四番塚○同山嶺崎より同山迄
此間五百五間
五番塚○同山より水沼之東迄
此間九百弐拾間
六番塚○水沼より土倉山ノ東沢迄
此間五百三拾間
七番塚○土倉山東沢より同山之下迄
此間五百五拾間
八番塚○土倉山より駒ケ嶽迄
此間五百七拾五間
但土倉山より駒ケ嶽江たつミ方
駒ケ嶽より土倉山江いぬいの方
水沼より土倉山江さるとりの方
元禄拾壱年
六月六日より同九日迄相改ル
ノ間数七千七百七十八間半
此里数大図本道三里弐拾弐丁程ニ有之候事

二六　金ケ崎町六原　桑島弁治文書

端郷相去村六原
村境見通塚並間数古控写共ニ申上候

一　新堤北之土手馳ヨリ南部御境塚迄百五拾間在り　但六拾間目ニ笊渕用水堰在り夫ヨリ御境塚迄九拾間夫ヨリ南部鹿島堰迄五拾間

一　右堤土手崎ヨリ南当弐百拾間目塚在り右之所ヨリ東西ニ御目除松在り
一東之御目除松迄六拾五間
一西之御目除松迄壱百間

一　同所ヨリ大揚場上之田北迄弐百間
但八拾間ニ東西之道在り夫ヨリ南百弐拾間同所ヨリ西ニ喜右衛門塚在り夫ヨリ下江道通リ弐百六拾間目塚見通し

一　同所ヨリ南ニ当リ寺沢通迄弐百拾間寺沢屋敷林右衛門屋敷へ西北之角ニ塚在リ

一　同所ヨリ南供養塚迄百八拾七間
但右屋敷之西通リ南江八拾間目ニ川在リ夫ヨリ堤土手通リ寺林際供養塚迄百五拾五間

一　供養塚ヨリ下土井屋敷西通リ伊三郎屋敷南西道十文字迄弐百

七拾間

一　十文字ヨリ南江山道通り縄引上はなれ森西沢見通し南田淵迄弐百廿間

一田淵ヨリ辰巳ニ当り高長根之東江見通し和田屋敷万太郎西北角迄百間

一和田屋敷万太郎西角ヨリ和田前広塚迄百間

一供養塚ヨリ川之南あいかい谷地北迄百間

一同所ヨリ辰巳ニ当り右谷地北ヨリ野通り小倉沢ヨリ笹長根道上リ西之塚見通し四百間

一同所ヨリ西ニ当五兵衛屋敷迄七拾間

　但五兵衛屋敷丑寅之角ニ塚在り

一同所ヨリ同人屋敷辰巳之角迄三拾間

一同所ヨリ西ニ当引上丈四郎屋敷迄百間在り

　但同人屋敷前久根ニ三ヶ尻村西根北方六原三ヶ村之三方塚在り

　合北南間数合弐千弐百弐間

二七　金ヶ崎町六原　桑島弁治蔵絵図（書き込み）

此御村境筋引通組頭中

書判証文之所承届下候

為其我等共判仕候以上

元禄拾弐年　相去町検断

五月廿四日　甚六郎㊞

御足軽組頭

久左エ門㊞

又右エ門㊞

相去組頭

孫右エ門

九エ右エ門

庄助

茂左エ門

九郎兵衛

源次郎

左平

助左エ門

二左エ門

権九郎

大肝入午助

肝入

小平治殿

（絵図面）

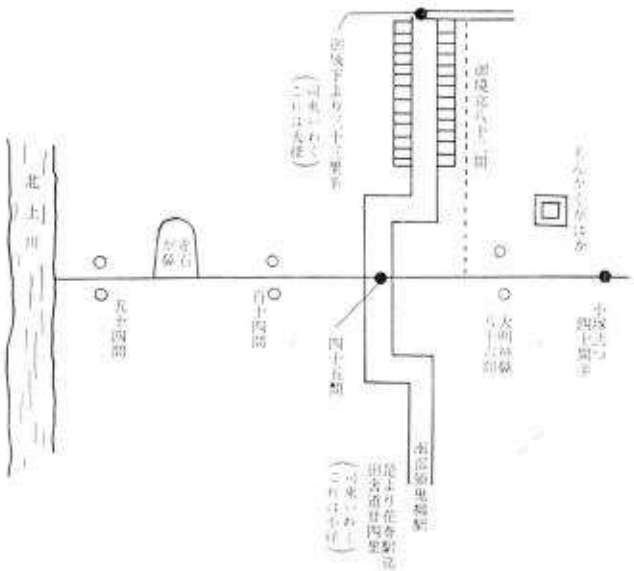

二八　北上市　門脇定治文書

乍恐奉願御事

相去御村之内成沢御足軽知行高相帰申候由承知仕候覚永拾九年御

境塚御立被遊候節田畑南部領之者共起申候而当御村漆田孫右ヱ門小関沢屋敷源次郎宇南田屋敷茂右ヱ門右三人之古人先祖南部領頭よりも古人両国より出合論上を以此方江取返し申候其節御境御奉行衆此方より河島備前様笹町七兵衛様御郡奉行荒木安右衛門様御代官星平右衛門様南部領より小江刺権兵衛様木川与惣右ヱ門様御寄合被遊御境塚相極申候間右成沢御足軽知行所御当地分ニ罷成候所成沢分壱貫四文之本地御座候所ニ只今六原御足軽小頭甚之助方江七八ヶ年以前より御頂ニ被成置候本地相去村分之高先前より之御地形ニ御座候間右古人共先祖御境御見分之砌論上を以御境塚相極申儀御座候間右三人之古人共御頂ヶ被成置度奉願候弥以田畑不足之者共ニ御座候故以之外困窮仕候間御慈悲を以右御境塚相極候三人之者共被仰付被下度奉願候弥以御境目之義ニ御座候へハ古来之儀御尋被成置候節ニも此者共より外委細之儀存候者も有間敷候間御村之勝手ニも罷成御事奉存候間御塩味を以右本地壱貫四文之所三人之者ニ御頂ヶ成置被下度奉存候以上

元禄拾弐年三月朔日　相去村組頭

九郎右ヶ門

同所

喜平次

松木七右衛門殿　同所

四平㊞
同所
茂左ヱ門㊞
同所
九郎兵衛
同所
仁左ヱ門㊞
同所
権九郎㊞

二九　盛岡市公民館蔵

陸奥国南部領変地其外相改之候目録

陸奥国南部領　拾郡

新改郷帳

一高都合拾弐万八千石　村数五百三拾壱箇村

古郷帳

一高都合拾万五百五拾石壱斗六升五合

村数五百弐拾九箇村

付録　南部伊達両藩藩境縁関係資料

一南北道程六拾壱里拾弐町拾壱間
南方仙台領境鬼柳村より北方川代村（かはたい）海端迄往還道筋
一東西道程弐拾七里半
西方出羽国境国見峠（くにみ）より東方宮古（みやこ）村海端迄往還道筋
一国境領境之山々古御絵図より違う所御座候に付隣国領境申合新御絵図仕立申事
一山川村居往還道筋小路共に古絵図に違候処々又は村居変地或新村等出村之所此度相改候通新御絵図書載申候事
一和賀（わが）郡鬼柳村より北ノ郡川代村（かはたい）海端迄本道筋並小路古御絵図には分間相違之所御座候に付此度相改新御絵図に記申候
一郷形村繋之小路並町間古御絵図に記置候処先達而奉伺指立候往還に無之路は新御絵図に相除申候

和賀郡

一南鬼柳村（みなみおにやなぎ）宿より仙台領相去村（あいさり）迄之道程古御絵図に相記候処今度双方申合南鬼柳村宿より仙台領金ヶ崎村宿（かねかさき）迄之道程新御絵図に記申候
一立花村（たちはな）より仙台領岩脇村（いわき）迄之道程古御

絵図に記置候今度相改立花村より岩谷堂（いわやとう）迄之道程新御絵図に記申候

一浮田村（うきた）より仙台領上口内村（かみくちない）迄之道程筋古御絵図に不記申に付今度相改新御絵図に記申候

一田瀬村（たんせい）より仙台領野手崎（のてさき）村へ之道筋古絵図ニ記不申候ニ付今度相改新御絵図に記申候

一鬼柳村之内けとふ川古候絵図に記不申に付新御絵図に書載申候

一立花村土橋（つちはし）近辺之山仙台領境御座候此所地面吟味仕候へは古御絵図に記申候山形は無御座小川有之付隣領境目申合新御絵図に相記申候

藤沢村（ふちさは）

村崎野村（むらさきの）

右弐箇村高共に新村に御座候古御絵図無之付新御絵図に相記申候

三つ森

横嶽（よこ）

右弐箇所仙台南部領境之山御座候処古御絵図に山形記不申候付地面吟味仕境目申合新御絵図に書載申候

間ノ山（あい）　経塚（きょうつか）　大平山（をゝたいら）

赤石ヶ鼻（あかし）　たいこがいり　つち打山（うち）　苣

刈山（かやかり）　うとか洞（ほら）　石峠（いし）　台の森（たい）　柳清水（やなきしみつ）　大鹿山（をしか）

黒木峠（くろき）　おいぬかけ

右拾四箇所仙台南部領境之山に御座候古御絵図に山の名記不申候に付隣領申合新御絵図に名記申候

和賀嶽（わか）

馬蛭峠（まひる）

水境（みつさかい）

右三箇所は出羽国境之山に御座候古御絵図に山之名記不申候付隣国境目申合此度新御絵図に記申候

（其他部の分は略す）

右之通相改無相違此度相認申候以上

元禄十四辛己年七月

南部信濃守内

七戸長右衛門㊞

滝六右衛門㊞

三〇　金ケ崎町六原　桑島弁治文書

観音堂御建替当月上旬より御取付御材木剪方相成候様去月中ニ御挨拶被下度旨御面談之上御打合申上候為早俄取各様より御差図ニより書面も差上候然ルニ今以有無御挨拶も無之候已ノ年被仰遣候ニハ観音堂大破ニ相成御建替等も相成不申御建替之御文通被御遣候間拙者共役頭江差出候其節早速城下江被召被致候処此度役頭より内達ニハ仙台御領より已年偽之文通被致候哉延致置候程も有之者右不始末成文通差出相済不申急度吟味可申出旨役頭より被申達拙者共迷惑罷有候裏越当年三年ニ相成候而茂御下知御済不申儀無落着候拙者共内事共々迷惑致居候儀御推察被下当月上旬より御取付ニ相成候様致度候否御挨拶奉存上候右御内々可得貴意如斯御座候已上

三月七日　盛岡領御境古人

高橋甚兵衛
高橋孫八
高橋孫左衛門

仙台領御境古人

小野寺喜源太様
千葉茂吉様

付録　南部伊達両藩境塚関係資料

小野寺左右衛門様
桑嶋弁次郎様

三一　金ケ崎町六原　六原高橋定義文書

（前欠）

宝永八年　相去町検断古人

二月十九日　甚六郎

松本七左衛門殿

右之通徳右衛門殿へ御相談仕書上申候若違いニも被思候ハヽ御指図可被下候今夕中ニ水沢へ可被下候以上

同日　甚六郎

小平次様

前書之御書立成程能御座候夕遣申候ひかへも不存申候さてさて念之儀被仰付おとなわらしたち御なんき可被成と存候併能御書出候間首尾能相済可申とまんそく存候以上

月日　小平次

甚六郎様

三二　金ケ崎町六原　高橋定義文書

宝永弐年之年安藤助七郎様ト申御役人水くばり御役日ニ御出被遊候節二ノ町川目土井川目右両川目御見届被成貴殿地形之内より落申末水用申様ニ新堰御堀被成拾七八ケ年用水用申候所ニ享保七年六月九兵衛子供水引申候所ニ引様悪敷御座候故ヲ以御腹立被成候ニ付而則堀埋被成候処其年より当年迄至而旱損罷成当年者沼沢茂右衛門様ト申御役人当村水くばりの役目ニ御出右遣水被下中旱損ニ罷成候間申上候得ハ両川め御覧被成二ノ町川目水不足御見届被遊御吟味之上此度右せき堀明申候ニ此以後ハ貴殿水ぬきせきハ不申及上口より上へ水下中ハ不及申子供成共入申間敷候若貴殿地形之内へ子供成共徒事仕候ハヽ如何様之儀ニも可被成候水之落申儀ハ落次第ニ水参申様被成可被下候若貴殿水ぬきせきへたれ成共水下之者並申者御座候ハヽ堀明セ申せき御うめ被成候共異儀申間敷候為其水下中連列を以肝入末書ニ而如此御座候以上

享保拾年六月廿九日

六原本下　九兵衛　〇
〃　　業右衛門〇
〃　　与次平　〇
〃　　孫十郎　〇

〃　清右衛門〇
〃　庄三郎　〇
〃　安左衛門〇
〃　宝性院　〇
〃　甚左衛門〇
〃　六右衛門〇
〃　庄右衛門〇
〃　太右衛門〇
〃　門三郎　〇

六原　　肝煎

徳兵衛殿　　平右衛門〇

右之通り相違無御座仍承届申候以上

同年同日

右同人殿

三三　北上市　千田良吉文書

（表紙）

享保十三年

留書覚附帳

申十月十八日

（本文）

御境留書覚

一和賀川数度洪水ニ付其上享保十三年四年大洪水ニ而田畑欠落申候此所者上鬼柳黒小屋明神堂之所迄大分ニ水上り申候うすすりうすからこゝ迄流れ参り候間右ニ付岩崎村之内家留田屋敷より上黒子屋西通り迄土手付申候右洪水ニ付所々欠込ニ相成候ニ付鬼柳通り黒沢尻通り郷境川中相成候ニ付双方より老肝入立会ニ而相改申候人数ハ岩崎村老名治右エ門肝入六助下江釣子村老名善兵衛肝入半之亟長沼村老源治郎立合ニ而相改申候岩崎村下江釣子村上鬼柳村三境野田川原掃部様御留川原御林之北ニうつき三加婦植御座候夫より西ハ宿御番所之東角より北之方江百弐拾九間之所江並木之所ニ郷境御座候只今ハ川中ニ相成申候右場所先年糀茨ヲ埋置申候是より西ハ上中島万吉屋敷後瀬ノ木是処々ニ是ヲ見見し郷境成申候西ハ古川之南土手西海道きり上中島明神堂之大杉見通ニ郷境也右之通相改置申候

一上中島明神堂より西ハ堀孫村新山之後墓所之杉郷境立川目村ト長沼村境ハ標木之東大なしより南之方ニ見渡し境田屋之西畑之中ニ石もりあり清左ニ門屋敷之西久根限り村境之土橋ヲ出北之方横道之野形道北之方江行ハ興寺領之新田下堰之越渡きり長沼立川目村境なり是より西ハ和賀川限り仙人峠之大杉迄是より西ハ沢内境ニ御座候

一又上鬼柳村岩崎村下江釣子村之境より東ハ北鬼柳村八幡堂之大杉見通し御座候川岸南境見渡し三合たけニ相当り申候

右之通聞伝ニ承り置申候　以上

享保十三年

申ノ十月十八日

岩崎村本町老　治右エ門

〃　肝入北在家　六助

下江釣子村老　立合　善五郎

〃　肝入　善兵衛

長沼村老　半之亟

源治郎

三四　金ケ崎町六原　高橋定義文書

乍恐奉願候御事

拙者南部御境古人御用被仰渡年久敷相勤罷有候処当八拾之歳罷成老衰仕御境目通欠廻義茂手足不自由ニ罷成相勤兼申之間右御用御免被成下度乍恐奉願候以上

享保十七年二月　六原古人　徳兵衛

右之通願申上候間徳兵衛義極老ニ茂罷成行歩共ニ不自由仕右御用相勤兼申候間古人方御用御免被成下度奉存候跡役之義者引続子共武右衛門被仰附候様被成下度奉存候御境方所柄とも相心得罷在古人被仰渡之而茂不苦人柄之者ニ御座之間直ニ右武右衛門被仰附候様御吟味被成下度奉存候已上

同年同日　同村肝入

仲之丞

大肝入

松元七右衛門殿

右之通願申上之間徳兵衛義御願之古人御用御免被成下度子供武右衛門義直ニ跡役被仰渡候様御吟味被成下度奉存候右武右衛門義古人被仰付候而も不苦人柄之者ニ御座候間如願之被成下度奉存候以上

同年同日　上伊沢大肝入

松元七右衛門

三五　金ケ崎町六原　高橋定義文書

乍恐奉願候御事

拙者儀南部御境古人年久敷相勤罷有候処ニ年寄罷成手足不自由ニ而御境通欠廻り申義も不罷成候間子共武右衛門跡式御百姓古人共被仰付被下置度奉願候以上

六原古人

享保拾八年三月十日　徳兵衛

右之通願申上候間武右衛門古人役被仰以被下度候古人相勤可申人柄之者ニも御座候ニ付如此御座候已上

同年同日　同村肝入

作兵衛

大肝煎

松元七右衛門殿

三六　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）

享保二拾年

御駒堂御材木受取申帳

卯

八月十七日　内宿

孫八

（本文）

一ねた壱本　下江釣子村　作之助
一壱本弐人持　二子村　甚之助
惣二郎
一壱本弐人持　同村　六右衛門
藤二郎
一壱本弐人持　同村　藤四郎
藤　助
一えんいた弐枚　山口村　長二郎
一つが柱弐本　同村　孫二郎
一えんいた弐枚　上鬼柳村　孫　八
一同いた弐枚　〃　万　平
一同いた弐枚　〃　藤十郎
一たる木八本　南笹間村　助二郎
一ひちき壱つ板壱枚　〃　権十郎
一たる木七本　〃　半　助
一ひち木壱ついた壱枚北笹間　長三郎
一えんぬき六枚　煤孫村　助三郎
一つか柱二本　同村　長　吉
一えん板弐枚　岩崎村　孫　助
一御はね板壱本　大田　助三郎
一〃板　同村　藤二郎
一〃板　〃村　惣　八
一ねたいてとい　飯豊村　長五郎
一板三枚　横川め　孫　吉
一えん板弐枚　下江釣子村善　助
一えん板四枚　上江釣子村源之助
孫　作
一壱本弐人持　中笹間　三之助
〃　源　七
一板三枚　同平　助　惣
一えん持ぬ　栃内村　清九郎

一なけし弐本　成田　六助
一なけし弐本　成田　十助
一破風板二本　〃　長之亟
一弐本　〃　三十郎
一けたほう光　十二丁め村　十三郎
　小板共弐本
一なけし取同大小四枚　〃村　吉助
一けた木壱本　同村　万治
一なけし弐本　同村　市蔵
一ねた二本　〃村　庄三郎
　〃村　源之助

八月十七日分これ迄

〆西拾壱人

一たる木弐人持　二子村　六右衛門
　藤助
一かやおい弐人持　二子村　甚之助
　〃　藤四郎
一かやをい弐人持　〃　惣二郎
　藤二郎
一ふき板十枚　上鬼柳　長三郎

一みえ板十　飯豊　長五郎
　かめの子二十
　〃四　同平　助惣
一すきが弐人持　横河め　孫吉
一かべ板弐人持　堤孫　源五郎
　〃　長吉
一うらかわ弐人持　南笹間　助二郎
　〃　権十郎
一かべ板　山口　三十郎
　〃　治助
一りいた　上江釣子村覚之助
　山口　孫二郎
一すきが　横河め　新之亟
　勘之亟
一付物弐人持　上江釣子　孫作
　下江釣子　善助
一かべ板弐人持　上江釣子　藤八
　〃村　源之助
一すきか壱本　成田村　喜十郎
〃木壱本　〃村　十助

一板弐枚　〃村　六助
小いた壱枚

一〃板小いた共ニ　同村　三十郎
一えん柱壱本　十二丁め　重蔵
一ふたいたまる物　〃村　十三郎
一えん柱壱本　〃　万助
一ねた　〃　吉助
一えん柱　〃　庄三郎
一〃柱壱本小物弐本　〃　源之助
一ふき板まる物壱つ　栃内　清九郎
一いた三枚　南笹間　三助
一うらかわ弐人持　中笹間　三之助
〃　源七
一かべ板弐人持　すす孫村　三之助
〃　助三郎
一内ノつけ物弐人持　下江釣子村　清助
作之助
一板三枚　太田　惣八
〃　藤二郎
一壱人ニ壱枚宛　〃　助三郎
一たる木　二子村　甚之助
一座枚　岩崎村　五郎作

一のぎいた　〃　同人
一〃いた　〃　人同
〆四十九人
これ迄八十八日

一とひら弐枚之内　山口　治助
からと
一とひら弐枚之内　同村　長兵衛
同
一子きいた九枚　飯豊村　長兵衛
一のぎいた七枚　下江釣子村　源左衛門
一のき板十枚　南笹間　助二郎
一縦引板十枚　同　利助
一のきいた七枚　中笹間　源五郎
一葺板十枚　〃　長吉
一のきいた十枚九枚内　二子　清四郎
一〃いた十枚九枚之内　〃　半三郎
一大小ふき板十枚　〃　長之助
一のきいた十枚　〃　庄之助
一〃いた十二枚　〃　万五郎
一　十弐枚　〃　長之亟
一葺いた十枚十九日分　〃　善助

一尺つえ三本八月廿日分也〃　同　人
一延目板十枚　成田　三之助
一荳板十まい　〃　平十郎
一かやいた十壱板　十二丁め　孫　七
一かやいた十枚　〃　山三郎
一のきいた十まい　〃　善　助
一のきいた七枚　彦二郎
一かやいた十枚　〃　久　助
一ふきいた十枚　〃　藤三郎
一ふきいた十枚　〃平　三五郎
一のきいた十枚　栃内村　佐平二
一かや板十枚　同村　長之亟
一かや板十枚　横河め村　孫　吉
一のきいた十枚　下江釣子　清　助
一のきまい弐本　山口　三十郎
一のきまい五本　〃　孫二郎
一〃四本　上鬼柳村　五郎作
一〃弐本　同村　万　平
一かや板十壱枚　大田　藤三郎
一のき板八枚　〃　助三郎

一〃板十枚　〃　惣　八
一のき板拾壱枚　栃内　三四郎
一ふきいた十三枚　横志田　勘之亟
一のきいた十壱枚　成田　吉兵衛
一板地いた取合小物　〃　同　人
一のきいた大小十枚　北笹間　三之助
一同いた十枚　上江釣子　覚之助
一〃いた十枚　〃　藤　八
一〃いた八枚　〃　吉三郎
一〃いた七枚　下江釣子　新之亟
一かめいた十枚　〃　権兵衛
一のたまい弐本　岩崎村　又　蔵
一〃木弐本　〃　久　助
一のたまい五本　すず孫村　三之助
一〃木五本　〃　長之助
一〃木弐本　〃　十　助
一〃木二本　〃　孫四郎
一のたまい五本　上鬼柳　藤十郎
一板弐枚　〃　村　孫　八
一のたまい　〃　村　もと助

一いた三枚　〃村　万吉
一のきいた七枚受取　成田村　助十郎
右ハ札八枚ト御座候得共板七枚取申候間違御座候已上

三七　和賀町　高橋武夫文書

（表紙の表）
享保九年甲辰六月横打下モ
元文元年丙辰六月横打より桃峠迄
同年九月土倉より大平迄

御境小塚繕築直
新規塚数改申覚帳

同弐年五月大平より桃峠迄
内畑　藤左衛門

（表紙の裏）
享保年中より始元文弐年ニ而仕申候

元文三年八月十七日より同廿二日御境廻仕候節改写申候

（本文）
元文元年九月廿五日より取付

覚

土倉東ノ沢たけより二番
一大塚一ノ塚也　是より始ル
此間小塚三つ築
とつさか東沢たけより三番ノ
一同　二番ノ塚
此間小塚三つ築
ぬまの東　同四番め也
一同　三番
此間小塚壱つ築
くらかけノ東同五番め也
一同　四番
此間小塚十三築
大平　同六番め也
一同　五番
此大塚迄九月廿五日より取付十月四日迄ニ仕舞申候　御境筋来
築切払申候

元文弐年五月十日より取付

一大平大塚此大塚去年築直
此間小塚四つ築
一水沢森大塚
此間小塚十築
大平より糀峠迄五月十日より同廿三日迄ニ仕舞申候
元文元年六月十四日取付
一糀峠大塚　是山中里ノ塚也
此間九つ築
一日影山大塚
此間小塚十壱築
一柳瀬大塚
此間小塚七つ
一大塚　鐙わり用水つゝみの上
此間小塚六つ
一同　鐙わり林東はつれ
此間小塚二十
一大塚　手あらいノ東山道端
此間小塚十壱
一大塚
此間小塚九つ

一大塚
此間小塚十九
一大塚
此間小塚二十
一大塚
此間小塚十壱
一大塚　石名坂沖但横打也
此間小塚四つ築　是迄西根分之由
他領古人ハ　清右衛門
源右衛門
李右衛門
右三人
安左衛門
是ハ長沢村肝入古人立合罷出
御当領古人　長　七
藤左衛門
与左衛門
惣兵衛
助　作
市兵衛

右六人出ル

元文元年六月十四日より同廿日迄ニ相仕舞申候

享保九年辰六月二日より取付石名坂沖大塚間小塚七つ築直

一大塚　和田坂沖

此間小塚六つ

一大塚　小岩沖

此間同六つ

一大塚　八天坂沖

此間同五つ

一大塚　仙徳寺沖

此間小塚五つ

一大塚　五代坂沖

此間同十四

一大塚　うとう坂沖

此間同五つ

一大塚　羽々屋敷沖

此間小塚十壱

一大塚　成沢東向柳上之沖

此間同七つ

一大塚　正覚寺沖

此間同七つ

一大塚　宿坂沖

此間同十三

一大塚　卯ノ木林東はつれ滝ノ沢南ふち

此間同十二

一大塚　笊渕館沖

此間同八つ

一大塚　川原田くわんおん堂沖

此間小塚七つ

一大塚　ぬかつか西高はしノ上羽々

此間同六つ

一大塚　八まん堂南上羽々

此間同四つ

一大塚　打越小目戸落屋敷上羽々

此間同三つ

一大塚　金鶏屋敷南上羽々

此間同三つ

一大塚　堀切屋敷上羽々

此間同四つ

一大塚　神塚堀切切ノ上

此間小塚三つ

一大塚　四つ塚相去久保道行当りはさみ塚也

此間小塚十四但赤石鼻迄

是ハ大塚ニハ無之

一赤石鼻より川端迄

此間小塚四つ

一大塚　四つ塚之内　捽塚也

但シむかしハ有之歟洪水ノ節かけ今ハ無之依之此節川端江松本く
い打懸申歟いかけ落只今ハ無御座候

右之通六月二日より取付同八日ニ仕舞申候

享保九年六月八日

他領古人　六原　徳兵衛
同　勘之助
相去村七郎兵衛
同町　甚六郎
名代　子供
甚五郎

御当領古人　岩崎村市兵衛
上鬼柳町助　作
鬼柳町　惣兵衛

右七人出合毎日昼弁当相出ス拙者共賄代ニ而一日百文ツヽ、申請昼
弁当代別而申請之はつ此節願上相叶末世ニ定ル毎年御境廻り仕候
其時々右之御代物申請御人足共入用次第申上候様仕申候
小塚築直始相去六原古人より度々申参候ニ付古人立合享保九年始
申候他領西根古人衆へ此方より申越候へ共相談無之此頃相止罷有
候所享保二十年御駒堂御建替之節西根古人立合申候ニ付相談いた
し廿一年ニ横打ちより桃峠迄夏中ニ仕候也此節申合ニ而秋より山
中も築直し申候残申処ハ翌年夏築直申候此時御両国取替之御絵図
申請手前手前うつし置本紙ハ頭衆ニ有
駒ケ嶽より入り三つ森迄の境相談申候所ニ他領古人預り場所ハ経
塚迄之由申ニ付経塚迄ハ水おち次第ニ相究他領古人御当地古人相
談いたし相互書付取替シ仕候但シ
他領古人　西根分　三人
肝入　安左衛門
右四人より印形ニて請取書付与左衛門方領置壱枚ハ市兵衛方有
御当領古人　六人より出ス
享保九年
御郡代　日戸五兵衛様
御町奉行太田半兵衛様
長坂　半平様

同弐拾年

御郡代　三上多兵衛様

御町奉行長坂半平様

太田五郎左衛門様

元文元年より

御郡代　御同人

御町奉行太田五郎左衛門様

筒　作左衛門様

同弐年八月より

御郡代　日戸宇右衛門様

御町奉行　同断

元文三年午ノ八月始より他領より書状ニて申合同十七日より山中御境廻切払樹打迄仕廻申候他領より出合人足計弐拾人と申参候此方ハ前二十弐人と申上候故不足ニて加人足願上廿日より廿二日迄一日拾人ツヽ三十人日数を以返済申候本人足廿三日ニ上ケ申筈申上置候

他領古人　清右衛門

李右衛門

源左衛門

長沢村肝入安左衛門

右四人出合申候

御当地ハ　六人共出

毎日寄合弁当相出申候公儀よりハ弁当日かい出し申上筈他領ハ弁当持手ふりハ廿人之外召連申候

御当領ハ出合十弐人小遣ハ拾人古人六人のみのかさ持六人ノ弐拾八人願上御割付申請ル加人足ハ右之外ニ御座候

此節棚瀬林岩崎御新田肝入清右衛門干草野ノ由やふり申ニ付以ノ外出入ニ罷成他領古人より付届有之候故清右衛門籠舎被仰付候依之毎日出合ニ相談仕首尾能致候様被仰付候間一同切口上書差上ケ申候

寛保元年酉ノ八月四日より御人足相候五日より御境見分剪払横打より始駒ケ嶽下迄同十四日ニ仕舞申候尤十四日ハ日録遣払勘定書ニ御座候

他領古人　清右衛門

源左右衛

李右衛門

右三人

西根村肝入清兵衛

合四人

御当地古人　六人出ル

一御人足ハ一日弐拾八人ツヽ

廿八人ニて不足重而ハ他領出人足承合申上候而より御賄代ハ前之通一駄五十文弁当代ハ其時々入用次第ツゝ御人足出合之日より前日に相談申候前例右之通ニ候已上

三八　和賀町　高橋兵吉文書

（表紙）

享保七壬寅歳六月二日

御境塚近所田畑塚より弐間宛他領御当地共荒所ニ仕候覚

岩崎村上夏油

高橋市兵衛

（本文）

御境塚有所覚

一赤石界並東ニ塚有

下鬼柳村町惣助分田有壬　万三郎作り

同　町　田主　清左エ門作り

同　町　田　仁兵衛作り

同　町　畑　九郎左エ門作り

一掉塚舛形より東相去久保道行当りニ有

同町　畑　藤兵衛作り

次舛形町西へ移ル

同町　畑　仁兵衛作り

同町　畑　甚兵衛作り

同町　畑　左藤右エ門作り

同町　畑　甚兵衛作り

同町　畑　左藤右エ門作り

一掉塚堀切坂ノ上ニ有

同町　畑　万三郎作り

一大塚堀切庄蔵家ノ上羽場道端他領方ニ有

下鬼柳村高田庄右衛門分

町　長畑也　与左エ門作り

一大塚打越小日戸路屋敷ノ上羽場道ノ中ニ有

同町　畑　又市作り

一大塚打越彦市屋敷ノ上羽々道端御国ニ有

下鬼柳村ぬかつか

長畑也　助作り

同町　長畑也　与助作り

一大塚高橋ノ上羽場道端御国方ニ有

同町　畑　弥左エ門作り

同村高田畑　作十郎作り
同村荒関畑　十三郎作り
同村同所畑　平三郎作り
同村深山畑　与左ヱ門作り
一大塚川原田観音堂南羽々道端御国方ニ有野中壱間屋敷後ニ有
同村新関畑　七右ヱ門作り
同村同所　久四郎作り
同村深山　与左ヱ門作り
同村本宮　十兵衛作り
ニ切有
同町才三郎分地主不知
一大塚笊淵館ノ沖道端
同村新関塚ノきわ
久三郎作り
同村笊淵　善四郎作り
同村新関　久三郎作り
二切也　久四郎作り
同村高田　弥左ヱ門作り
同町小切也　勘太郎作り
同村川原田大切　久吉作り

同村同所　与左ヱ門作り
同村高田　助三郎作り
同村　田　庄左ヱ門作り
同町　弥左ヱ門作り
同町　助左ヱ門作り
同村新関　十三郎作り
同村卯ノ木
少ニ切也孫七作り
一大塚卯ノ木林東ノはつれ滝ノ沢ノ上道端他領方ニ有
同村　町　九郎左ヱ門作り
同村笊淵　田三枚仁兵衛作り
同村卯ノ木畑　大少三切有才三郎作り
同村　町　仁兵衛作り
同村高田　小切卯三郎作り
同村さるふち　善四郎作り
同村高田　卯三郎作り
同村卯ノ木　孫七作り
同村新屋敷　八兵衛作り
同村高田　助三郎作り
一大塚卯ノ木林ノ西窪坂ノ沖道端御国方ニ有

同村あらや　少二切有与助作り
同町高田　助三郎作り
村井儀左衛門内有
同村荒関　監物
同村　町　孫左エ門作り
一大塚正覚寺南道端御国方ニ有
同村荒関　監物作り
同村石崎　三十郎作り
同村さるふち　善四郎作り
同村卯ノ木　三切有彦左エ門作り
同村石崎　弥平次作り
一大塚成沢南羽々柳ノ上ノ道端御国方ニ有
上鬼柳村正覚寺内
畑少　四郎治作り
同村寺ノ田少　源蔵作り
同村三つや
畑二切有　孫助作り
下鬼柳村境田
畑三切有与兵衛作り
是より上ハ地主しれざるニよつて書付不申塚斗書印者也

一大塚羽場屋敷ノ沖御境道御国方ニ有
一同　うとう坂沖御国山道より藩境道御国方ニ有
一同　五代坂沖道端御国方ニ有
一同　仙徳寺沖道端他領方ニ有
一同　八天坂沖道ノ中ニ有
一同　石名坂ノ上道端他領方ニ有
一同　下和田ノ上道端他領方ニ有
一同　上和田ノ上山道より百間斗南ニ有
一同　宇津野ノ上山道より右同断
一同　下夏油上山道より六七十間斗南ニ有
一同　下ひやノ袋ノ上山道より同断
一同　ひやノ袋ノ上山道より五六十間南ニ有
一同　手洗ノ少東山道端他領方ニ有
一同　銭割ノ続きまいかけ山ノきわニノたいらニ有
一同　銭割林ノ東野山のきわニ有
是迄ハ見得申ニ付大塚斗印是より柳瀬ノ間草深故小塚迄見出シ印置候
一小塚同林之内山きわニ有
一同　同林ノきわ彦左エ門家ノ前苗代之上ニノたいらニ有
一同　同孫左衛門家ノ前山下きしたいらニ有

一同　同人家ノ西ノ方山出先山きわたいらニ有
一同　同続山ノ出先西ノ方きわ田端ニ有
一同　鍋割山道ノ下東きわ少し山ひら出先ニあり
一同　同山道坂ノ西ニノたいら山出先ニ有
一同　山ノ上沢之内ニノたいらニ有
一同　同続沢関端北ふちニ有
一同　同続間端北ふちニ有
一同　同続久保ノ北きわニ有
一同　同続久保ノ北きわニ有
一大塚柳瀬林ノ東長根ノ上南さがりニ有
一大塚かはとうけ山ノ出先ニ有
一大塚　牛つなぎ沢山先ニ有之といへともいつノころかかけ今ハ無之然共前代より御境ニ究也
一大塚　水沢森山道より東南かけきわニ有塚ノ上ならノ木の小木生テ有
一大塚大平野中ニ有小柴生テ有
是より上ハ深山ノ分
一大塚高森昔より末世境ニハ定り申候得共塚慥しれ不申候
一同　沼ノけい同断
一同　駒ヶ嶽御堂ノ前ニ岩ニて塚有

付録　南部伊達両藩藩境塚関係資料

御山ハ御天より下迄水おちノ大沢有是御境之由
御山此沢ニて分ル
抑此御山と申は嘉祥三年慈覚大師御巡国之節煤孫馬頭観音始而御移シ被遊候別当ニハふもとニ住大太郎言者又々境古人ニ弟大次郎ニ被仰付御立置被遊候則御堂之御はい口御境へ向ヶ御立被遊候由及承候
一御境塚築申事ハ寛永年中御塚問答有之南部仙台両殿様江戸ニ而御相談被遊同十八年塚御立被成候由両国御役人御出合駒ヶ嶽迄ハ塚築申候へ共奥山迄成兼是より入ハ水落次第ミねつつき御定メ御帰被成候由駒ヶ嶽ノ次ハ御経塚迄ハ慈覚大師御経築籠給ふとなり是より入奥山ニ三つ森とて大山ノ上森三つ有壱つハ南部ノ山壱つハ仙台壱つハ秋田領仙北ノ山此森三ヶ国ノ境也此森より川五筋出三ヶ国へわかれ出ル也是眼前明田之境有之依而此外境論すへからす秘すへしく其外口伝雑多筆紙ニ難尽書残ス者也

三九　「相去村郷土誌」所載

通路写　上伊沢相去

一相去町御境目　御番所有之候南部鬼柳町へ出る
一堀切通　相去町西裏南部鬼柳町西裏へ出る細道

一同村の内葛西南東の道　南部鬼柳村ざる淵に出る馬道
一六原新堤道　南部下鬼柳村前坂へ出る馬道
一六原大清水東之道　南部上鬼柳村正覚寺西へ出る馬道
　同村と西根境
一横落通り　南部岩崎村へ出る馬道
一西根村一つ金森の道　南部岩崎村へ出る馬道
一同村馬の沢道　南部岩崎村立石へ出る細道
一同村大谷地道　南部岩崎村の内またが沢へ出る細道
一同村山中一王地道　南部岩崎村の内またが沢へ出る細道
　但し駒形山御境観音への道なり
一若柳村下嵐郷御境目御番所在之候秋田領手倉川原へ出る
右之通上伊沢御境目より他領への所々道筋之儀御書立之趣承知仕相違右之外相去村六原より作場道は数多御座候へ共作場道斗にて道筋には無御座候

享保十一年十二月九日

相去古人　甚六　　西根古人伝左ヱ門
同村古人七郎兵衛　〃　源内
六原　徳兵衛　〃　兵ヱ門
同　吉右ヱ門　同肝入喜三郎
同肝入平右ヱ門　同　幸右ヱ門
若柳肝入九郎左ヱ門
同　勘兵衛
同　七郎兵衛

四〇　北上市　浅水末男文書

鬼柳黒沢尻通御代官所之内御両国御境夏油山御境ニ往古より御据被指置候御趣意旧記並ニ申伝書覚

一、文禄年中信直様和賀御拝領之節より和賀郡ト仙台領伊沢郡相分不申地論差起り御当領より伊沢川限仙台領より和賀川限杯ト騒論度々有之所元和二年四月仙台領より内ヶ崎越後伊苅下野両人岩崎両野江罷越候旨兼而御当領御沙汰有之ニ付御当領より夏井勘解由新渡戸内膳熊谷太郎左ヱ門柏山平左ヱ門被仰付前々より郡境委敷覚候由ニ而折居嘉兵衛最古人駒別当召連罷出仙台役人江出会郡境ニ可相立筋具ニ申談候得ハ仙台役人無別条引取申候己来御境論得止事不申然ル処同七年三月仙台領より高橋隠岐鈴木長門両人笠持参岩崎鬼柳羽々通江罷越畑迄検地仕候柏山平左ヱ門承折居嘉兵衛江外ニ侍共領御同心指添遣相尋させ候之処検地不仕ト申候而引取候由己来御境論得止事不申依之寛永四年末

世御付境筋ニ可被仰合御場所折居嘉兵衛古人駒別当江御吟味ニ
御答申上候ハ往古開基慈覚大師嘉祥三年ニ伊沢郡方面山江馬頭
観音草創被成此節駒ケ嶽と御名付大師被仰置候ハ末世伊沢江刺
和置三郡之境ニ可住との被仰置候由申伝候ニ付重而御両国御境
駒ケ嶽被仰合可然旨言上候里前通御場所之儀共申上趣旨宜被召
置御内御絵図為御認之由

一、寛永八年八月和賀郡駒別当江沙汰無之仙台領ニ而駒堂一社再
建ニ付駒別当より柏山平左ヱ門江申出同人より折居嘉兵衛差遣
右堂半分北ノ方打破道具賦下公訴之由猶又御境論得上事不申前
書御絵図花崎甚兵衛江戸江持参尤柏山平左ヱ門江仰付前々より
御境論江も出委細承知故折居嘉兵衛も可罷登旨御沙汰有之罷登
両人江御境筋御直御尋被申候之由

一、寛永十八年仙台領より出役人川島豊前笹町七郎右ヱ門伊木安
右ヱ門御当領出御役人小枝指権兵衛石亀庄兵衛蛾我十右ヱ門御
郡代織笠庄助より御貸人ニ而折居嘉兵衛古人両人召連罷出出会
御境筋古来より申伝共演候処仙台古人共里境ハ羽々限之由深
山ニ至御境ハ鞍懸山土倉上人嶺天句森伊沢温湯夫より大森江古
来より之御境ニ相究候と申候間御両国古人共所々ニ而以之外御
境筋及騒論申処ニ川嶋豊前御当領御役人江申候ハ御両国古人別
当申分真中ニ御境筋申合相据可然旨申聞何レも同意右之趣を以
双方より始末書取替相済申候

一、寛永十九年六月仙台領より前文之役人ニ人御当領より小枝指
権兵衛重茂与惣右ヱ門石亀庄兵衛立合去年申合始末書之通御境
塚築候処山中於大平仙台伊沢別当並古人申出候ハ是より入御境
ハ鞍懸山より土倉上人嶺天句森夫より伊沢郡温湯夫より大森古
来より之御境筋ニ相極候と申出候ニ付双方古人別当及騒論候得
共一円相分不申所川嶋豊前申候ハ去年之通御境筋論ニ而分り不
申候去年申合始末之通外無之と申候得ハ双方古人別当甚不得心
候共漸申宥双方古人別当論所之真中之趣を以大平より駒ケ嶽江
御境塚築済鞍懸山より温湯御当領ニ罷成候御境絵図並始末書御
両方江御取替相済申候此節右湯温御境筋と論候所故ニ御境筋同
様御山も不残御境懸り之者共ニ預ケ末世出入無之様ニ急度見守
可申旨御先君重直様御代被仰付候

一、其後仙台領百姓共数百人山刀鑓ニ而鞍懸之辺迄偖入諸木剪取
ニ付古人共並近辺之者四人召連罷越大勢相防山刀鑓取古人頭江
指出候付直々花巻御城江指上申候是迄数度之勤功ニ付為御救壱
人ニ付三駄ツヽ御切米山古人三人江被下置候尤夏油御山見共ニ
被仰付来候

一、夏油温湯已前より伊沢郡ニ候由他領古人共申候ニ付御境御立
之節々御境筋ニ論候御場所ニ付御境筋同様ニ相心得支配来々出

入無之様ニ可相勤旨慶安三年折居嘉兵衛ニ被仰付御境筋同様支配ニ仕湯守ハ不及申不寄何儀湯元之儀古人頭下知ニ納メ罷有候随而夏油御山奉行共ニ被仰付相勤来御用木為御出之節夏油御山奉行と御老中より御証文を以古人頭夏油御山より御用木相出来候然ル処享保年中御郡代日戸五兵衛殿へ御勤中之頃古人頭支配ニ被仰付置候御山不計西根御山奉行支配中ニ付其旨早速御町奉行長坂半平江古人頭懸合申候得共何角と相分候事無之自然ト西根御山奉行支配ニ罷成候候年去古人頭江御山奉行御免之御沙汰相蒙本申罷通候

一、元文二年猿出湯沢大石村三十郎請負願出候節孫同人願之通被仰付差支有無可上申旨古人頭江御沙汰ニ付寛永十九年御境御立之節より出湯御境筋ニ騒論申御場所故御境筋同様ニ相心得来々出入無之ため古人頭支配ニ被仰付御境同様ニ支配諸事下知相納メ温湯古人共ニ古来より預ケ罷有候御境塚為御築之後山中御境筋之内所々出入之儀も有之候得ハ小事ハ内済御境筋無相違相勤罷有候国民数多入込申儀万事心を用ひ罷有候御場所ニ付右願ニ被仰付候得ハ指支之儀古来より之趣意申上候得ハ三十郎願不被仰付古来より被仰付置候通御境之儀ニ候間猥無之様ニ急度古人共江も可申渡旨尚又被仰付相蒙古例之通御境筋同様支配諸事下知仕来候右之趣御尋ニ付荒増書記懸御目候已上

四月　仮古人頭

坂水又六

折居嘉兵衛

高屋才兵衛

四一　水沢市　日高神社蔵

元禄十二年五月生江助内図せる絵図貼紙

南部御境塚拾ケ年上置不仕塚形見分無之様ニ相成ニ付品々申達候上双方古人為立合元文元年六月より同弐年五月迄段々ニ上置出成ニ付彼地御代官石川伝八郎義右塚にて見分候上寛永十九年南部江御取合御境被相立候節南部より参候絵図写並元禄年中上伊沢大肝入被渡置候絵図も引合候処六原成沢ニ在之塚壱つ此絵図ニ印落相見得候品右伝八郎並金子源右エ門申写候ニ付□会所ニ在之御献上御絵図扣にも引合候処是以此絵図之通ニ而南部より参候絵図写よりハ塚数不足ニ見得候品々出入司衆へ相達御奉行衆へ被相達候依御献上御絵図扣並分間所絵図共ニ塚数壱つ不足ニ候南部より先年参候絵図並在来塚数ハ無相違候ニ付御献上御絵図扣並此御絵図江相倍との訳理云仕置候依已上依御絵図書落之塚壱つ此度書印相渡置候事

元文四年六月　　堂場三郎右衛門　印

此塚二つ川欠ニ成候由ニ而当時ハ無之候何年より川欠ニ相成候やも不相知古人共も不覚由申出候前々六原成沢塚□（虫喰い）一同出入司ト相達是又御奉行所へ被相達候処此塚之跡当時北上川中ニ相成候由ニ候間塚築直候義も能成間敷候条□（虫喰い）此所江書印置可然旨依御絵図如斯

江刺郡下門岡村

元文四年六月

堂場三郎右ヱ門　印
平　次兵衛　印
鈴木牧太　印
加藤吉右ヱ門　印
菅野五平治　印
大窪新之亟　印
金成十四郎　印

斉藤伊右ヱ門義能ヶ崎詰ニ付不能加判

四二　金ヶ崎町六原　高橋定義文書

御境通塔之覚（ママ、塚）

三拾人町　右ニ門之西屋敷はすれより

○大塔
○
○此塔より六原分
○
○
小塔五つ
○
六つ
○
五つ
○
五つ
○
拾四つ
○
八つ無所ハいちのこ江ど

○
七つ
○
七つ
○
拾二　此所ハびり人沢之下
○
七つ
○
五つ
○
八つ
○
七つ
○
六つ
○
四つ
○
三つ

○
三つ
○　是レハ門覚たんの塔
四つ
○○　打越
四つ　満道ますがた
○○
拾四つ
北上川迄

四三　金カ崎町六原　高橋定義文書

上伊沢相去村之内六原御境古人武右衛門儀当正月病死仕候ニ付右代り之者吟味仕可申上由被仰渡候右武右衛門儀鉄砲持主吉右衛門儀兼而南部御境目等之儀共委細相心得罷有候者御座候右之者被仰付可然と奉存候間如此申上候
以上
六原肝入
元文五年三月　庄左衛門　印
右之通申出候付吟味仕候品々古人被仰付候而も宜敷人柄之者ニ御

座候間右吉右衛門儀古人ニ仰付候様被成下度奉存候以上

上伊沢大肝入　松元七左衛門

同年同月

石川伝八郎様

佐々木忠兵衛様

右之通申出候間相去村之内六原古人ニ右吉右衛門ニ仰渡候様被成下度候委細大肝入申出之趣承届如御座候以上

戌三月廿五日　石川伝八郎　印

佐々木忠兵衛　印

鈴木牧太殿

四四　金ケ崎町六原　高橋定義文書

上伊沢

一　相去村御境

一　南ハ仙台御領

一　北ハ南部信濃守様御領和賀郡鬼柳村並ニ

上鬼柳村へ相当申候

付録　南部伊達両藩藩境塚関係資料

一　同村六原御境

一　南ハ仙台御領

一　北ハ南部信濃守御領和賀郡岩崎村へ相当申候

一　西根村御境

一　南ハ仙台御領

一　北ハ南部信濃守様御領和賀郡岩崎村へ相当申候

一　南部御領和賀郡御扱御代官岩館甚右衛門殿鈴木伝右衛門殿右之通御境郡村書上仕候通相違無御座候以上

四五　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）

延享三年

御境小塚繕築直シ並新規上置等

他領御当地古人出会相立申覚

外諸伝記

寅ノ四月吉日

（本文）

元文元年之夏より申合候

一山中小塚繕築直シ候義他領古人七月末より取付当年中相仕廻申
度由申候得共此方も御絵図御渡シ不被遊候故延引罷有候処ニ九月
廿一日ニ相極同廿五日より取付築直申候
右御絵図前々より他領古人中毎日持参引合候様ニ被申候依之度々
願上候へ共漸々此度御渡被成候尤本紙古人頭衆有之入用之節持出
申候尚々私方ニハ写有之候
駒ヶ嶽御堂之前ニ有之候を一之塚と申候得共此度土倉之東之塚築
始申ニ付右始候塚一番ニ申唱候
土倉之東沢はしめ也
一大塚壱番是より下りニ築直申候
是より二番之大塚間ニ此間小塚三つ築
とつさか東之沢
一同弐番　但三番之大塚間に
小間此塚三つ築
沼之東
一同三番　但四番之大塚ニ
此間小塚壱つ築
くらかけ之東
一同四番　但五番之大塚間に
此間小塚十三築

大平
一同五番　但し水沢森迄之間に
此間小塚四つ築但翌年五月十四日始
右大平大塚迄元文元年九月廿五日取付十月四日迄毎日出会申候尤
九年廿七日八日両日大雪ふり申候へ共はれ間ニハ罷出ル毎日出会
ニ者相互見弁当振舞申候日数十日ニ仕廻申候へ共道弘諸勘定之た
め十三日かかり申候
大塚五つニも上置繕仕候
小塚二十新規ニ築申候
元文弐年五月十日ニ出会始相互振廻等仕候へ共十三日迄天気悪敷
指支等も有之申ニ付十四日より取付申候
大平と此間之小塚四つハ元文二年之水沢森築始ニ仕候
水沢森
一大塚　かばとうけ大塚之間
小塚
一東之ひらニ有
二同続キ有
三同断
是迄ハ増沢より西向ニ御座候
四まま沢と上牛つなき沢之間つるすさきニ有

五下牛撃沢間のつるニ有
六牛つなぎ沢滝ノ上ニ有
七同滝之上長根のおだニ有
八にしきがひら西ノみねニ有
九にしきがひらニ有
十かばとうげ西のみねにあり
水沢森大塚繕申候
大平よりかばとうげ迄小塚十四当年繕申候
当年天気能御座候へ共あめふり其上以之外なん所故はか不参五月九日ニ出足同廿三日迄日数十五日ニ相仕廻申候
山中立合他領古人　西根村　奎右衛門
永志田　清右衛門
長沢　源右衛門
同村肝入　安左衛門
右四人
御当地古人共
山里六人罷出ル
是迄ハ
元文元年秋より同弐年五月中相仕廻

但シ山中一ノ塚より下り築直申候
元文元年六月十三日日内見分仕同十四日より取付横打より上りニ致候へ共順連ニ可仕ト如
此桃峠此塚山中里之境也
一大塚　上置也日影山大塚之間ニ
一本畑長七己ノ方山お先ニ有
但小塚数壱間半四方高サ四尺くらい
二同辰ノ方欠ノ上山道端ニ有
但横高同断
右小塚横立山中並鍋わり迄ハ何も同前也
三同断
四日かけ山三ツ家申ノ方欠ノ上山道端有
五同未申ノ方ニ有
六同未ノ方たいらニ有
七同午未ノ方欠ノ上ニ有
八同午ノ方欠ノ上平ニ有
九同辰ノ方欠ノ上有
此間小塚九ツ築
日影山
一大塚　上道也柳瀬大塚之間

此大塚日影山三十郎前欠ノ上ニ有
一日影山みねつゝき南さがりニ有
二同峯続南さがりニ有
三同東続みねさきニ有
四柳瀬林西洞ノ上ひら中ニ有
五同続欠ノ上ニ有
六同林少し西上ノ出先ひら中ニ有
七同林きわ畑ケより申ノ方山之下ニ有
八同南さがり沢之内峯すさきニ有
九同続林之きしニ有
十同坂かけ上りニ有
十一同林岸ニあり
　此間小塚十壱築

柳瀬

一大塚上置　鍋割之大塚迄之間
此塚ニ印有之候哉と堀返シ見申候処すみぬか墟ニ有但ぬかく朽
申候
一羽々続之南江寄て有
二同続沢之内ニ有
三同続沢之内北ふちニ有

四同続沢之内北向沢端ニ有
五同続小沢より南向たいらニ有
六同続沢之中たいらニ有
七同続南さがり小沢端ニ有
　此間小塚七つ築

鍋割堤ノ上

一大塚　大破故新規ニ築　鍋割林東ノ大塚迄間
此大塚鍋割用水堤之上山道坂より西両わき
小沢有中之出先ニ有
一鍋割用水堤辰巳ノ方野山出先ニ有
　此間洞有
二同孫作家未申ノ方山出先ニ有
三同家之前がけひらニ有
四同彦二郎家ノ前欠ひら山ノ出先ニ有
　此間洞有
五同家辰巳ノ方二ノたいら欠上ニ有
六同林之きわ二ノ平ニあり
　此間小塚六つ築
鍋割林東ノきわ

是より平場也

前欠山之下

一大塚　手あらい山道端大塚迄之間
是より小塚数壱間四方高サ三尺五寸也

一　二　三　四　五　六　七　八　九　十
十一　十二　十三　十四　十五　十六　十七　十八　十九　二十

此間小塚二十築

手洗之東山道端

一大塚

一　二　三　四　五　六　七　八　九　十　十一

此間小塚拾壱築

手洗より下

段々大塚ニ名無之候

平野通り

一　二　三　四　五　六　七　八　九

此間小塚九つ築

平野通

一大塚

一　二　三　四　五　六　七　八　九　十

十一　十二　十三　十四　十五　十六　十七　十八　十九

此間小塚十九築

同

一大塚　少し上置

一　二　三　四　五　六　七　八　九　十　十一　十二　十三
十四　十五　十六　十七　十八　十九　二十

此間小塚二十築

同

一大塚　損シ有之北ノ方へ上置

一　二　三　四　五　六　七　八　九　十　十一

此間小塚十一築

横打之上　爰之間西根六原之境也

一大塚

一　二　三　四

此間より下ハ相去六原之古人出会築直シ申候此始ハ
享保七年寅ノ年より相談いたし同八年卯ノ八月五日内見分損候
小塚改
同九年辰ノ五月廿六日見分六月二日より築始同八日ニ築仕舞申
也

和田坂沖

一大塚
一　二　三　四　五　六　七
石名坂沖
一大塚
一　二　三　四　五　六
小岩沖
一大塚
一　二　三　四　五　六
八天坂沖
一大塚
一　二　三　四　五
仙徳寺沖
一大塚
一　二　三　四　五
五代坂沖
一大塚
一　二　三　四　五　六　七　八　九
十　壱　弐　三　四
此間十四個築
うどう坂沖

一大塚
一　二　三　四　五
羽々屋敷沖
一大塚
一　二　三　四　五　六　七　八　九
十　十一
成沢東向堺上之沖
一大塚
一　二　三　四　五　六　七
正覚寺沖
一　二　三　四　五　六　七
宿坂沖
一大塚
一　二　三　四　五　六　七　八　九
十　十一　十二　十三
卯ノ木林東はつれ滝ノ沢南向
一大塚
一　二　三　四　五　六　七　八　九
十　十一　十二
笊澤館沖

一大塚
一二三四五六七八
川原田観音堂沖
一大塚
一二三四五六七
ぬかつか西高はし沖
一大塚
一二三四五六
八まん堂南上羽々
一大塚
一二三四
打越小目戸屋敷之上羽々
一大塚
一二三
同金鳴屋敷南羽々
一大塚
一二三
堀切屋敷少シ東ノ上羽々
一大塚
一二三四

堀切坂之上
一大塚
一二三
此大塚掉塚と他領より申出候へ共此度論シ掉塚ニ無之依而小塚南方大塚へ並ニ築申也此方塚も修覆いたし置候事他領古人中あらわし置くれ候様ニ被申候間印も入不申つかの形斗修覆指置申候
相去久保道行当り也
一大塚　是掉塚也但四つ塚之内
一二三四五六七八九
十十一十二十三十四
赤石鼻也
一大塚
一二三四
川端ニ有掉塚也
一大塚　此大塚先年洪水之節欠落無之候依之此度相談之上抗打申候
掉塚二ヶ所ニ有之候故則是を合而四つ塚と申由今ハ塚無之
大塚数
駒ヶ嶽御堂之前より走石鼻東川端掉塚共ニ
四十　　此掉塚今ハ無之　掉塚四ツニ勘定仕

候へハ　四十二也

小塚数

山中より赤石鼻東迄

三百十五

享保九年

赤石鼻東より横打迄之出会申古人

他領古人　相去町検断古人

甚六郎名代

子供

甚五郎年

弐拾八才

岡村肝煎古人

七郎兵衛　三拾六歳

是ハ　谷地小屋子係也

六原古人

徳兵衛　七十三歳

同村肝入古人

甚之助　二十四歳

御当地古人

岩崎村古人

市兵衛　四十八歳

上鬼柳村古人

助　作　三十六歳

鬼柳町古人

惣兵衛　三十八歳右者相去六原古人出

合之人数也

元文元年同弐年両年

横打より椛峠迄出会人数

他領古人

上西根村肝入古人　清右衛門年五十二

長沢村藤巻　源右衛門四十九

西根村肝入古人　李右衛門三十六

安左衛門年不知　此安左衛門古人ニ

ハ無之長沢村肝入場所肝　入支配取始と終ニ出会申候

新当地古人

惣兵衛　年五十

助　作　四十八

市兵衛　六十

右ハ椛峠迄里之分依之里古人三人出会薬直申候

御境廻之節ハ山里共ニ立合申候

椛峠より駒ケ嶽迄ハ

他領古人ハ　右三人
　　肝入壱人
御当地古人
　山中古人
　　本畑　長七
　　内畑　藤左衛門
　　同　　与左衛門
　里古人　三人共立合
双方拾人
但他領ハ古人之外組頭両人出御人足指引申候御当地ハ古人共御人足差引仕候
一御駒堂修覆ハ享保五年也
一御境筋田畑弐間宛あらし候事
　享保七年六月二日三日両日
　但シ他領ハ五月中ニ荒シ申候
一駒ヶ嶽参詣道打通し候事
　享保七年九月八日ニ被仰付同十七日迄
御役人ハ御取次
　高橋多右衛門様
古人頭
　高屋権之尉様
　折居嘉兵衛様
古人ハ山中里共ニ六人出ル
一赤石鼻上之下モ田形荒申事
　享保八年三月八日より同廿八日迄
一滝野沢大塚欠申ニ付築上ヶ候事
　同年四月七日より同十一日迄
一横打より赤石鼻東迄小塚築直候事
　同九年六月二日より同九日迄
一御駒堂御建替被遊候事
　同二十年七月廿九日より九月五日迄
一横打より椛峠迄小塚築直候事
　同二十年六月十三日より同廿日迄
　　但元文元年に成
一駒ヶ嶽麓より大平迄小塚築直候事
　同年九月廿五日より十月七日迄
一大平より椛峠迄小塚築直候事
　元文弐年五月九日より同廿日迄
御境舛形東西ニ有之松東ノ方始ニメ覚
東はつれ

壱
一二又口之下ニ而　壱丈六寸廻程
二又迄高サ五尺程

二
一二又口之下ニて　壱丈五寸廻程
二又迄高サ五尺五寸程
此松二又の枝盗剪被取申候ニ付其節御訴申上置候

同三
一捔塚北ノ方ニ有之松かれ申ニ付植替申候得共生不申跡ハ無之

四
一目ノ上ニ而五尺六寸廻程

五
一同　壱丈壱尺五寸廻程

六
一二又口ノ下ニ而壱丈六寸廻程
二又迄高サ六尺五寸程

七
一目ノ上ニ而五尺九寸廻程

八
一同　四尺廻程

此松鉢形東ノ方土手先ニ有之新松也
是迄迄ハ東ノ方数前ニハ八本有之候享保年中壱本かれ植替候ても生不申唯今ハ七本あり
鉢形西ノ方海道端始

壱　右手ノ岸ニ有
一目ノ上ニて　四尺廻程

二
一同　四尺五寸廻程

三
一同　四尺五寸廻程

四
一植捔松　小松生不申今ハ無之
但大雪之節根がいり之跡

五
一目ノ上ニ而五尺弐寸廻程

六
一同　六尺廻程

七
一同　七尺六寸廻程

八

一同　五尺五寸廻程
九
一同　四尺六寸廻程
若木松也
十
一同　四尺廻程
十一
若木松也
一同　五尺六寸廻程
前ニハ拾壱本有之候所享保年中大雪之松根がいり植替申候共生不申唯今ハ拾本有
惣而　有松之木覚
東ノ方ニ　七本
西ノ方ニ　十本
合而十七本有
延享弐年丑ノ十一月廿八日之書上ニも十七本と書上申候
捽塚と申ハ相去久保道行当り御境をはさみ候而有
一捽塚　他領ハ南〇〇　御当領ハ北〇〇
北上川端御境をはさみ
一捽塚　同断　〇〇
此塚東之始有之候ニいつの頃か洪水之欠落今ハ無之候
此二ヶ所之捽塚合而四つ塚と他領ニて唱申也右此捽塚欠ヶ申儀覚
保三年亥ノ九月御郡代葛西正兵衛様御境筋御廻被遊候節古人助作
御先立仕候ニ付委細御訴申上置候
御取次
小田代又右衛門様も御連御出被成候
御同道ニて
三田六之進様も御出被成候
一覚保四年子ノ六月廿五日御駒堂不慮之大破仕候雷様之わさ共龍
之業共天狗之わさ共相知不申不思議之大破ニ御座候依之内々見分
之上建替相談いたし候
但当年延享と改元
一延享弐年御駒堂御建替
但四月より相談七月十一日両国ノ大工相去　町古人甚五郎ニて
出会
一同七月十七日より御細工取付此度之御材木此辺ニて御とらせ不
被成盛岡より筏ニて御下ヶ被成候御同心上乗ニて七月十三日着
一同月廿五日細工働候所ニ廿六日他領古人参候て仙台当殿様之御

袋様御他界被遊候ニ付御細工相扣候由申ニ付此方ニても上々ニ申上候へハ相扣申候様被仰付七月廿八日大工木挽罷帰候

同廿九日　大工棟梁　庄左衛門殿
　　同小頭　長二郎殿
御帰り被成候

古人頭衆　御両人様
御出被成候

古人共ハ仮屋相仕廻銘々罷帰候

来寅ノ年御建替申様ニと他領御当地古人共相談申候

一延享元年寅ノ四月十日他領御当地古人共鬼柳町仁兵衛所ニて出会右御建替相談仕候所御巡見御通過早速取付申筈相談相究申候

寅ノ四月

御巡見様江戸御発駕陸奥出羽松前迄御廻り被遊候衆

御知行弐千五百石
一山口勘兵衛様
御紋なてしこ　御上下四拾六人
御荷印〇
同九百石
一神保新五左衛門様
御紋立二ツ引りやう
御荷印□　御上下弐拾七人
同千八百石
一細井金五良様
御もんけんかたばみ
御荷印□　御上下三拾弐人

御領内へハ六月廿二日野辺地へ御入御国中御泊り数十六御泊鬼柳ハ七月八日御昼休之筈之所ニ七日ノ夜雷雨ニて和賀川洪水ニ也渡舟不通八日之九ツ半頃より前行舟渡り申候右御三人様黒沢尻ニて少々御昼被召上鬼柳ニハ御宿に不成直に金ケ崎御通遊候八日八ツ頃より大雨ニて人馬以之外難義仕事前代未聞

四六　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）
延享三歳
御境塚数並諸用覚帳
右
藤左衛門
寅ノ七月吉日

（本文）

赤石鼻より大小塚数覚

一北上川端はさみ塚一つ小塚四つ
一二番はさみ塚小つか十四つ
一三番はさみ塚小つか三つ
一四番塚小つか四つ
一五番つか小塚三つ
一六番塚小つか三つ
一七番塚小つか四つ
一八番塚小塚六つ
一九番塚小塚七つ
一十番塚小塚八つ
一拾壱番塚小塚十弐
一拾弐番塚小塚十三
一十三番塚小塚七つ
一十四番塚小塚七つ
一十五番塚小塚七つ
一十六番塚小塚十壱
五坂沖
一十七番塚小塚五つ
一十八番塚小塚十四つ
一十九番塚小塚五つ
一廿番塚小塚五つ
一廿壱番塚小塚六つ
一廿二番小塚六つ
一廿三番小塚七つ
〆小塚数百五十四つ

享保九年六月二日よりつきはしめ同八日ニ仕廻申候

他領古人相去　甚　六
同　七郎兵衛
六原古人　徳兵衛
同　勘之助
御当領古人
夏油　重兵衛
上鬼柳　助　作
鬼柳町　惣兵衛

元文元年六月十四日より同廿日ニつきしまい申候

一横打より上小塚四つ
一廿四番塚間ニ小塚十壱
一廿五番塚間小塚十壱

一廿六番塚間小塚二十
一廿七番塚間小塚十九
一廿八番塚間小塚九つ
一廿九番塚間小塚十一
一三十番塚間小塚二十
一二十壱番塚間小塚六つ
一三十二番塚間小塚七つ
一三十三番塚間小塚十壱
一三十四番塚間小塚九つ
〆小塚数百弐拾七

他領古人　西根村　長した　清右衛門
同　ふちまき　源右衛門
同　はたけ田　奎右衛門
同　長沢　安左衛門

此安左衛門古人ニハ無之候肝入ゆへ初終出申候

御発領古人鬼柳町　惣兵衛
上鬼柳新田助　作
岩崎夏油　重兵衛

元文弐年六月廿日

一かばとうけ水沢間小塚十
一三十五番大塚水沢盛あり小塚四つ
一三十六番大塚大平あり小塚十あり
一三十七番大塚くらかけノ東あり小塚壱つあり
一三十八番大塚ぬまの東あり小塚三つあり
一三十九番大塚とつさか之東あり小塚三つあり
一四十番大塚おくら之東沢あり小塚三つあり一駒ケ嶽御堂ハ大塚也是ハ山中一番築始惣而掟塚共ニ大塚数御駒堂迄四拾弐有
右者赤石鼻より三十人御足軽居留横打迄享保九年六月二日より築始同八日ニ相究申候横打迄ハ相去六原請取場所より出会申候
横打より槌峠迄ハ西根村分ニて段々相談之上元文元年六月十三日より築初同廿日築究申候同年山中も築直申度双方相談之上同九月廿五日より築始尤駒ケ嶽之下鍋倉之東沢之大塚を双方出合一ノ塚と定是より始申候
九月廿五日より十月四日迄鍋倉東沢大塚より大平大塚迄相仕舞申候
同弐年五月九日より築始大平より槌峠大塚迄之間同廿一日迄ニ相極申候
大塚〆四拾壱　上ハ御駒堂共

下ハ尖塚四つ塚ニ
小塚〆三百十五㊸
都合
右之通相究元文弐年己ノ五月廿一日柳瀬の上ニ而双方古人出会駒ケ嶽より入者経塚迄水落次第ニ相定〆他領御当地書送取かわし仕候已上

古人
元文弐年五月廿一日　藤左衛門

享保九年之出合

他領古人　相去　甚六郎
同　七郎兵衛
六原　徳兵衛
同　勘之助

後ニ多右衛門ニ成

御当地ハ　古人　市兵衛
〃　惣兵衛
〃　助作

元文弐年之出会

他領古人　西根村肝入古人　李右衛門
永高肝入　古人　清右衛門
長沢村　古人　源右衛門
同村肝入　安左衛門

御当地古人　鬼柳町　惣兵衛
上鬼柳村　助作
岩崎村　市兵衛

右此出合ハ花峠迄里之分ニ御座候へ共里古人斗出合申候

元文元年秋より同弐年五月迄出合

山中ニ御座候共

他領古人ハ　同断

御当地ハ　山中畑　興左衛門
藤左衛門
本畑　長七

里古人山中ニ　惣兵衛
助作
市兵衛

惣而御境御用罷出他領出会之若者一日壱人ニ百文宛り被下候昼扶持ハ弁当代別々被下候右弁当ニて昼扶持ニ罷成候但弁当代ハ惣中間江一日四百文ツヽ被下候

享保二十年御駒堂御立替之節入用諸品大方写細工取付ハ七月廿九日より始九月五日迄ニ相仕舞申候

諸御役人大工棟梁同小頭古人並別当御人足

覚

七月廿八日晩ニ懸役人御出
一古人頭　折居嘉兵衛様上下弐人
　　高屋権三郎様上下弐人
廿九日朝懸役人詰
一大工棟梁　阿部興一郎殿上下弐人
　盛岡より御出
廿八日晩御詰
一同小頭　宮沢長二郎殿上下弐人
廿八日詰
一古人　市兵衛
　助作
　惣兵衛
　興左衛門
　藤左衛門
　長七
　別当善行代り　助七
廿八日詰
一大工　甚太郎
　甚右衛門
　藤四郎
　喜兵衛
　藤七
　甚之亟
　喜之助
　大工〆七人
廿八日詰
一木挽　小頭　新助
　長四郎
　善太郎
　久八
　作兵衛
　木挽〆五人
一弐拾人　大工手伝
七月廿九日未明より毎日出ル九月五日迄七百廿人
一三十人
八月八日九月五日迄大工手伝へ加へ五十人ニ而始終勤ル八百拾人
日数廿七日也
一八十人　鬼柳よりたけへ材木くばり
八月十七日より廿一日迄日数五日也四百人ニて仕舞

惣様〆千九百三十人ニて仕廻申候
一此節も古人御扶持方米一日九合積り御雑事代ハ一日五十文ツヽ
申請ル
一御上下之衆ハ上ハ七十文下ハ五十文ニ御座候
一御駒堂御むね上八月廿七日南部斗にて柱立くしまつり共一度ニ
て仕廻
一九月二日他領御むね上ニ御座候
延享弐年丑ノ七日より御駒堂御立替御細工取付申所ニ仙台
屋形様御いみ御指つかい有て七月廿六日他領古人甚五郎忠左衛門
両人参候而他領ニて者御細工相やめ之由申ニ付御奉行折居嘉兵衛
様高屋権兵衛様へハ花巻へ御訴申上御当地ニても相止申候　役人
付
一御奉行　古人頭　折居嘉兵衛様
上下弐人
高屋権兵衛様
古人　長七同
藤左衛門
与左衛門
惣兵衛

助作
市兵衛
〆六人
別当　善行
大工棟梁盛岡より大居庄右衛門殿
但シ名字なし同小頭花巻長二郎殿
脇　甚大郎
外　六人
木挽頭　新助
外　四人
花巻より廿九日ニ仕廻相止候様被仰付廿九日ニ皆々罷帰ル
一壱〆五百文拝借銭壱人別
一五百文こりかたひらノ代壱人別
一御雑手代一日壱人四十文ツヽ
一御扶持方米一日壱人九合ツヽ
右ハ来年迄願拝借仕候
一むしろ　五十枚
一こも　七十枚
一とは　百枚
小やかけニハ

一かつさ　弐枚
一まさかり　二丁
一つるはし　壱丁
右之通受取申候
延享三年とら七月十三日ニ相談同廿日より細工取付御駒堂御建替
被遊候
御役人ハ高屋権兵衛様御病気故坂水又七様仮役御勤被成候
　折居嘉兵衛様上下弐人
　坂水又七様上下弐人
　高屋権兵衛様上下弐人
八月四日ニ御病気快気故御勤又七様五日ニ帰当年ハとうりやう庄
右衛門殿ハ御出不被成候
　大工小頭　長二郎殿上下弐人
　　脇　喜之助
　花巻衆　伝　助
　五人　孫　助
　　喜三郎
　　作兵衛
　鬼柳町　武兵衛
　上鬼柳　三郎兵衛

　木挽壱人　新助
　古人　六人
　別当　壱人
他領ハ御役人市川五郎兵衛様相去よりたけへハ五郎兵衛様代り遠
山七十郎様御勤
　大工頭つもり役人　庄兵衛
　細工とうりよう　今　平
　　脇　万右衛門
　　外　十四人
　木挽　十人組
御当領大工手伝
一本弐拾人始より終迄
一弐百八十人材木くばり
　八十人ツヽ、三月四十人一日
右ハ八月三日より五日迄三日八十人ツヽ、六日一日四十人
当年山中道打も有之依而七月廿三日より八月二日迄日数九日ニ而
弐百七十人ニて仕廻
一小やかけ御人足本三十人ツヽ、七月廿六日より八月六日迄日数十
日
一七日より大工手伝小やかけ御人足共ニ合十人ニて嶽を勤候七日

より十日迄ハ五十人十一日より三十人ツヽ、十五日迄日数五日
一十六日より十七日迄五十人ツヽ、出ル惣様大工手伝小やかけ林木
くはり共ニ惣仕廻人足
道打ハ人足七日廿三日八月二日迄
一弐百七十人
大工手伝弐拾人ハ七月廿日より八月十日迄日数廿日
一四百人
小やかけ三十人ハ七月廿六日より八月十七日迄日数廿一日
一六百三十人
材木鬼柳より畑迄くはる人足八月三日より六日迄
一弐百五十人
諸道具嶽よりうとう坂並所々へ返シ物道なく人足八月十六日より
十七日迄日数二日弐十人ツヽ、四十人也
惣〆千五百九十人
去年御細工始ニ付人足大工一日三十人ツヽ、被仰付三百六十人つか
い申候
当年ハ大工手伝一日弐拾人ツヽ、被仰付候
延享二年七月十七日より同廿七日迄ハ三百三十人
延享三年七月廿日より八月十七日迄道打弐百七十人共千五百九十
人
二ヶ年道打ハ人足弐百七十人
分引　合千六百五拾人也仕廻
右之通七月廿日より御細工取付八月十七日古人頭衆大工共ニ罷帰
ル別当も一所ニ帰ル
十七日ニハ古人共六人惣様仕廻下山仕候
諸道具ハ前之通受取申候扶持方ハ壱貼三合積一日九合ニ雑手代ハ
一日四十文ツヽ、被下候

四七　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）
宝暦四年戌ノ十月
夏油御山之内山沢並諸木方角間数
書上仕候覚帳
（本文）
夏油御山入口日影山より
入山三つ森迄北通り
一地蔵森　岩山也
但麓夏油川一ノせめ也内畑山之神社より卯ノ方ニ当ル

一高畑山　野山黒土也
同山神社より丑寅ノ方ニ当ル
内畑
一山神社有
此社神木大杉弐本内　壱本ハ廻壱丈余
壱本ハ九尺余
外小杉五本但壱尺廻程
一まいつかミ山　岩山也
山之神社より子ノ方ニ当ル
たきくら山境也
一大とうり山　岩山也
同所より亥子ノ間当ル滝倉山境
一大から森　岩山也
同所より同方ニ当ル滝倉山境也
一山八森　赤土山也
同所より西ノ方ニ当ル
一うさぎ森　赤土山也
同所より西ノ方ニ当ル横嶽也滝倉山並沢内山之境也
一みくら山　赤土山也
同所より申西之間ニ当ル沢内境也

一白ほんのう山　岩山也
同方ニ当ル沢内山境也
一牛形山　岩山也
同所より申ノ方ニ当ル沢内境也
一三つ森山　赤土山也
同所より未申ノ方ニ当ル此山森三つ有秋田仙台御当領三ヶ国之境也
是より南通
一間之森　岩山也
同所より未ノ方ニ当る仙台御領御境也
一天狗か森　岩山也
同所より午未ノ方ニ当ル
一経塚山　岩山也此山之北麓ニ大師之つか松有
同所より午未ノ方ニ当ル御境也
一駒ヶ嶽　岩山黒土也
同所より午ノ方少シ西ニ当ル御境也
一土倉山　岩山赤土也
同方ニ当ル
一とつさか山　岩山也
同断

一くらかけ森　岩山黒土也
同断
一高森　赤土山也
同所より午ノ方ニ当ル御境也
一大平　黒土山也
同所より巳午之間ニ当ル御境也
一水沢森　赤土山也
同所より巳ノ方ニ当ル御境也
一とやが森　石倉山也
同所より卯ノ方ニ当ル此麓一ノせめ
但地蔵森烏谷森両山之間夏油川流依之一之せめと申也
一かば山　赤土山也　此所山中里之境也
同所より卯ノ方ニ当ル御境也
夏油御山入口日影山より三つ森夏油川西ノ又迄之沢北通
日影山の西
一ぶすか沢　夏油川へ落合
但えほし山之東より出ル
御山守長七水之目
一ちごく沢　同断岩沢也
但えほし山より出ル

一松沢　同断岩沢也
但小まいかみ山鍋倉山境より出ル
一へいぼが沢　同断石ほつけ沢也
但大まいつかみ山より出ル
一えいぐわ沢　同断岩沢也
但大どうり鍋倉山境より出ル
一内之増沢　同断岩石沢
但うさぎ森より出ル沢内並鍋倉境より出ル也
一むかせが滝　同断岩滝也
但山八森より出ル
一岩ぐら沢　同断岩沢也
但沢内境横嶽より出ル
一ふゆこいど長根　横嶽より続
此出先之麓夏油度二之せめ也
一三ぶくだい沢　同断
但沢内境横嶽より出ル
一小又沢　同断
但沢内境白ほんのう山より出ル
一湯坪二ヶ所
夏油川端ニ有

一はの木沢　同断
但うし形より出ル
一夏油川西之又
但三つ森より出ル
此山ニ森三つ有依而三つ森と申秋田仙台御
当領三ケ国之御境也
是より南通之沢
一同中之又　同断より出ル
一同東ノ又同所より出ル
一五百らかん　赤土山崩山也
らかんと申ハ石之事ニ候哉石之色うす赤ク見得数ハ知不申候
一夏油川　三之せめ有
一牛沢夏油川へ落合石ほっけ沢也
但経塚西ノ腰より出ル
一かれ松沢同断岩沢也　但経塚より出ル
一湯之沢　同断岩沢也
但天狗ケ森より出ル
一志が沢　同断岩沢也
同所より出ル
一また沢　同断石ほっけ沢也

同断東ノ方より出ル
一青岩　諸仏岩江続ク
一仏か沢　夏油川落合岩沢也
但諸仏と申仏岩より出ル
一大ぶか沢　同断ざく石沢也
但三つ沼より出ル片ノ子洞も落合
一ちやぐりが嶽　岩山也
御山守孫八水之目
一志ろとの沢　同断岩淵也
但御境大平並水沢森両所より出ル
一そでの増沢　同断
但仙台御領より出ル
一かねほり沢　同断
但かばとうげ東ノ腰より出ル
夏油御山立木
一ひめこ松七百本位廻り三尺位よりほけ位迄
但夏油川二ノせめより三之せめ之間夏油川両ひら雑木之間ニ御
座候
一かつら十かふ位　但一かふより二三本つゝ出申候廻り三尺位よ
り六七尺位迄

右ハ三ぶくだい之内ニ御座候
一とちの木百弐三拾本位
但廻り弐尺四五寸位より六七尺位迄
一山うるしの木千七百本位
但廻り七八寸位より小柴頃迄其外小柴等ハ山中ニ立申候
一えんじゆ拾四五本位
但廻り壱尺位より小柴頃迄山中故雪おしに而おいのひ不申候尤
八森続きニ有之候
右之通大概書上仕候尤雑木ぶな楢木かわくるみはの木こんがういたや右之木廻り壱尺位より六七尺位迄拾万余可有御座奉存候此外ぶな楢の木其外雑木小柴位数相知不申候
夏油御山立横間数道法りニ積り
御山入口
一日影山より　三つ森迄
田合道七拾里程
南部境　北絹倉山境
一駒ケ嶽より　大から森迄
同弐拾七八里程
右者此度委細書上仕候様被仰付候得共嶽山之儀ニ御座候得者夏山冬山共ニ自由ニ懸廻り委敷相改候様無御座候間乍憚右之通大概書上仕候以上

下鬼柳村

宝暦四年戌ノ十月　御山守　孫作
同　孫八
同　長七
同村肝煎　孫兵衛

半石弥兵太様
上野嘉治様
新渡戸伝蔵様

四八　金ケ崎町六原　高橋定義文書

乍恐口上書を以奉願候御事

□(破)高之内畑返り田地壱丁余之所先□(破)五年後竿入已御同六年三月御代官小林半之丞□(破)原ニ御勤仕被成置荒所御改御引高ニ可被成置由右畑返り荒所之分此近所起方可然哉土地有之候哉と先祖徳兵衛ニ御尋被成置ニ付徳兵衛申上候ハ拙者後谷地より外御切替ニ可被成所柄無御座候と申上候得は夫ハ弥々之事ニ有之候間徳兵衛相抱起方可仕候と被仰付候得共徳兵衛申上候て何様ニも手入数と持不申候勿論当代等も所持不仕候間何共御受申上兼候と申上候得

者其義ニ有之候ハヽ御人足を以此方より起方相渡其上苗代無之苗不自由ニ有之ハヽ苗之義も右田地江間ニ合申程此方より相渡可申候間兎哉角無之ニ受取可被申と被仰付候徳兵衛申上候ハヽ何様ニ被仰付候共早速御受申上兼候と申上候へハ夫ハ如何候哉と御尋被成置候間先以右畑返り江用水之儀ハ千ゞ石堤水ハ御給人様五拾三人之用水ニ御座候得共自由ニ不罷成候御蔵人方嶽水と御座候へハ水上遠く尤山中之事ニ御座候へハ時々破損等仕候へハ折節本不自由仕候と申上候得者半之赤様御尋被成下此所ニ谷地水ニ而茂有之哉と被仰候間徳兵衛申上候ハヽ此近所二ツ森前谷地と申所ニ谷地水御座候得共右谷地水ハ二日町川目用水ニ御座候へハ是茂自由ニ不相成候と申上候得者半之赤様被仰候ハヽ縦二日町川目用水成共不苦候間何分ニ茂其方勝手次第江堰相立右谷地用水ニ永々相渡可申候と御口上を以隠ニ徳兵衛ニ被仰渡候由徳兵衛存命之節咄承申候夫より水々用水ニ相用罷在候所其已後享保十年之頃右用水堰江二日町川目より口壱す四方之埋樋内々を以掘者共方江相談も無御座候伏置申候故親武右衛門右埋樋堀出シ水引通し罷有候処其已後同十八年水不自由仕掘者畑返り日われニ罷成候ニ付其年之水賦り御役人菊田忠助様六原ニ御勤仕被成候ニ付両川目御見分之上掘者畑返り江右谷地乱杭留ニ仕水三ヶ二程引込申候所ニ右水懸り九兵衛州右衛門と申者両人参り候而右らんくい引抜様々悪口仕候故親武右衛門申候ハなんそ水引そ不申始末等も有之候ハヽ水引取申間敷と申候へハ其已後あいさつも無御座候故右之段忠助様江相述し候得者指支無之段被仰候而夫より数十ヶ年水引取罷有候此度右川目之者共水不都合水引取申候故右江堰江取高せ反割を以埋樋伏置可申由水懸り一両人掘者方江二日町川目より申遣候間掘者返答申候ハ何共今新規ニ埋樋と申者迷惑ニ存候故せ反割を以伏置被申事ニ候ハヽとう木成共伏置両水江割並等内ニ仕水増成り仕候様ニ致度由申候得者一円ニ二日町川目之者共合点不仕候而此度相違申候且又二日町川目右谷地水斗ニも無御座南谷地水末水も落合嶽水末水も足合相用申候得者常年ハ水十分ニ御座候得者水引取り申儀も無御座候所ニ去年当年之儀者近年ニ覚も無御座別而水不自由仕儀ニ御座候へハ右川目之者共沼を以水一円ニ為引取不申様ニ永々江堰堀埋可申と相聞得申候所ニ乍去当春御普請被成下候新堤取高ニも田代壱ゞ文相加り申候故且今番水等も二日町川目昼夜三日掘者共夜壱夜宛四ヶ壱之積りを以水引取罷有申候処右掘者畑返り申者余ニ末水も無御座谷地水一辺ニ引込申候得者時々日われ等ニ罷成候而番水等仕度候へとも埋樋ニ仕候而ハ過分ニ水引込可申様無御座付水一辺ニ引込水増成り可仕様不被成候へハ無拠奉存候間埋樋被相止様被成下候度乍恐口上書を以奉願候以上　六原御百姓

明和弐年六月　吉右衛門

四九　金ヶ崎町六原　高橋定義文書

乍恐奉願候御事

拙者儀上伊沢六原御境古人被仰渡当年迄三拾ヶ年首尾能相勤罷有候処老衰仕如何様ニ茂御境欠廻り御用相勤可申様無御座候間古人御用御免被成下表人頭共ニ子共徳兵衛ニ相遣り候様御吟味被成下度乍恐如此奉願候以上

明和五年　六原古人
四月　吉右衛門
同村肝入
庄左衛門

大肝煎
佐々木庄右衛門殿

右之通願申出候間如願之古人吉右衛門儀ハ御免被成下跡古人之儀ハ同人子共徳兵衛ニ被仰渡候様被成下度奉存候右徳兵衛義時々親名代等茂被出御境通欠廻り相勤兼而実躰正路成者ニ而古人本役被仰渡候而茂相弁候人柄も右ニ御座候間如斯申上候且古人御合力壱人ニ付弐切其年々御蔵入御年貢金より被下置来候間此末右徳兵衛ニ茂御合力金弐切宛被不置候様御吟味被成下度奉存候以上

同年同月　上伊沢大肝入

佐々木庄右衛門〇

伊右衛門様
十郎右衛門様

右之通願申出候間如願之吉右衛門儀ハ御免被成下同人子共徳兵衛儀ハ（破損）ニ古人被仰渡御合力前々之通御年貢金之内より金弐切宛（破損）下置様被成下度候無御異儀候て右徳兵衛儀古人ニ申渡（破損）力金壱年弐切宛御年貢之内より直ニ相渡申御下知（破損）成下度候以上

（破損）年同月　薄伊右衛門□
冨田十郎右衛門〇

菅五平次殿

五〇　金ヶ崎町六原　高橋定義文書

南部御境通り小塚所々崩損草木生茂り猥ニ罷成候ニ付刈払並上置繕等仕置候ハヽ可成旨南部古人方より申参候付品々先頃願申上候処右之首尾可仕旨被仰渡承知仕候依之刈払日限之義来ル十日頃より取付可申段南部古人方江申遣候間挨拶申来候ハヽ取付刈払之首尾仕度奉存候然所右刈払御人足三拾人程被借下候様御吟味被成

下度奉存候前年刈払之砌指懸り申候ニ付不申上御人足入高申上候得共如何様ニ御座被成下候哉御下知不被仰渡候付此度口開茂有之義ニ御座候間如此申上候条御吟味被成下来ル九日迄ニ御下知被成下度奉存候以上

相去町古人
明和四年九月七日　伊兵衛
六原　古人
平左衛門
相去村古人仮肝入
八兵衛
六原肝入
庄左衛門

大肝入
佐々木庄右衛門殿

五一　和賀町　高橋武夫文書

南部仙台領御境之巻

寛永拾五年五月仙台領之御代官川嶋豊前殿御郡奉行伊木安右衛門殿御下御代官は星平右衛門殿沼部甚左衛門御伊達和泉様御家来後藤主馬殿并五人之衆御境被相立候覚

一御上意ニより御尋御座候間寛永拾五年雫梁之砌小関沢屋敷修理雲南田屋敷茂右衛門漆田屋敷右孫衛門右四人之者共御境目書指上申候同拾七年ニ御尋之上肝入久衛門右之人之古人証文指上申候同十八年ニ御上意ニより三人之内弐人罷登り申候様ニと御状被指下候間孫右衛門修理伊達和泉様より御路銭等被下罷登り御境之品々申上候当月之内罷登候様御下知被下候右孫右門茂右衛門伊達様より御路銭被下御境之段一切申上候

一南部御領之御代官衆小江刺権兵衛殿下代官牧山家来之内高野八屋右衛門殿乳井与惣右衛門殿石上庄助殿右四人之衆御当領（仙台領）之御代官川嶋豊前殿笹町七郎右衛門殿右之衆御寄合被成候而御境被相立候時申上候和川羽場ト申事ニ候此下ニ赤石泉大明神泉城の泉三つ之泉御座候事

一仙台御領肝入久右衛門事漆田屋敷孫右衛門小関沢屋敷修理雲南屋敷茂右衛門御境之一儀申様ニは江刺之内門崎国見山之北立花神宮之森より白狐出御幣を加へ東ハ稲荷之瀬西向ヤハ赤石泉南方ハ境通り駒が嶽迄白狐御幣を加へふみ分け候事（仙台古人）

一浅野弾正様御下向則我等先祖孫右衛門修理茂右衛門親越後右四人者共御尋之上申上候事共より三ヶ所之御札之立所堀切鬼柳岩前坂二ノ折日五代坂二折日陸奥国南部御境之御札立所之覚川嶋豊前

殿御下り申上候事

南部御領之古人者鬼柳之内羽場屋敷采女用衆屋敷筑前此両人の者共御境江罷出理大清水より南ハ内匠なかね大具ニさいミ立テ此所仙台領南部領之境ニ御座候と右両人之者共申上候此方より右三人罷出手洗ニテ御寄合申上候ニ者采女筑前右両人之さいミ立所者陸奥守領分ニ有之候間此度之御寄合ニ而御境者究り申間敷と申候得者南部之御代官衆小江刺権兵衛殿被仰候者采女さいミ引取可申由被仰候得は采女さいミ引取申候夫より茂夏油羽場ニ付段々古人境之品々申上候石名坂五代坂ト段々堀ヲ切迄古人共之外問答仕候南部ノ古人相揃申様者成沢ノ沢頭りより白狐またなかね御通り被成候なかね是ぞ境と申候然者炭塚も其なかねニ而御座候

仙台領古人申様者石名坂羽場ニ炭塚有之間是の境ニ御座候与申候然者南部領之古人当領之古人も炭塚は西ニ御座候与申上候左様ニ御座候得者両御代官衆被仰候者塚堀見届申由被仰候間両方之塚堀申候得ハ石名坂之塚者古ルク御座候またなかね之塚ハ新敷御覧届被成候得者南部両人之古人問答におよハす猶更御代官衆無上之悲被思召御心中ニ相見得候川嶋豊後殿被仰候者上ミ下モハ右三人之古人之申シ次第ニ可仕候五代坂之二之折目之札南部之古人またなかね之有り所仮ひ偽りなり共此間中境塚をかげぶちニ付て東ハ海道より西ハ手洗迄究り申候夫より山之内西根村古人長田屋敷瀬内坂水屋敷四郎左衛門中屋地屋敷肝入年人ト申者共之山ノ内に塚筑(谷)
ヰ申候覚書

仙台領　相去村肝入久四郎名判在り
　　遠藤六兵衛殿重判在り

此山之内境塚之名有之候ヲ除キ書写シ申候

上伊沢相去村境古人

寛永拾九年　宇南田屋敷　茂右衛門
五月廿三日　漆田屋敷　孫右衛門
　　小関沢屋敷　源次郎

右ノ年より安永弐年迄百三十二年ニ成

寛永拾七年御上意衆仙北津軽南部仙台御順見被成候覚

其時之御上意御代官分日(ブン)左京様松田善右衛門様大川地庄三郎様右三人御国廻り被成候覚之事

一延宝五辛ノ酉御上意衆増田甚兵衛様笹森三郎様之頭秋田津軽松前南部仙台御順見御領内鬼柳町御一宿萬事之儀委り御聞被成夫より御出立仙台領水沢町江九月二日御旅宿被成候仙台よりも御馳走役として河東田長兵衛殿被相勤覚書写シ

上伊沢相去村御境目古人共乍恐口上書物を以申上候御境目猥りニ被成申御事

一寛永拾九年ニ御境被相極候以後御境猥り之儀無御座候所此度御

他領之内か峠はふもと南部御領之者畑三反余り起シ置申義実正ニ見届申候事

一右之外御境通両方より畑ニ御座候所御境塚崩落申候間御吟味を以右塚有所江首木等被相植候共塚御築直シ被下置候共御境猥敷不被成様ニ奉願候此一儀全偽り無御座候事

一山中御領地之内相去町余り起置申候得者山中御境塚壱ヶ所見得不申候ニ付右御境被相廻候節肝入久右衛ニ被渡置候絵図見合色々塚有所相尋候得共年久敷御境ニ御座候故見当り不申候来春ニ成相尋追而取合せ申上度奉存候御事

一浅野弾正様御下向刻肝入久四郎先祖抱者共祖父四人罷出御案内仕候東ハ江刺郡国見山より北ノ山西ハ駒ヶ嶽迄大塚被相極三ヶ所御境札相立候ニ付御事古人ニ被仰付候儀聞レ無御座候事

一覚永拾五年御上意より御尋御座候間肝入久四郎親並抱者共四人御境目覚之証文指上申候同七年ニ御尋之者証文指上候処仙台より（御城下）御状被指下古人之者共ニ弐人斗も罷登り可申由被仰付候間伊達和泉様江右之趣申上候得者御路銭等被下置孫右衛門源次郎罷登り御境目之品々申上而罷下り候処追日被召呼候ニ付罷出倒処和泉様より駄賃代等被下置茂右衛門孫右衛門罷登委細申上候事

是迄ハ仙台之覚書等引合写入也

一覚永拾九年御境塚被相立候ニ付当御領御役人石亀庄兵衛様重茂与惣衛門様小梅指権兵衛様御出被成候事仙台御役人川嶋豊前様笹町七郎右衛門様御郡奉行伊木安右衛門様御出被成候事此節当御領古人不残罷出候事仙台御領古人不残罷出候事

右之通ニ而御境目委細ニ御案内仕三拾八ヶ所御境塚証文江御塚奉行中御重判被成候事

但シ絵図ハ仙台吉野四兵衛殿御認指出シ相済候事之由ニ候事

従是亦以仙台古人之巻控入事

一其以後茂右衛門御伝馬境借下罷登御被塚御帳江印判仕罷下り申候肝入久四郎先祖抱者共先祖御境目古人被相定御境御状江印判仕共上証文指上御蔵（百四）江納置申候者共之子孫親共存命之時分者持高多ク御年貢皆納仕候処百人之御足軽並弐拾間御伝馬町持高之内御割分ヶ被相渡候故難義仕候肝入久四郎始幼少之時親共相果申候而猶切ニ仕候而跡懸り大分御座候故延宝四年より段々願書指上候而相続被下置候様願申上候得共被相究候而可被差上候与被仰付候此度相究申斗ニ御座候而無奥奉存候御事

右之通親共先祖より古人ニ被仰付御境目相守罷在候其子孫ニ御座候間御吟味を以抱者共御続ヶ被下置度乍恐奉願候左様ニ被成下候ハヽ此度山中御境猥り之儀委細急度見届追而罷登可申上候

以上

延宝七年十二月十二日

上伊沢相去村古人

茂右衛門
同　孫右衛門
同　源四郎
同村肝入久四郎

右ハ安永弐年迄九拾五年ニ成ル也

折居嘉兵衛様御勤仕中御境塚相究り候由

右者品々有之古人壱人ニ境借下候御境

境塚一巻

和賀郡伊沢郡境之次第覚

一先年伊達領金ヶ崎町桑折左衛門尉在城之時境論度々有之元和二年四月二日仙台領より内ヶ崎越後猪狩下野ト申人岩崎南部江参申候兼而此方江も立合せ候而御当地夏井勘由新渡部内膳熊谷太郎右衛門三人被仰付古人河原田露月御駒別当指添罷出候様ニト被仰付候而右之両人被指出候拙者共ニ者平右衛門方より馬小者頼御同心罷出被申候伊達領肝入新右衛門御当地之鬼柳村之河原田露月駒別当罷出候殊ニ古来之伝へ共越後下野品々申聞候処両人如何存候哉聞分ヶ無別条罷帰候

一其以後伊達武蔵守金ヶ崎在城之時元和七年三月十六日岩崎村五代坂上羽場鬼柳上羽場通畑右武蔵守より検地為打申様相見得候ニ付柏山平左衛門家来侍共並預り同心五拾人程拙者相添為遣懸申候伊達領相去野ニ而追付キ何迚南部領江笠当候様ニ相見得申候誰レ与申仁ニ候哉与相尋候得者是ハ仙台領より使を以山崎平左衛門ト申者ニ而候其外者武蔵守家来高橋隠岐鈴木長門ト申者ニ候仙台老中ト御境之事ニ而度々境論仕候間何程之場所に候哉大方見届候様ニ被申付笠為持参候得共陸奥守領分ニ無之候間笠打不申候と申ニ付拙者茂帰り申候其後茂検地仕候とハ不申候

一駒ヶ嶽御堂ハ東向キニ御座候柱四本ニ而古来より立来り申候此南二本ハ伊沢江刺より相立北二本ハ和賀郡より立来り申候尤両別当相談ニ而立来候処此度伊沢別当自分別ニ而此方与隠蜜ニ仕和賀ノ別当ニハ相談無之覚永八年御堂相立此旨和賀別当申聞候ニ付柏山平左衛門此由承其儘ニ指置申事ニ無之ト此月廿四日平左衛門家来何ニ而預り御同心数十人拙者ニ指添右之堂為打破則北武本之柱取参候得共平左衛門方より此旨花巻御城代織笠庄助殿江申上候処三戸より被仰上旨庄助殿より平左衛門方へ被仰遣右二本之柱ハ花巻御城代弁天堂之前江指置申候

一其後も御境論相論相究り不申候ニ付去ル寛永四年ニ御境之絵図御改被指置候江戸江為御登被成候此節花崎甚兵衛被仰付為御登被成候其時御老中より平左衛門方江被仰付候ハ折居加兵衛儀先年より御境論之時分ハ古人共召連御境江度々罷出古来より之申伝へ共

永く覚候而此度も此絵図花崎甚兵衛同前持参仕江戸江罷登り候様
被仰付則罷登江戸ニおゐて石井伊賀殿を以　御前江指上申候得者
御前ニ而御絵図品々御尋被遊候　右覚書之事

覚書

一元和二年より以来仙台領御当領と御境論度々御座候ニ付覚永拾
八年十二月江戸ニおゐて御両国之御老中御相談之上御究メ被成候
由ニ而翌年六月被仰合御境塚初而御改御築立被成候仙台之御役人
者川嶋豊前笹町七郎右衛門伊木安右衛門此三人也御当領之御役人
者小枝指権兵衛石亀庄兵衛重茂与惣右衛門右三人出候也織笠庄助
殿より拙者ニ御足軽拾人馬小者迄被借下罷出先キ立仕候古人ニハ
河原田露月同子共若狭罷出候仙台より古人ハ相去村肝入新右衛門
関沢修理罷出所々ニ而古来より之申伝共申上候事

一御境通名所者北上川稲荷か渡赤石鼻舛形堀ツ切リ枠塚夫より上
野ニ文字が塚苅西堺又長根炭塚鳥屋か羽場ニ御手洗鍋割坂日影山
椛峠中手館水沢森大平ニ相究候と御領之古人共申出候得者仙台之
古人共申候ハ鬼柳羽場之由申候而所々ニ而古人共論ひ申候処川嶋
豊前氏方御役人江申候者共元之古人覚候御境と此方古人之覚候と
両方之真中ニ御境塚筑立申筈ニ江戸ニ而相極り申事ニ候へ者古人
共論ひ承ル迄も無之旨被申候得者此方之御役人衆も右之段相対御
尤ニ而方之境真中ニ相極り竿を当テ其真中ニ御境塚筑可申候然共

両国之古人共前代より之事共申立互ニ相談致候其所に〳〵之論ハ
多々候間不書付候

一大平之塚者筑申候節川嶋豊前申候者何之山両国之御塚ニ候哉ト
古人共ニ尋被申候仙台領之伊沢温湯大森右之通古来より之御境ト
申候当方之和賀御駒別当申候者夫ハ其方覚違ニ候前後弁へ有り躰
ニ可申上候御駒山ハ江刺伊沢和賀三郡之御境ニ無之候や其方不存
候而此方より可申上と申候伊沢別当申候者証拠ハ伝へニ申来候往
古慈覚大師嘉祥三年伊沢駒ヶ嶽ト御改被成候由申候
一和賀別当申候ハ夫斗之覚ニ候哉其外ハ覚ハ無之候哉其方覚候通
慈覚大師嘉祥三年ニ御建立被成候与申候事ハ能被覚候併其外之事
ハ覚不申候与相見得申候委細伝へ置不申候ハヽ此方より可申上候
間能聞覚へ子孫之重宝ニ可仕候右慈覚大師御廻国之時和賀郡堀添
村江御廻り馬頭観音江御参詣被成候時所之者ニ御尋候ハ此観音ハ
誰人之建立ニ候哉と被仰候所之者申候者三四年以前ニ延暦二十年
之比当国之夷之大将阿部の高丸と申者岩井郡達谷の窟ニ住居仕候
悪路王ト申ものとかたらい蜂起仕駿河国清見か関迄攻上り候処ニ
御門より坂の上ノ田村丸被仰付高丸を始悪路王赤頭ト申夷共田村
将軍の御軍ぃニ而皆悉打被果奥腸無残り静謐罷成候田村丸陣中
ニ被下候芦毛馬名馬故第一ニ秘蔵被成候処当江御帰陣之節件之馬
俄ニ嘶倒死候ハ殊之外不便ニ被思召則其所ニ一ツ之塚を御築以罷

絵馬を立馬頭観音と御祝御堂御建立被成候也夫よりして駒が峯与申極申上候得者慈覚大師御信用被成候而御堂も已ニ大破仕候ニ付則御再興被成山号を龍頭山と御名付其額遠キ比迄有之候処何者之所行ニ候哉取失ひ今ハ無之候ト申候扨慈覚大師御再興之節別当ニハ土を仕立被置候由其子孫只今ニ相伝リ今別当を駒峯殿と申唱候一其節慈覚大師被仰候ハ午未ノ方高山見得候ハ何と云山候哉ト御尋被成候所之者別而名者無之候得共伊沢江刺和賀三郡之山ニ御座候ト申候得者左候ハヽ此馬頭観音を彼山ニ移シ末世三郡之境と定置へしと三郡之人々をよせ九月御堂御建立被成候由右三郡奇合祭礼相勤申候事此時より三つヶ嶽栗ヶ嶽共申由ニ候此節大師駒か嶽江御登刻山の麓に罷在候大太郎大次郎と申者御先達ニ而御登山被成候由依而三郡之人々に被来合兄大太郎を別当に御立山入坊と名を改弟大次郎を者右三郡並出羽の国境迄之古人ニ被相究候而萬事心を尽相勤候由又駒か嶽の西に有ける高山江大般若と申尊き御経を山の上江大塚を築立納被置候由今ニ御経塚と申ハ此山の名に御座候其上山中ニ一つの寺を立仏事御執行在之由今に其跡草木生不申殊ニ石場迄しかと在り其外名に御坪の松と申而日本に見なれぬときわ木御座候又御経塚之岩石に五百羅漢の像を彫付境之証拠にすべし迚斯ハ被成候由是等之訳共に其方は存知間敷候其上見申たる事も有之間敷候全躰和賀の境ハ三ツ森と申る山三つ在之候一つハ御当領南部の山一つハ仙台領壱つハ出羽領此森より川五筋流出南ハ伊沢川北ハ夏油川南ハ本内出羽ハ横田ノ岩井川同横手黒沢川是等之川流出申候右者御境に古来より極り候事なれハ其方無筋事共申上相違等候ハヽ悪敷可有之候能々思案仕御両国之御役人衆江可申上由被申候得者伊沢別当兎角の返答ニ及不申和賀別当重而申候者其以後両度まで御駒堂御建立被成候品申上候二度共ニ御上より御建待被成候哉子細有之品ハ可被申筋ト被申候得ハ川嶋豊前にて被申候ハ先其方存知候ハヽ可申由ニ付和賀別当申候ハいかにも伊沢別当者存ル事に無御座候八九代先先祖者先祖より次男を伊沢別当ニ仕立置申候夫故先祖者此方より出申候訳ニ御座候尤其方の母ハ某伯母にて候右之子細古来之申伝へ共ニ御座候与申候偖又大次郎申候者其方儀御駒山之子細存不申増而御境の訳ハ存間敷候某者嘉祥年中より先祖相伝り来り候先其方者御山の証拠斗も存間敷和賀別当申候を承置家の重宝に可仕候不実成事斗申上候而者御両国之御役人様中御聞迷可被成候兎角其元ニ居候事無用ニ可仕候与以之外ニ申候扨御役人衆大次郎申候事者和賀一応之古人斗極伊沢江刺和賀三郡末世迄境論無之様にと慈覚大師被仰付候より以来先祖代々唯今に出入も無之勤来候伊沢の内寸地も和賀江取候事も無之勿論和賀の内少成共伊沢遣候事も不罷成候陸奥守様仙台御領ニ被成候事も近年五拾壱年以前此方殿様和賀御拝領茂同頃之事故御

境出入六ヶ敷只今ハ仙台御領にも御古人ハ可有之候得共山中古来より古人有之間敷候若有之ニおゐてハ御出可被成候古来より之根本可為申聞候其方先祖者和賀別当より次男を伊沢別当ニ仕立置候上者境者不及申ニ御堂沢も駮と存間敷候間無筋事共申上候無用之由申候

一川島豊前ニて被申候者最前別当物語ニハ御駒堂両度再興被成候事有之と申候者誰人之建立ニ候哉子細可申由也依面和賀別当申候者証拠ニ可被成御尋無之候共可申上ト存居候処猶猶御問被成置におゐてハ不残可申上候併伊沢別当古来より誠之古人ニ候ハヽ可存居事ニ候先伊沢別当ニ御尋可被成候若不存知ハヽ此方ニて可申上候豊前被申候て先其方覚之通申候得と被申候ニ付和賀別当左候ハヽ可申上候惣覚大師御建立之後八幡太郎義家公御再興被成候由伝へ承候人王七拾代後冷泉院之御宇永承五年之比安部の頼時と申者蜂起仕候時源ノ頼義公奥州之大守として御下向被成候依之乱相鎮り候而三四年の後又重而及逆乱候由其比安部の一族為行と申者川崎之城ニ罷在安部と一味仕候故頼義之御弓箭毎度御利運無之由依之頼義さまざま御知略廻され為行兄弟景山之郡司金為時と安部何と申者に御かたらい候ニ付両人頼義之御味方に参候為行為時と兄弟ニ候得者頼時に無二之味方仕候を為時降山ニ付頼時心底為行をも疑候ニ付今為行則頼義江降参申由依之彼者謀候而頼時を偽引出し

相戦之所頼時疵を蒙り川崎ノ柵にて相果候由頼時ハ子貞任其跡を相続仕頼義公と数年相戦之由然共三人之者御味方ニ罷成而より毎度御利運ニ被成頼時之娘白糸之前と申女を生取申由此時頼義之御嫡女八幡太郎御供にて御下向御同陣被成候ニ付義家白糸の前を御妻に被成候而川崎之柵ニ被指置候由川崎の城を川堰の城とも申由子細ハ伊沢川をせき止城の腰ニ水をたくわえ候ニ付如斯申由又今為行居城故金ケ崎共名附又白糸の前暫居ニ付白糸ノ城とも申由此城ハ延暦年中垣武天皇勅定にて田村丸被築候城之由頼義公安部家御退治者九か年の戦に御座候由終に康平五年九月十七日磐井(手)の郡栗谷川の柵におゐて貞任を始一族共悉誅伐せられ其後人皇七拾二代白川の院之御宇永保三年八幡太郎義家陸奥守ニ(被ヲ)んぜられ御下向被成之時出羽国におゐて清原武衡家衡(被ヲ)逆乱を起し候ニ付義家御退治被成候節為御立願駒ケ嶽御堂を御建立と申伝へ候又其節安部の白糸の前を前立共申伝候其節義家公御参詣之節唯今さへ通路不自由ニ候得者尚更其頃は茨□(刺)生ふさかり道も無之候ニ付右之山入坊同大次郎か子孫私共先祖ニ御座候代々譲名ニ而其時茂山入坊大次郎と申候が御先キ立仕山中案内仕候由何茂大力之者共ニ而大木小木引倒し難所江者橋を渡し義家公漸々御参詣被成候由大次郎と某先祖山入坊兄弟ニ此時高橋と云名字被下只今迄家名に仕候扨亦其後源の義経公鷲館に御在陣之時太夫黒という御馬之菩提のため

御建立と申伝へ候得共証拠ニ者古より駒ヶ嶽参詣之者駒形と申候
上、字脱？
而芦毛馬絵馬一枚宛指申候伊沢別当ニハ黒駒形ハ函今ゆるし不申
候間持間敷候由具に申候得者豊前被申候者其元の衆中も御開被成
候通大次郎事伊沢郡江刺郡和賀郡之御境守り之上者柴山中之御境
ハ大次郎ノ覚之通古来之如く水路次第相究可申候尤是より山中に
は人馬通路無之由左候ハヽ出羽境ハ三四十里印塚築候ハヽ廿日三
十日も懸り可申候間塚築申ニ不及候間互に日出度相済シ可申候最
早日暮に罷成候間是より可被帰候ト被申候へ者南部御役人中も尤
と被申双方江帰り被申候此外古人共論所数(多？)田候得共委細ハ書付置
不申候兼而貴殿ニ咄置申通に候間左様ニ心得可被申候以上

同　嘉兵衛

万治三年十月廿一日

折居次郎八殿

右者駒ヶ嶽より奥三つ森迄山塚築不申訳品相記所也駒ヶ嶽より下
モ者段々北上川迄境塚築キ丽今聢と有之候事

安永弐年三月廿八日是ヲ書替改申候

一此巻物至而古敷相成難見得所多候故書改被置度由幸他領之人ト
乍申至而心安人年久敷知り合ニ而殊ニ他領之古人之留案内故少々
書入申候古物新ク致候事無遠慮ニ候得共永世心控一通之事故御用
之節之足り成哉と任望ニ改之書直シ候事

古人

高橋係左衛門

五二　「相去村郷土誌」所載

村の旧家並に御境古人

相去村の旧家として相去七軒六原三軒の言い伝えありこれを次に
記す

相去七軒　谷地小屋々敷　菊池久四郎　相去字十二ノ木
五百刈田屋敷　佐藤四平　相去村字丙午
宇南田屋敷　門脇茂右ヱ門　相去村字丙午
小関沢屋敷　千田久吉　相去村字小関沢
和田　児玉源四郎　相去村字和田
漆田屋敷　佐藤孫右ヱ門　相去村朴ノ木
野田　山伏一明院　相去村字丙午

六原五軒　二ツ森　農民八助　相去村字上ノ町
中曾根　高橋大吉　相去村字新館表
赤坂　千田長吉　相去村字赤坂二ノ町
高橋平右ヱ門　相去村二ノ町

土井　山伏龍泉院　相去村字土井

御境古人　此は国境監督の任にありしものにして元本村小関沢屋敷千田氏漆田屋敷佐藤氏雲南田屋敷門脇氏、谷地小屋々敷菊池の諸氏此を務めたりしが相去町軽臣を置かるゝと共に人員を減じ相去谷地小屋邸菊池久四郎、六原中曾根邸高橋大吉の二名に減じたり

故　三代相続　谷地小屋邸　肝入（風土記写）

久四郎　先祖菊池和泉以前名前並に代数相知不申候間右より書上仕候先祖は築紫菊池の一党にして葛西家御家中に御座候所葛西家没落已後和泉代より百姓に相成候と申伝候

先祖　菊池和泉

二代　和泉の子　肝入古人　新左ヱ門

右新左ヱ門は天正年中より元和九年迄肝入並に御境古人相務且貞山様南部和賀出陣の節は御加勢申上候に付貞山様より御書文並に白石七郎衛門佐様より御書付五通被下置御書文五通共今以伝来候事

三代　新左ヱ門子　肝入古人　雅楽助右雅楽助殿元和九年より寛永十七年迄右両御役相務申候事

四代　雅楽助子　肝入古人　久左ヱ門

右久左ヱ門殿寛永十七年より承応元年迄右両役十三ヶ年相勤申候事右弟治左ヱ門と申者分地相受寛永十五年新百姓に相立右子孫当時久田屋敷治四郎に御座候事

五代久左ヱ門子　肝入古人　久四郎

右久四郎儀承応元年より元禄七年迄右両役二十三ヶ年相勤申候事

六代　久四郎子　肝入古人　伊左ヱ門

右伊左ヱ門儀元禄七年より宝永四年まで右両役十四ヶ年相勤候事

七代　伊左ヱ門子　肝入古人　徳右ヱ門

右徳右衛門儀宝永四年より享保十七年迄右両役廿六ヶ年相勤申候事

八代　徳右ヱ門子　肝入古人　新左ヱ門

右新左ヱ門儀寛延元年より明和二年迄両役十八ヵ年相勤申候事

九代　新左ヱ門子　肝入古人　久四郎

右久四郎儀明和九年肝入御用御言渡され安永五年迄五ヶ年相勤御境古人は明和七年に被言渡安永五年迄七ヶ年相勤候所病気に付薬用申弟兵七郎肝入仮役に申立引込薬用被成候事

十代　久四郎弟　肝入古人　兵七郎

右兵七郎儀安永五年より同七年迄三ヶ年仮役相勤久四郎病気本腹出勤仕候へ共又々病気に付同九年願上隠居住右兵七郎入頭に被立直に仮役被仰付文化十四年迄三十八ヶ年御勤老体に付願上隠居直に子供兵作仮に被仰候所右兵七郎殿数十ヶ年実体深切に相勤村方

取扱も宜敷奇特と被仰渡為御褒美鳥目壱貫五百文被下置候事

十一代　兵七郎子　肝入古人　兵作

右兵作儀文化十四年より文政七年迄肝入勤候事

十二代　兵作子　久四郎

右久四郎儀安政元年より同五年迄副道勤仕候事

十三代　久四郎子　久四郎

右久四郎儀慶応元年肝入被仰渡同四年辰之年迄四ヶ年相勤候所病気に付退役候事

相去町御境古人　平三郎

右平三郎殿御先祖千葉久左ヱ門以前名前並に代数共相不知申候間右代より書上仕候事

先祖　御境古人大肝入　千葉久左ヱ門

二代　久左ヱ門子　千葉十左ヱ門

右十左ヱ門殿享保十七年より御境古人宝暦五年迄廿四ヶ年相勤宝暦五年八月大肝入被仰渡同六年十二月迄相勤病気に付願上退役仕候事

十左ヱ門子　御境古人　仲兵衛

仲兵衛子　御境古人　平三郎

右平三郎殿安永四年より同五年迄御境古人二ヶ年相勤候事

六原新屋敷　御境古人　徳兵衛

右徳兵衛先祖高橋庄右ヱ門以前名前並に代数共に相知不申候事

先祖　高橋庄右ヱ門

二代　庄右ヱ門子御境古人　徳兵衛

右徳兵衛殿元禄九年五月御境古人被仰渡享保十八年迄四十二年相勤申候事

四代　武右ヱ門子御境古人　吉右ヱ門

右吉ヱ門殿元文四年八月父郷役被仰渡明和四年迄廿八年相勤申候事

五代　吉右ヱ門子　御境古人　徳兵衛

右徳兵衛殿明和五年四月父郷役被仰渡安永五年迄九ヶ年相勤申候事

六代　徳兵衛子　徳右ヱ門

七代　徳右ヱ門子　徳右ヱ門

八代　徳右ヱ門子　徳右ヱ門

二の町屋敷　御境古人　平次衛門

右平次衛門儀古人太右ヱ門病身に付願上古人御免被成宝暦四年太右ヱ門郷役被仰渡安永五年まで三ヶ年相勤申候平次衛門儀代数並に御賞事等被成下候儀も無御座候条右人被仰渡候年月並在勤年数斗書上仕候事

二代　平次右ヱ門子　平八

三代　平八子　　平八
四代　平八子　　平八
五代　平八子　　平八

五三　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）

安永八年
御当領仙台御境御境筋駒嶽与赤石鼻下北上川端迄諸面帳

寅ノ
六月廿三日
此持主山古人
孫　八

（本文）

一此度御境為御見分太田仲様松川八左ヱ門様御境古人頭折居嘉兵衛様加御役坂水又六様御物書衆柏葉友之進様浅水喜兵衛様拙者共御先立ニ而御境内御見分之上御塚築直繕御人足積並御境筋自木折剪払御人足積塚数共ニ御改前々大塚之数斗御絵図並御留ニ茂御座候而小塚数一円何レ之御留ニも無由拙者共も承知不仕此

度御見分ニ而相居此末此留書ヲ以諸御用相勤可申候
一御境筋大小御塚数並此度御塚繕並御境剪通御人足自森其外諸定同書共ニ左ニ印申候御境前ハ二ケ年置御駒嶽参詣道者壱ケ年置其節者内畑より大平江之すく道拙者共御役所迄之節行来道故是共払申候尤鳥居より内畑迄道共相払申候先々より右之通ニ御座候
大塚〆
三拾九
小塚〆
三百十四
塚築直御人足〆
四百九十壱人
内半分は他領より出人足
木剪通御人足〆
千三百九十人
内六百九十五人
他領より出ル
右之通此度留書坂水又六様仮古人頭ニて参詣道筋払御出懸之節御用紙御願被下候而御書候へ共長七孫八作之助三人江御渡被下

候已上

安永八年　寅ノ九月十三日

御境御塚図覚

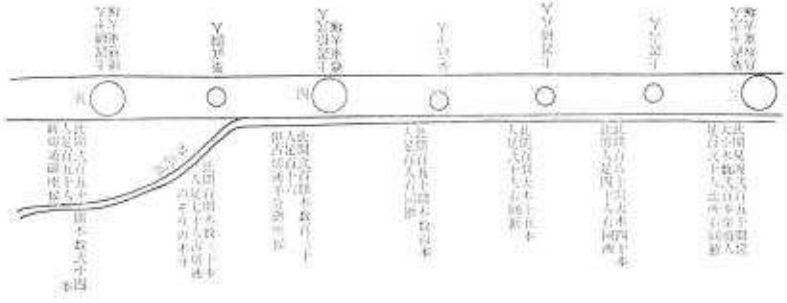

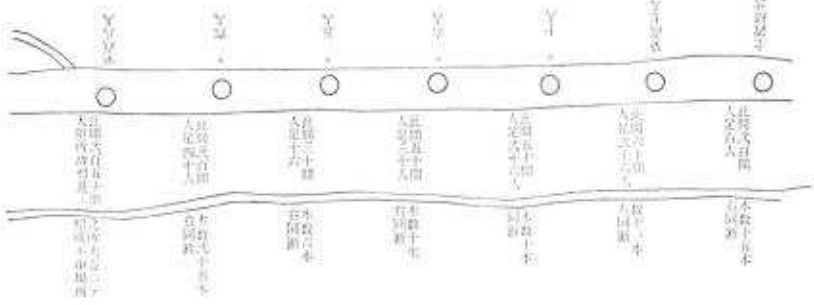

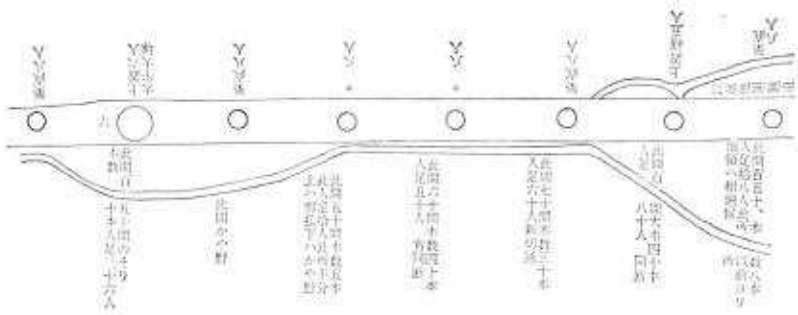

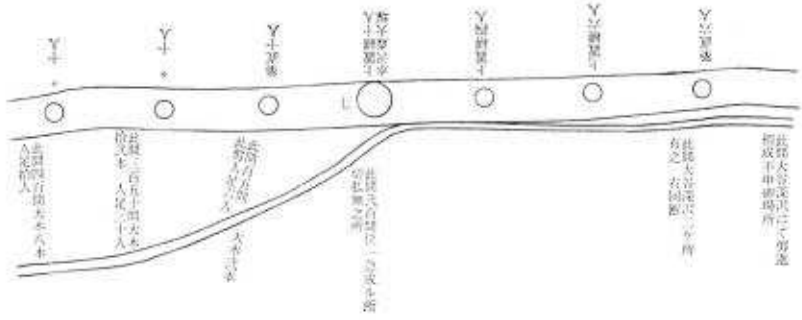

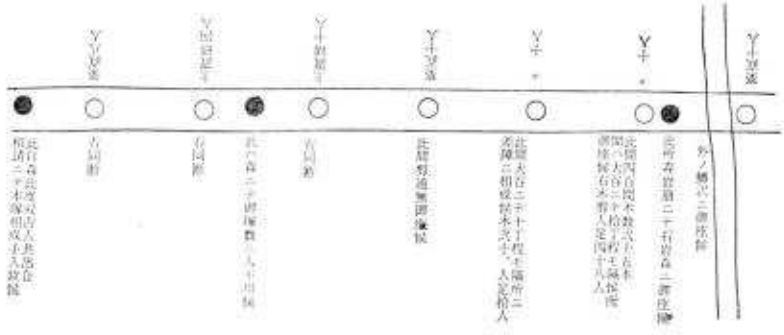

東殿十人
日影山
東殿六人
東殿五人
境塚（大木が植栽されている）
東殿四人
上殿御供六人
殿内十人
殿内九人
殿内八人
殿内七人
殿内六人
殿内五人
殿内四人
殿内三人
殿内二人
殿内一人
上殿御供五人
東殿七人
上殿御供四人
東殿八人
上殿御供三人
東殿九人
上殿御供二人
東殿十人
上殿御供一人
東殿十一人

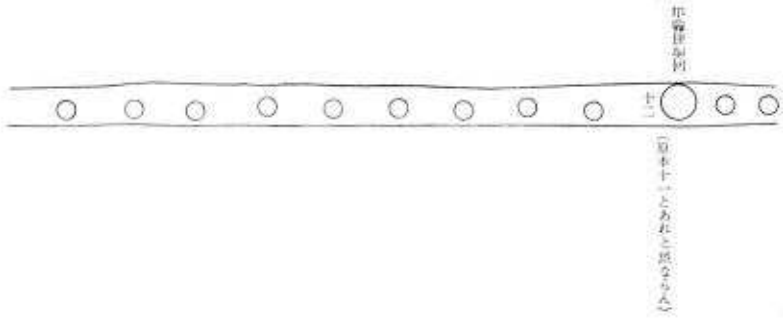
十二
（原本十一とあれど誤なるべし）

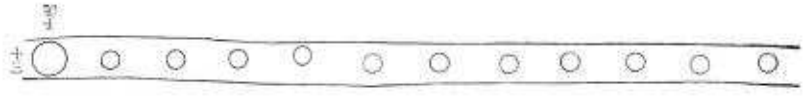
十一

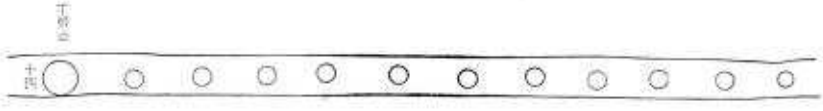
十四

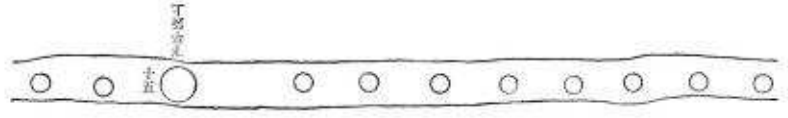
十五

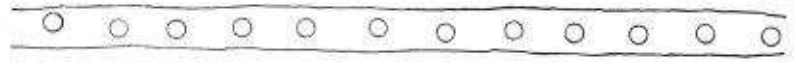

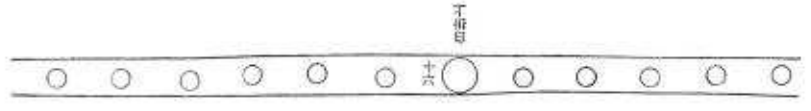
十六

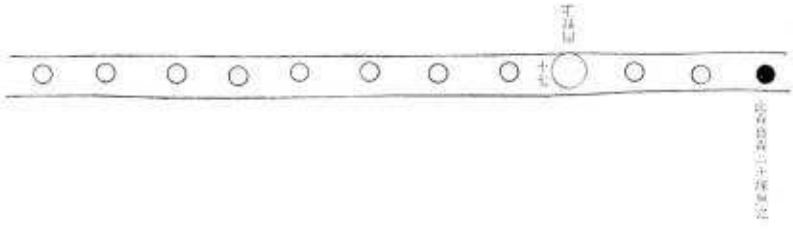
千松山
十七
境塚跡より二十間余北

十八

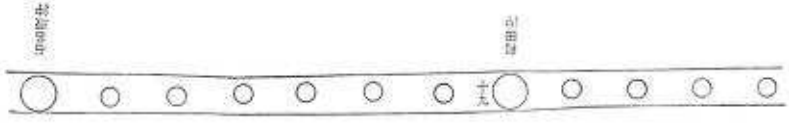
十九

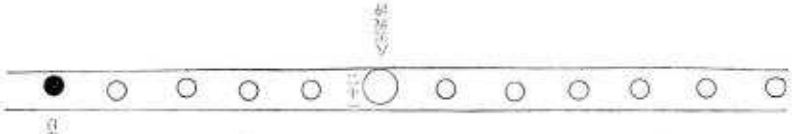
二十一

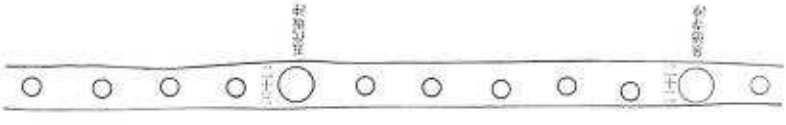
二十二
二十一

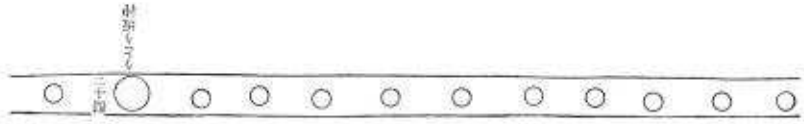

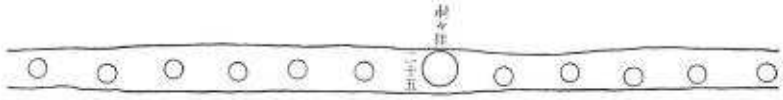

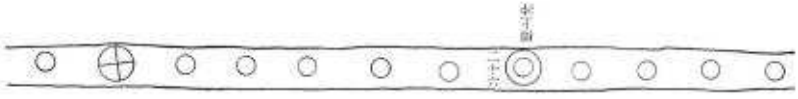

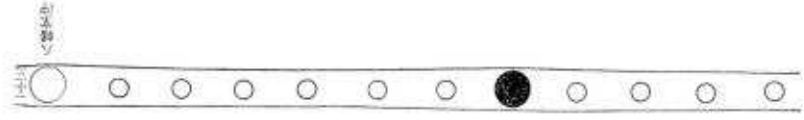

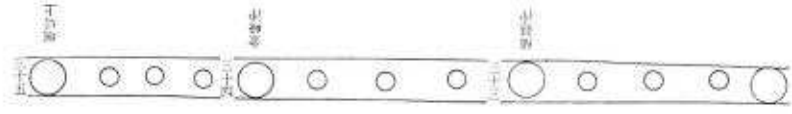

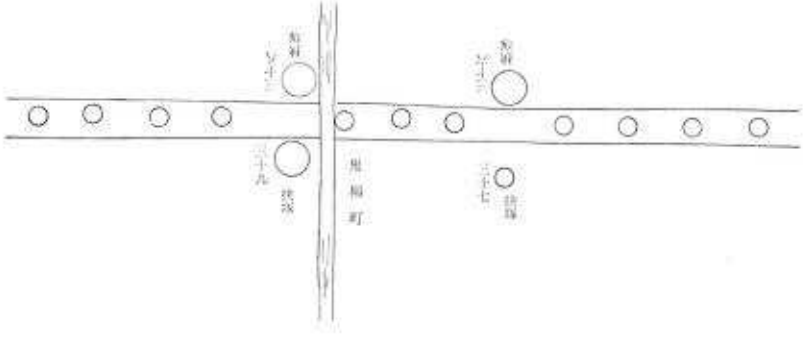

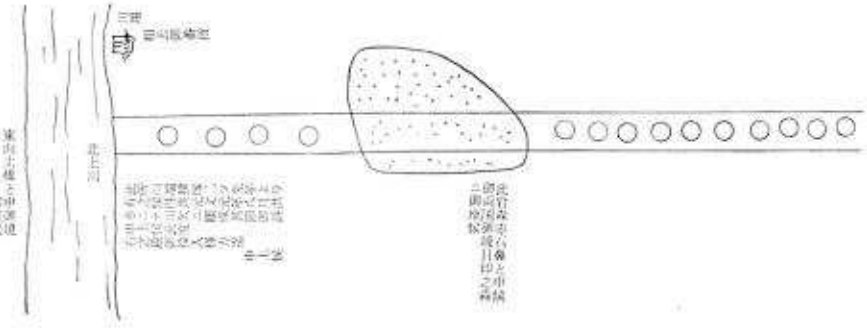

五四　江刺市　菅野謙文書

南部境塚数覚

土倉山東沢道淵
一壱番大塚より弐番之内
小塚三ツ
とか沢東沢
一弐番大塚より三番之内
小塚三ツ
水沼東道淵
一三番大塚より四番之内
小塚一ツ
倉懸山ノ東沢高森
一四番大塚より五番之内
小塚拾三
大平山
一五番大塚より六番之内
小塚四ツ
三ツ沢森
一六番大塚より七番之内

小塚拾ツ
かば峠
一七番大塚より八番之内
小塚九ツ
日影山
一八番大塚より九番之内
小塚拾壱
柳瀬之南嶺
一九番大塚より拾番之内
小塚七ツ
なべわり上堤南
一拾番大塚より拾壱番之内
小塚六ツ
なべわり
一拾壱番大塚より拾弐番之内
小塚弐拾
原之内
一拾弐番大塚より拾三番之内
小塚拾壱
同

一拾三番大塚より拾四番之内
小塚九ツ
同
一拾四番大塚より拾五番之内
小塚拾九
同
一拾五番大塚より拾六番之内
小塚弐拾
同
一拾六番大塚より拾七番之内
小塚拾壱
同
一拾七番大塚より横落迄
小塚四ツ
合大塚拾七
内
一　六ツ　獄山之内
一　五ツ　加は峠よりなべわり迄
一　六ツ　原之内
小塚百六拾壱

内

一　加ば峠より上

一　加ば峠より下

右之通南部御境目塚数並間数天明弐年十一月より相改者也　同年九月廿一日古人御用被仰付相勤申候事

小沢源右衛門㊞

歳四拾六歳㊞

五五　「相去村郷土誌」所載

御境目定　一女房　二鷹　三馬

右三口他領へ相通候節は以御印判相可通候但其近所の女不叶儀有之他領の親類の所へ当座に通ひに参り度由願在之候ハバ御境まで道法十里内の所に候ハバ其者之証文村肝入末書を以て御鏡目殿受取置之を通し女帰る節右証文可返之事

一　縄懸者　二　兵具之類

右二口は奉行殿以書付可通之事

一銅鉛鉄之類　二銭荷物　三穀物類　一粒芭　一綿紬麻と布之類　一紙並に紙子紙布　共　一材木薪共に　但船頭海中にての薪如　前々之可相通事　一唐竹共ニ一束

右八口者出入司殿以書付相通事

一蠟並に蠟燭之類　一魚油　一鹿皮犬皮

一生鰯

但初鰯より極月まで猥りに相通間敷候雖然進物遣儀有之は書付を以て可通之干鰯制外たり勿論生鰯と雖も正月以後は可相通之事

一黄蓮　一紅花　一たばこ　一藍

右四口は御勘定奉行衆以書付可相通之事

一他領へ博労之儀

下々奉公人に候ハバ其主人書付仙台御町の者は御奉行殿書付在々の者は御郡司殿書付を以て相通之事

一比丘尼御境目出入共に御町奉行殿証文見届相通じべき之事

一密物相通候荷主密馬相通候馬主召捕候者並に訴人仕候ハバ御褒美金子拾両可被下之密物密馬柳置者其荷物等不寄多少可被下之事

一密女相通候者召捕候者並に訴人仕者候ハバ為御褒美金子拾両可被下之事

一御留物之内他領より他領へ相通候物入口御境横目殿以御証文可相通之事

右条々従前に雖被定置候指さはり深之儀依在之此度之吟味右之通

被相定候条自今以後可相守此旨者也　　川村孫兵衛

天和三癸七月七日　　大町清九郎
　　松林仲ニ門

御郡司殿　　富田壱岐
御割奉行殿　　佐々伊賀
御勘定奉行殿　　遠藤内匠
相去御足軽頭殿　　柴田中務

右之通御定書御割屋に諸取置書替如此御座候

天和三年七月廿三日

村上安太夫
足立半左ニ門

大河内四郎兵衛殿

御留物　一麻　一塩　売買申間敷事

一御境脇道　一茶煙草　貞享元年に御留同御仲に成

一酒袋　一他領　神社仏閣　町は御奉行殿郡は御郡司殿其他ニて主人支配頭殿証文

一他国商人　一蠟塗物　但荷物は不相入旁他国商人持参相留

一ほこり　御領内の物受脇より買入留

一絹紬以上右着同様衣ふとんの類　他領より買入留

一八百屋物　他領より買入留　一同鹿鳥

五十集物　一よりびん付　油紙

一あら物の分　一袋提灯　一からめ　みるめ　ひちき　一かつぱ　からかさ

一紙たばこ入　一海鼠腸　一のり　一鉄錠　一銅きせる　一らう竹（ママ）　一砥

一木綿　一絹類　糸類　一たばこ　一皮類　一結桶之類

天明九年二月

五六　金ケ崎町六原　高橋定義文書

（前欠）

方代木植候節共ニ日限之前事ニ可申入段被仰聞致承知候桔梗本十五日ニ剪毎致御承知被下度候代木植立候儀者来春之事故其節ニ至日限可申入候此段共御承知被下度候右得御意申度為御報如此御座候

十二月十三日　　及川　助作〇
　　高橋市兵衛
　　千田　信助〇

三浦吉郎治様

御同役中様

尚以御同役高橋庄右衛門殿御代高橋平右衛門殿被仰下候之段為御志致承知候尚又此度御紙面御無印ニ而御聞候間無印ニ而

（以下欠）

五七　北上市　菊池秀雄文書

（表紙）

写　寛政三年七月十五日

御境目御定

相去村之内六原三拾人町

御足軽組頭　菊池仲右衛門

（本文）

御境目他領江出作候僕相留候時分

一女房　一壱男　一男女共欠落者

一兵具之類　一鑓　一乗　馬小荷駄共

一蠟　一紫　一黄蓮　一熊之皮

一雪白鳥　一雁小鳥迄雉子之外　一茸　一初鮭　一初鮞鮭之子籠

一銅鉛鍋　一鉄

付録　南部伊達両藩藩境塚関係資料

一銭

但シ荷作候斗被相留候

一篠竹唐竹

但毎年割付以後御郡奉行衆注進次第他領江　被相留物之分

一錦　一麻　一粒荏

他領より不相入物

一米大豆雑穀　一塩並塩肴之類　一鉄結桶之類

但シ桶木ハ相通可被申候

右之内米大豆雑穀共依其年御郡奉行衆證文候ハヽ、御領地江入可被申候

右之通被定置候門証物相通候訴人仕候ハヽ、為御褒美金子拾両可被下候荷物荷主共相留候者ニも同拾両可被下候荷物斗留候ハヽ、同五両迄ハ取候物ニも可被下候

但御留物之内

御印形並品々より我等共御割奉行衆書付指添候ハヽ、相通可被申候一翔落者捕置候法礼之事壱歩判弐切並刀脇指金銀袋類其外何に而茂欠落者之持尻之分ハ捕候者ニ可被下候

但取逃物之分を本主江相返可被申事

一他国江博労相通候儀下々奉公人候ハヽ、其主人之書付在々博労ハ御郡奉行衆書付見届相通可被申事

一比丘尼他領より入口ハ山伏之証文他領江進候者御町奉行衆証文見届相通可被申事
右之条々可被存其旨者也

奥山刑部
承応四年正月十一日
山口内記
郡山豊御殿

御境御定　写

一御分領中御境目度々見廻り万事仕置之通猥り無之様可被申候
附御留物如前々堅可被申渡事
右条々堅相守可被申付候委細之儀者出入司衆手前留帳ニ在之者也仍而如件

木村久馬
寛文弐年五月廿八日　和田織部
頁田治右衛門
奥山大学
冨塚内蔵之亟
大条監物
柴田外記

御郡奉行衆

御境目他領江不被相出物御式目

一女房
但御印判にて相通可被申事
一鷹　右同断
一馬　右同断
一縄懸者
但我等共書付ニ而被相通事
一兵具類　右同断
一銅鉛錫鉄共出入司衆書付に而相通可被申事一銭荷物　右同断
一紙並紙子共　右同断
一材木薪共　右同断
但船頭海中に而之薪如前ニて相通可被事
一唐竹篠竹　右同断
一漆　右同断
一黄連
但御算用奉行衆書付ニ而相通可被申事
一紅花　右同断
一塩　右同断
一蠟

一但御割奉行衆書付に而相通可被申事
一漆　右同断
一熊皮鹿皮犬皮　右同断
一鷲白鳥□(為)喰鶴鴨類雉子　右同断
一初鮭初鱒
　但御境目明被相通候時分ハ出入司衆書付に而可被相通事
一米大豆雑穀粒荏共ニ右同断
　従他領不被相入物之分
一米大豆雑穀
　但御国江被相入候時分出入司衆書付可相出事
一鉄　右同断
　右之外
一他領江博労通候儀下々奉公人ニ候ハヽ、其主人書付仙台御町之者ハ御町奉行衆書付在々こう者ハ御郡奉行衆書付見届相通可被申事
一翔落者を穿鑿或召捕右抱置住進(注)可被申候召捕候者ニ為御褒美壱歩判弐切並欠落者之刀脇指金銀代物衣類其外何に而も持尺之分可被下候
　但取逃物之分ハ本主江相返可申事
一蜜物相通候訴人仕候ハヽ、為御褒美金拾両可被下候荷物荷主共ニ留置候者も同拾両可被下候荷物斗留置候ハヽ、直段積り五両迄者荷物可被下候五両より上の荷物ニ候ハヽ、公儀江被召上金五両可被下候事
一御留物之内他領より他領江相通候物入口之御境横目衆証文を以相通可被申事
　右条々被相定候通り被存此旨御境目衆江可被申渡者也依而如件

寛文弐年六月朔日　　奥山大学
　　富塚内蔵之亟
　　大条監物
　　柴田外記

御郡奉行衆

五八　金ケ崎町六原　高橋定義文書

一筆致啓上候然ハ先年其御領ニ而御植立罷成候御境筋並松之内弐本枯木ニ罷成候ニ付御伐り方代木御植立共ニ被成度品々去冬中被仰越候ニ付当領役司手前へも相達段々指図申上及御懸り合去冬十二月御立合致御伐り方罷成候処右代木当春御植立被成候ニ付御立合致候様被成度品々被仰越過る(ル)十三日御立合日限御申合私共相去

町迄相詰居候処折柄大雨ニ有之右御植立之儀千万無心元指控罷有候処弥以大雨ニ付御植立延引被成度趣之段被仰越候ニ付無御余儀何れも退宿仕候処又以此間茂御立合致候様被成度品々被仰越候処何れも退宿ニ付同日早々出会罷成かね候旨追日御日限被仰越候様其節相役徳兵衛申達候処其後一向否之儀は不仰出何時御植立被成候哉私共相口内国用多用之者も有之候間御境筋御立合節之儀ニ付前以向方役司方江相達立合日限ニハ余御用□御立合仕候儀ニ有之勿論御立合御都合相済候へ者其段勤書共役司手前へ申達候事ニ候処前書之次第ニ而厳今勤書も相達可申様無之勿論追日立合御日限等指懸り被仰聞候てハ前達も指支候間右得御意度如此御座候右挨拶被仰下度相役共一同待入申候已上

高橋平右衛門
菊池吉右ヱ門
三浦吉郎次
高橋徳兵衛

三月廿日

安部宗助様
及川助作様
高橋市之丞様

右ハ南部へ之書達控

五九　金ケ崎町六原　高橋定義文書

態々啓上仕候先日者御出被下殊ニ品々被懸御意誠御厚志段不浅御志仕合奉存候右御礼御両役様江茂宜敷様ニ御伝言被下度奉存候初而御出被下候得共御亀末之至残念ニ奉存候尤夜中ニ御帰り嘸御難義可被成奉察入候依而先日之御紙面被下候通り御候筋刻私上置之義当領茂下知相済申候間来ル廿一日此方より御昼弁当並亀酒成と茂指上申度候間御昼弁当御支度なしニ御早々御来駕被下度候尤三十人町辺ニ御出会ニ仕度候猶其砌此間之御礼覚々可得貴意乍早々如此御座候已上

午ノ九月十八日　　盛岡領古人

八塁勇七㊞
及川　助作
高橋市兵衛

仙台御領御境古人

菊池善作様
御同役組中

尚々申上候此内なから御家内組中御伝言被下度候尤御出節御咄申上候通り一日御人足七八人つゝ御連被下度奉存候御ゆるゆる心付なから申候已上

六〇　和賀町　折居協二文書

（表紙）

寛政七年　　折居嘉兵衛

長七出火之節

御境御不断御用留帳

卯　御入部之留共二
正月十三日　　坂水五右衛門

（本文）

如御旧例暦共ニ御直被成趣申来候右ニ而返事致候　以上

正月廿一日

御尋人ニ付櫛引勝弥被仰付候ニ付御用状来右ニ而返事并手形櫛引氏江指出候

二月廿五日

殿様始而御目見被仰上候ニ付恐悦之御沙汰御郡代より申来ニ付右ニ而御話致恐悦ニも罷出候　以上

二月廿六日

付録　南部伊達両藩境塚関係資料

奥瀬覚左ヱ門方御用人被仰付御郡代被仰付呈沢円左ヱ門方此元御郡代御免被成度候旨被仰出由申来候間可被仰其意候以上

三月四日　　太田忠助

折居嘉兵衛殿

坂水五右ヱ門殿

右返事

昨四日付御郡代より之御指紙今朝相達拝見仕候然者奥瀬覚左ヱ門殿御用人被仰付其御元御郡代被仰付足沢円右ヱ門殿其御元御郡代御免被成候旨被仰出候由被来候旨御郡代より御指紙を以被仰渡承知仕候右為候請如此御座候　以上

三月五日　　両人

御町奉行宛所

口上覚

夏油山中御境廻来ル廿七日頃時節能御座候相廻可申哉奉伺候　以上

三月廿一日　　両人

太田忠助殿

坂水五右ヱ門登城申上候

一筆啓上仕候然者先日被仰付夏油山中御境廻今日宿先出立仕候此

旨被仰上被下度奉存候

三月廿七日　　以上

坂水五右ヱ門

折居嘉兵衛

四戸武右ヱ門様

長坂市左ヱ門様

夏油山中為御境廻古人頭折居嘉兵衛加古人頭坂水五右ヱ門上下四人古人三人遣候行懸次第宿賄仕御用相済不申内一日人足三人宛相出候様可被申付候追而賄御書上候ハヽ御来可為相渡候以上

寛政七年三月廿七日

太田忠助

大川勘兵衛殿

添戸藤左ヱ門殿

久慈平左ヱ門殿

松原津右ヱ門殿

御状今拝見候然者夏油山中御境廻今日御出立之旨被仰上令承知可申上候右御披可申入如此御座候　以上

四戸武右ヱ門

折居嘉兵衛殿

坂水五右ヱ門殿

一筆啓上仕候然者夏油山中御境相廻昨晩岩崎村杉元江一宿仕候山中於御境筋相替儀無御座候旨平場通御境筋担廻一両日中御訴申上候此旨被仰上被下度奉存候　以上

四月六日　　坂水五右ヱ門

折居嘉兵衛

四戸武右ヱ門様

長坂市左ヱ門様

覚

一三十人　御人足

右者御境廻御用ニ付三月廿七日より四月六日迄右之通申付候

以上

四月六日　　坂水五右ヱ門

折居嘉兵衛

岩崎村肝入

磯右衛門

覚

一百八拾九賄

右者御境廻御用ニ付我等上下四人古人三人三月廿七日より四月六日迄日数十日賄数右之通申付候　以上

四月六日　　坂水五右ヱ門
　　折居嘉兵衛
岩崎村肝入
磯右ヱ門方

覚

一弐人　御用夫

右者御境御用有之り古人共江状夫申付候　以上

三月晦日　　坂水五右ヱ門
　　折居嘉兵衛
肝入
磯右ヱ門方

覚

一壱人　御用夫

右者御境廻御用ニ付歩行夫申付候　以上

四月三日

両人
肝入
磯右ヱ門方

覚

一壱人　花巻御用夫

右者御境廻御用ニ付申付候　以上

四月六日　　両人
肝入
磯右ヱ門方

覚

一弐疋　伝馬

右者御境廻御用ニ付申付候　以上

四月八日　　坂水五右ヱ門
　　折居嘉兵衛
岩崎村肝入
磯右衛門方

御状令拝見然者夏油山中御境被相廻昨晩岩崎村杉元御一宿御境筋不相替旨委細被仰聞令承知候右御披可申入如此御座候

四月六日　　長坂市左ヱ門
四戸武右ヱ門

折居嘉兵衛殿
坂水五右ヱ門殿

一筆令啓上候
殿様御入郡ニ付鬼柳御境升形掛引等茂有之候ハヽ、御吟味早々可被
仰上候右可申上如此御座候　以上

四月五日　　長坂市左エ門
　　四戸武右エ門

折井嘉兵衛殿
坂水五右エ門殿

猶以御郡代明朝五ツ時前此元御出立被成候間右之段為御心得是又
為御知申入候　以上

右御用状廿一日五ツ時相達早速両人相詰立合見分相済申候急之事
故御賄之儀ハ伺不申候得共前々通賄并伝馬申付賄男手指置申候
殿様御入部鬼柳御仮屋　御着被遊候節前々之通各より御着可被指
上候　以上

四月廿二日　　奥瀬覚左エ門

折居嘉兵衛殿
坂上五右エ門殿

右御請候五右エ門御用序ニ登城御請申上候以上
升形御手入ハ昨廿故五右エ門被仰付候間手前ハ留差置不申候
殿様御入郡被付各儀御着被指上遂披露候所御満悦之旨之旨被仰出
候間可被得其意候以上

五月十日　　太田忠助

折居嘉兵衛殿
坂上五右エ門殿

昨十日付御郡代より之御差紙今朝相達拝見仕候然者殿様御入郡ニ
付掛者共御着上候所御満悦之旨被仰出候旨難在開候

一五月十二日朝柳瀬長之助罷越御境古人本畑長七義昨日留主之内
出火仕不残焼失仕候段訴出申候間不覚語之趣を以長七何置申候
間花巻江訴状遣候右留
一筆啓上仕候候然者御境山古人長七嶽湯元江罷越同人手廻共も田
植ニて留守之内出火仕家并雪隠共ニ不残焼失仕候段訴出申候間
此旨御訴申上候宜被仰上被下度奉存候以上
　寛政七年卯ノ年也

五月十二日　　坂上五右エ門〇
　　折井嘉兵衛〇

四戸歳右エ門様
長坂市左エ門様

奉存候右御請口上被仰上被下度奉存候　以上

五月十一日　坂上五右ヱ門
折井嘉兵衛

四戸武右ヱ門
長坂市左ヱ門様

右ニ而返事申参候
月日　御町奉行両人〇
両人殿付

五月十二日朝柳瀬長之助罷越古人長七義昨日留守之内出火家並雪隠共ニ不残焼失仕候段訴出申ニ付出状ヲ以御町奉行所江訴候留

一筆啓上仕候然者御境山古人長七義獄湯元被罷越手廻共も田植ニ罷出留守之内昨日不残焼失仕候旨申出候間此段御訴申上宜被仰上被下度奉存候　以上
寛政七年卯ノ年五月十一日之出火也
五月十二日　坂水五右ヱ門〇
折居嘉兵衛〇

四戸武右ヱ門様
長坂市左ヱ門様

付録　南部伊達両藩藩境隣関係資料

御状令拝見候然者御境山古人長七獄湯元罷越手廻田植ニ而留主之内昨日出火家并雪隠共ニ不残焼失候旨御訴被相聞候右火事訴之義者御代官江申出御代官より訴出候趣意御座候乍然前々右類方有之被仰上候義ニも可有之候得共右之訴を御代官江長七組合杯ヲ以申出候義可有之候右御報旁可申入如此御座候　以上

五月十六日　御町奉行　両人
両人両所

昨日乍御報拝見仕候然者山古人長七家焼失御訴申上候処右躰火事訴杯之義者御代官江申出御代官より可申出趣意之旨被仰聞御尤候事ニ御座候乍然先年御境山古人孫治先祖焼失仕候節も御代官并御境古人頭江申出候ニ付両所より御訴申上候義も御座候間右之趣意を以此度も御訴よ上候右可申上趣御座候　以上

五月十四日　両人〇
四戸武右ヱ門様
長坂市左ヱ門様

右之通申遣候所致承知申上候趣申参候

一筆令啓上候然者一昨日御郡代より御触嫡子嫡孫盛岡ニ御礼被為請付来る十二日同十五日廿八日三度ニ被為請候旨右日限相詰候義各并嫡子〃孫宿付共明後廿一日申上御書上可被成候右日限迄

御書上無之得候者
御目付帳認方指支ニ有之候間右日限迄ニ御書上可被成候右可申入
如斯御座候　以上

五月十九日　長坂市左ヱ門〇
四戸武右ヱ門〇

折居嘉兵衛殿
坂水五右ヱ門殿

御境秋廻り十月三日より九日迄平場共ニ相廻申候両度之口上ハ旧例之通御届申上候村方賄切平茂右同断
下鬼柳迄ハ十月三日昼より同八日之昼迄ニ御座候賄数百十弐賄ニ御座候

六一　金ヶ崎町六原　高橋定義文書

乍恐奉願候御事

拙者儀相去村之内六原御境古人御用被仰渡難有数拾ヶ年奉勤(仕)当七拾弐歳ニ罷成老衰仕翔走右御用相勤兼申候間御免被成下別人被仰渡拙者儀ハ隠居仕候様被成下度奉願候去春中茂奉願候処押而奉勤仕候様被仰渡候ニ付難有出役引続奉勤仕候極老ニ罷成如何様

ニ茂引続相勤可申候無御座候間如願御免被成下度乍恐如斯奉願候
以上

上伊沢相去村之内六原御境古人

寛政拾三年正月　徳兵衛㊞

大肝入

石川新右衛門殿

右之南通部御境古人徳兵衛儀老衰仕候ニ付退役願申出候間如願御免被成下跡役之儀は同人家督徳右衛門当年より西人頭ニ罷成候間直ニ親跡役被仰渡古人御用引続申様御吟味被成下度奉存候徳兵衛儀明和五年親跡役被仰渡当年迄三拾四ヶ年首尾能相勤且右徳右衛門儀実躰正路成者ニ有之兼而名代等相勤相弁可申人柄之者ニ御座候間如此申上候当正月中願申出候所不分かの訳有之押返ゞ承届候ニ付延引仕候間此間共ニ如此申上候以上

享和元年四月　上沢大肝入
石川新右衛門㊞

伝之助様
藤右衛門様

右之通申出候間如願之徳兵衛義退役被成下跡役之儀ハ右同人子共徳右衛門義御用支之処ハ（破損）相勤居相弁可申人柄之者ニ（破損）

右徳右衛門義御境古人ニ申渡（破損）
金弐切宛御年　（以下破損）

六二　金ヶ崎町六原　高橋定義文書

一此度掻者不届之義在之候ニ付長次右衛門弥五右衛門両人立入御
控請申上御聞済被成下候段此末右之躰之義仕間敷候仍而親類組
合並立合人吟味申請連判仕向後相口不申候仍而為後日之始末如
此ニ御座候已上

六原御百姓
善十郎〇
親類　善蔵〇
五人組　六兵衛□
〃　平助〇
〃立合人弥五右衛門〇
立合人長次右衛門〇
与頭　徳右衛門〇

文化十一年三月
肝入　吉郎次殿

付録　南部伊達両藩藩境塚関係資料

六三　金ヶ崎町六原　高橋定義文書

乍恐奉願候御事

（破損）肖儀相去村之内六原御境古人御用被仰渡難有奉勤仕候処
当七拾壱歳ニ罷成老衰仕翔走右御用相勤兼候間御免被成下度奉願
候掻者茂隠居願希上極老ニ罷成如何様ニ茂引続相勤可申様無御座
候間如願之退役仕候様被成下度乍恐如斯奉願候以上

上伊沢相去村之内六原
御境古人
文化拾二年二月　徳右衛門㊞
大肝入
石川新右衛門殿

右之通南部御境古人徳右衛門義老衰仕候間退役願申出候間願御
免被成下度奉存候依而跡役之義御吟味仕候処間人家督聟吉右衛門
義当四拾九歳ニ罷成当年より而人頭ニ被成実躰正路成者ニ相見得
親勤仕中名代等も相勤相弁可申人柄之者ニ御座候間直ニ親跡役被
仰渡候様御吟味被成下度奉存候且古人御合力金壱ヶ年弐切宛御年
貢金より被下置候間此段共如此申上候已上

同年三月　上伊沢大肝入
石川新右衛門

幸　蔵様
伊兵衛様

六四　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）
文政四年三ノ六月九日
御境御駒ケ嶽参詣道苅払御用留帳

高橋徳助控

口上之覚

御境駒ケ嶽参詣道苅払当年数相当り申候尤草木生重り道路指支申候当時御村方手透之時節ニも御座候間来ル九日より苅払御普請取付候之様被仰付被下置度奉願上候以上

六月三日　御境山古人
高橋徳助〇
〃　高橋孫作〇
〃　高橋長七〇
同里古人立合
及川助作〇

高屋　織江様
折居兵左衛門様

右之通口上書ヲ以相伺候所伺之通被仰付候与之御沙汰ニ付同月八日昼より本畑ノ湯元ニ相詰九日より取付申候尤御扶持米例之通一日壱人九合積り被下置六月九日より十二日迄日数四日但し引取之義ハ十三日昼より普請場引取申候

六五　北上市　須川一郎文書

（表紙）
仙台領南部領御境覚

仙台領南部領御境巻（以下、和賀町高橋武夫文書と同文。但し「安永二年三月廿八日是ヲ書改申候」の文なく、下記の文がある。）
文政九年写之　及川助作

上伊沢郡相去足軽御抱被成候ハ明暦二年義山公之御代相去御境百人御抱之義被仰出其節之御奉行馬淵隼人相去江下り候由
及川助太郎

六六　和賀町　高橋武夫文書

御境切通し之節内々小払入料並賄方扣覚左之通

覚

一壱〆ト壱文　黒沢尻村遣銭
一七百拾八文　同所同断
一弐貫四百拾三文　金ケ崎ニ而
一四百五文　小物代
一三百三拾五文　しやうゆ代
五〇〆四貫八百八拾文
右ハ他領賄方肴代並しやうゆ青物代迄左之通
外ニ壱〆七百文　下賄肴代
合〆六貫五百九拾三文
　生酒四斗五舛代壱両半
書上左之通
内六貫五百六拾五文　小物代
　壱〆九拾壱文　米壱斗八舛
五貫七百六拾文　諸白三斗弐舛代
百五拾文　味噌代
〆拾三貫百六拾弐文

右之通書上致し候已上

御下り銭之覚

一八貫百文　御賄代六人分
但し壱人ニ付壱〆三百五十文宛
一八百廿九文　他領古人江両度遣候節
　酒肴代
一三百文　山古人共荷上ケ並かり物諸礼
一四百文　栄作助作両人江他領江参候往来度し太義料
一四百五十文　鮭代遣し
〆五切半ト七百廿九文
外ニ六切　六人江被下候分
惣〆　拾壱切半ト七百廿九文
右之通御下金ニ御座候已上

書上小物代並

一七百文　鯛三枚
一弐百文　川ざい壱舛
一三百文　ね魚六枚
一五百文　ふし三れい
一百文　ほや十五
一六百文　あゆ四十

一百六拾文　いもの子弐舛
一五拾文　なす
一弐百文　いなた六本
一弐百文　志き六把
一百八十文　干はむ十本
一弐百文　かわ口
一五十文　ゆうがほ
一四百文　ます三本
一百文　串かい五つ
一百廿文　とうふ廿丁
一三百文　あわび三十
一七十文　うり四つ
一弐百文　山はい
一百文　くつ
一廿文　粉からし
一弐百文　うなぎ
一百文　推茸
一百五十文　玉子三十
一廿文　ねぎ
一百五拾文　牛房にんじん

一三百文　しやうゆ三舛
一百文　こんにやく十丁
一百文　茶代
一五拾文　ミやうか
一廿文　砂糖
一五十文　しやうか
一五十文　木ぐらけ
一三十文　菊の花
一三十五文　大根五本
一六拾文　焼ふ壱把
一三十文　塩五合
一三十五文　火縄
一三文　つけ木
一百八拾文　つけ物代
一五十五文　百合五つ

〆六〆五百六拾五文

右之通舛ノ七月廿八日より八月十日迄御賄代書上仕候已上

天保二年舛ノ八月十日　高橋孫左衛門印

六七　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）

天保五年午八月十三日

御境煎通し御普請之節内々入用書留

古人扣

（本文）

覚

一六百文　鯛二尾
一三百文　ね魚六枚
一四百文　ふし弐連
一百弐拾文　ほや弐十
一七百五拾文　鮎四十
一百五拾文　いものこ弐舛
一九拾文　なす三十
一弐百五拾文　小鰹五本
一三百文　かも壱把
一百弐拾文　干はも十本
一弐百文　まいたけ
一五拾文　夕貞三本

一四百五拾文　鱒三本
一百文　串貝五つ
一百弐拾文　とうふ弐十丁
一三百六拾文　鮑三十
一七拾五文　うり四つ
一弐百文　山ばい
一五拾文　くつ
一弐拾文　からし
一弐百文　うなぎ
一百文　すいたけ
十一百五拾文　たまご三十
一弐拾文　ねぎ
一百五拾文　午房にんじん
一三百三拾六文　醤油三舛
一百文　こんにやく十枚
一百文　茶
一五拾文　みやうが
一五拾文　しやうが
一五拾文　きぐらき
一三拾文　菊の花

一四拾文　大根五本
一六拾五文　やぎな
一三拾五文　塩五合
一五拾文　火縄
一三文　つけ木
一五拾五文　ゆり五つ
一弐百文　味噌
一弐〆五百五拾文　白米壱斗八舛一舛ニつき百四十文
一九〆六百文　濁酒四斗八舛一舛ニツキ弐百文
〆拾八〆八百五拾九文
右之通酒代並弁当代六度之入料奉請取候已上
八月廿七日　御境山古人
〃　高橋孫左衛門〇
〃　高橋　孫作〇
〃　高橋　長七〇
〃　里古人
〃　高橋　甚兵衛〇
〃　及川　助作〇
都鳥　兵衛〇
八重桜　栄作〇

高望五左衛門殿
折居兵左衛門殿
覚
一御代物　弐拾九〆九文
内一拾貫百五拾文　古人七人　賄代
右ハ御境筋草木苅払御境塚上置御普請御用ニ付八月十三日晩より同廿七日昼迄日数十五日賄数弐百三賄但し壱賄五拾文宛壱人付弐拾九賄宛
一拾八〆八百五拾九文
右ハ同断御用ニ付他領古人共江出会八月十四日より同廿六日迄日数十三日隔日弁当六度相出申候入料
右之通奉請取遣払申候已上
天保五年午ノ八月廿七日　古人七人
御両人殿
内々扣覚
一壱両半ト弐百五拾文　古米壱駄
一壱〆三百五拾弐文　新白米壱斗五舛
一六百七拾文　鰹三本
一百五文　ふし三つ
一八拾八文　鯛壱枚

一百弐拾七文　小物代
一百拾文　醤油壱舛
一三百弐拾文　なす八十
一六〆三百文但し壱舛ニ付百三十二文　濁酒四斗六舛五合
一壱〆九百七拾弐文　金ヶ崎町遣
一壱両三歩但壱人ニ付壱歩ツヽ、古人七人江

六八　和賀町　高橋兵吉文書

（表紙）
天保八年酉九月十一日
御境筋山中苅払並御境塚上置御普請御用ニ付他領古人出会八月廿七日より九月十日迄日数十四日昼弁当隔日七度相出申候入料書上候
高橋甚兵衛扣

（本文）
覚
一六百五拾文　鯛三枚
一弐百文　生鯛壱枚
一五百文　ふし弐連
一百五拾文　ほつき五ツ
一七百弐拾文　鮎弐拾五
一百弐拾文　いものこ壱升
一百五拾文　なす三十
一三百五拾文　小鯛七枚
一弐百五拾文　しぎ七把
一百弐拾文　はも十本
一百八拾文　舞茸
一五拾文　干瓢
一四百文　鱒三本
一百文　串貝
一百八拾文　豆腐十五丁
一三百六拾文　鮑三十
一七拾文　うり五ツ
一弐百文　山ばい
一七拾文　くづ
一弐拾文　からし
一弐百文　うなぎ
一百文　椎茸

一百五拾文　たまご三十
一弐拾五文　ねぎ
一百五拾文　午房(に)(じ)ねんぢん
一四百五拾文　醤油三升
一百弐拾文　酢三盃
一百弐拾文　こんにやく十枚
一百文　茶
一六拾文　しようが
一五拾文　岩茸
一五拾文　ミやうが
一六拾文　大根
一百文　やぎぶ
一三拾五文　塩五合
一三拾文　火縄
一三文　つけ木
一六拾三文　ゆり五つ
一三百五拾文　味噌
一三貫百五拾文　白米弐斗
　壱升ニ付百五拾五文宛
一拾壱貫五百五拾五文　濁酒五斗弐升五合
　壱升ニ付弐百弐拾文宛

〆弐拾壱貫七百八拾四文
右之通奉請取遣払申候　已上
九月十一日　六人判
御両人殿

覚

一御代物三拾壱貫八拾四文
　内一九貫三百文　古人六人賄代
右ハ御境筋草木苅払並御境塚上置御普請御用ニ付八月廿六日晩より九月十一日昼迄日数十六日賄数百八拾六賄但シ一賄五拾文宛壱人ニ付三拾壱賄宛
一弐拾壱貫七百八拾四文
右同断御用ニ付他領古人共江出会八月廿七日より九月十日迄隔日弁当七度相出申候入料
〆
右之通奉請取遣払申候　以上
天保八年九月十一日　御境山古人三人判
同里古人三人判
高屋五左衛門殿
折居兵左衛門殿

六九　和賀町　高橋兵吉文書

（表紙）

天保十一年子九月十二日

御境筋山中苅払並御塚上置御普請御用ニ付他領古人出会八月廿九日より九月十一日迄日数十三日昼弁当隔日六度相出申候入料書上帳

（本文）

覚

一七百弐拾文　塩鯛三枚
一四百五拾文　生鯛弐枚
一七百文　ふし弐連
一百六拾文　ほつき五ツ
一七百五拾文　鮎三十五
一弐百文　みの魚
一四百弐拾文　小鯛七枚
一弐百八拾文　しぎ七羽
一弐百文　ね魚
一三百文　舞茸
一八百五拾文　鮭弐本
一百八拾文　鯖壱連
一四百拾文　鮑弐拾五
一弐百五拾文　山ばい
一三百文　たまじ弐拾五
一弐百五拾文　うなぎ
一百五拾文　たご
一百五拾文　椎茸十
一百文　茶
一百弐拾文　板ふ壱把
一七拾八文　豆腐拾三丁
一三拾文　爪六ツ
一百三拾文　午房にんじん
一百四拾文　いものこ弐升
一五拾文　なす
一百六拾文　こんにやく拾枚
一弐拾文　ねぎ
一六拾五文　くづ
一弐拾文　こがらし
一四拾五文　岩茸
一三拾文　ミやうが

一四拾文　大根
一七拾文　しょうが
一五拾文　百合
一四百弐拾文　醤油三升
一四拾五文　酢三缸
一三拾五文　塩五合
一三拾文　火縄
一五拾文　薪炭
一弐百五拾文　味噌
一壱貫八拾文　白米壱斗八升
一六貫弐百六拾四文　諸白三斗六升
　壱升ニ付百七拾四文宛
　〆拾六貫七拾八文
右之通奉請取遣払申候　以上
　九月十二日
　覚
一拾六貫七拾八文　入料代
一九貫文　御賄代
一七貫弐百文　六人江被下
一壱貫四百文　飯炊分
一弐百文　山古人三人荷物背賃
　〆三拾三貫八百七拾八文受取
　手前自分町
一弐貫六百七拾弐文　振舞町
一八百弐拾五文　賄肴
　七百人之内
一百六人　天保酉八年
　六百五拾人之内
一百拾人　天保子十一年

七〇　和賀町　高橋武夫文書
（表紙）
天保十二年丑五月
御当領仙台領御境駒ケ嶽御堂御建替御用中諸品請取
物書上帳
（本文）
御駒堂御建替御用中入用之諸品請取物覚
一料紙　五連

内壱連　古人江渡
一筆　三対
内弐本　古人江渡
一墨　三挺
内壱挺　古人江渡
一日録大方紙　拾枚
一上大方紙　壱帖
一蠟燭　拾丁
内三丁　古人江渡
一明シ油　壱舛五合
但シ御代物ニて渡ル
一敷呉座　弐拾枚
但シ古人別当並大工木挽江壱人江壱枚官御代物時相場を以買上ニ而渡但シ大上小頭迄ニ
一御代物拾五貫文
右ハ御細工始並御雑事代之内御渡可被下候
御細工始古人並大工他領出会之節酒肴御渡被成候
一御扶持御証文　壱枚
一御雑事代上六拾文下四拾文宛被下候但シ御金所より御渡ニ御座候

付録　南部伊達両藩藩境塚関係資料

右ハ御両公様上下四人古人別当七人大工小頭上下弐人木挽平大工共迄
一御伝馬証文　三枚
但シ御両人様古人別当大工木挽共ニ被下候
一御人足御元割　壱枚
但シ一日出三拾人宛御細工中外ニ伐木賦上り人足御元割並諸道具上ケ下ケノ御人足参詣道苅払並御膳人足御元
一三（貼紙ノ様ナレトモ無シ）　御堂倒参詣道苅払御人足
一三百五拾人　御人足
右者御駒堂御建替ニ付日影山より駒ケ嶽御坂迄御伐木賦り上候指支ニ相成候木柴剪除並高森土木乱杭御取替所々御膳御普請入用之御人足　〆六百五拾人
右之通被仰付可被下候

鬼柳御仮屋より借上物覚

一三人前　黒椀
但シ壺角添
一三人前　黒膳猫足
一三拾人前　赤椀
一三拾人前　平膳
一五枚　盆

一壱ツ　湯次
一弐ツ　手桶
一三ツ　荷桶
一壱ツ　飯次
一弐ツ　手水盥
一弐ツ　盥
一弐ツ　半切
一弐　手水
一弐　盃
一壱ツ　提子（ヒサゲ）
一弐本　ひさぐ
一三ツ　煙草盆
一四本　しやぐし
一壱ツ　摺鉢
一弐ツ　鉄輪
一壱ツ　銚子
一四ツ　行燈
一弐組　但大小　四重

右者文化九年ニハ花巻より御渡被成候筈之所御渡不被遣爰許ニ不借上弁用仕候

○右何レも此度者鬼柳通御代官江御沙汰有之御仮屋守不残貸上手配致候也

三通江当物

一薦　五拾枚
一菰　七拾枚

右者鬼柳町御仮屋江相済候様被仰付可被下候

一藁苫（ワラトバ）　百枚

但シ幅六尺長サ六尺五寸

右者本畑江相済候様被仰付可被下候

一御両人様並古人別当支度料願上御代物拝借被仰付候是者御代物所より請取来候

一大工小頭並平大工御作料御雑事代之内前拝借願上被仰上候

他領出会入用

一御長持　壱棹

但シゆたん並桐油錠鍵共ニ添古人大工共他領古人大工共出会之節振舞ニ罷越候節諸品入候而持参仕候外ニ黒ぬり櫃壱ツ四重大小二組

一五寸樽　二ツ

新規為御拵御渡被成候

一看台　壱ツ

但シ大振り

右二品御用済後ニハ御流ニ相成申候

花巻御城より御拝借

一簀巻　二挺
一鑓　二挺
一かつさび　二挺
一鉄手子　壱挺
一細引　弐筋
一大じやぐし　二挺
一縁無　拾枚

但シ文化九年ニハ大納戸奉行より御仮屋守江書通シ遣御仮屋守より請取申候

一薄縁　五枚

其御元より御渡被成候右ハ御両人様江御貸被下候

一釘鉄物
一桐油合羽　拾三人前

但シ青地一ツ大工小頭江相渡申候外ハ赤合羽御渡被成候

一柾　弐抱

但シ定木並指札入用

右者山元江登山之節入用ニ御座候間其節御渡被下候様御用意被指置可被下候

御細工始入用諸品

一神酒鏡　六ツ
一中大方紙　壱帖
一茶椀　壱ツ
一瓦　九ツ
一昆布　三枚
一水引　小たば弐把
一神酒　壱舛五合

但シ上諸白

〃

一古人別当並大工共江垢離帷子壱人壱枚宛被下候
一下撰宮之節ハ入料御渡被成候
一御柱立御祝儀酒肴御渡被成候

御棟上入用並御備物

一壱連　紙
一弐帖　大方紙
一弐反　白木綿
一弐桁　おさ
一弐面　小鏡

一拾本　扇子
一弐ツ　たとふ紙
一弐具　木櫛
一弐ツ　毛抜
一弐ツ　はさみ
一弐拾匁　麻糸
一拾匁　真綿
一二折　昆布
一弐ツ　神酒鈴
一五合　神酒
一弐対　ひいな
一弐備　鏡餅

但シ三重ニして

一壱貫文　二ケ所懸銭
一三百三拾三文　蒔銭
一弐舛　白米
一弐百　蒔餅
一壱斗三舛　呑酒
一三拾人前　精進吸物
一三品　軽キ肴

右之通御渡被成候内餅之儀者別当江申付為捧御代物ニて被下候事

メ

覚

一弐本　七尺栗七寸角
右者上台御入用
一三本　壱間同七寸角
右者向拝上台階御入用
一三本　九尺同六寸角
内壱本同五寸角
右者本柱向拝柱御入用
一弐本　七尺同角
右者丸桁御入用
一弐本　壱間同角
右者貫根太梁御入用
一六本　壱間半栗五寸角
右者棰半長押内陣柱同敷居鴨居御入用
一弐本　壱間半栗六寸角
右者隔木御入用
一三本　弐間同六寸角
右者茅負裏甲御入用

一三本　弐間同四寸角
右者椽(タル)かつら椽つか御入用
一壱本　弐間同五寸角
右者土台繋御入用
一壱本　七尺同五寸角
右者向拝丸桁(クワンハイマルケタ)御入用
一弐本　壱間同四寸角
右者上下長押御入用
一四本　壱間半槻六寸角
右者ひち木御入用
一弐挺半　壱間中尺弐寸厚五寸槻鹿料
右者扉(トビラ)板内陣格子(コウシ)戸並羽目板御入用
一六挺　壱間中尺厚四寸栗鹿料
右者縁板露盤(ロバン)廻並すかる破風大床敷(シカ)板土台
上敷板御入用
一八本　弐間檜(ヒノキ)五寸角
右者のすみ木野棰同小屋桁同つか野木舞御入用
一弐拾四挺　壱間中尺弐寸厚四寸栗鹿料
右者朽菁屋根板御入用
一四挺　右同断桂鹿料
右者軒裏(ノキウラ)板天井板内陣上段こわ戸御入用
一壱本　長サ弐尺指渡壱尺壱寸同丸太
右者猫脚(ネコアシ)御入用
一弐本　弐間栗六寸角
右者土台上敷板下タ短(ミジ)木御入用
右之通御境御駒堂御建替入用之御材木積り指上申候已上

七一　和賀町　高橋武夫文書
（表紙）
天保十二年丑六月
御当領仙台領御境御駒堂御建替御用ニ付他領出会昼
弁当並酒肴振舞入料書上帳
（本文）
御駒堂御建替御用ニ付他領出会昼弁当並酒肴四度相出候入料書上
覚
一六百五拾文　餅白米壱斗三舛
但シ壱肴ニ付五十文宛
一六拾四文　小豆弐舛

一壱〆八百文　諸白壱斗
但壱舛＝付百八十文宛
一三百七拾文　鱒弐本
一七百五拾文　川鮭弐本
一弐百五拾五文　生ふし三ツ
一百七拾文　干鰯壱枚
一百八十文　ほや十
一弐百四拾文　鮑十五
一百五拾文　胡瓜五本
一百弐拾文　皮茸
一六拾文　やきとうふ
一四拾五文　ゆうがを壱本
一五拾文　こんにやく弐枚
一三拾文　薪炭
一五拾文　茶
一百四拾文　醤油壱舛
一拾三弐文　酢弐盃
一弐百文　宿礼
〆五貫三百七拾八文

一壱〆八百文　諸白壱斗
一壱〆弐百文　切麦
一四百弐拾文　鯛弐枚
一三百六拾文　まるだ三本
一百五拾文　数のご
一三百五拾文　鮎三十五
一三百五拾文　干はも拾五枚
一百文　てん
一三百拾文　茄子三十
一百八拾文　ちぐわふ三十
一四拾弐文　とうふ
一六拾文　青大豆五抱
一五拾文　味噌
一百五文　醤油三盃
一弐拾四文　酢壱盃半
一三拾文　薪炭
一五十文　薪木
一拾五文　箸壱抱
〆五貫六百弐拾八文

一六百五拾文　餅白米壱斗三舛
一六拾四文　小豆弐舛
一壱メ八百文　諸白壱斗
一四百八拾文　鱒三本
一弐百五拾文　はや十五
一百七拾五文　にしん五連
一弐百四十文　たまご弐十
一四百五拾文　山ばゐ三十五
一三百三拾文　するめ三把
一七百弐拾文　たなご三十枚
一百五文　胡瓜七本
一七拾五文　こんにやく三枚
一五拾文　こきのこ
一七拾五文　大角豆
一五拾文　塩五合
一百四拾文　醤油壱舛
一三拾弐文　酢弐盃
一五拾文　薪木
メ五貫七百五拾六文

一壱メ四百文　切麦
一壱メ八百文　諸白壱斗
一壱メ百文　川鮭三本
一五百文　うなぎ七本
一三百五拾文　干鮎三十五
一三百五拾文　塩引壱本
一弐百五拾五文　鮑十五
一百弐拾文　数のこ
一六拾文　とうふ
一弐拾文　くづ
一弐拾五文　大根
一五拾文　午房
一四拾文　ねんぢん
一三拾文　味噌
一三拾文　薪炭
一百四拾文　醤油壱舛
一三拾壱文　酢五合
一拾五文　箸壱把
メ六メ三百三拾壱文
惣メ弐拾三貫百壱文

右之通奉請取遣払申候以上

六月　御駒別当　善行坊

御境里古人高橋甚兵衛

〃　及川　助作

〃　八重樫栄作

同　山古人高橋直之亟

〃　高橋孫左衛門

〃　高橋　孫作

高屋五左衛門殿

折居　庄作　殿

七二　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）

天保十四年卯閏九月六日

御境筋山中苅払並御境塚上置御普請御用ニ付他領古人出会九月廿二日より閏九月五日迄日数十五日昼弁当隔日六度相出申候入料書上帳

（本文）

	覚
一壱〆三百五拾文	鮭三本
一四百三拾文	□壱本半
一四百八拾文	干ふし六ツ
一三百六拾文	干鮎三十
一弐百三拾文	かも壱羽
一七百弐壱文	塩鱒六本
一弐百文	しぎ拾羽
一弐百三拾文	ね魚三枚
一弐百五拾文	舞茸
一弐百九拾文	山ばい
一三百弐拾五文	鮎弐十五本
一三百八拾文	鮒弐十
一三百文	しび
一弐百八拾文	たまご二十五
一三百九十文	小鯛十三枚
一弐百文	たご
一百六拾文	椎茸十
一百文	茶
一百五拾文	皮茸

一六拾五文　板ふ壱把
一六拾文　豆腐十丁
一百文　午房にんじん
一百五文　いものこ三舛
一百六十文　こんにやく
一拾五文　ねぎ
一六拾文　くづ
一弐拾文　からし
一四拾文　岩茸
一弐十文　みやうが
一弐十文　大根
一八拾文　しやうが
一四拾五文　百合
一三百六十文　生醬油三舛
一五十文　酢壱舛
一弐十八文　塩五合
一三十文　火縄
一五十文　薪炭
一弐百文　味噌
一四〆九百四拾文　諸白三斗八舛

壱舛ニ付百三十文宛
一六百三十文　白米壱斗八舛
壱舛ニ付三十五文宛
〆拾四貫百三拾三文
右之通奉請取遣払申候以上
九月六日　同役六人　判
御両公様

七三　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）
弘化二年八月
夏油御山御境役預り御山ニ被仰付置候一件書上帳

（本文）
覚
一私共支配夏油御境附御山是迄御境役預り御山ニ被仰付置候儀委細ニ可申上旨御沙汰ニ付先祖共より手扣留向キニ向ひ左ニ申上候
一文録年中和賀郡　御拝領之節より和賀郡与仙台領伊沢郡両郡之御境相分り不申御境論度々有之候処寛永十八年御境目申合相据

御双方より始末書取替翌同十九年御双方御役人中御相談之上御境塚築済御境絵図並始末書御両方江御取替ン相済申候其節大平より駒ケ嶽江御境塚築済倉懸山より温泉場双方古人共争論之上和賀郡ニ相究り御当領ニ相据候ニ付御境筋同様御山も不残御境通之者預リ末世出入無之様急度見守可申旨

即性院様御代被仰付候

一前夏油温泉争論之御場所ニ御境筋同様心得支配仕来々出入無之様可相勤旨慶安三年折居嘉兵衛ニ被仰付御境筋同様支配仕湯守ハ不及申不寄何儀古人頭下知を以相納罷在候随而夏油御山奉行共ニ被仰付相勤来御用木為御出之節夏油御山奉行与名宛ニ而御老中より御証文を以古人頭夏油御山より御用木相出シ来候右御証文所持罷在候

一慶安三年折居嘉兵衛儀夏油御山奉行御境古人頭相蒙申候

一寛文九年高屋八右衛門儀夏油御山奉行御境古人頭相蒙申候

一往古三部之古人ニ御立被成候大次郎与申者子孫土佐与申者内畑与申所ニ住居仕子共三人御座候兄刑部其家相続二男藤左衛門三男覚左衛門右両人末家ニ差置候而此両人共ニ延寶六年夏油御山守並境山古人役嶽之湯守共被仰付罷在候右者共御境論之節山中安内ニ付御用相立候旨同八年古人頭より申立候処御境古人並御山見守候為御擬御切米三駄宛右三人江被下来候当時山古人高橋孫作高橋孫右衛門高橋直之亟ハ其子孫之者共ニ御座候

一延寶八年より貞享二年迄夏油入山並鱒沢より牛首戸沼三ケ所土倉山等江仙台領之者共数百人数度入込ミ諸木剪散候ニ付古人三人ニ而難防候ニ付本畑より日影山柳瀬牛ノ首戸迄居懸り之者長三郎長次郎三十郎孫十郎与申者古人頭より申付古人三人江差加イ相防山刀鐚其度毎数十挺取上其節々御城江差上申候右之通数度相働出情相勤候ニ付其旨古人頭より申立候処右七人江鐚一挺宛之御免判被下置候其後不作等にて散りゝニ相成候者も己前ハ御座候得共古人御山守ニ不限駒別当ニ至迄其子孫御糺被仰付亦今其子孫之者相蒙罷在候

一享保十七年迄ハ夏油御境古人御山守江被下来候鐚判ハ先書ニ相見得候通数代御境通相守候為御擬古人頭より申立被下来候鐚判故其頃迄夏油御境古人御山守三人江被下候御切米御証文与一同ニ古人頭江御渡被成来ル処如何御行違ニ御座候哉御郡代日戸五兵衛殿御勤中西根通御山奉行石沢孫市笘米地長右衛門御山守共江鐚判被相渡候間其節御町奉行太田五郎左衛門長坂半平江右行違之次第申出候処西根通御山奉行江相渡候間筋違与申ニハ無之候得共先前より相渡来候ハヽ来年よりハ各江相渡可申与申聞候処翌年ニ至同御山奉行より被相渡候間早速已前之通被成下度旨申出候得共鐚判ハ御山奉行より相渡筋違与申ニ無候由ニ而御渡無之候其後ニも一両

年ヶ内已前之通被成下度旨度々申出候得共御渡無御座右之通西根御山奉行より七挺之御免判被相渡候節より此かた八自然与右御山奉行之支配之様罷成候ニ付其旨御町奉行長坂半平江古人頭五々懸合申候得共早速相分り不申御流しニ相成居候乍然古人頭江夏油御山奉行御免之御沙汰向キハ無御座候

一夏油御山守江被下来候鑓判重ニ御境御用相勤候為御擬被下来ル処只今ニ而ハ御山奉行より請取其筋之得支配を候ニ付御境筋之御擬ト申義被失候様ニ御座候間軽者共御大切之御場所心得違御座候而ハ如何敷奉存候御指支之御儀も無御座候ハヽ前例之通七挺之御免判古人頭より相渡末世迄御境筋し御擬与申儀取失不申様仕度明和九年口上書を以申上候得共其節御沙汰無御座候

一元文三年岩崎御新田清右衛門与申候者之持地千草野少々之場所御境柳瀬御林下ニ御座候処右御境林迄千草野ノ内ニ御座候由ニ而上下鬼柳御百性共大勢罷越御林剪破候間古来より御境林之次第御山守共互々申聞候得共御代官相払候様被仰付候由ニ而右千草野初他領之内迄山刀鑓持参剪込ミ候由古人共申出候間其旨申上候処盛岡より御町奉行箇作右衛門古人頭折居嘉兵衛被為呼数日御尋之上右清右衛門無調法ニ付罷舎被仰付其後御郡代御見分之上兎角此所少々千草野有之故御大切之御場所出入有之候間右野形共ニ御境林ニ相立候様ニ被仰渡其頃より御林ニ相据申候

一寛保二年夏油山中内畑山ノ神社木杉願上候者有之候ニ付御境目通差支無之哉之旨被仰付候ニ付其筋吟味候処惣而古来より夏油山之大木御境目印ニ仕置中候就中右社木御境近所ニ而御境目印ニ御座候故為御剪被成候御場所ニ無之旨申上候ニ付為御剪不被成候依而右社本等ハ御境目印ニ相据置在候

一夏油御山之内御境附与御村附与申儀ハ已前ハ無之事御座候然ル処夏油御山不残御境附ニ而ハ水下御村方御百姓共炊料並普請物等相出候ニも迷惑之趣ニ相聞得候ニ付去ル天明年中より御境筋指支無之場所御村附与相心得見守可申旨御山守共江御沙汰有之候由申伝ニ御座候

右御沙汰向ハ御山守共江御沙汰之由ニ而古人頭江ハ御沙汰無之候得共御境筋指支無之場所見立御村附ニ相分ケ夫より西根御山奉行支配ニ相成申候由申伝御座候乍然御村附与名目付候御山境之儀ハ当勤之私共茂相心得居候ニ付両山之山之名別紙ニ相認差上申候一躰ハ只今ニ至候而も夏油惣山之御山奉行名目与心得相勤罷在候

一文化十二年より文政三年迄御領内惣御境奉行御持役ニ被仰付候其節夏油御山一件ハ已前御城代御持役之節之通ニ而相持儀無御座候其節山古人三人之者共名字帯刀御免被成下候其後御境奉行池田貢御境廻之節山古人共儀名字帯刀御免之者ニ被成下候上ハ御山守

兼役ハ不相成儀ニ候間銘々子共とも名儀ニ而御山守被仰候旨被申渡候

一私共御役名御境古人頭与被仰付置候処文政元年御境役与被仰出候

一文政三年己前之通御境向ヶ御城代ニ而御支配被成旨御沙汰有之候

一夏油惣山御山守之儀者御境奉行池田貢御境巡之節山古人三人之子供佐源太政之丞長助江被仰付御境附与御村附与両山御山守相勤来候処御境古人共身分引上り候者ニ付右御村附御山守御免被成候旨当六月鬼柳通御代官並御山奉行被申達候間御山守共申出候

右者私共先祖折居嘉兵衛高屋八右衛門古人頭被仰付相勤来候累代之手控留向ヶ並私共心得之委細書取指上申候以上

八月　　折居　庄作

高屋五左衛門

切田多仲殿

七四　和賀町　高橋兵吉文書

（表紙）

弘化四年末正月

山中御境小鱒沢論所之節懸合品々書留帳

高橋甚兵衛扣

（本文）

山中御境小鱒沢論所之事

一天保十四年卯七月頃より仙台領相去町塩問屋栄治ト申者山中小鱒沢ニおへて湯有之候与心懸ケ色々相尋候得共見付兼候間有時当領煤孫村大橋駒吉ト申者仙台領水沢町ニ而住居致候右駒吉ト申者山中小鱒沢ニ湯有之候趣相心得ト而相去町塩問屋栄治頼合ヲ以先達致候間其後栄治ト申者当領江相談も無之自分ニ人足召連右場所さま〳〵ト堀立候得共当領ニ而ハ一切相知不申候

其後天保十四年卯とし山中御境普通之年ニ相当候間九月廿一日ニ新湯本江相詰同廿二日取付同廿三日里古人万七山古人孫左ヱ門小鱒江沢罷越見届申候所其節仙台領居合之者ニ何ノ分合ヲ以此場所ヲ堀立候哉否可申出与相尋候処他領相去町忠助ト申者外ニ人数八人罷居候間当領より罷越候者申様ハ何レよりノ指図与相尋候処右忠助申様ハ拙者共自分ニ而ハ無御座候喜源太殿請之助殿差図与御座候何レ之御意ニ而も相出不申指留置候同廿四日山古人孫左衛門直之丞平沢之清之助宅江罷越右場所江如何御心

得ニ而御自分之御手入被成候哉と右場所ニ而ハ手前領ニ御座候
清之助申様ハ何レ同役相談之上御双方御立合ヲ以見分之節如何
様共御談之上相出可申与申故罷帰り候同廿九日右小鰐沢江双方
立合仕候他領同役西根村喜源太同清之助相去町利蔵同惣左衛門
当領方ハ古人六人懸合仕候当領ニ而ハ先年より双方立合ヲ以苅
払之場所先年之御境ト相心得申候間何レニ而候哉与申候処他領
同役四人之者共申様ハ小塚ト小塚之間すじハ御縄と申候当領同
役共申様ハ何ぞ此御場処斗右様之分ニ而ハ無御座候何レも山中
御境出入之儀ハ御覧之上相分り可申被申候他領同役四人之者申
様ハ兎角不案内ニ御座候間駒ヶ嶽一ノ塚より柳瀬之上迄御立合
見分被下度と頼合有之候定日約速之義ハ閏九月朔日ト御座候得
共毎日雨天ニ而洪水有之故延引罷成候依而十七日他領より立合
致度与申来候得共当領ニ而ハ前例之通御境秋廻山御用ニ而浮明
不申御山守共ニ度召仕イ候処他領挨拶ニハ同廿三日立合致度与
申来候同意仕候待合之義ハ日影ノ十兵衛宅ニて待合致候他領同
役山里古人西根村喜源太同清之助本右衛門相去町惣左衛門同利
蔵勇右衛門右七人参候当領同役不残御山守四人日影ニ而待合申
候見分始之義ハ日影之上より小鰐沢迄見分仕候明日ハ駒ヶ嶽壱
塚より見分可致と相談ニ而相分り申候他領同役共ハ小鰐沢他領
方ハ炭焼小屋ニ泊り申候当領同役共本畑直之亟殿宅江宿申候同

廿四日上小屋江当領同役並御山守四人参候他領同役参候口上ニ
ハ今日より右論処之場所於小鰐沢小塚と小塚之間見通ニ新規苅
払致候様と申候当領同役共申様ハ新規苅払杯と申儀ハ全ク相成
不申候と申入罷帰り候他領之同役共小鰐沢ニ罷帰り候跡当領同
役共相談之上御山守召連小鰐沢江参候論所之場所ニて双方出合
懸合仕様当領同役共申様ハ右剪通之義ハ相成不申候他領同役惣
左衛門清之助申様ハ小塚と小塚之間しゆびぎ通り共筋之御役人
より被仰付国切小塚岸割ニ手前領分斗苅候儀何ノ指支無之候間
其御領ニては御勝手次第ニ可致御私共人足詰居申候早速取付慈
悲苅払致候と申当領同役中申様ハ只今通りしゆん年苅払も御双
方御相談之上御互役頭江相伺候上御双方御沙汰済之節御出会苅
払致候と申候且ハ新規苅払候義御勝手次第御手入全ク相成不申
候何し其趣役頭江相伺御沙汰迄慈悲御控被下度と申入候得共な
かなか聞入不申候其日西向之沢端迄人足都合五拾人余ニて剪払
被申来候沢向ハ苅払之義当領ニ而指留罷帰り其趣廿四日之晩役
頭江御訴申上候同廿五日昼時ニ同役三人御山守召連小鰐沢江見
廻ニ参候沢東少々取付様ニ相見得申候
一同廿四日晩御両人様御相談之上折居庄作様廿五日之朝未明ニ花
巻江御出立被遊御町奉行所ニ御訴申上候御城代様御沙汰ニハ何
分取斗ヲ以取しづめ後日同心小頭三蔵不同心共六人御下り被成

直々廿五日之晩召連御帰り被遊候其晩ハ中島ニ宿仕候同廿六日御新田村水上其四郎宅江宿被仰付同廿五日より廿六日迄色々取しづめ候得共聞入不申小鱒沢ノ東長根小塚迄剪通申候其趣役頭江御訴申上候同廿七日高屋五左門様花巻江御出立被遊右之趣御訴申上候廿七日折居庄作様上下三人にて御宿仕候同廿八日ニ小鱒沢江当領御役六人御山守四人御同心六人折居庄作様上下三人後立ニ御出他領同役惣左衛門人足三人斗召連当領申様ハ先日中より懸合及候通慈悲御沙汰迄御控被下度と申候得は早速聞済掛者共罷帰り其趣役頭江申上候所庄作様花巻江廿七日晩御用状御立被遊候同廿八日仙台者共惣引取申候同廿七日之晩花巻三町奉行宮野太昆様盛岡江御出立被遊同廿八日ニ盛岡より御目付下田右京様上下五人御徒目附岩根七之助様上下弐人村松宇右衛門様上下弐人御同心弐人廿八日晩花巻御宿ニ而御座候花巻三町奉行名須川茂左衛門様上下弐人御同心弐人御物書小原覚平様上下弐人同廿九日黒沢尻御昼御宿にて同廿九日晩岩崎村江御出被遊御宿之義ハ御目付様ハ梅本之半兵衛宅ニ而御宿仕候御徒目附ハ半内宅ニて御宿仕三町奉立並御物書ハ折居庄作様之宅ニて御宿仕候同廿九日殿様御参勤ニ付折居庄作様並里古人万七甚兵衛鬼柳町江相詰被成同晦日ニ御見送り御礼仕候早速罷帰り申候其後御目付様之御宿江御徒目付御両人三町奉行高屋五左衛門御揃之所

江山古人弐人里古人壱人右三人罷出御尋有之候処前書之通一々申上候処御境大塚小塚之分一々申上候所誠ニしんぴようの申上方候と御語被下置候夫より十月十二日迄古人並山守弐人宛毎日論所之場所見廻仕候役頭江日々ニ御訴申上候其後長沼村光林寺様御心附ヲ以右論所江御立入被下仙台領西里村明善寺様江御出被遊右論場之趣一々御物語り被成御相談之上御立入被下仙台領之大肝煎江御出被遊色々御相談之上事済ニ相成依而其後書付之取替シニ付平沢之清之助宅ニて双方出合尤も加役之黒沢尻新町之作兵衛同道仕酒肴持参仕双方印形付ヲ以取替シ致候其取替シ之書ヲ御目付様盛岡江持参被遊十月十五日末明ニ御役人様方惣御出立ニ被遊盛岡江御帰り被成候古人同役中夏油川端迄御見送り仕候其後めい〳〵引取申候又其後光林寺盛岡御目付所よりおしやら〳〵として金壱両被下置候並花巻御城代様より金弐歩被下置候右之通事済之趣書付置申候　己上

一右事済之書付取替シ致候所之書ヲハ役頭様ニ而写取申候本紙ハ御目付様御城下江御持参被遊候

御賄代之事

御境古人御賄代之義ハ閏九月廿三日より十月十三日迄数廿一日壱人ニ付一日八拾文宛御下被下置尤も御山守之義ハ御賄代願上候得共御下ヶ銭無之候　己上

七五　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）

嘉永二年八月

夏油御山御境役預り御山ニ被仰付置候

一件書上帳

（本文）

覚

一私共支配夏油御境附御山是迄御境役預り御山ニ被仰付置御儀委細ニ可申上旨御沙汰ニ付先祖共より手扣留向ヰニ向ひ左ニ申上候

一文録年中和賀郡御拝領之節より和賀郡与仙台領伊沢郡両郡之御境相分り不申御境論度々有之候処寛永十八年御境目申合相据双方より始末書取替翌同十九年御双方御役人中御相談之上御境塚築済御境絵図並始末書御両方に御取替ン相済申候其節大平より駒ヶ嶽に御境塚築済倉懸山より温泉場双方古人共争論之上和賀郡ニ相究り御当領ニ相据候ニ付御境筋同様御山も不残御境通之者預り末世出入無之様急度見守可申旨即性院様御代被仰付候

一前夏油温泉争論之御場所ニ付御境筋同様心得支配仕来ニ出入無之様可相勤旨慶安三年折居嘉兵衛ニ被仰付御境筋同様支配仕湯守ハ不申及不寄何儀古人頭下知を以相納罷在候随而夏油御山奉行共ニ被仰付相勤来御用木為御出之節夏油御山奉行与名宛ニ而御老中より御証文を以古人頭夏油御山より御用木相出ン来候弐御証文所持罷在候

一慶安三年折居嘉兵衛儀夏油御山奉行御境古人頭相蒙申候

一寛文九年高屋八右衛門儀夏油御山奉行御境古人頭相蒙申候

一往古三郡之古人ニ御立被成候大次郎与申者子孫土佐与申者内ノ畑与申所ニ住居仕子共三人御座候兄刑部其家相続二男藤左衛門三男覚左衛門右両人末家ニ差置候此両人共ニ延宝六年夏油御山守並御境山古人役嶽之湯守共被仰付罷在候右之者共御境論之節山中案内ニ付御用相立候旨同八年古人頭より申立候処御境古人並御山見守候為御褒御切米三駄宛右三人江被下来候当時山古人高橋孫作高橋孫左衛門高橋直之亟ハ其子孫之者共ニ御座候

一延宝八年より貞享二年迄夏油入山並鱒沢より牛首戸沼之けた土倉山等江仙台領之者共数百人数度入込ミ諸木剪散候ニ付古人三人ニて難防候ニ付本畑より日影一同ニ古人頭御渡被成来候処如何御行違ニ御座候哉御郡代日戸五兵衛殿御勤中西根通御山奉行石沢孫市笘米地長左衛門御山守共々鑓判被相候間其節町奉行太田五郎左

衛門長坂半平江右行違之次第申出候処西根通御山奉行江相渡候間筋違与申ニハ無之候得共先前より相渡来候ハヽ、来年よりハ吾江相渡可申と申聞候所翌年ニ至同御山奉行より被相渡候間早速已前之通被成下度旨申出候得共錺判ハ御山奉行より相渡筋違与申ニ無之由ニて御渡無之候其後ニも一両年ヶ内已前之通被成下度旨度々出候得共御渡無御座右之通西根御山奉行より七挺之御免判被相渡候節より此かたハ自然と右御山奉行之支配之様罷成候ニ付其旨御町奉行長坂判平ニ古人頭互ニ懸合申候得共早速相分不申御流しに相成居候乍然古人頭江夏油御山奉行御免之御沙汰向キハ無御座候一夏油御山守に被下来候錺判重々御境御用相勤候為御擬被下来候処只今ニてハ御山奉行より請取其筋之得支配仕候ニ付御境筋之御擬ト申義取失候様ニ御座候間軽者共候而ハ如何敷奉存候御指支之御儀も無御座候ハヽ、前例之通七挺之御免判古人頭より相渡

（以下欠）

七六　和賀町　高橋正吉文書

（絵図面奥書）

右之通当領仙台領御境筋御廻村被遊候ニ付

右絵図面取調差上候　以上

嘉永三年戌六月

御城代

柴田武兵衛様

御物書見習

三田陸兵衛様

蛇口円治郎様

三町奉行

堺　佐平太様

御取次

櫛引善八郎様

御境役

高屋平馬様

同

折居多喜太様

里古人　八重樫万七

〃　及川助作

〃　高橋甚兵衛

〃　柳　作兵衛

山古人

高橋源作
高橋源左エ門
高橋直之亟

七七　和賀町　高橋兵吉文書（慶応三年まで綴込）

（表紙）
嘉永三年戌正月
諸書留控帳

上夏油ノ事

市兵エ　利兵衛扣

（表紙裏ニ左ノ記名あり）
『字上夏油　高橋市兵エ』

（本文）
覚一千時弘化午三年岩崎村一ノ沢御林ト申所前々御上様より杉植立被仰付猶又植立晴木仕候右晴末之後二分ハ御上様ニ而御取上八分ハ地主ニ被下候筈ニ而御上様より御取分御証文頂戴仕候随而前書御林下申者御林守当村中嶋折居庄作様之御山ニ而御座候地名仰万七ト申也同断御林雪払申度義ニ御座候而折居庄作様之親より小野寺織右衛門ト申者御域下江罷越御家老向并大和様之役人仕居候右小野寺織右衛門申様一ケ沢御山杯トハ此間杉も格別情木致候間雪払可申旨有之候幸へ此度ハ江戸御下屋舗御普請ニ而御勘定奉行浅屋儀八様ト此度ハ格別材木御買上被成候趣ニ御座候間右此者ニ売払可御旨有之候依而浅屋儀八ト申者本ハ黒沢尻町田嶋屋孫四郎宅ニ而手代奉公仕候者ニ御座候黒沢尻町欠落致候而江戸江罷越□物屋ニ手代奉公致居候而其後てうしうニ成申候当分御国杯トハ格別金銭不通用ニ相成候而御迷惑之事可申様之候間右野村儀八御国元江当分御蔵元仕候右ニ付御勘定吟味役被仰付候右之儀八買ニ而売上申度旨当肝入ヲ以御官所江願書申上候其後御官所より御域下に申上候間御域下より否之御沙汰も無之内小野寺織右衛門ト申者御山奉行岩清水判右衛門様罷越内談申候様先達而願書差上候処未タ否之御沙汰も無之候随而右之御山之義ハ被仰付候事つじ志やうニ御座候得共然処御内々ニ而右木品本切致度奉存候間此旨御ふくみ被下候而本切為致候様御内談願上候依而御山奉行岩清水判右衛門様乍内談御承知被下右之織右衛門内談次第御村肝入伊七ニ内談致候依而伊七申様右之趣奉畏候得共御上様江願書差上候間否日之御沙汰迄御扣可被下与織右衛門様江申上候得ハ右織右衛門申様筋ニ致事ハ右之趣候得共御早キ之御材木之事故慈悲慈悲早俄取不申候而ハ御用弁相立不申候乍綸言早ク本切為致候様何分肝入之

取斗ヲ以御用弁ニ相成候様頼上候と申候又候織右衛門御山奉行江取合右之御山本切ニ相成候様取合申候其後判右衛門様より岩崎村肝入伊七ニ内々之御沙汰向御座候様ハ其村一ノ沢御林植立杉本切致度有之候間御城下より聢と御沙汰向向無之内本切致事不相当ニ有之候得共御早キ之材木之事ニ候ハ織右衛門申ニ候間右ニ付内々ニ而相達シ申候ハ半右衛門様より御沙汰ニ而御座候右之趣肝入相蒙候得共御山守万七ニハ相達不申候得共織右衛門差図ヲ以右本切ニ取付角取等迄致居申候是より川端ニ出シ和賀川筋流候而川岸御物置御番所候前ニ引上ケ重置申候処其後盛岡江差上候願書右御城下より相戻り申候而判右衛門様之御同役池田源助様より右一ノ沢御山之義ハ願書御城下より相下ケ候之間本切致候事差留可申と源助様より肝入伊七江御沙汰ニ相成候依而肝入江御山守万七ニ厳敷右之趣申輪候得共本切致候事ニ候得ハ不得止事川流致候其後御城下江右之趣相聞得御尋に相成候間肝入伊七□之迷惑至極奉存候随而其冬十月岩清水判右衛門様御城下江御呼上被成候而直々御役御取上御沙汰迄他出無之様慥申付候と御目付様より御沙汰ニ相成候夫より村方ニ而本切致候木品不残寸尺共ニ書取らし度々書上仕候共翌年二月中旬ニ岩崎村肝入伊七並御山守万七迄親類附添盛岡江御呼出相成候と御官所御沙汰ニ御座候随而早速出立盛岡江罷越町宿ニ被仰付永々住居候其後御ひやうじやう処ニ而御尋ニ相成候間前文之通一々申上候間夫より右之宿元江相帰り候而五月三日迄御城下ニ居申候同三日ニ御目番之御代官様之内宅江御呼出ニ相成候其方共義此度御城下より御下ケ被成候御沙汰ニ相成候間依而銘々之宅江罷帰り其方共宅ニ而慎被仰付候間銘々家ニ而急度慎可申と御目番之御代官様より沙汰ニ御座候夫より銘々之宅江罷帰り慎申候同七月十七日御官所より御呼出ニ相成御沙汰ニハ其方共義慎御免被成候間左様ニ相心得可申候と御沙汰ニ相成申候肝入伊七義ハ右之肝入役相勤可申と御沙汰ニ相成候右ニ付仮肝入甚兵衛肝入役御免被成候而右之伊七ニ肝入役被仰付候肝入御城下ニ而入用銭之義ハ御山守具より為差出遣払申候已上

嘉永元申年

一杉植立被仰付植立之後情木仕候得ハ二分八分取分ケ御証文頂戴仕候得共右情木之後必々切取可申事一切不相成候何レ茂内々ニ而切取候而茂跡江切取候分植置可申事必々過分ニ切事無用也

但シ山師江者不可売候名々之家材木ニ者少々宛売可申候猶又切取候分あとへ植立可申候

嘉永元申年

嶺之湯元御差留ニ相成候事書留扣

一弘化四未年同年春より雨天続三日ハ無御座候間随而右ニ付御城下より処々の山々江夫者御廻被成候趣ニ相聞得候随而西根山嶽の湯斗り御差留ニ相成不申候間御城下御目付浅石治左衛門様より之御沙汰ニ候御差支之筋有之候間御沙汰迄湯場御差留被成候依而湯治之者早々今日中ニ払可申と工藤乙之助様並五日市乙治様黒沢尻御官処御同心小沢惣吉様目時半蔵下目明甚吉同三治郎同仙蔵右之者共御召連同八月八日嶽の湯元迄御出被成候而前同断御差留之趣湯守共江被仰渡候其節湯守共かれしれ申候得共御城下御目付所より之御沙汰ニ御座得ハ不得止事畏候而是より湯治之者共江右湯守共申渡候而払可申事ニ御座候嶽之湯元之事成ハ秋田仙台御国ハ不及申ニ三国之寄合之御場処ニ候得ハ一日二日ニ相払事も不及候二三日御延引被下候と御願申上候而八月十五日迄ニ湯守共迄惣人払ニ致候て之助様並御同心目明之者共四五日御逗留被成候而御下り罷成候

一嘉永元年申四月前同断湯場御免之御沙汰鬼柳黒沢尻通御代官処より被仰渡候様ハ嶽の湯元之義は御差支筋被有セ候ニ付是迄御差留被成候間是より地他共ニ湯治為致候様御沙汰候先年之通湯場江地他共申湯治為致候様被仰出候

嘉永二年酉正月

右之通被仰出候

御検地之事

一御支配所黒沢尻通里分村町分村北鬼柳村上江釣子村下江釣子村鳩岡ヶ崎村新平村後藤村藤沢村滑志田村都合惣高御改打直シ御検地弘化二己年春御竿ニ被仰付候

一同通横川目村立川目町長沼村藤根村都合四ヶ村は弘化三午年秋御検地打直シ被仰付遂被成候

一御支配所鬼柳通六ヶ村之内山口村葉保村岩崎村右三ヶ村江弘化四未年春御検地被仰付御沙汰ニ相成候而右三ヶ村ニ而ハ銘々支度仕候処右之御検地　御上様ニ而御差支之筋被有セ候ニ付御延引ニ相成申候残下鬼柳村上鬼柳村御新田村江ハ右御検地之御沙汰無之候間支度不仕候随而下鬼柳村ニ而ハ聢と御沙汰無之候得共都鳥十兵衛様ニ而内々支度仕候又残上鬼柳村御新田村ニ而ハ御沙汰無御座候得ハ支度不仕候已上

一其節盛岡ニ而黒沢尻通横川目立川目長沼藤根右四ヶ村江被仰付被参候而御検地江御出被成候御勘定方衆何も御上様より御しかりニ而御帰被仰付候其後御役御取上ニ相成候趣相聞得申候

一黒沢尻通横川目村立川目村長沼村藤根村右四ヶ村之御検地ニ付御訴御綺方被仰付坂水良八様竹村喜代太様右御両人右御検地村方へ罷越吟味被成候其得御城下より御引上ニ相成候而御尋ニ相成候趣御座候三四拾日程町宿被仰付候趣ニ相聞得候夫より内済被仰付

翌年御免之御沙汰ニ相成申候

一御官所御給人斉藤専之進様盛岡江御引上被成候而御尋相成ゟ町宿被仰付翌年内慎ニ而相帰り申候

一花巻御給人折居庄作様花巻江御引上御尋ニ成候夫より内慎被仰付候御境役之義ハ御別家之折居多喜太様仮役被仰付候其後本役被仰付ゟ相勤申候

一折居庄作様知行処之内御蔵地ト取替致候ニ付右之趣御上様江相聞得ゟ格別之慎被仰付其上御域下江嘉永二年酉三月御引上ゟ罷成候而身帯家屋敷御取上住居被仰付候其身親類江御預ニ相成候御境役前同断之通折居多喜太様江嘉永二年酉三月本役被仰付候已上

一御官所御給人斉藤専之進知行処之内御蔵地と取替致候故御官所ニ御引上ゟ御代官様より御沙汰ニハ其元義無調法之義ニ付御上様より身帯家屋敷御取上住居被仰付候

一花巻御給人菊地五郎八様知行所御蔵地ニ取替候ニ付身帯家江敷御取上住居被仰付候

一花巻御給人新渡戸三弥様四戸小左司様右御両人様知行処より御蔵地ゟ取替致候故半地御取上ゟ隠居被仰付候

嘉永二年酉三月

掟之事

一御検地有之候共御蔵地と御給所ハ取替致事無用之事附タリ地取替致候而若御上様江相聞得而ハ各別之無調法被仰付候必々地取替不可致事

嘉永二酉年

一弘化四未年他領出馬御吟味為御用盛岡より牛馬御定役松原俊左衛門様上下三人馬肝入並所馬喰共御召連鬼柳通六ヶ村之内昼夜御廻村罷成候処又御処御給人都鳥十兵衛様坂水良八様坂水良八様松岡俊蔵様安原伊兵衛様高橋半六様右之御人数も御銘々御上下弐人ツヽ昼夜御廻村被成候間昼泊り御宿御役之儀ハ行掛り次第申付候間鬼柳通下鬼柳村上鬼柳村岩崎村御新田楳孫村山口村右六ヶ村ニ而右之通御沙汰次第御役仕候其外村々迄役之者共御召連被致候右之人数江も賄致候四月より十月迄昼夜無滞り御境目通御廻被成候御賄之義ハ前文之通行掛り次第可致旨御官処より御沙汰御座候故前文之御人数江御役仕候随而高木通安俵通江も右之御定役様御出被成候其後為御内仮ト盛岡より右御同役之内瀬川喜兵衛様上下三人前文之通御廻り被成候村々ニ而も前書之通御役仕候

一其後御賄代御官処江書上仕候処嘉永三戌年御下ゲ銭ミすがたニ相成申候

嘉永四年亥二月

一干時弘化四年未十一月海辺野田通より御百姓共大勢出立大土通

宮古通右三通より押立遠野境迄詰合申候盛岡より御役人衆大勢御出被遊候而御差留被成候趣ニ御座候得共聞入不申随而遠野殿様御出被遊候趣ニ相聞得申候右大勢者共願書遠野殿様ニ差上申候直々御取次被遊候而右之者共銘々之宅江御帰し被成候但シ一日壱人ニ付壱舛夫持ニて御帰シ被遊候其節御国中江格別之御用金被仰付候得共三ヶ一通御取立被遊候残三ヶ二之処御免ニ相成申候猶又其節村肝煎取次ヲ以様々願書差上候得共御免ニ相成候者ハ前文御用金ト御買米三ヶ二年延被仰付候随而御代金ハ今以御下金無之候外無事も下相叶候已上

嘉永四年亥八月書之

一干時天保十一年子七月十九日大雨ニて同日晩四ツ時夏油川大洪水ニて夏油沢目通両則共ニ御田畑水押ニ相成申候外家江数共ニ水押並御田畑欠くずれ申事年寄共も覚無之程の洪水ニて御座候段々承候得ハ昔元録年中申年大洪水にて様相聞得申候右之洪ニも増ル程之洪水ニて有之様々相聞申候其節野水共洪水ニ而御座候右ニ付野通田畑水押ニ格別ニ相成申候夏油川筋之内上夏油前より御田地之内江水押揚(アゲ)下夏油ニ押懸り御田畑並家江敷共ニ格別水押相成申候夫より芦田江通御田畑並家屋敷にも迄押揚申候夫より段々内野和田夫々下々共ニ川端通御田畑並家敷水押ニ相成申事先年より覚無之程ニ御座候

嘉永四年亥八月書之

一干時嘉永四年亥六月朔日晩四ツ時嵐之湯元出欠ニ相成申候小家数拾壱軒座敷口数都合弐拾六坪壱軒も不残焼失仕候木地挽小家壱軒相残申候其節湯治之者都合七百人斗程住居致候其晩之内ニ相下り候様之者茂有之様々相見得申候得共湯守共吟味致候ニ付翌日迄壱人も相下ヶ不申翌日二日吟味ヲ遂ケ相下ヶ申候右之場処焼失ニ相成候ても湯治之者百人余も相残申候仮小屋掛居申候右湯治為致申候大火之節大勢ニて御座候得共壱人も汁かも等無之候其年湯守小家壱軒立申候残ハ仮小家ニ而湯治為致申候已上

嘉永四年亥八月書之

鬼柳黒沢尻通御官所御給人様方願上被仰付候次第次書之事

一鬼柳通下鬼柳村御百姓都鳥十兵衛ト申仁天保年中願上御官処御給人被仰付都鳥十兵衛与被仰付候其後盛岡御給人願上被仰付候

一黒沢尻通黒沢尻新町大黒屋治兵衛と申仁天保年中願上御官処御給人被仰付候城戸久之亟与被仰付其後盛岡御給人願上被仰付候

一同通岡町本町かきや伊八と申仁天保年中願上御官処御給人被仰付安原伊八と被仰付申候

一黒沢尻通鳩ヶ鬼崎村御百姓与兵衛と申仁天保年中願上御官処御給人被仰付後藤与左衛門与被仰付候其後盛岡御給人被仰付候

一同通上江釣子染屋十助と申仁天保年中願上御官処御給人被仰付

高橋保之進与被仰付其後盛岡御給人被仰付候

一鬼柳通燧孫村御百姓田屋之孫作と申仁杉植立拾万本御上様江御
往進ニ差上ニ付御免佐藤孫作と被仰付候其後隠居致候而黒沢尻本
町半兵衛と申仁ニ売渡申候右半兵衛事佐藤半左衛門と被仰付候其
後願上御官処御給人被仰付候

一黒沢尻通黒沢尻新町湊屋新治郎与申仁弘化年中願上御官処御給
人被仰付木村新治郎与被仰付候

一同通新平村御百姓源四郎と申仁弘化年中願上御官処御給人伊藤
源四郎与被仰候

一鬼柳通岩崎村御百姓宿ノ伊七与申仁嘉永元申年願上同二酉年御
官処御与力格被仰付同三戌年尚又御官処御給人被仰付候

一黒沢尻通黒沢尻町小沢孫庄太与申仁嘉永二酉年願上御官与力格
被仰付候小沢庄太与申候

一同通新町亀屋伝助与申仁嘉永三戌年願上御官処小原伝助与被仰
付

一同通新町八百屋源助与申仁御官処願上高橋源助与被仰付候

南部信濃守様御代

御南部甲斐守様

嫡南部美濃守様御代

右之御代之内天保年中より嘉永年中迄町人御百姓願上御諸士被被
仰付候

右之御諸士方御銘々身帯願上野等新田頂戴仕候

右之通ニ御座候以上

嘉永四年亥八月書之

一干時弘化之末年

殿様御病気ニ付江戸より公儀御忍ぶ御国ニ御下り申候海道筋格
別之普請致申候御国ニ而は格別之御物入ニ御座候

一同年戸江より

公儀御目付様御国ニ御下り申候両断之通海道筋普請致申候御国ニ
而は格別之御物入ニ御座候其後殿様御国御隠居ニ相成申候与相聞
得申候

一干時天保三己年春より段々草木之花も相おくれ申候なへおき上
々田植共ニ相おくれ申候天気一日と無之雨ふり続ク事可申様無之
上用中あめふり続わせ稲斗之のり申候おく稲之のり無之此年大か
し種なしニ而御座候穀物相場米壱駄ニ付之両位餅米壱駄ニ付之両
二歩位搗粟壱舛ニ付弐百文位搗稗壱舛ニ付弐百文位かつさ粟壱舛
ニ付百三拾文位かつさ稗壱舛ニ付百文位搗麦壱舛ニ付三百文位ー
な稗并ひえぬか共売買ニ相成申候外ニとちしだみ（栃）共山物ハふきが
んざの葉山ごぼうの葉都而山物喰物之類売買相成申候中ニも秋田
杯而ハ大がしニ而御座候已上

一天保六申年前已年之通大がし二而御座候穀種なし二而御座候秋
田世中上々二御座候仙台より米買役人罷越天分二買道中ハ沢内通
仙人峠切留瀬畑岩崎宿仙台領相去町江送り申候賃銭ハ右処々二而
相払申候外秋田よりそぐつ並大根のほし葉共二南部仙台より買人
大勢罷越買申候仙台南部大がし二而御座候
一天保九戌年大がし二而穀物種なし二御座候都而穀物高直二而御
座候右穀物直段し義ハ暦二御座候
慶応二寅年春ゆききへやすき事可申様無之候間然れ処寒(ひゑ)る事如
何可申様無御座候都而物高直成事二而御座候正月二日米相場壱駄
二付弐両壱歩位より三両位迄之四月頃之両壱歩より四両之歩位迄
なへおぎ悪ク田植ハ初田植より十日おぐれ植はだち申候五月六日
頃五両三歩より六両壱歩位迄致而世の中悪ク相見得申候六月中旬
より七月十三日迄天気続キぬぐみ宜敷ク世の中と相見得申候七月
頃米弐両弐歩位より三両弐歩位迄七月十四日大雨より冷(ひゑ)く相成
申候ほん前二出穂候稲ハみのり申候盆後出候稲ハミのり致而悪ク
御座候八月頃ハ米六両壱歩位搗栗壱舛二付五百八拾文位八月十五
日大雨ふり夫より稲少々ミのり申候八月八日大辰巳風二而畑物大
不作相成申候世の中下々に而御検見下鬼柳村江九月廿日御出被成
候上鬼柳村江ハ同廿五日引うつり岩崎村江ハ同廿八日引うつり煤
孫村江ハ十月五日引うつり申候煤孫村追揚二而御座候山口村江ハ
横川目村よりうつり申候夫より立川目村江引うつり当年御物成米
中作より上イ之御ぶ付二而当所二ハ五ツ成より四ツ七分四ツ三分
三ツ七分位之御ぶ付二而百姓共迷惑致候九月古米壱駄五両より六
両三歩位新米四両より五両弐歩位稲壱束二付米上々之処二而壱舛
五合位中七合位下之処ハ壱合弐合下々種なし粟稗下々にて御座候
十月頃米壱駄二付古米七両弐歩位新米六両三歩位搗栗壱舛二付七
百文位白米八百文位十一月新米五両壱歩古米六両弐歩位十二月新
米四両三歩より四両位二而御座候搗栗壱舛二付五百八拾文位当年
之世の中凶作同様之不作二而山形通種なし
一御年貢米十一月中旬より段々上納仕候同廿日頃より貢付畝敷相
成候御城よりも御勘定方川村寿助様ト申候仁御出役被成候格別之
御貢付二猶又御代官御下役御目番御当番四人村下り被遊御貢付畝
数御座候十二月四日五日八日九日迄二半穀より上イ二上納相成申
候然ル処十二月九日晩鬼柳黒沢尻通百姓共一統御年貢御買米願二
て盛岡に出立右百姓人数一軒も不残黒沢尻通より鬼柳煤孫村江罷
越候人数大勢御座候夫より和賀川を越後藤野二出清水江罷越山根
通斗罷越申候人数大勢二相成申候松林寺大蔵様江懸り何レ山根通
斗り通り申候志和稲荷様江懸り候ト聞得同所二泊り申候間夫より
志和海道通り御城下を心差罷越候処右通筋之内岩崎ト申所二而御
城下より御役人衆大勢御出被遊候而御差留被遊候右御役人様方西

附若之通十二月十二日

一御用人ニ而御家老佐馬内右膳
一御目付　山屋直治郎
一寺社御町奉行　尾崎　富衛
一御勘定奉行　照井　賢蔵
一御代官頭殿　高野　恵吉
一御徒目附　早川佐治右エ門
　宮沢　官平
　菊田庄之助
　工藤　幸蔵

外ニ

若士御同心都合千人斗り御詰合ニ而御座候已上

右之御人数願之筋有之候ハヽ差上可申何分取次候ト被仰不直々願書差上候ト相聞得申候

願書聞書

一御年貢米是迄上納之外年賦被成万度候事
一御買米永々御免被成下度候事
一高浜様畑返し御免成下度候事
一諸御給人黒沢尻御官処江御出入並御同心元弐人之取近年五人相出迷惑之事
一附上伝馬川登セ被成下度候事
一本御金目高御本役ニ相成迷惑候事
一非常御囲籾御免被成下度候事
一鬼柳町差配役元壱人之処五人相成迷惑候事
一塩鉄下直ニ被成下度候事
一御官所定番弐人ニ被成下度候事
一大豆御免被成下度候事

〆拾壱ケ条ト相聞得申候

右之願書岩崎ト申処ニて差上候ト斗り聞申候夫より志和稲荷両別当ニて御上様より飯煎御下ケ被下置頂載仕候夫より帰り石鳥谷町江出酒屋ニて酒為呑申候花巻ニても右之通酒屋ニて酒為呑候飯も被下候

右之通銘々家々ニ罷帰り申候十二月十四日帰り

十二月十九日志和ニて差上候願書之趣御免之御沙汰ニハ肝入老名持高組頭給処肝入迄御呼出相成候被仰渡候

黒沢尻御官処ニ而

御城下より御役人御出被遊御代官様立合

一当御年貢米是迄上納外年延被仰付候
一当買米御免被成候事
一畑返し御被成候事

一当非常御囲籾御免被成候事
一仕付米御下ヶ被成候事
右之通御沙汰ニ相成申候外品々有之候得共御吟味之上押而御沙汰被成候と被仰付候
十二月十九日
右之通ノ次第柄必々致間敷候右様之事心得違之者有之候而出来仕候ては重キ御無調被仰付必々致間敷候已上
鬼柳黒沢尻通御代官
中嶋六郎兵衛御免被成候
代り上田寛五郎
山内大六御免被成候
代り岡本茂弥太
二子万丁目通御代官不残御免被成候
安倍高本通御代官不残御免被成候
八幡寺林通御代官不残御免被成候
一翌年慶応三卯年
四月御城下より御目付御徒目附御同心召連御官所ニ不抱徒党者御召取被成候付直々御出鬼柳通村方ニ御出被成上鬼柳村中田助治岩崎村孫七子共乙松と申者山口村堰合之十兵衛子共右三人御取扣ニ相成直々御城下ニ御引上上鬼柳村助治国町ニ御ろう入山口村十兵衛子共同断岩崎村乙松長町御ろう入相成申候孫村長出之孫兵衛同村山野ノ清八掛おち致候外ニ山口村羽ノ村半蔵西田藤右衛門親子共ニ緊落致候已上
卯五月
其後藤右衛門義ハ御召押ニ相成盛岡に御引上御ろう入相成候翌年御ろうニ而病死相成候死人ハ山口村子共並親類之者脱共願下村方江持参申候
明治二己年後　天廷様より会津せうはつ被仰付仙台陸津守様先陣蒙り南部美濃守様ニ番陣蒙り夫々支度仕候て高千石馬五疋人足拾人余召連銘々御国元出立押寄ける然処如何次第柄ニ候哉朝廷之仰も不戻銘々国元江引返り申候夫より仙台南部ニ而朝廷之御達し茂無之所秋田江打入候仙台ニ而ハおろせロより打入秋田領手倉ト云所より岩井川増田横手町角間川陸郷近所迄押寄南部勢は鹿角口より押寄秋田領十二所大館夫より段々打入申候千時朝廷よりいくさの義差留之御達シ相成申候南部勢も仙台勢も打死手おへ者も数人有之先以国元江罷帰り申候天子様より色々之御達有之其後南部諸士仙台白石江引移り之御達銘々支度仕白石さし急キける盛岡士斗ニ御座候花巻並三戸在給人不残暇之御達相成候不残帰農被仰出候然ル所又候帰国之御達し相成直ニ白石上り帰り途中迄参り候者も数人有之不残城下ニ罷帰申候甲斐守様美濃守様東京ニ而御隠居

右御人数不残東京江御登り被遊候南部彦太郎様殿様ニ相成東京ニ而壱万三千石被下

開書之事

嘉永七年寅正月ヨり同十三日御沙汰ニハ来より段々唐船ニ付御国ニ而ハ仙台境より大畑迄七浦有之候ニ付右七浦之内堅メ方の御役人衆罷越ニ付村々高百石ニ付人足之人ツヽ、馬壱足口取壱人宛相添外ニ村力者之もの壱両人宛書上可申旨御官所ニ而正月十三日御用初之節被仰出候夫たり度々者之もの御せんさく御座候村々吟味致候

去年より江戸表ニ而あめりかぶきす右二ヶ国より舟ニ而罷越相州浦川之湊ニ異国人舟より罷上り申候右ニ付江戸並日本国中大騒動騒動ニ御座候夫より翌年三月異国人罷越筈ニ有之候国々大騒動ニ御座候

南部信濃守様御隠居ニて御座候所江戸より御登りし趣嘉永六年より度々御沙汰御座候趣ト相聞得候得共御登も無之候間度々之御沙汰ニ付同七年正月廿六日盛岡御出立被遊候間盛岡より鬼柳迄四泊り汰ニ而御座候盛岡より仙北町泊り夫より郡山泊り花巻泊り鬼柳泊り仙台領ニ而は水沢泊り一ノ関泊り夫より仙台城下迄十泊りト相聞得申候都合江戸迄日数廿五日ト相聞得申候風説ニ御座候

七八　和賀町　高橋兵吉文書

（表紙）

嘉永六年丑正月

御当領仙台領御境古来並嶽湯元古来書写帳

利蔵扣

（本文）

一慶安年中折居様御境役被仰付候由

一延宝年中より高屋様御境役被仰付候由

一孫作先祖内畑土佐与申者子供三人御座候処兄刑部其次藤左衛門末弟覚右衛門兄弟三人御境古人並夏油御山守りニ御境古人頭より申立候而延宝年中被仰付御切米三駄ツヽ古人三人江被下置候本家孫作前々ニハ大二郎与申御高壱石弐合御免地御座候先祖大太郎大二郎与申候而御座候由総覚大師駒ヶ嶽御開基之節より先祖山居只今之処ニ罷在候由兄大太郎ハ山入坊与申て御駒別当先祖之由弟大二郎ハ古人御山守之先祖ニ御座候往昔先祖火事之為武具馬具太刀等も焼失申由系図巻物も此節相失申由ニて末世ニ相成只今ニ而ハ何人之子孫与茂可申様無之且焼残り之品ニ残り候着物ニ笠之紋付ニハ高橋之名字ヲ申上私共三家共ニ御上様江も高橋与申上置候

一御免請判被下置候次第ハ御境御山江他領之者共入込ミ防キ兼御訴申上候処古人頭様より被仰付本畑日影柳瀬牛首戸居掛り之者長三郎長二郎三十郎孫十郎与申古人に手伝被仰付数度相防山刀踈時々数十挺引取差上申候処御役頭両人より花巻江御上ケ被成其後も数度仙台領より乱入り候ニ付相働き防キ候ニ付両役頭より被仰上ケ被下候而古人御山守三人並長三郎長治郎十郎孫三十郎四人都合七人江踈御免判被下候右御免判前々御両人様より御渡シ被下候処当時御山奉行より御渡シ被成候此御免判ハ春木ニかゝわり被下候御免判ニハ無之候御境ニかゝわり被下置候御免踈判ニ御座候

一御境塚築初メハ寛永十九年なり但し大塚斗り其節ハ築候小塚ハ其後双方古人共御手入度毎ニ間遠之所江築候由御境塚御きわめ被成候節御役人様ニハ石亀庄兵衛様重茂与三右衛門小枝指権兵衛盛岡より被遣候御役人様其外古人頭折居嘉兵衛様御立合被成候由

一仙台より御立合御役人ニハ川嶋豊前笹町七郎右衛門伊木安右衛門右三人なり御両国御絵図御取替シも相済申処湯元之義御絵図ニ和賀湯伊沢湯与有之筈也

一湯守之次第ハ仙台ニ而ハ伊沢湯与申御当領ニ而ハ和賀与申御絵図ニも両名ニ有之義殊ニハ御境論之節くわしく訳合有之事故湯元ハ不及申ニ夏油御山共ニ古人頭御支配ニ而湯守ハ大昔より先祖刑部前々より右湯元見付取立白猿之湯沓仕居之ヲ見付是ヲ名付而白猿湯与前々より申唱罷在候由殊ニ三ケ国入込ミ之御場所故稀ニ御頭衆より被仰付湯守りニ拘り不申万事心ヲ付利徳之為ニ行歩之穢し不申様被仰付罷在候事

一元文二年沢内太右村三十郎与申者右湯元□上願上候得共御頭衆ニ御沙汰ニ而御境より差支申出三十郎願御下ケ被成此節も山古人共江猶湯守心ヲ付候様被仰付罷在候寛永四年之頃ト申事ニ御座候折居嘉兵衛様江被仰付御内御絵図為御認被成し而上覧之後花崎甚兵衛様より折居嘉兵衛様江戸江御登り被仰付御境御絵図石井伊賀様ヲ以申上候所殿様御直ニ御尋有之寛永十九年ニ御境御塚相据り申候

一駒ケ嶽参詣道之初リハ享保七年花巻より高橋多右衛門様御役人ニて御出三角沼ノ水仙台領ニて盗取り六原用水ニ可仕手段ニ而隠塚二ツ有之堰場へ沼之水ぬき候様ニ致候事故私共先祖申上右御見分相済候後折居多右衛門様盛岡へ御出盛岡御城ニ而折居様右次第言上仕書付も差上申候由沼ノ汁だ出入与申ハ此事ニ御座候其後享保八九年之頃ニも御座候由御境近辺に参詣道与申て道を打通諸今一ケ年置ニ御手入御座候其後仙台領より申来候て御境塚も山里共ニ築直シ申候由委敷ハ両且那御留有之子孫之者も

気ヲ付覚居り可申事ニ御座候荒々折居様より御写頂き爰ニ記置也

文政十亥年

花巻御城代様御境廻ニ御出被成候留

一同年六月十六日花巻御出立堀孫村下通町勘太処御昼食宿迄山里古人衆御出両且那様山里古人衆も岩崎船場江罷出御案内申候事御村方よりハ肝入老名共も罷出後十六日晩御泊りハ御城代様ハ畑ノ孫八宇御宿也同処喜助処ハ花巻御役方様並両且那様之御宿仕候翌十七日湯元迄御出被成候其節徳助子供孫左衛門長七子供頂之亟右両人御城代様御手引被仰付日影迄罷出御役請仕夫より湯元御逗留都而御廻り中御附被下相詰居勤上申候十八日雨天気ニて湯元ニ御逗留翌十九日駒ケ嶽江御登山被遊夫より廿日雨天ニ而湯元御逗留被遊廿一日御下山又御登り之通り徳助喜助両家ニ而御宿申上候御附之義ハ始終下鬼柳村よりいだし候同廿二日御出立御境筋御出被遊岩崎村柳瀬ニ而御昼仕候御附之義ハ右村ニて御附仕候夫より御境筋御通被遊岩崎村小屋敷其時之共肝入周助宅江御城代様御泊り之由柳田ハ御役方様御泊り古人頭様之御宿肝入東権八宅ニ而御座候由徳助孫左衛門頂之亟共ニ柳瀬ニ而御暇頂キ候為太義料直之亟孫左衛門江五百文ツヽ被下置候其節御出被成候御人数左之通り

一御城代　中野舎人様

御上下御馬御取り陸尺迄ニハ弐拾三人斗

一御町奉行　神山勇（男カ）也様

御上下五人但シ御同心迄ニ

一御取次　宮野数馬様

御上下四人御同心迄ニ

一御境御役高屋豊右衛門様

御上下三人

一同　折居兵左衛門様

右同断

一御城代様江御附候御医者

築田文安様上下弐人

一御物書　鈴木守之進様

一同　上田平八様

一同御給仕けん帯　柏葉良助様

一此節之御役方様ニハ無之候得共亀ケ盛東吾様此節之御代官左之通

一御代官　桂　源五右衛門様

一同　沼宮内直理様

一御下役　長嶺九郎八様

一同　白岩壮平様

一下鬼柳村肝入喜右衛門

右前書之通

嘉永六年丑正月写申候　已上

七九　和賀町　高橋武夫文書

（表紙）

安政六未年

萬延元申年　申八月

御境御駒堂御建替御普請他領出会向諸御下物万留帳

御境古人

高橋孫左衛門

（本文）

御境御駒堂御建替之義者仙台領江先例之通打合之上御取附日限御定御上様より御下知相成候上ハ御取附申候十二月十五日より御取附御日限御細工初被仰付同十四日より鬼柳御仮屋に相詰候御人数左之通

高屋平馬様上下三人

折居嘉兵衛様同三人

山古人　高橋孫左衛門

高橋　孫作

高橋覚左衛門

里古人　高橋甚兵衛

及川　助作

八重樫萬七

卿　作兵衛

別当　善行坊

右之通御伝馬被下置同十四日より鬼柳御仮屋江相詰申候

花巻より大工木挽共同十四日より同所江詰候人数　大工小頭　宮沢義四郎上下弐人

子共長太郎召連

脇大工　幸　七

平大工　弐人

幸七弟子壱人

大挽小頭安太郎

平木挽　三人

右之通御伝馬被下置十四日御仮屋江相詰申候

御役頭御両人様　御城代席居申候

古人別当　御取次席居申候
大工小頭木挽小頭御賄席居申候
平大工木挽共　御同心部屋ニ居申候
此度者内々ニ而　御納戸席ニ居申候

右之御人数江御扶持米被下候義ハ御役頭様上下三人一日壱人玄米九合ツヽ、古人壱人一日九合別当同断大工小頭上下弐人一日壱人九合宛平大工一日壱人壱升弐合宛木挽一日壱人壱升七合宛被下置御雑事代一日壱人上五拾文下四拾文宛被下置候
十月二十四日相詰候節御仮屋ニ而入用之諸道具左之通

一弐拾人鍋壱ツ　一拾五人鍋弐ツ
一六人鍋壱ツ　一四人鍋壱ツ
一五人鍋壱ツ　一五升入釜壱ツ
一　但唐金釜湯釜ニ用
一荷桶四ツ
一足洗たらへ弐ツ
一手水はち弐ツ　一ごとく壱ツ
一手水桶弐弐ツ　一まな板弐枚
一湯次　壱ツ　一飯次弐ツ
一半切　弐ツ　一小桶四ツ
一ひさげ壱ツ　一ひさく弐本
一莫盆三ツ　一しやぐし四本
一へら弐本　一摺鉢壱ツ
一銚子壱ツ　一行燈四ツ
一四重四組　一黒塗五人前
　但大小ニ而　但シ猫足
一黒椀拾人前　一赤椀拾人前
　但坪角添
一平膳拾三枚　一なべ壱三ツ
一たらへ壱ツ
〆

右之通御代官所より御仮屋守下鬼柳村肝入之右衛門江御沙汰ニ相成請取致拝借候
外ニ不足ニ而揃者共内々ニ而かり候品物
一拾人鍋壱ツ　一八人鍋壱ツ
一三人鍋壱ツ　一四人鍋壱ツ
　但シかん鍋ニ用
一せと物類　但シ御酒ざく物入ニ用
〆右者普作殿ニ手配為致借上申候

右之通揃者共ニ而借上大工木挽共迄相渡十二月十五日川岸御蔵元より御扶持米下ケ
一御蔵米三駄　十五日下ケ

右者不残斗立ニて請取申候

内一片馬　御役頭様ニ而請取

一壱駄　古人別当ニ而請取

一壱駄片馬大工木挽共ニ而請取

十二月十六日御新立御細工初御上御玄関ニ而御祝仕候

御新立左之通

同三本　脇大工壱人　同

御幣三本三段ニカザリ御神酒三通カワラ御柱二本大工小頭万四郎

壱人子供長太郎

同三本　但し御鈴ニテ　三通　同壱人

但シ四方江しめはり申候

高屋　平馬様

折居嘉兵衛様

山里古人　七人

別当

右之通何も肩衣袴ヲ着シ立合申候御新立相済候後御役頭様より御吸物御酒被下

十二月十七日より御細工御取附申候

花巻御城より御下銭

一拾貫文

付録　南部伊達両藩藩境塚関係資料

右者御役頭様御両人支度料江御拝借

一

一拾六貫文

右者古人別当八人前同断

一壱貫弐百文

右者古人別当八人数ござ代被下壱人ニ而百五拾文ツヽ、

一五貫六百文

右者こうりかだぴら代古人別当八人ニ被下壱人ニ付七百文、

一五貫六百文

右者他領出会ニ付御下現二度分一度ニ付弐貫八百文宛天保年中之御建替節迄者其節之懸り次第御代物御下渡被成候得共此度ハごけんやくニ付右之通

右他領出会之義者仙台古ニ而者来早春ニ致度旨申来候御当領ニ而者当年中ニ一度地板尺杖之取替出会致度旨色々及相談ニ候得共他領ニては来春ト申斗事ニ候不止得事高橋孫左衛門及川助作高橋孫作他領古人桑畑弁次郎宅迄二度罷越漸々之次第ヲ以当年之出会ニ相成右出会ニ相成右出会之義は十二月廿六日御当領鬼柳町古人萬七殿宅ニて支度仕候

御当領ニ而支度物

一壱貫五百文

右者名代並午房にんじん代共

一六百五拾文
右者とうふすしやうゆろうそく炭薪木外諸品代共
一九百文　右ハ中塩引弐本代
一六百七拾弐文　右ハ白米八升代
一弐貫文　右者生酒壱斗代
〆五貫七百三拾弐匁
外ニ宿茶料有
右者花巻御城より白木之御長持壱棹ゆだん添白木之五升樽弐ツ白木之呑代壱ツ入御拝借仕候他領出会之節酒呑入御仮屋より右宿元迄致持参候
十二月廿六日他領出会之節

献立

一御吸物あかうを　一御呑　たこと
氷とうふねぎ　あわび数の子
一坪たらのきくねぎ　一取呑　二品
氷とうふ
一飯　平たら　焼とうふ
塩引焼物付

右出会之節他領古人衆江差出候品物生酒壱斗中塩引弐本右之通御当領ニ而者同役中不残別当大工小頭脇大工三人木挽小頭壱人相詰申候

仙台領より罷越候人数右之通
御境古人桑鳴弁次郎小野寺嘉源太名代子共左門千羽茂吉小野寺李右衛門相去町平右衛門勝四郎平蔵別当光善院大工弐人小頭名代トして朝挽壱人右之通罷越

持参物

一生酒六升　但シ三升樽二ツニ入
一海鮭弐本

右之通持参被致候
十二月廿六日正九ツ時他領より被罷越候夜ノ五ツ迄居申候
同役中相揃御仮屋江罷帰り御役頭様江他領出会済首尾能相済候趣申上夫より御両人様江御吸物御酒差上他領出会支度之通御馳走差上申候
右之通他領出会も相済候間十二月廿七日山古人三人別当銘々之宅江罷帰り大工小頭平大工木挽小頭平木挽共迄花巻江罷帰り外ニ平大工幸七ト申者壱人残り御役頭御両人様里古人四人残り居申候
一拵候木品並駒御伐木見守之者御手合ニ而御代官所江御談合被成候得共相分り不申候事故色々花巻江も御談合被成候十二月廿九日古人萬七祐作江見守申付外ニ鬼柳町検断庄八江も内々ニて申付候同廿九日御役頭御両人様里古人四人大工幸七九ツ時御仮屋御出立罷帰申候右御仮屋ニ而拝借致候諸道具不残御仮守肝入三右衛門ニ

相渡可申処ニ御座候得共肝入名代鬼柳町清十郎ト申者ニ拝借物不
残相渡罷帰り申候外ニ自分借り候諸道具少々有之候同町善作ト申
者ニ頼置申候

一三貫四百五拾文

右者十二月十四日より同廿九日迄薪木代古人並大工木挽共迄相
渡申候

一四百弐拾文

右は起炭三俵代外ニ三俵山古人衆より見舞〆六俵

右者御役頭様古人大工木挽共迄御下渡シ被成候

十二月十五日

一御蔵米三駄　御扶持米

〃廿四日

一同　三駄ト弐斗五升五合　同断

〃六駄ト弐斗五升五合

内

一七斗五升六合

右は御両人様上下三人十二月十四日より同廿八日迄

一壱石八合

右は古人別当八人分前同断

一弐石九斗三升壱合

右は大工小頭上下弐人平大工木挽小頭平木挽迄前同断

前書之通十二月廿九日御仮屋一先引取之節御仮屋守名代として清
十郎ト申者ニ御仮屋並諸道具相渡罷帰り申候得共翌年申正月御代
官所より御仮屋守肝入三右衛門並両町検断江御沙汰ニハ御境御駒
堂御建替御材木検断肝入役ニ而相守可申ト御沙汰ニ相成右ニ付御
仮屋守並検断居懸り古人萬七立合ニ而相渡見守為致申候外ニ御仮
屋ニて拝借之諸道具肝入三右衛門江翌年申正月晦ト相渡申候右三
右衛門ニて諸道具慥に請取候趣御代官所江御訴申上候依而御伐木
見守共申上候

一翌年閏三月万延元年ト被仰出候仙台領に打合之上御細工ニ御取
附日限左之通

万延元年閏三月廿五日昼より又候御仮屋に御詰合之御人数左之通

高屋　平馬様

折居嘉兵衛様

右は嘉兵衛様御病気ニ而此度は御仮屋に御詰不成候高屋様斗
りニて御勤被成候

古人八重樫萬七及川助作高橋嘉左衛門柳作兵衛高橋孫左衛門高橋
孫作高橋左衛門大工小頭宮沢義四郎子共長太郎木挽小頭安太郎脇
大工幸七平大工三人木挽弐人

右之通相詰申候

閏三月廿四日和賀川洪水ニ而化巻より大工共参り兼而廿四日映黒沢尻ニ逗留致候而廿五日御仮屋ニ相詰申候而廿六日御仮屋守与兵衛検断庄八同仁兵衛居懸り古人萬七より去年引取之節為頼置候御材木並拵候木品拙者共立合ニて大工小頭江相渡御細工為致申候

四月五日御細工御取合ニ付双方より金斗取合出会ニ付御当領より国役之内孫左衛門孫作助作脇大工幸七右四人ニ而弁当並生酒三升看三品人足壱人ニ而為持申候他領ニてハ古人小野寺喜源太千羽英吉桑嶋弁次郎相去町勝四郎大工召連相去村之内平林ト申処ニて出会仕候

鵜又四月七日八日両日之内他領より古人並大工共尺杖金斗取合相談ニ付御当領若柳町萬七宅江罷越候之相談仕候故前両日待居候得共不罷越ニ無拠御当領より孫左衛門大工幸七人足壱人召連源太宅迄罷越候其節之持参物生酒弐升看三品持参申候随而其節打合ニて他領より御当領江古人並大工衆御細工相談ニ三月十二日被罷越候趣之相談ニて御当領古人大工罷帰り

一前文通御当領ニて待居候得共罷越不申候間無拠御当領より四月十二日ニ人足ヲ以他領に大工並古人江形板持参為致候間途中ニて他領大工共ニ合申候右御当領人足直ニ罷り同役萬七ニて他領大工米蔵長太夫右弐人御当領古人並大工幸七ニ而出会致相談候御当領より弁当並生酒弐舛看三品振舞申候

一四月十三日より御境春廻山ニ付折居嘉兵衛様高屋平馬様折居兵蔵様古人孫作覚右衛門作兵衛御召連御廻山被成御仮屋ニて高屋平馬様古人孫左衛門助作萬七嘉左衛門詰合居申候

一四月十四日より御材木並延四板共荷物ニ梱り但シ壱箇ニ付拾貫目宛梱り申候柱土代之義は弐拾貫目程も有之候歟方之節ハ人足増申候たる木並長物類は壱箇ニ付八貫目宛壱箇ニ致申候歟方人足之義ハ鬼柳町ニて雇申候

一四月十五日出会ニ付仙台同役桑嶋弁次郎殿宅ニて仕候御当領より罷越候人数左之通

古人孫左衛門助作嘉左衛門萬七別当善行坊右四人大工小頭義四郎子共長太郎木挽小頭安太郎平大工四人外ニ合羽杯弐人生酒壱斗看はすゞき弐本其外御酒看三品御長持人持参仕候他領ニ而詰合人数同役喜源太左門茂吉金左衛門勇吉相去町勝四郎甚之亟大工小頭佐藤清四郎平大工三人木挽弐人別当光善院右之通人数双方より罷越出会首尾能相済仕候其節之相談ニは頭茂仕付田植ニも差掛り候間中ニも当年ハ節合も無覚束相見得候当秋二百十日前後ニ登山御建方被成候様致度旨他領より当領江打合ニ相成御当領同役衆申候ニハ何レ右様之御打合ニ御座候ハヽ右之御文通被下度ト申候右之御文通之趣役江頭差上申度候間被遣候様致度候

他領より文通左之通

一筆致啓上候向暑之砌各様愈御堅勝ニ可被成御勤仕珍重之御儀ニ奉存候当方私共無異勤仕罷在申候乍憚外御安意可被下候然ハ御境御駒堂御建替普請墨所御代組候出来栄ニ相成候処御双方農事最中一統遂惑之時節ニ相至り付ては田植後二百十日前後ニ登山御建替ニ相成候様致度右可得貴意如斯御座候已上

四月十五日　　仙台領古人不残印形付御当領古人不残付

右之紙面御役頭様ニ差上候処高屋平馬様花巻江御持参被遊直々他領より之文通二百二十日後ニ登山御建替方被仰付候右ニ付他領江遣ン返状之安紙花巻より御持参被遊候

御安紙右之通御状致拝見候如仰向暑之砌各様益御安康可被成勤仕珍重之御事奉存候当方拙者共無恙罷在申候御安意可被下候然ハ御境御駒堂御建替御普請墨所御材組之儀御出来ニ相成候得共御双方共農事最中ニ付一統遂惑之時節ニ至候間二百十日前後迄登山御建替之儀御延被成度旨被仰遣致承知候役頭江相伺候処伺之通下知相済申候此段為御挨拶可得御意如斯御座候已上

四月十六日　御当領古人不残印形付

仙台領古人不残付

四月十六日より御材木賦方仕候右御材木之儀ハ御仮屋より高屋様御屋敷迄賦り申候間十八日三通江御人足割合遣候得共出入足無御座候故鬼柳町駄賃馬雇候而附賦り申候上鬼柳村よりは少々出申候不残高屋様迄賦置申候

四月十七日ニて木挽小頭安太郎平大工共ニ不残御細工出来栄之事故御仮屋元御引上相成罷帰り申候高屋様並古人五人同十八日不残引取申候仮屋ニて御拝借之諸道具不残肝入与兵門衛ニ相渡シすへふち共ニ直々相渡罷帰申候

閏三月廿五日より御扶持米請取候

一御蔵米　三駄　閏三月廿五日下ヶ

一同　三駄　四月四日下ヶ

一同　弐駄　同　十七日

〆八駄

右は御仮屋ニ而御細工御伐組申請取高屋様並古人七人別当大工木挽共迄日数ニ割合相渡申候

一五貫六百文

右は他領出会入料ニ御下被下前之御建替之節は其節入料次第書上御下請取候得共此度は格別別段ニ付一出会弐貫八百文宛御下ニ出会分五貫六百文

外ニ雑事代一日壱人上五拾文下四拾文宛御下請取申候

一弐貫八百六拾文

右は閏三月廿五日より四月十八日迄新木代

右薪木並炭明油は御役頭様ニて代銭御払被下古人大工小頭平大工共迄不残御払被成候

萬延元年申七月初より御駒堂御建方ニ付登山之趣他領同役衆に打合致候双方相談之上同廿六日より参詣道通草木剪払候普請並御小屋懸方江御取付附仕候御材木之義は高屋様御屋敷より本畑長之助宅迄賦り上申候右ニ付折居嘉兵衛様新湯元に御詰被成候古人覚左衛門孫作助作右三人相詰申候高屋様御材木登せ方ニて宅ニて御世話被成候御小屋懸人足之義は雇人足ニて掛り申候

七月廿八日里古人三人花巻より大工小頭義四郎平大工共新湯元江相詰申候

八月二日御当領仙台古人大工共出会ニ付水上甚四郎宅ニて双方持寄ヌ以出会仕候精酒三舛宛持参ト申事ニ相談致候得共他領より三舛樽二ツ六舛干はも二把なす十上々大根三本持参被致候御当領ニては三舛五舛樽都合八舛相出し申候

出会献立左之通

一吸物　かれい　みやうが　一御肴　ほや　あわび　にしめ　外ニ取肴

一二ノ汁　はも　なす　一御皿　生あゆ　塩ふり

一飯一平　干あゆ　こんにやく　いもの子

一飯米七舛煎申候

八月三日大工小頭義四郎並平大工共不残新湯元お立登山仕候同四日下還宮直ニ取壊ン候付善行坊古人覚左衛門斗り登山仕候八日大工共御天ニ登山八日九日両日之内ニ御棟上致度旨他領より申来候間御当領ニ而承知致候雨天ニ付延日ニ相成申候御棟上無ン然ル処御棟上用意前例之通書上仕候而買上致候御祝儀かざり物ハ大工小頭義四郎ニ相渡ン申候右品物前例之通八月十日晴天ニて御役頭御両人様新湯元より駒嶽御小屋場江御詰被遊候荷物少々残り外ニ脊板八箇本畑ニ残り候ニ付右残物登せ方世話人ニ古人孫作壱人新湯元残り申候同十一日晴天ニて御棟上

右御祝儀物左之通

一御棟上申候祭入用物一壱束東山紙

一弐状へそく紙　一弐反白木綿

但ン大方にて　但ン弓つるに懸ケ

一弐つおさ　一三面小鏡

一拾本扇　一弐組人形

一拾反真綿　一弐つけぬき

一上々弐拾目廉原　一三つ鏡餅

但ン大ふり二三がへニて

一壱貫文懸銭一ケ机に

一三百三拾三文まき銭一弐舛白米
一弐箱まき餅数二百入一弐ツ神酒鈴
一五合諸白神酒　一壱舛呑酒但シ生酒ニて
此度は生酒七舛
濃酒壱斗
一三拾人前吸物　一御肴にしめ
但シしやうぢんニて　同断
右之通調申候かざり物ハ大工小頭義四郎江相渡御天ニてかざり双方之別当御ぎどふ相済候上に両国之大工小頭御棟之御祝儀申候何も相済候後御天於宮ニ御吸御酒双方より御祝申候
一御棟上之御三がへまき餅ハ別当善行坊江被仰付指申候但シ白米壱斗弐舛ニて十二日天気ニて大工共働キ申候十三日天気ニて働候十四日雨天ニ御座候得共双方惣出来栄ニ相成御祝儀左之通
御吸物無シ
御神酒生酒弐舛　濁酒壱舛
御肴にしめ
外色々五品詰り
但シしやうぢんニて
御天ニ而遣候諸道具前例右通花巻御城より大工小頭義四郎御拝借申候釘かすがへ金具類も大工小頭御城より下ケ遣申候
右之通十四日ニ惣出来栄ニ相成御役頭様古人大工共迄為休足嶽の湯元引取申候御小屋之義取壊不申小屋守之者三人残守申候
一御蔵米惣〆弐拾弐駄ト三斗五合御扶持米
右者御駒堂御普請中御下米払
一八月廿四日天気ニ而嶽の湯元より惣立払仕候荷物負下人足之義ハ三通御人足也岩崎村より為差替本畑上下ニ申候御伝馬之義も岩崎村より為差替申候
御遷宮之事
猶御下宮ニ御遷宮之義ハ八日廿八日御座候御役頭御両人様古人七人同廿七日晩より相詰申候御宿之義ハ藤助宅
花巻より金側坊被仰付罷越申候所の山伏廿七人別当善行坊宅ニ而宿申候御賄之義ハ先例之通御上様より御代物ニて善行坊江御下渡被成候何しも廿七日晩より相詰申候
嶽の御小屋場左之通
一壱軒　右者御役頭様並古人衆飯煎場共
一壱軒　右者大工小頭平大工並人足小屋共
一壱軒　右者御材木小屋
一小屋掛人足都合四拾人程此代八貫文程
但シ壱人付弐百文宛払
御褒美左之通
御境駒ケ嶽観音堂御建替普請首尾能相済候に付為御褒美鳥目百五

拾疋宛被下置申候
申十二月十二日
御境古人

右之通花巻御城代様より為御褒美被下置御役頭様御下ヶ請取御渡シ被下候已上
十二月十二日

一拾六貫文　古人七人別当壱人郡八人支度料拝借仕候
右者申年より丑年迄向六年ニ無利足ニて上納仕候筈
一御建方御材木之義者先例之通栗柱檜けやき都合八拾壱丁半之御材木品数別帳ニ有之候已上
十二月

八〇　金ケ崎町六原　桑島弁治文書

（表紙）
萬延元申年
南仙御境黒前御刈方の留覚牒
孟秋吉日

（本文）

一筆致啓上候残暑之砌各様愈御揃御勇康可被成御勤珍重之御事ニ奉存候当方私共無異勤仕罷在申候間御休意可被下候然者御境通り赤石鼻より横落まて安政二年御刈払相成候所当年旧例之通順年ニ付来月中御立合御刈払ヲ始大小御塚上置共ニ相成候様仕度奉存候間御差支無之候ハヽ当領役頭江相違御刈払等ニ取付申度候間表立被仰下候様致度御内々御向合可得貴意如斯ニ御座候已上

七月廿四日　　高橋　平八
　　三浦　平蔵
　　三浦勝四郎
　　桑嶋喜次郎

盛岡御領御境古人
八重樫重治郎様　及川　助作様
高橋嘉左衛門様　柳　作兵衛様

乍御報致啓上候　冷気之砌弥各様御揃御堅勝可被成御堅弥重之義ニ奉存候拙者とも義無異罷在候間乍慮外御安意被成下度候将又先月御内状を以被仰下候通御境平場ハ刈払並御塚上御普請当順年ニ付当月中御普請御取付被成下度旨被仰下得とも御駒候堂御普請御出来栄ニ相成候得とも直ニ当領ニ而ハ下タ宮迄迂宮旁ニ而御用繁多ニ御座候間何卒来月十五日頃より右御刈払御普請江取付申度候

間右之御会ニ而表向御文通被成下度奉存候右御内々可得貴意如此
御座候已上

盛岡領御境古人

柳　作兵衛　　高橋嘉左エ門

八月十四日

及川　助作　　八重樫重次郎

仙台御領御境古人

桑島弁次郎様

三浦勝四郎様

三浦　平蔵様

右江返状

一筆致啓上候格別秋冷相増申候所弥各様御揃御堅固ニ御勤仕可被
成御座弥喜之御義ニ奉存候随而当方一統無異勤務罷在申候間乍憚
外御安易被意下度候且御境筋里前通より御刈払並御塚上置御普請
当順年ニ付御取付之義去月中御内々御打合仕候得とも御駒堂御建
替方御用御繁多之由ニ付段々相延置候事ニ御座候所然るニ右御堂
御普請も最早御出来ニも相成申候間右御刈払方江来月初より御双
方御取付相成候様仕度右御報早速得御意度如此御座候已上

三浦　平蔵　　三浦勝四郎

八月十五日　　桑嶋弁次郎

盛岡御領御境古人

八重樫重四郎様　　及川　助作様

柳　作兵衛様　　高橋嘉左エ衛門様

御同役中様

向方より打合延引ニ付当方ニ而相認メ相達申候文通

一筆致啓上候冷気相催候所各様弥御勇健ニ可被成御座弥重々御事
ニ奉存候当方拙者共無異勤仕罷在候間御休意被下度候然ハ御境目
通り横落より赤石鼻まて安政弐年御刈払相成候所当順年ニ付御刈
払並御塚上置共当月中御取付被成度先頃委曲被仰聞候ニ付当領役
頭江相伺申候所下知相済申候間当月下旬頃より御取付被成様致度
候尤御取付日限之儀は猶前広可被得聞候右可得御意如此御座候
已上

盛岡領御境古人

柳　作兵衛　　高橋嘉左エ門

八月七日

及川　助作　　八重樫重治郎

仙台御領御境古人

桑嶋弁次郎様　　三浦勝四郎様

三浦　平蔵様　　高橋　平　様

願達

上伊沢相去村北上川端赤石鼻と申所より御村之内六原横落と申所迄南領御境通り大小御塚上置並草木御刈払等之義安政弐年御手入罷成当年六ヶ年目御刈払御境御塚上置共ニ御年限順ニ相当り申候間双方御境古人共立合当月下旬頃より御取付罷成候様南領御境古人共手前より打合申来候間前々より御刈払罷成候節ハ御人足七拾五人郡役を以被召仕御入料金弐歩弐朱ツヽ被渡下御刈払上置共ニ御座候所右ハ入料之義ハ御刈払中双方御人足共昼喰弁当等隔日ニ取遣ニため定例御境古人共ニ被渡下置来り御下知相済居候義ニ御座候間此度迄も急ニ御刈払江御取付被成候様御吟味被成下度奉存候尚又右之趣ハ御他領御境古人共江も兼而之通申合置候義ニ御座候間被是江も御取合早速御下知置成候様御吟味被成下度南部共古人申聞候紙面写差添指者共連名を以如此申上候已上

六原御境古人

萬延元年　　平　八
八月

相去町検断ニて
御境古人　平　蔵
六原肝入ニて御境古人
桑嶋弁治郎
相去村肝入ニ而
勝四郎

大肝入
千田五郎右衛門殿

八一　北上市　菊池秀雄文書

（表紙）
元治甲子年
御境古人諸役諸郡役
御免被成下度願並御下知書

二月改

（本文）
乍恐奉願候事

指者共義御境古人御用被仰付壱ヶ年金弐歩ツヽ之御合力金被下置難有奉頂戴数拾ヶ年之間勤仕罷有申候処此末々指者共所持之持高諸役付持高同様諸役諸郡役並内外御屋御人足共御免高ニ被成下候様御吟味被成下度奉願候上伊沢御他領御境筋之義ハ段々御承知も被成下通同郡西根村之内嶽山三ツヶ森と申所より大日の嶽峯境夫より駒ヶ嶽馬頭観音堂江見通御境相去北上川岸迄大凡田舎道百五拾里程も御座候所右之内山里と持前相分候て勤仕罷在申候所南部

御領ニ而ハ春秋と二季御境古人頭と申御役目之御向役様御上下四人ツヽ御方式様に御同所御境古人共御付添ニ而御境筋為御見分之嶽山之ヶ森より御境通り相去数五日位之御日続を以御廻勤被成置其節は拙者共日々御立合仕居候義ニ御座候且近年ニ罷成年々正月下旬之頃嶽山通堅雪ニ罷成候節ヲ見合御候通諸木被盗材候様子ニ付春彼岸過雪消ニ不罷成内ハ拙者共代り々々ニ御境通廻勤不仕不罷成候義ニ有之且又夏田植過より秋彼岸迄ハ里前野通江御他領より草賃為刈方之猥ニ人馬相入候様子ニ付是隔日ニ廻勤仕候義ニ御座候処彼是ニ付而は南部御境古人共江為打合等之諸御用多ニ有之殊ニ早春より秋彼岸過迄山里共ニ廻勤不仕候得共御境筋者不埒等之義相生候様ニ而ハ難相済訳と勘弁日仕々廻勤有之次ニ南部御領内小前御取振人気等諸事之義承被等之義者拙者共江被仰付近ク

ハ御同領ニ而七八ヶ年已前御百姓共集会仕御領内気仙郡江打越候節も右集会模様等之義承被別而申上等ニ在候是又安政三年春南部美濃守様御領内御巡見被為遊候節御巡行御行列ヲ始何日より何日迄其所御泊り此所御昼ニ而日数何日位之御巡行被為遊候との義並近々御田地御竿入罷成其段共委細承被申上候様被渡候ニ付何時ニても拙者共同役之内弐人ツヽ隔番に仕右入料は仲間供を以被の他江打越数日逗留彼是之模様承り被申上候義ニ有之次ニハ天保年中御巡見様御通行之砌ハ松前より御渡海之模様為承被南部五の戸迄罷越御渡海数日致申上候義も有之近年ニ罷成候てハ箱館御奉行様ヲ始公義御目付様繁々御通行被遊候てハ右御役々様御帰府等之節松前より何日頃御渡海哉之元何日此御通行御模様之義も為承抜之其時ニ南部御領迄打越模様承抜段々申上置候義有之諸事御他領御引張之義ニ而内実臨時不時不少之日間費諸雑費も相懸り候義ニ御座候所進綿と壱ヶ年金弐歩ツヽ之御合力奉頂戴勤仕引続居候ヲ今更取起願申上候義も恐入遠慮至極ニ奉存候得共何様吟味仕候而も年々不時臨時不少之諸雑費相省キ可申様無御座至極無拠義も御座候間品御別段之御吟味を以当年より末々拙者共持高御郡諸役付持高同様諸役郡役並内外御雇御人足共御免被成下度右御用続高を以諸雑費等相省キ引続勤仕罷在候様御吟味被成下度奉願候面論委細之義ハ直々口上ニ而も願申上候通ニ御座候間旁江も御取合宜敷被仰上御下知被仰渡候様御吟味成下度拙者共連判を以如斯奉願候

己上

上伊沢相去村之内六原御境古人（平八）

文久弐年

九月　同　西根村前方　ク奉右ヱ門

同　相去村之内六原

桑嶋弁治郎

同　相去町　同　平左ヱ門

同　相去村肝入ニ而　勝四郎
同　西根村北方肝入ニ而　茂吉
同　村南方肝入ニ而同喜源太

大肝入千田五郎右衛門殿

右之通南部御境古人ニて肝入喜源太等願申候間吟味仕候処近年御境通諸木密伐等被致候風唱杯粗右聞得共他右古人共不時臨時之御用多不軽事ニて御年貢金之内より御指引を以壱人前ニ付金弐歩ツヽ、御合力被下置候分ニて中々首尾合不申仲間持寄を以相勤内実相痛居候義ハ兼て見聞も罷在無余義訳と奉存猶壱人前持高見合申候所別紙取調之通ニ而過分之御高にも無御座如願之諸役諸郡役並内外御雇御人足共ニ御免被成下度奉願候右様被下候得ハ追々共御境通諸事御取締り相立候様尚又壱統精勤も仕義と奉存候委細ハ直々口上を以申上候通り之次第ニ御座候間御取合御別段之御吟味被成下如願之御下知被仰渡候様被成下度持高調相添如此申上候已上

四年十月　上伊沢大肝入千田五郎右衛門

常　治様
専　治様

上伊沢南部御境古人共持高調左ニ申上候

高弐貫三百八拾八文　喜源太

外ハ略ス

右之通取調如此申上候已上

文久弐年　上伊沢大肝入
九月　千田五郎右衛門

上伊沢南部御境附相去村等三ヶ村御境古人共年々金弐歩ツヽ御極引を以被下置少候所当節不時臨時之御用有之ため諸事承抜等之ため御他領江罷越候ニ付右逗留中之諸懸り中間持寄儀を以是迄相弁候得とも内実相痛候ニ付持高諸役付持高同様諸役諸郡並内外御雇御免高ニ被成下度願書大肝入別紙之通申聞候間尚吟味仕候処御目通不埒等無之様繁々勤可仕義ハ素より持前之義ニ而致而申立候迄ニも無御座候得共此節

公義役々御通行多ニ付而ハ箱館御奉行衆を始御取扱在々役々御国入幾日と申義為承抜不申候而ハ万壱御不取扱之義相出間敷ことにも無御座候間前広より御他領迄罷越其時々為申出御国入幾日と申義相知夫々御取扱も相成居候義付何時も承抜之ため罷越事に相聞へ申候所右逗留中不少諸懸り相も懸り右費丈ケ之所ハ段々相痛居候との義ハ無余義訳ニ相見得申候間願出之通持高諸役付持高同様御吟味被成下度候

御境付候義は何分人気取押置自然御取締ニも相立候之様御吟味不被成下候而は追々御不益之義相生間敷ものにも無御座候間右様ニ

も被成下ハヽ、段々難有相心得尚又精勤も仕可義御座候間旁御取合
御吟味罷成被仰渡候様仕度村方願出紙面指添此段右達申候已上

戌の十一月　古山常治
橋本専治

右之通被申聞候処一応無余儀訳ニ相見得候へとも右様之義ハ同郡
ニ限り候事ニも無之余郡類聞ニ相成不及御吟味候間各其心得首尾
可有之候以上

正月　境野右衛門㊞

古山常治殿
橋本専治殿

如此被仰渡候間其心得首尾可有候已上

正月廿九日　橋本　専治
古山　常治

大肝入衆

如斯被仰渡候間右其御心得首尾可有之如此申遣候已上

大肝入
千田五郎右衛門

二月十四日

肝入　喜源太殿
〃　茂　吉殿

御境古人衆中

付録　南部伊達両藩藩境線関係資料

首尾有之諸役係リニ可差戻候已上

子の十一月廿日　岡与次右衛門

大肝入衆

上伊沢南部御境付相去村等三ヶ村御境古人共持高諸役付持高同様
ニ被成下度申達候処刈田越河並七ヶ宿ニ而ハ何様取扱居候哉承合
吟味可申達御付札を以被仰下承知仕打合申候所柴田刈田両郡共ニ
御境古人共承配之ため被召仕候而も持高等御用□被成居候分無御
座由別紙之趣申聞尚吟味も仕候所上伊沢義ハ承配一篇之義ニも無
之前書古人とも願立ニ相見得候通西根村之内嶽山三ヶ森と申所よ
り北上川岸迄大凡田舎道百五拾里程在之右ヲ重々廻山並南部御領
ニ而ハ年々春秋御境古人頭江古人共付添御境筋見分之砌ハ合も立
有之其他諸木密材制道ヲ始南部御境古人共打合之諸御用も有之其
外何日相替風唱ニ而も有之候得は其時々打越承配仕居候所当時公
義役之御通行度毎承配も仕左候而は臨時之諸雑費も相懸り候由ニ
而脇御境江は引続罷成不申候間出格之御吟味も不被成下候而ハ罷
成申間敷候間先書にも御取合御吟味罷成被仰下候様仕度差添此段
相達達申候已上

子の九月五日　岡与治右衛門
鈴木広之進

右之通追々共被申聞御取締係り御代官承別紙ニ被御申聞趣共令承知右様之義御時節柄何分勘弁可為仕事ニ而容易ニ御吟味可被成下様無之訳ニ御座候得共直々被御申聞趣無余義訳も相見得候間同郡ニ限り当分願之通被成下候条各其心御得類例ニ不相成候様吟味首尾可有之候已上

子の十一月　　宮沢左守㊞

鎌田正輔殿　古山常治殿

守屋豊治殿　岡与治右ヱ門殿

片平勘九郎殿

猶以首尾合後可被差戻候已上

上伊沢南部御境付相去村等三ヶ村御境古人共御合力企弐歩ツヽ、被下置候所村役付並諸役内外御屋人足御免高ニ被成下度品々願出相成御吟味之上掛者共吟味可申達旨御付札を以被相渡承知仕吟味仕候所所々御境古人被相立置候義ニ御座候得共勤方ニハ一様ニも無之先ハ御境取締り之ハ多分ニ相見得候処右古人共之義ハ御境勤等ニ不限往還付ニ而御他領方諸事間配等始色々諸役付同様ニ公義表御通行方等之承配方迄も仕候ため御免高ニ被成下度由願立之趣ニ相見得候処右様諸事江携居相勤候義ニ而諸雑費ハ勿論障費ニ相見得無余義願立ニ御座候処役付同様之義勤仕罷在候上ハ持高諸役郡役内外御屋人足御免高ニ被相免候

と申ハ不容易義ニ可有御座候得共御境付御用も繁多猶御他領方諸事聞抜等も折入相勤候様子右様のもの共ハ何分実事ニ踏込精勤為仕候様御世話も不被成下候ては有難義も薄く気然と□り候様ニてハ御境御取締り第一之義猶当時ニ形勢臨時之取扱メ之可仕時節彼是被御免可然と吟味仕候猶御取合御吟味罷成候様仕度被相渡一巻指添此段相達申候已上

子の十一月二日

鎌田正輔　古山常治

守屋豊治　片平勘九郎

尚以手数を以御免高ニ被成下度義も同役追々相達相見得候所其郡迷惑之筋ニも有之間敷御免罷成候上ニハ古人共勤功を以永々被御免候義ニ可有御座候間猶御吟味罷成候方と此段も吟味仕相達申候已上

上伊沢南部御境付相去御境古人共諸郡役並内外御屋御免高ニ被成下度由之義ニ付遂吟味申上候様御付札を以被仰渡奉承知候然ル所笹谷之義は往古より御境古人と申も不被相立置尤餘方往還筋御境目と相違仕近年大名様方御通行も不被為有候得は御他領模様等承配之義は掛者共手前ニ而向寄ニ承配仕御用弁罷成居申候所近頃世上不穏罷成候ニ付而は御他領模様承配之義兼而被仰渡置殊ニ当時之風説不分も御座候得共御他領江罷越候義有之内実痛ニ罷成筋ニ

ハ御座候得共前々より御境目に対し上ハ御用ニて補金等被下置度奉願上候義も無御座相勤罷在候事に御座候間右之趣を以首尾被成下度被相渡御壱巻被添捺者共連名を以如此申上候已上

元治元年　　柴田郡笹谷町検断　長吉
八月　　同　郡同　村肝入　新吉

大肝入大沼十郎左衛門殿

右之通被仰渡趣を以首尾仕候所御境目ニ付御他領承配等之為補被下置候義無御座何様ニか取続罷在候段前書之通笹谷町肝入等申候間此度迚も右ニ付補被成下度不申上吟味ニ御座候間右之御首尾被成下度被相渡御一巻差添如此申上候已上

同年同月　柴田北方大肝入
大沼十郎左衛門

莫記様

右之通柴田大肝入申出刈田郡之義ハ大肝入直々承届申候所同郡ニも御境々々は一宇大進暦々御持物ニ相成居御境古人と申銘之者無御座尤承配之ため被召仕候而も別而持高等御用捨罷成居候分無御座候直々申聞候間猶御吟味罷成如此御達候已上

八月廿八日　　新妻莫記

岡与治右衛門様

上伊沢南部御境付相去村等三ヶ村御境人古人年々金弐歩ツヽ、御極行を以被下置居候所当節下時臨時之御用有之諸事承抜等之ため御他領江罷越候に付右逗留中諸懸り中間持寄賃を以是迄相弁居候得共内実相補候ニ付持高諸役付持高同様諸郡役並内外御雇御免高ニ被成下度品々村方願出去ル年十一月中申達候処右様之義は同郡ニ限り候事ニも無之余郡類例も相成候ニ付不及御吟味も旨被仰渡先役古山常治等勤仕中首尾仕候而相見得候処上伊沢之義ハ余郡御境目とは難引競本往還附ニ付ては当時とも公儀役々繁ニ通行ニ付而は其時々御他領迄も打趣諸事承配候ニハ品々寄候而ハ数日逗留も仕候義ニ而内実不少之諸費も相懸り外ニ補可御様手段も無御座候間持高諸役付高同様今一応御吟味被成下度別紙之通村方願出大肝入申聞候間猶吟味仕候所一旦御吟味渡被成下旨被仰渡候上ハ追々共願出之趣不及御吟味ニ候と吟味も仕候得共物又委細ハ先頭ニも相見得候通当時とも公義役々繁々通行之義ハ御承知も罷成居候通之義ニ而御取扱有之輩通行の節ハ前広より御国入日限等ヲ始諸事為承抜候上夫々申達候取扱も罷成御用御間欠ニも不罷成居候所右逗留中之諸入料外ニ補可被下置候様も無之持高諸役付高同様被成下度との義無異義訳ニ相見得押返取受申達ニも遠慮至極ニ奉存候得共外ニ補可被下置様も無之只ニ為相補置可申様も無御座候永々と中義ハ不容易之義と奉存候間先ヲ年数を何当年より末五ヶ年も願出之通諸役付高同様御用捨罷成候様今一応御吟味罷成被仰下候

様仕度先巻並村方願紙面等差添此段相達申候已上

子の八月　　岡与治右衛門
　　鈴木広之進

右江御付札

加此追々共被申聞候所刈田趣河並七ヶ宿ニ而ハ何様取扱居候事之可有之哉各手前ニ而承合猶吟味可被申聞候事

八月十二日　　境野右衛門七

御代官衆御郡方横目衆

○乍恐奉願候御事

拙者共義南部御境古人被仰付壱ヶ年金弐歩ツヽ御合刀金被下置難有数拾ヶ年勤仕罷在申候所内実不少之諸雑費相懸り痛ニ罷成無拠儀ニ奉存候間右諸費為省キ右拙者持共高御郡諸役付持高同様諸役諸郡役並内外御屋御人足共永々御免高ニ被成下度去々年九月中別紙之通奉願候通りニ御座候処然ルニ右様之儀者当御郡ニ不限御境付余郡類聞ニ罷成不及御吟味ニ被仰渡承知仕拙者共去年中より段々寄合評義吟味も相尽申候処御境御取メ振之義ハ御領内御境通り一統之義ニ而申立改而願申上候義も至極恐入儀ニ奉存候得共当御郡之義ハ余御郡と違往還付ニ而公義御役々様等繁々御通行方ニ付而ハ諸事御他領御引張之御用繁多ニ罷成右御引張御用之義者何時も拙者共江被仰付御他領江打越万端相勤居候事ニて内実不少之

諸費ニて甚無拠義ニ有之且又余御郡御境古人之義は差当御用も有御座間数当御郡御境付之義ハ前願紙面江も委細申上候通之次第ニ而年々諸雑費相懸右入料何様相省可申手段も無御座方より段々願申上候所不及御吟味候段被仰渡右ヲ又候押追願申上候義も至極恐入無拠奉存候得共本往還付当御郡ニ限り候事ニ而如願之御吟味被成下迚御類聞ニも被為成間数と奉存候間今一応御吟味被成下拙者共持高永々諸役諸郡役並内外御屋御人足御免高被成下諸雑費相劣様奉願候尚此上御境返御取メリヲ始御他領御引張御用之義ハ精勤仕候様一統申合奉願候間御憐愍之御吟味を以如願之御下知被仰渡候様御吟味被成下度前願壱巻指添拙者共連名を以如斯ニ申上候

已上

元治元年　　上伊沢相去村之内六原
七月　　平八
同郡西根村南方　〃
　　李右衛門
同郡相去村之内六原　〃
　　桑島弁七郎
同郡相去町　〃
　　平右衛門
同郡同町横断ニ而　〃

勝四郎

同郡西根村北方肝入ニ而　　茂吉

同郡同村南方肝入ニ而　　御境古人　喜源太

大肝入　千田五郎右衛門殿

右之通り南部御境古人共持高諸役諸郡役御免被下度押返し前書之通願申出候間尚吟味仕候所右御境古人共御合力金壱ヶ年壱人ニ付金弐切ツヽ被下置候所押返シ願申出取諸申上候義ハ恐入遠慮至極ニ奉存候得共扨又当御郡之義ハ往還付義殊に近年公義御役々様等繁り御通行何時迄も際限も無御座余郡御境付とは難引合御用多不時臨時ニ被召仕候義ニ而内事相痛候義ハ兼て見聞罷有何を以為補可候様無御座候願立之趣無余儀訳と奉存勿論往還付而当郡之様之候義にて如願之持高諸役諸郡役御免被成下候迚余郡之類聞ニも罷成申間数委細先書之趣江も御取合御郡柄御別段之御吟味被成下如願之御下知被仰渡候様被成下度先々一巻相添如此申上候已上

子の七月上伊沢大肝入　千田五郎右衛門

与治右衛門様

広之進様

上伊沢南部御境古人共

付録　南部伊達両藩境塚関係資料

持高調左ニ申上候

高弐〆三千八拾八文　喜源太

高壱〆弐百弐拾六文　李右衛門

高三〆五百六拾四文　茂吉

内壱〆五百廿五文　六原江入作

高六百三拾九文　勝四郎

高弐〆五百四拾七文　平左ヱ門

内四拾三文　六原江入作

高壱〆四拾三文　平八

高四〆百六拾弐文　弁七郎

〆

右之通取調如此申上候已上

文久二年九月　上伊沢大肝入

千田五郎右衛門

其村南部御境古人共当秋より諸役諸郡役御免ニ相成高何程ニ可有之哉御用ニ相成候間取調明日中可味差出候右之趣御役様より被仰渡如此申遣候已上

丑の四月廿四日　大肝入千田五郎右衛門

肝入　喜源太殿

肝入　茂吉殿

八二　和賀町　高橋兵吉文書

（表紙）

慶応元年丑十月

御境平場通御苅払御普請御用ニ付他領古人出会隔日弁当相出諸入用留帳

高橋嘉左衛門扣

（本文）

覚

一金壱両壱歩也

右は御境苅払並御塚上置御普請ニ付他領古人共出会隔日弁当諸品為入料被下置慥ニ奉請取候　以上

柳　和蔵

高橋嘉左衛門

及川助作

八重樫重次郎

高屋平馬様

折居六蔵様

町道物

一三貫七百八拾四文　上諸白八升

一壱貫八百三拾文　小石代藤内ニ払

一百文　蝋燭代

一七拾五文　こんにやく弐

一弐百文　鮑三十ヶ

一三拾文　くづ

一百八拾文　しやうゆ壱升

一四拾文　す壱盃

一壱貫五文　鮭壱本

一六百六拾八文　白米三升

一百文　町道人足酒代

一七拾文　憩人手当

一四拾五文　とふ腐三丁

一弐百文　宿茶代

一壱朱　出会宿茶料

一九貫百五拾九文

一壱貫百三十文　白米五升

一五十文　紙代

一弐十四文　　日銭

惣〆拾貫三百六十三文

外百拾三文　白米五合

一八貫五百文　弁当料惣下

一壱貫五百文　四人江手当被下

一壱貫百拾四文　弐人分御賄代

一壱貫百拾四文　弐人分御賄代

右且那様より別段被下候

一三貫四百文

右は弁当料別段且那様より御手当として被下分

惣〆拾貫百弐拾七文

一拾六貫弐百弐拾八文被下分〆高

前さし引　五貫八百壱文過

四人割　壱貫四百五十文当

外五百文　肝煎中間割

覚

一壱貫五百文　古人四人ニ被下

一八百文　宿礼

一三百文　薪木代

一壱貫文　上下飯煎料

付録　南部伊達両藩境塚関係資料

一弐百文　濁酒弐升

右初日ニ場所ニ持参宿より

一三百足　宿茶代

一金壱朱　出会宿茶代

一弐百文　町造人足江手当被下

一百文　出会宿ニて人足代中間ニ〆払

八三　金ケ崎町六原　桑島弁治文書

（表紙）

明治元戊辰年

御境古人勤方御用筋諸達並ニ御下知留控

御軍事方　桑島林四郎

（本文）

写

此度相去御境目並関道筋西根村馬の沢下迄御警衛方御人数御出張

被成置候而捕者共御境通隔日廻勤罷在候所然ニ過る十七日同役桑

島林四郎平八両人ニ而廻勤之砌南部御領御境古人高橋孫作同覚左

エ門高橋政之亟三人矢張御境通廻勤先ニ而出会仕候間御国ニ而御

境目々々江御人数様御繰出御固被成候得ハ為何等之右様被重〻御
固可被成候哉御人数御何人様ニ候哉右之趣共摠者共江承合可申
達旨向の方御役頭より被申付候由を以宮能合候ニ付御境目ニて之
義ハ当節柄被仰渡相も互ニ関道口ニ廻勤仕候通りニ有之乍併
相去御境目江御出張御人数様之儀ハ九条様等御下向江御付添御人
数様之内相去町江御滞留右九条様等盛岡表江御首尾好御下着之御
様子並ニ猶何日頃右表御出立との御様子為御承知之御出張ニ相聞
ひ西根村馬の沢下関道迄ハ兼而御大家様方江御固被仰付置候場所
ニ有之候所当節柄ニ付御人数御繰出御警衛相成居候事ニ申断候之
間右之段御承知被成下度奉存候尚亦此上ニも度々出会も仕候事ニ
御座候処全躰之御趣意納摠者とも不心得ニ御座候得ハ先方江の挨
拶江も当惑仕候間此後出会と相尋候ハヽ何様相答候相而可然哉此
段奉伺候条早速御指図被仰渡候様被成下度摠者共連名を以如此申
上候　己上

慶応四年六月

平八
李右エ門
平左エ門
桑島林四郎
勝四郎
喜平治

二八二

茂吉

大肝入千田九郎左エ門殿

尚以　九条様等盛岡表御出立等の御様子迄ハ一円共知不申候
間此段も申上候己上

五月　桑島林四郎　喜平治　勝四郎　茂吉

大肝入　千田五郎右エ門殿

追達下書

拙者共義南部御境古人勤仕能在御時節柄御境通り御取締り之ため時々廻勤仕候ニ付改而苗字名乗帯刀御免相付候間袖背割着用被相免度当五月中品々伺申上置候通りも御座候処向方同役共ニも折々廻勤何時も帯刀同袖着用仕候物相見得拙者とも常服ニ而廻勢出会等仕候事ニ而は当節之形勢江も際立不申御取メり廻勤振も無之尤先書ニも申上候通り先年より苗字帯刀御免ニ而両立砌ハ帯刀を対し出会も仕居候文通ハ何時も双方苗字名乗居候義ニ御承知被成下候通りニ有之廻勤支度振り触レ合伺申上置末タ御吟味中ニ而余事と違ひ押返し伺等申上候義遠慮至極恐入奉存候得とも御時節柄御改革ニ付御取詰御吟味御指図被成下度不顧恐惶リヲも連名を以又々此段奉伺上候已上

慶応四年　　平　八

七月　　本右エ門

平四郎

桑島林四郎

喜平治

勝四郎

茂吉

大肝入　千田五郎右エ門殿

写

御境古人方ニ付苗字帯刀同袖等ニ仕度ニ而廻勤可然哉之義伺等当五月中申上追々責付伺迄申上末タ御差図も無御座候処此度御目付渋川助太夫様松坂出張様御立合ニ而古人方勤仕振り御尋ニ付先年より之勤仕振言伝等之趣並此度改而廻勤仕度等之義伺申上候義とも品々申上候処当節之形勢ニ付御下知も可相成候へ共御下知江不随早速被直右支度着用ニ而廻勤相成候様可仕我等も立合申渡候段とも御渡候間依而は明後廿六日廻勤先として当所迄為御礼之罷出候も如何ニ可為有候哉此段御打合仕候

八月廿五日　　三浦平左エ門

三浦勝四郎

桑島林四郎様

外御同役中様

尚以早々順達被下度廻勤先御出会之上御評義仕大肝入衆江も承知迄不仕置成候哉と奉存候間此段も申達候以上別紙之通相去表より打合申来候間尚御工成之上此度被直候度相改相方共一切併仕申上候間此段とも々々打合仕申候已上

慶応四年御日付様より帯刀御免候段被仰渡候ニ付

付紙　南部伊達両藩藩境塚関係資料

一代拾〆文上々酒壱斗

一五百文酒□

弐口〆拾貫五百文

但し七人割赤壱人ニ付壱貫五百文ツヽ、右之通無思慮従懸上ケ気の毒千万ニ奉存候へ共是も不及是非御察被下度連名を以如申上候己上

九月四日　　三浦半左ヱ門
　　三浦勝四郎

桑島林四郎様
外六人連名様方

外ニ諸役高御免方之義進退□と不被成下候間は御不相当□見得申候此義ハ年追々左ニ御わり合可存候事

一金四切弐歩八り五毛　桑島氏
一〃九歩八り　高橋氏
一〃弐切三歩九り弐毛　三平
一〃六歩　三治
一金三切三歩四り八毛　千葉氏
一〃弐切弐歩四り三毛　小野寺氏
一〃壱切壱歩五り弐毛　小野寺氏

口々合拾五切

写

指者共義御境古人勤仕罷在此度御目付渋川助太夫様松坂円治様相去御境通り御廻村ニ付勝四郎義御案内申上同所御宿陣所江通ル廿三日被召呼御境古人共御境通り廻勤振り等之義品々御聞届相成遂一申上御他領同役とも此節廻勤仕度帯刀御免相付候間袖背割着用折々出会等も在之指者共ニも苗字帯刀御免之事とは言伝も御届候へ共重立節計り帯刀出会等仕居然ル所当節之形勢当惑ニ而ハ御境廻り御取〆り廻勤振も無之候ニ付当五月中伝之通苗字名乗帯刀ヲ対し被御出御戎服御国印相付候間袖背割着用仕可然哉之義同申上候得は御指図無之尚又七月中御責付同申上候段とも御両御目付様御列席江直々申上候所御下知江不指向之通着用支無之早速より相用へ候様□に候江ハ其方より相指候様可在之候とも被仰渡難有御受申上候外五人同役とも之義は御指図無之翌廿四日松坂円治様江御同申上候処右之者共迚も同様之義ニ而早速より右仕度着用ニ而廻勤等可仕被仰渡難有御受申上候間右之段御承知被成下候様御願々宜敷被御上被下度此段とも指者共連名を以如此申上候己上

慶応四年　上伊沢郡相去村之内六原
　八月　御境古人　高橋平八
　同郡西根村南方
　小野寺李右ヱ門

同郡相去村之内六原御境古人
桑島林四郎
同郡相去町御境古人
三浦平左エ門
同郡西根村南方肝入ニ而
御境古人　小野寺喜平治
同郡相去町検断ニ而
御境古人　三浦勝四郎
同郡西根村北方肝入ニ而
御境古人　千葉茂吉
大肝入
千田五郎右衛門殿

尚以本文之通御百御下知被仰渡候ニ付今廿八日御境通り廻勤先相去町松坂円治様御宿陣所江一統罷出御受御礼申上候間此段も申上候已上

八四　金ケ崎町六原　桑原弁治文書

写

際立寒冷相催申候所愈無御障御勤仕之たん奉大賀候次小子義も無異罷在申候間乍憚御休意願上申候日時御互之勤仕方過ル十三日御懸様に罷出候節南方共江御相談之上別紙下書之通伺差出候処御差図ハ何様罷成候哉も難斗奉存候へ共一先御承知之ため差添御廻仕候尤御取扱ハ何様ニ転変仕候哉ニも御座候へ共明年ハ御刈払候年ニも相見得旁ニ付而も今より得御指図ヲ致候方と心付如斯尚御□さた中候は御用御済次第御廻可被下此段も申達候已上

己の十月十八日　勝四郎

林四郎様

外　連名略ス

下書竪紙

乍恐以書付奉伺候

私共義仙台御旧領之節南部御旧領之国境双方へ古人と申役銘之者七人ヅヽ被仰付山里と上伊沢相去村北上川片瀬片川中より同郡西根村駒ケ嶽観音堂迄境通り所々境塚被相建置右塚々々間年限を以

刈払塚上置仕紛乱等無之様取〆り之ため境古人と申義を被仰付壱ヶ年金弐歩ツヽ給分被下置持高諸役御免被成下勤仕罷在候者ニ御座候所前沢御懸様江右之趣奉伺上候処境之義は是迄之通紛乱等無之様御役締可申勤仕罷在候様被仰渡候処右役勤方之義此末何様仕可然哉御指図被成下度此段奉伺候已上

御郡相去村之内六原境古人　林四郎
明治二年十月　〃　〃　平八
〃相去村同断境古人　平左エ門
〃西根村南方境古人　李右エ門
〃同村南方肝入ニ而同　喜平治
〃相去町検断ニ而境古人　勝四郎
〃西根村北方肝入ニ而同　茂吉

大肝入　五郎右エ門殿

八五　金ケ崎町六原　高橋定義文書

当相去村之内六原徳右エ門
右御境古人先年より代々相勤候ニ付壱人ニ付御合力金弐切宛毎年御年貢金之内より被下候今以右之者相勤右持高諸役御免高ニ被下置難有御境目相勤明治二十年正月願書申上度此上御聞判被成下度此段申上候以上

乍恐奉願候御事

上伊沢相去村之内六原
先年より古人御百姓
新館屋敷
徳右衛門

一高壱貫八百八拾五文
田代壱〆六百五拾四文
畑代弐百三拾壱文
右之内
高弐百四拾五文

百姓

父祖三代手不足之時節縁者聟養作方頼ミ地ニ被致置為其証文の無御座頼ミ土地ニ被置無相違所也安政四年之頃養作嫡子無沢分近所

伊之助親願之銘致犯判揃者義徳右エ門為親類茂右エ門ト犯判五人
組合犯判之永代之持添地ニ被致高セ反改仕候高セ反共行違江度去
春中より色々数度共　弁次郎嫡子周助右両人迄内合仕候得
共弥親類安左衛門殿立合只今迄日限ニ致所只今之挨拶卿之高行違
候而□江咄ン致被及事ニ親類之安左衛門殿江挨拶罷有申候無拠
申上高之大料者何ニ程何拾文より大料此事御吟味被成下度申出候
尤弐百四拾五文之百姓無之候而御百姓永続成兼候之御願為其親類
五人組合連判之上今日願申出候此段奉願上御吟味被成下度候以上

地主　徳右エ門
五人組合与頭　伊之助
親類　平八
〃　安左衛門
〃　幸之助
組合　子之助
〃　金次右エ門
〃　利左衛門

明治二年
正月　手ひかへ也如願かね
同村肝入
勘之丞様

付録　南部伊達両藩境関係資料

八六　北上市　菊池秀雄文書

乍恐書附を以奉上申候

第十三大区拾小区相去村六原農

私共儀

先年仙南国境締結之ため朋輩三拾五人御組立罷成右人数之内拾八
人之者共追々品有之身帯被召放役地御預り散田前高と号し村役附
江追高罷成居所其後右地私共江地主同然配地ニ罷成年々の上納上
済罷在候所今般地租御改正ニ付村役附故桑島周助名前地価帳御取
調ニは可有之候得とも右同人義当時惣代除役罷成候付当役之者江
御廻相成候地形と相心得居候所昨年来又々桑島ニ而地租御取上候
由を以度々御責附ニ罷成右地如何之訳ニ候哉相尋候へ共私先祖よ
り持地杯と申候ニ付私共当御役組惣代之処江罷越右次第申届其上
如従前之村吏ニ御預地と御取調村内利益ニも相成候様被成下度口
上を以数度奉歎願候得は手元ニ而は差支無之旧惣代桑島江折合致
可然哉ニ被仰談候ニ付又候右同人江懇々折入熟談相及候得とも何
時も先祖より持地と申ニ付地代金何方江御渡し何切を以誰より御
持受可有之哉と相尋候へは後へ向て拝領之地とも云前後不揃之挨
拶振ニ付左様之訳ニ無之筈と報答相及候得とも迚も相対ニて埒明
不申右ニ付三ケ尻村へ添村之節村長鈴木又兵衛より相渡被置候旧

高帳並今般御改正之反別等一字取纏差上候間右同人御呼取詳細御取調御糺明之上従前之通村吏之御預地と御取調村費之加足ニも相成候様波成下度私共連印を以究明如此奉上申候已上

明治十年　千田周之助　繁蔵　丑松　太民治　幸七　庄蔵　十蔵　慶治　金右衛門　長治　勇之亟　善蔵

第十三大区相去七番扱所

正副戸長御中

外ニ

六原旧御足軽十八人御暇之者預地

御改正反別左ニ

一　反別壱丁壱反六ヶ壱歩草
一　〃壱丁壱反四畝弐武歩
一　〃壱丁九反八ヶ拾歩
一　〃五反九畝拾弐歩
一　〃壱丁廿壱歩草
一　〃壱丁四反九ヶ拾五歩草
一　〃壱丁弐反七ヶ廿五歩草
一　〃弐丁弐反歩
一　〃壱丁八反三ヶ廿六歩草
一　〃六反三ヶ歩草
一　〃壱丁弐反三ヶ廿六歩草
一　〃壱丁三反壱ヶ廿歩　草
一　〃弐反七畝廿弐歩
一　〃五反六ヶ廿壱歩
一　〃壱丁七反三ヶ拾歩　草
一　〃壱丁六反三ヶ拾歩　草
一　〃弐反五ヶ六歩
一　〃壱丁五反弐ヶ歩　草
一　〃壱丁九反六畝歩　草
一　〃弐反九畝拾弐歩
一　〃三反七ヶ拾七歩
一　〃壱丁九反六ヶ歩也
一　〃壱丁三反弐ヶ廿四歩　草
一　〃壱丁七ヶ拾四歩也
一　〃壱丁六ヶ拾歩　草
一　〃三反八ヶ廿歩
一　〃壱丁四反五ヶ拾八歩草
合弐拾七ヶ所
合反別三拾壱丁七反六畝拾弐歩
此内弐拾四丁八反二ヶ拾弐歩

八七　北上市　菊池秀雄文書

御尋ニ付御答奉申上候

第十三大区拾小区相去村六原御田領中御取立御足軽御暇之者共預地先般地券取調之義ニ付同村農千田嶌之助並松田善蔵迄拾弐名之者共不分之云々奉上申候段事実御尋罷成候ニ付詳細一ツ書を以奉申上候

一　南仙御境目ニ付御警衛之ために元御足軽三拾五名被相立置候内追々拾八名之者とも品有之御暇罷成右跡屋敷地官有地ニ付新ニ壱畳敷江高弐拾文ツヽ、拾八軒分小頭高三百六拾文御高入ニ罷成百姓前に被相廻外ニ屋敷続地高之高四拾八文取合高四百八文之所同村御百姓万平と申者所指罷在候所右同人天明之凶歳之度死亡ニ相成其後散田前と罷成居候ヲ文政五年度当村肝入彦太郎勤役中願之上私祖父養作方預地被成下其後小作人等吟味之上千田局之助と松田善蔵迄拾弐名之者先祖者江示談之上立附地ニ仕多少年貢金石立之上年々御郡費並税金等も私手前ニ而連綿と上納仕候地所ニ有之先般地租御改之砌も私持地ニ取調差上義にて全く従前より当村吏追高並配地等ニ罷成候所ニは聊無御座候事

一　御暇之跡残地之義は村内ニおゐても極悪地と相見得別段望人も無之故か御旧官中より毎年百姓無地荒行無税地同よふ別而御取調罷成村役預り高ニ同よふ罷成居候所明治五年地租御改正被仰渡候砌別而重キ御旨意柄も御布達ニ罷成候ニ付右地所之義も夫々吟味ニ廻私之地ニ組入取調差上候義ニ而別段勝手自由之取調仕候義ニ無御座候事

一　前書御暇之者跡地村吏預り地ニ仕度由を以私江再度懇ニ折入熟談ニ相及候事御尋相成候所右地所義ニ付右拾弐名之者共より聊相談被相及義毛頭無御座候へとも併立附年貢之義ニ付当三月中阿部長治父養治並松田勇之ゟ罷越年貢多過之義で品々相談相成候へとも前書跡地村内有益ニ相廻し村費加足ニも仕度候との義は一円咄合も無之却而右拾弐名之者より前後不分之申上振と奉存候事前書之通懇ニ取扱議之所一ツ書を以奉上申候通ニ御座候間宜敷御聞糺御取調被成下度此段奉上申候已上

明治十年六月

第十三大区拾小区相去村六原

桑島周助改称桑島林四郎

第十三区七番相去級所

正副戸長御　御中

字内野　壱丁壱六七壱歩や
字同四番〇
字同五番〇　秣場壱丁弐反三七廿歩や
字同六番　林三丁弐反六反歩草

字同七字秣場　五反八畝拾歩　草
字同拾二番〇　秣場壱丁三反九セ十九歩や
字同拾三番〇　秣場壱丁六反歩や
字同十四番〇　秣場壱丁三反九セ十歩や
字同十七番　秣場弐十一反四セ十四歩草
字同廿五番〇　柴生地壱丁八反五セ五歩や
字上三十人町四十七〇　柴生地六反六セ廿八歩や
字上三十人町七十一番〇　秣場壱丁弐反弐十六歩や
字同七十三番〇　柴生地壱丁三反壱セ廿歩や
字同八十七番〇　柴生地五反八セ拾壱歩草
字同八十八番〇　柴生地壱丁六反四セ廿九歩や
字同八十九番〇　柴生地壱丁六反弐歩や
下三十人町十番　柴生地弐反七セ歩草
字同十一番〇　林壱丁六反九セ十八歩や
字同百三十四番〇　柴生地弐丁弐反廿七歩や
字同百三十六番　秣場壱反六セ四歩草
字同百五十一番　秣場四反五セ六歩草
百五十二番〇　柴生地万丁七反六セ廿歩や
字下沢十六番　柴生地壱丁八反三セ廿四歩草
字同　壱丁三反廿壱歩

十七番一〇　柴生地五反四セ拾弐歩や
字同十七番二〇　秤場四反九セ九歩や
字同二十番〇　林壱丁九セ歩や
字同二十一番〇　秣場四反弐セ歩草
字三十七番一〇　壱丁六反拾四歩　柴生地壱丁四反八セ歩や
字同三十七番二〇　草生地壱反弐セ十四歩続
〆三十三丁五反三セ五歩

小頭反別　桑島分
小頭反別　百四十三名
荒地分

右は明治十年十月中則量調書上仕候分

八八　金ケ崎町六原　高橋定義文書

夏油御境駒ケ嶽馬頭観音由来

一伝曰人王拾代桓武天皇の御宇延暦二十年辛巳奥の夷の大将悪路王赤頭王意を背き請見ケ関を責登り候ニ付従時ノ帝坂上田村丸ニ宣旨有之右朝敵為退治奥州江発向候所右両人田村将軍ニ被打亡早速御帰陣共刻田村丸右陣中江被召候芦毛駒御秘蔵第一の名

馬煙孫村ニ而落申候故悉不便ニ思召則塚ニ御築嗣御立置被成候
由其後嘉祥三年慈覚大師廻国之頃煙孫村へ御懸り所のもの二御
尋被成候者是ハ何のつかに候哉ト御尋ニ付所のもの申ニハ是ハ
先年田村丸陣中御召之名馬落候故此所ニ御埋嗣立置候由申候得
者慈覚大師之仰ニハ左候ハヽ此宮居を観音に御ゆわひ可被成候
則龍頭山馬峯寺と御改被成候由に今煙孫村馬峯寺と申寺名ニ称
し来り申候物又慈覚大師被仰候ハ是より未申ノ方ニ当り高山見
得候ハ何と申山ニやと御尋被成候所のもの答候は何とも山の名
ハ無之候得共和賀伊沢江刺三郡の境ニ御座候由申候得と慈覚大
師ニ仰候しハ左候ハヽ末世三郡の境馬頭観音を彼ノ高山江御移
可被成被仰所のものニ附属被成候へ共其頃迄は人倫不通之高山
故登山難義の所峠ニ大太郎大次郎と申兄弟のもの大　量　（欠）

昭和四十二年三月二十日印刷
昭和四十二年三月二十五日発行

岩手県教育委員会

印刷　大日本印刷株式会社
仙台市東二番丁六八